

世と箱崎に戦ひ八幡宮兵燹に罹り社殿悉く回祿せり。これより持直と兵を合せ兼朝の子持朝と筑後に戦ひ持朝敗れて肥後に歸れり。是に於て持世は急を幕府に告げて援を請ひ、幕府の命に依りて小早川源平等豊前に入り持世と共に持直と鞍持に戦ひ、尋で持世と持直及び嘉頼との間に戦鬪久しく續き互に勝敗ありしも結局は持世優勢にして持直は僅に豊後を保ち、嘉頼は肥前の一部を保ちしに過ぎずして筑前は持世に屬しその威力は廣く北九州に及べり。

義教は盛見及び持世を扶助し九州を統一し幕府の勢威を張らんとしたりしも、宿將は多く無爲を望み姑息の策を支持し嚴肅なる態度を持せざりしなり。畠山滿家の如きは九州に對する策として、義教に「遠國事ヲハ少々事雖_レ不_レ如上意_ニ候_ト、ヨキ程ニテ被_レ關_レ之事ハ非_ニ當御代計_ニ候_ト、等持寺殿以來代々此御計ニテ候ケル由傳承様候、尤又殊勝存云々」滿濟准后日記永享四年三月十六日の條と説きし程にて嚴肅なる態度を持して僻遠の地を統轄するを幕府の傳統的政策にあらずとせる程なり。されど山名時暲は終始嚴格なる態度を持し義教亦之に贊して大内氏を授け九州平定を策せしめしなり。而して九州の屢、動亂を生ずるは探題全く勢力無くその人を得ざるに歸するとし、小早川持平燕平の父幕府に稟請して人選を請ひしに宿將等もこの議に贊し新に人選せんとせり。乃ち時暲の一族が當時中國に勢力あれば之を簡拔せんとせる程なり、以て時暲が九州の問題に關し重きをなせるを知るべし。されど之も實際に行はず持世専ら幕府の沙汰を九州に執次ぎ實力の上より探題の職務を代行せり。かく義教は鋭意九州の一統鎮壓を圖りしも事志と違ふ所多かりき。されど僅に持世に依りてその志を實現し、やがて大いに爲すあらんとしたりしなり。

第六節 外交の刷新

義滿の明に對し屈從せる態度に嫌焉たる義持は、義滿が病を獲るに及び神明に祈りしに神明はこれ臣と稱して明に従ひ、その正朔を奉ぜざる態度を怒れる爲めなりとの神語を得て必ず明との交通を斷絶すべしと遺言せりと稱して明使を拒絶し、爾來彼我の國交全く絶えたり。義教はその後を承けしも内政に忙はしくして未だ外を顧みるの暇なかりき。やがて義持の政策に對する反動として義教は明貿易を計畫し永享三年の頃より準備し四年六月に之を決行することとし、天龍寺の僧道淵を使として派遣し國書を持せしめたり。その表文は善隣國寶記・東海瓊華集に載せたり。幕府は既に應永三十三年に毎航三艘を約したれば公には三艘を遣はすこととなりしもの度私に二艘を増して五艘とし、一號船八幡丸は義教の分とし、二號船は相國寺分、三號船は山名時暲、四號船は赤松滿祐・細川滿元・細川成之・畠山持之・一色義貫・三條家・聖護院・三寶院・大乘院・青蓮院・善法寺・田中の十二人分、五號船は三十三間堂分とし各貿易品を船載せしめぬ。貿易品は輸出品として臘虎皮・胡・太刀・長太刀・槍・銚子鏡・銅・扇等なるも輸入品は生絲・北絹・緞子・金襴・麝香・道士及び婦人の古衣等なり。貿易には多額の利益あれば幕府・諸將・諸寺等は各、外官一人從二人を派し之に多く有徳の商人を從はしめ、利益の十分の一を收得する定としたるも尙利する所頗る多額たりしなり。されば大名・社寺・商人各競うて貿易船に加はらんことを望めり。大乘院寺社雜事記文明十二年十二月二十一日の條。使僧道淵等は六月十二日に兵庫を發し、義教は自ら之を送り尋で須磨・明石を遊覽して歸洛せり。看聞日記。尋で六年に道淵等は明使内官雷春等を伴ひ先の五艘に明船三艘を加へ歸朝

せり。その報達せしを以て幕府は航路に於て賊難に遭遇せんことを虞れ、大内・松浦・千葉及び四國・備後等の海賊衆をして之を警固せしめ、明使の給與并に接待に就きての費用は洛中の土倉役を以て之に充つることとして準備成り、義教は夫人三條氏・侍女・廷臣等を伴ひ五月二十一日兵庫に下りて之を迎へり。遣明船は播磨室津を経て二十二日攝津和田崎に着し兵庫に入れり。義教は之を觀て歸京し、雷春等相隨いで入京し六條法華堂に宿せり。かくて雷春等は幕府に參入し義教は之を引見する際の儀式に就きて義滿の屈辱的態度を改善し刷新せんとせり。

初め應永九年に明使來りし時には内大臣近衛經綱・左大臣菊亭公行は共に之を幕府の惣門に迎へ、義滿は四脚門に迎へ、明人國書を頭上に捧げて進入し、母屋の前に置きたる高机の上に安置せり。これに對して義滿先づ焼香して三拜し跪きて國書を披見せり。義滿のこの態度は當時既に斯波義將も贊せざりし程にて准后滿濟は餘りに鄭重に過ぎたりとなし、この度は改むることとし、寢殿に高机を置き、國書を載せ拜することは之を略さしめ、又雷春を寢殿の大床迄義教が出で迎ふることとなさんと提議せり。幕府は管領細川持之・赤松滿祐をして之を雷春等に豫め打合せしめしに先例に準じ國書を義教の一拜せんことを請へり。仍りて關白二條持基・前攝政一條兼良等の議を徵し引見の儀を定め六月五日雷春等參入し、前右大臣三條實雅・前内大臣大炊御門清通之を四脚門に迎へ母屋に進ましめぬ。母屋には東迫北に曲桌一脚を設けて義教の席とし、西に曲桌二脚、庇曲桌三脚を置きて内官三人、外官二人の席とし、雷春等階下に來りし時義教は大床に出でて之を迎へ、明人國書を奉じ義教の前の高机の上に置けり。之に對して義教焼香二拜して國書を披覽し曲桌に着き茶禮あり。尋で進物を官人取り出し義

教の前に陳列せるに唐櫃六十合あり。これにて引見の儀終り、雷春等は退下せり。その國書は善隣國寶記に載せあり。この時雷春等は海寇に對する取締を嚴重にし、明の憂患を緩和し、海賊船に捕はれし明人を開放し、八月に雷春等を歸國せしむべきの三事を要請したりしに幕府は之を聽許せり。而して雷春等歸國に際して返牒を認むるに當り義教は從來の例に依りて日本國王源義教とし、明の正朝を奉ずるを喜ばずして國書を議せしめしに鹿苑院寶山は干支のみとして年號を略さんとし、持之・滿濟は明の國書にある如く日本國王源義教として臣字を廢し、年號は從來と同様に明の年號をその儘用ひ、別に書を以て我が國の成立てる由を説き爾來明の正朝を奉ぜざるの意を通すべしと述べたり。されど最後には先例に従ひ國書に明の正朝を用ゐたりしも臣字を廢し日本國王としたりし如し。その文又善隣國寶記にあり。滿濟准后日記・看聞日記・薩戒記・師知記。

以上説きたる明使接待の狀に考ふるに義教は十分に義滿が明使に接したるの態度を改め、追従政策を變じて自主的外交をなさんとするの念ありしを知るに足ると共に同書に臣字を廢したるは大なる改革と云ふべし。從ひて義教は外交上刷新改革せんとする所ありしも正朝を奉ずる如きは滿濟等に妨げられその議に聽きて全く改善するに至らざりき。されども稍々外交を刷新して國書を改め明使引接の儀を革めし事實は肯定し得べし。この後義教に時を假し續いて明と交通し自己の志に依りて一切を處理するに至らば必ずや大いに改革する所ありしなるべきは想像に難からざるなり。

第七節 綱紀の振肅

義教は幕府の威權を確立し雄藩の跋扈を強制し權臣の跳梁を抑壓し、宮中及び幕府内外の綱紀を嚴肅にせんとせり。されば關東を抑制し九州を制御せんとし叡山衆徒を壓抑し大和の諸氏を征伐せしめたり。而して宮中及び幕府の風紀弛廢せるを肅正し紊亂せるを取締り墮落せるを匡正し、僧徒神人の横暴をも礼彈して毫も忌憚する所なかりしなり。かくして綱紀肅正の實漸く揚らんとせり。その詳細なる説明は順を追うて次に述べんとす。

第一 宮中の取締

義持は仙洞及び禁中の大奥に出入して沈酔して宿泊すること多く、爲めに上下の風儀甚だ頽廢せることは既に之を説きしが當時尙これと同様の實例少なからず。即ち右近衛中將正親町三條實雅は稱光天皇の寵妃大納言典侍日野有光の女を姦せりと傳へられたり。仍りて天皇の逆鱗甚だしく直ちに實雅を勅勘ありて後小松上皇に之を執進あらせられ罪せんとせられたり。實雅の父公雅は之を辯じて更に罪跡無しと陳せるに父子同罪たるべしと御沙汰あらせられぬ。依りて義持は天皇を慰釋し奉り漸く公雅は許され實雅は官を擡はれたり。看聞日記應永廿二年四月七日の條。かゝる例は禁中にて多かりしがその後天皇も崩じ實雅も赦されしに實雅は又上皇の宮人一條局日野西盛光の女と通ぜりとの嫌疑を蒙れり。仍りて上皇より義教に勅し之を罰せしめられしに義教は先きに洞院實熙が同様なることありし場合を例とし準據すべしと説きて宥免を請ひ、若し實雅を赦したまはされば實熙を追罰し、賞罰の均衡を保ち度しと勅答

したれば上皇も止むなく之を宥され、將來に就き公家を戒飾する爲めに仙洞・禁中共に小番の制を定め結番を五番とし、廷臣をして交替して之に當らしめ後房の禁を嚴にし女犯の輩は上中下蔭の勝劣に依らず罪科に處することとし遠流とし所帯を召放つべきを規定し群臣をして誓書を獻せしめられたり。かくして義教は制規に従ひ人物の如何に依らずして處罰すべきを定めしめ取扱の公平を計り、情實に捉はるゝを避けたり。然るに幾もなく禁中の女官あちや御臺所にて男子を分曉せり。禁中出産は前代未聞の事にして重き穢觸たり。仍りて嚴密に取調べしめられしに楊梅少將兼重の實犯たること明かとなりたれば、上皇より義教に沙汰せられ罪科に處せしめられぬ。義教はあちやを追出し、兼重を罪しその所領菅生莊を奪へり。この後禁中の風儀尙紊れ女官等の亂行續きしが參議四辻季保が上皇の侍女甘露寺兼長の女大納言局と密通すと義教に落文にて告げし婦人あり。依りて義教は萬里小路時房・廣橋兼郷を使として上皇に訴へ先達定めたる制規に従ひ處分せられんことを通り奉れり。仍りて上皇は季保の出仕を留められ時房をして事實を訊問せしめられしが實を得ざりしに季保の青侍逐電せり。これその所爲なりとして季保を釋されたり。この事に關し中納言數季俊も亦疑はれ季保と共に湯起請をも命ぜられしが季保の釋さるゝと共に季俊も亦釋されんとせり。義教は之を遮りて斬罪に決せしも俄に考を改めて之を宥し、將來の爲めに義教は仙洞の侍女と侍臣との雜居混合を禁じて別居せしめ各四壁を嚴重ならしめぬ。かゝる規定は宮中には古來より無きことにて希代不思議不吉とせり。されども義教は之を斷行して宮中の風紀を取締りて嚴重となし禁中の廓清を圖りて違失する所なからしめたり。看聞日記。

第二 廷臣の戒飾

義教は禁中に對しその取締を嚴にするのみならず廷臣に對しても亦之を深く戒飾して放縱を避けて嚴肅ならしめ聊にても不興なる點あれば假借することなく之を嚴科に處せり。その所罰は嚴格に過ぐるの嫌あり。之を事實に徴して考ふるに永享元年九月義教が奈良に遊ぶや攝政二條持基・傳奏萬里小路時房以下の公卿武臣等千餘人之に従ひ、婦人も多く行列にありて輿四五十を伴ひ行粧壯麗なり。神祇伯白川雅兼・侍從東坊城益長等も亦その行裝見物の爲めに奈良に下向せり。義教瞥見して之を識り還るに及んでその行動を怒り籠居せしめぬ。尋で免されしが翌二年十一月九日義教は直衣始を行ひ、仙洞及び禁中に候し歸て退出せんとせる時益長指燭に參じ一咲せり。義教は自己の動作を笑へるものとして大いに怒りその所領二ヶ所を沒收し又籠居せしめぬ。又前關白近衛忠嗣の次男は義教の猶子として醍醐寺寶池院附弟となることに定まりしが、忠嗣が義教襲職以來祝賀に來らざりしが漸く四ヶ年目に來り、義教が室町新第に移りしと雖も亦入りて禮せざりしかば、これ義教を蔑如するものと爲し義教は急に一條兼良の子教賢を入室せしめぬ。忠嗣は周章狼狽せしと雖も亦及ばざりき。看聞日記。又六年二月に義教の側室阿古上藤初めて男子を産めり、義勝是なり。上藤は義教の正室裏松氏の妹重子なり。即ち正室及び重子共に裏松重光の女にして義資の妹なり。義資嘗て義教の譴責を受けて屏居せるにその妹男子を分娩せるを以て必ず宥免され眉目を開くべしと世人信じたり。而して公家・廷臣・僧俗相踵いで幕府に參賀すると共に義資邸へも祝賀に赴けり。義教は潛かに人を派し義資邸に赴ける人々を見せしめてその交名を注進せしめ、籠居せる者を訪へりとしてこれ等を皆所罰し官位を退け閉居せしめぬ。この爲めに四條宰相隆夏・西園寺大納言公名・花山院大納言持忠・綾小路少將有俊・頭右大辨忠長・石清水八幡宮別當田中宋清・相國寺鹿王院芳菴・賀茂有清等六十

餘人譴責を受け所領を奪はれたり。前關白九條滿輔之を遮り止めて義教と不和となり、義資の子右少辨重政は難を恐れ薙髮して僧となり、一族日野有光は大和に逃亡し、裏松氏の食邑は沒收せられて日野兼郷に與へられたり。やがて義教は刺客を遣はして密かに義資を殺さしめたり。然るに前參議高倉永藤義資の死を義教の所爲なりと風説せしと聞きその所領を沒收し之を薩摩硫黃嶋に流せり。看聞日記・滿濟准后日記・薩戒記。裏松氏は歴代幕府閥門の所出にして足利氏とは密接なる關係を有し、義資の妹二人は共に義教の室たり。その叔母康子は即ち義滿の夫人にして後小松天皇准母たる北山院なり。その妹榮子は義持の夫人にして義量之母なり。かく足利氏と深き關係あるにも係らず之を所罰せり。初め義教は一切の政務は之を准后滿濟・管領等に聽きその獻策を納れたり。滿濟及び管領斯波義淳等義教を諫め義勝誕生の慶事に際し多く所罰をなすの不祥を説きしも義教は從來の慣例を破り、自己の意志に従ひて斷乎として爲し難き所罰を敢行せり。これ義教としては他に依らず全く自己の所存に従ひて政務を行はんとするの志を示せるものにして情弊に捕はれず、閥門に私せずして斷行せしと雖もその處置の苛酷なるは否む能はざるなり。その後十年二月に義教參内し諸將に命じて松柏子を東庭に執行せしめぬ。松柏子は能樂の一にして風流と稱し當時流行せり。即ち謠を唱し鼓舞をなし公武の間に盛に行はれたり。義教は管領細川持之・山名持豐・赤松滿祐等をして單物を着して舞はしめ、後花園天皇は群臣侍女を率ゐて簾中に窺覽せしめたまへり。尋で盃酌に際し右大臣鷹司房平與無く時宜に違ふの故を以て義教の怒に觸れて所領を沒收せられ左衛門督三條實雅に與へられたり。建内記。房平の如き名門にして右大臣たるにも係らず義教の爲めに所領を沒收せられたり。尙義教の爲めに譴責を蒙りしもの甚だ多し。妙法院宮堯性法親王は後光嚴院の第十二の皇子なるが永享六年五月義教の

忌む所となり罪を懼れて出奔し尋で自殺され、翌七年四月義教の宴樂を禁中に獻するや親王・公卿等皆侍せり。仍りて義教は前右大臣三條公冬をして陪宴せしめしに醉へるを以て辭せしかば之を怒りてその所領を削れり。又八年二月に關白二條持基・大納言中御門俊輔も多武峯長者宣の事に關し、義教と議協はずして所領を奪はれ、冷泉爲之も亦義教に逆らひて所領を沒收せられぬ。尋で傳奏中納言日野兼郷は豫て義教の寵を受けしが賀茂在方祈禱の撫物の事より義教の旨に違ひてその所領を悉く奪はれ出仕を止められぬ。看聞日記・滿濟准后日記 これ等は義教と相納れざりし爲めなりしと雖も義教の近臣を罵りしものも亦罰せられたり。嘉吉元年二月義教が白川雅業王の邸に赴きし時接待に舞樂ありしが、伶人東忠右は義教の寵を受けし伊勢貞國と争ひ之を罵りしと聞き忠右を殺さしめぬ。忠右は胡飲酒舞曲の相傳者にして斯道の大家なるに義教の一旦の怒に觸れ身を喪ひその妻は家を火きて自殺せり。看聞日記 此の如く義教は聊にても自己の志に背反するものは門閥に論なく親疎の別なく直ちに所領し領地を削除しその地位を斥けたり。これ固より義教の資性剛毅にして勇決果斷なるに基けどもその行動の専恣にして毫も假借する所無きは歴代に於て未だ嘗て見ざる所なり。爲めに廷臣等日に戰々兢々として義教に接し恰も薄氷を踏むの懷を以て事に當れり。かくして廷臣は一日と義教に依りて戒飾を加へられ指紳の間に於て嚴肅なる氣宇自ら上下に充實して紀綱自ら嚴正となり、又前代以來の風尙を止めざるの觀ありたり。

第三 幕府大奥の取締

義教の綱紀嚴肅なる態度は自己の監督下にある幕府の大奥にも及べり。由來大奥は義滿のとき以來風紀紊れ義持の時代には一層頹廢して醜聲外に漏るゝものありたり。されば義教は最初よりその風紀の維持に努めたりしな

り。爲めに稍々肅清せられしと雖も尙時代の風潮に従ひ往々紊亂せる場合もありき。永享九年十一月には義教の侍女たりし玉川宮長慶天皇の皇子の姫東の方及び小辨等相國寺の僧と姦通せること發覺し之を流罪とし、又阿野實治の女二條局も亦後花園天皇の室町邸行幸中姦淫せるを以て髪を斷たしめ、姦犯の僧侶四人は首を刎ねられたり。看聞日記 又十年三月には赤松滿祐部下の輩日野資任の姉あや御料と通ずると疑はれて殺されぬ。看聞日記 十二年三月には、義勝の侍女上臈六條有定の女僧と通じ流罪に處せられ僧は首を刎ねられぬ。建内記 かく苟も風紀を紊るものは假借する所なく嚴刑に處して廓清に努めしかば大奥の取締嚴重となり風儀頓に肅正せり。而して義教は尙その部下を御すること甚だ苛酷なり。永享七年九月伊勢參宮に従へる御膳奉行進士某の調理宜しからざりしかば之を責めて途中より追ひ返し歸洛と共に近衛河原に刑し、又九年冬に義勝の供御惡しとしてその膳夫を流罪としたり。看聞日記 又義教の弟大覺寺義昭は義教に背きて迫撃を受け大和に破れ九州に逃れしが島津忠國之を殺し首級京都に着し公武の諸臣祝賀の爲め幕府に赴きしに父義滿の側室たりし大炊御門氏慶雲參賀せざりしかば之を怒りてその所領を奪へり。かく義教は嚴肅と云ふよりは寧ろ苛酷なる所業多かりしを以て當時尼にして伊勢大神宮の神託を受けしと稱し義教をば惡將軍と罵るものあるに至れり。これ義教の性格を神託に托して評せし自然の聲にして内外共に義教の態度が父兄のそれに反して嚴峻苛酷なるを喜ばざるの狀態を知るを得べし。

第四 幕府宿將の振蕩

廷臣の勢力は恐るゝもの無かりしを以て義教は苛酷に之を所罰せしと雖も幕府の宿將に對してはその一族多くして動もすれば結黨して反抗するの恐ありしかば十分に考慮し容易に之を所罰し得ざりしなり。これ諸大名の權

威重く雄藩跋扈の餘を享けし時代なればなり。されども義教は之をその儘に看過する程寛宥なる人物にあらず、必ずや一大鐵槌を諸大名に下し之を制壓し幕府の威嚴を確立せんとせり。今その狀況を次に概説せんとす。

山名時熙は前代よりの宿將にしてその威權内外に重く一族多くして勢望隆々たり。その長子持熙刑部少輔放縱にして幕府の勤務を屢々怠れり。義教は之を憚ばざりしと雖も時熙の勢を憚り之を如何とも爲す能はざりき。永享三年五月持熙が特に幕府に對して不勤なりしかば義教は准后滿濟に命を傳へ、義教としては時熙の心中を察し、持熙を所罰せざるも時熙に於て持熙を爾來幕府に出仕せしむるを止めしむるか、將又遠國に追ひ下すか適當に處置すべき旨を時熙に傳へしめぬ。是に於て時熙は持熙を廢して他に赴かしめ弟持豐をして代りて嗣子たらしめたり。滿濟准后日記。 義教の宿將を憚る此の如きは其の勢力の偉大にして一旦の過誤を以て不測の變を生ぜんことを恐れたるが爲めなり。されども義教の處置往々峻烈にして所罰苛刻なる點多かりしかば六月畠山滿家・山名時熙・畠山滿則等滿濟に就きて義教に對し天下無爲の政道を布き寛宥なるべきを望み諸將等決して私曲を存せず天下の爲めに盡すべきの誓書を致し、義教はこれ等宿將分國內に於ても政道に特に注意し沙汰致すべきを約せり。滿濟准后日記。 宿將と義教との間はかくして融和し互に至誠を披瀝して事に當れりと雖も、宿將以下に於ては尙義教の處置に間然する所ありし者多かりしなり。幕府政務の要衝に當り足利氏とは最も親密の關係にありし伊勢氏にありても亦義教に含む者ありたり。政所執事伊勢貞經は義教の苛刻を怒りて抗争する所多かりき。義教は之を喜ばざりしが貞

經はその志を蛭川親吉に致せる書狀の中にも「當時御政道相違間、面々議定之旨在之、仍天下へ當年計」と書きたり。親吉は之を義教に呈し、義教は又之を持之・時熙に示し、滿家・持之・時熙は滿濟に會して貞經を罰せら

れんことを議決したりしが、義教は伊勢氏は義滿以來足利氏の相續者を養育せる格別の家なるを思ひ、唯貞經の職を罷め弟貞國をして之に代らしめたり。滿濟准后日記。 貞經の誹謗は義教の政務嚴肅なるを憂へて爲せしものなれども幕府と關係深きを以て敢て罪せられざりしなり。若し公卿・廷臣にしてかゝる事ありしならんには決して所領を全うし得ざりしなり。されば義教の緊肅は餘りに過激にして内外上下をして畏怖せしめ近親宿將をして憤激背反せしめんとするの趣を呈し憂ふべき結果を將來せしめんとせり。かくして宿將は畏怖の念に驅られ幕府の諸司は不安に陥り公卿・廷臣は戰慄して義教に面從せる結果はやがて嘉吉の變を誘致するの止むを得ざるに至りしなり。

第八節 緊縮政治の破綻

義滿・義持兩代は地方にありては毎に兩勢力の對立するを認め中央にありては勢力の單一なるべきを策し以て天下を安泰ならしめんとせることは既に之を説けり。義教は父兄の政策に甘心せずして新政策を樹立し嚴重なる緊縮政治を行ひて天下を統一し幕府の威權を確立せんとし、内は禁中・幕府の紀綱を嚴肅にして秋霜烈日の如く公卿・諸將に臨み、外は關東を征服し九州を制御し雄藩の跋扈を抑制し、山門の衆徒を壓伏してその命を承服せしめたり。かく嚴肅なる政治を布きたれば上下威服し内外懾伏すべき筈なれども實際に於てはその抑壓に堪へずして不平を抱き不滿なる者少なからざりき。從ひて禍は却りて幕府に近き大和より起り、その弟義昭の反抗となり。これ幾多の原因存在すべしと雖もその基く所は義教の殘忍なる性質・過酷なる性情に存せしならん。かく

禍は近く近親及び近畿より生じ、やがて義教をして不測の變を招かしむるに至れり。さればこれ義教が自ら招きし禍にして正に緊縮政治が招來せる破綻と認めざるべからざるなり。

第一 大和衆徒國民の争闘

大和は神國と稱せられて他の諸國と自ら趣を異にせり。これ一國に守護なくして東大・興福兩大寺及び多武峯・金峯山寺等の所領地のみにて僅に宇陀郡のみ伊勢北畠氏の所領として存せしに過ぎざりしなり。されば東大・興福等の諸寺は守護と同様の勢力を有して大和を統御したれば他の諸國と異なり行政機關の如きも特別の形式を有したり。東大・興福等には上に別當・三綱ありて寺務を統轄せり。その下に宗乘に志せし學侶と衆徒あり。衆徒とは學侶以外の僧徒及び末寺にある僧徒の總稱にして寺領の莊園にあるものを併せ稱せり。而して一山の大事は學侶と衆徒と興福寺十三重塔下に大會を催して決せられ、衆徒は之を六方又は八方に分てり。六方衆とは戊亥方・丑寅方・辰巳方・菩提院方・龍花院方・未申方を概稱したるものにして之に南北の二方を加へたるものを八方衆と云ふ。尙學侶・衆徒の外に大和には國民及び郷士あり。國民とは興福寺所領の莊園にありし武士を云ひ、郷士は山間溪谷に發達せる武士を稱せり。例へば古市・筒井・番條・飯高・豊田・井戸・小泉・福智堂・六條・寶來・岸田・長柄・杉本・櫻原・今市・秋篠・山田・平等寺等は衆徒にして越智・十市・片岡・箸尾・布施・高歳・高田・楢原・吐田・立野・柳本・福住等は國民なり。興福寺長專日記應永廿一年六月二十日の條。應永の頃には衆徒と國民との區別ありしも時代を経るに従ひ兩者混同し、衆徒は自ら國民と同様となりて判然たる區別を失ひ後に室町時代の末には兩者を概稱して國衆と呼べり。

室町時代の初めに於て衆徒と國民との區別尙判然たりし際には動もすれば兩者相反目せり。初め興福寺一乘院所領大和平田莊に一乘院より段錢を課せしに莊官箸尾・萬歳・高田等は國民にて貢租を抑留し納れざりき。仍りて興福寺は國內の兵を發して箸尾等を攻め勝つ能はざりしかば幕府に援助を請ひしに管領畠山滿家は兵を出すに先だち箸尾等を諭して命を奉ぜしめんとしたり。箸尾等も滿家の説諭に従はんとしたりしに衆徒たりし筒井順覺等箸尾等が幕府の歡心を失へるを機とし急にその城を襲へり。箸尾等は怒りて却りて順覺の屬城を圍みしかば順覺は援を幕府に請へり。仍りて義教は順覺の態度を怒りしと雖も從來援助し來りし關係あるを以て箸尾等を諭して兵を止めしめんとしたりしに命を奉ぜざりき。而して將に畠山・細川・山名等諸將をして出兵せしめんとしたりしに滿家は之を諫めて使を遣はし箸尾等を諭し命を奉ぜしめたり。時に永享三年九月なり。翌年興福寺又所領に課税したりしに國中の一揆蜂起して奈良に亂入して嗽訴し、寺社・諸院の年貢免除を請ひ衆徒官符に依り宥免せしめんとせり。この騒亂に乗じて國民たりし箸尾・越智等兵を聚め衆徒の首領たる順覺を攻めたり。順覺僅にその城に據りて之を禦ぎ、越智維通は龍田社を火き、村民は維通を攻めて之を追へり。義教は注進を得て箸尾等を惡み之を攻めんとせるも滿家が切に請うて順覺を召し之を責めんとせり。仍りて順覺上洛して箸尾及び維通の罪狀を訴へぬ。是に於て義教は赤松滿祐・畠山持國をして之を討たしめしに持國は滿祐の弟義雅と共に大和を征し、維通・箸尾・萬歳等の國民をその城に攻めぬ。かくて維通等各敗れて逃れ去り持國等凱旋せり。滿濟准后日記・看聞日記・大乘院日録。その後維通等も亦舊地に還り、高市郡高取城に據り、衆徒と國民との争は依然として繼續し、六年八月順覺が幕府の命を奉じて維通を攻めしに却りて箸尾等に挾撃せられて陣歿せり。幕府は西大寺の僧をして後を相續せ

しめぬ、之を順弘と云ふ。順弘は維通等を征せんことを幕府に請ひ、幕府は持國及び畠山持富・細川持有・土岐持頼・京極持光をして順弘を援けしめぬ。持國の將遊佐國長は維通を檜原城に攻めて陥れ、維通は箸尾城に入りしも亦支ふるを得ずして遁走し、大和平定して國長に維通の領邑を授けられぬ。されど九年正月に維通等亦起り幕府は安藝・石見の兵を遣はし斯波持種をして之を統率せしめしが持種は維通等と戦ひて屢、之を破れり。かく大和に亂起るを以て義教は一舉に之を絶滅せんとしたりしも諸將之を止め、更に持國・細川持常・同持有・土岐持頼・京極持光・富樫教家等をして之を征せしめぬ。諸將は兵を分ち維通に屬せる多武峯を攻めて之を下し、維通の本據高嶋城を陥れしが未だ維通等を獲る能はざりき。然るに禍は却りて幕府の脚下に起り義教の弟義昭は義教に反抗せんとして大和に走り維通の黨と結べり。看聞日記・大乗院日記目錄。

第二 足利義昭の逃走

義滿の第六子義昭は大覺寺門跡となり東寺一の長者に補せられたり。大覺寺門跡略記。義教の緊縮政治に對し上下怨望する者多きに鑑み、義昭はその政治をば惡逆無道の政治とし、一門兄弟として之を退け足利氏の運命を既倒に救ひ、家門を續け萬民を助くるは正に義持の猶子たる自己の責任なりと稱し、九年七月に突然逃走して攝津天王寺に赴き去りて大和に入れり。薩藩舊記・看聞日記。豫て義昭は大覺寺統の後村上天皇の皇子泰成親王の御子圓滿院門主圓胤大僧正と通じその與力の人々とも結ぶ所ありしかば圓胤大僧正は、やがて義昭と共に逃去せり。看聞日記・康富記。義教は之を聞き嚴命を大和に傳へてこれ等を捕へしめ賞を懸けて物色せしめぬ。義昭は大和に入ると共に幕府に抗争せる維通に寄り吉野に赴き名を尊有と改め幕府に對し不平なる諸氏を招かんとし廻文を送りたり。されども應ずる者

尠なりしも翌年七月兵を天河に擧げたり。偶、畠山持國・細川持常等維通を征し倉橋・橋寺の二城を陥れしを以て一色義貫・京極持光をして義昭を攻めしめ之を破れり。而して當時維通は吉野山中にありしが十一年二月諸將連りに之を窮追し維通の弟次郎は雪別所に自殺し、續いて維通も亦長谷寺客舎新中に自殺し、箸尾は熊野山中に逃れしも亦獲られて斬られ、その首級は京都に送り六條河原に梟せられ大和平らげり。されば義昭も大和・紀伊の間に身を置く能はずして伊勢に入り北畠氏に寄らんことを恐れ幕府は北畠持康をして之を搜索せしめぬ。時に薩摩島津氏の部下熊野三山權現に詣れる者ありしが途に義昭に會してその依頼を受け、山伏の體にて日向に伴ひ歸り、日向那珂郡橋間に駐まらしめぬ。仍りて義昭は薩摩の樺山孝久に書を送りて依頼し、扶助を托して兵を集めんとしたりしも孝久應ぜずして幕府に注進せり。是に於て義教は大内持世に命じ島津忠國をして之を討たしめぬ。かくて嘉吉元年忠國は之を樺間の永徳寺に殺し首級を京都に致せり。幕府は忠國の功を賞して薩摩・大隅・日向の守護とし、又琉球守護とせり。是より琉球は長く島津氏に屬することなれり。尙忠國は義昭の祟を恐れ爲めに大興寺を建立し、寺領を寄せて琉球の進納を多く納め怨靈の冥福を祈れり。薩藩舊記・建内記・看聞日記・大友文書・山田聖榮自記。

第三 功臣の誅伐

緊縮政治を施き幕府の威權確立を理想とせる義教は廷臣・諸將の中にも苟もその號令に背き命令に反する者ある時は毫も假借する所なく之を嚴罰に處したり。その處罰は常に嚴肅にして慘酷なり。而して功績に對して恩を施すこと薄かりしを以て諸將怨望する者多し。宿將・老臣等之を憂へて諫むる所ありたり。滿濟准后日記。これ素より義教の性質が慘忍峻烈なるに基因するものにして寛容宥恕の資に乏しかりし爲めなり。嘗て一色義貫・土岐持

頼に含む所ありしがその大和征伐に赴き外にあるを機として義教は永享十二年五月同じく征伐に従へる武田信榮・細川持常等をして陣中に兩人を殺さしめたり。義貫は幕府創立以來の功臣一色範氏の後にして一色氏の宗家として代々若狭守護たり。義貫は兵部少輔に任じ修理大夫となり大名として相伴衆の列にあり。義教永享二年七月右近衛大将拜賀の禮を行はんとするに當り儀衛甚だ盛なり。大大名の中五人を選定し一騎打の騎從をなさしめぬ。畠山持國その第一に選ばれ義貫は之に次ぎ京極持光・富樫持春・土岐持益等相次ぎ管領斯波義淳殿となることと定まれり。義貫は之に對し祖父詮範が義滿拜賀の際一騎打の先頭たりし例を引きこの度第二次に下るは家門を穢すと歎き切に先例に従はんことを山名時熙に就きて再三強請せり。義教は義淳及び時熙等をして諭さしめしかば僅に命を奉ぜしと雖も期に及び疾と稱して列に加はらざりき。義教深くその不謹を憤り切諫して削封せしめんとしたりしに宿將皆有免を請へり。義教は幕府の威嚴立ち難きを論じ所罰せんとし義貫は却りて幕府の討手を引受け闘うて自殺せんとの形勢を示せり。畠山滿家切に義教を諫め諸將の議を納れ寛宥すれば却りて關東・九州等の諸氏その宏度に服し決して威嚴を隕さじと説き義教止むなく之を恕したり。爾來義教は深く義貫に含む所ありしかば今之を誅せしめしなり。又持頼は當時驍勇無雙を以て稱せられ北畠氏及び關・長野等諸氏を制する爲めに伊勢の守護に任ぜられ克くその使命を全うしたりしがその軍用に資する爲めに寺社の貢租を冒占して之を收めその主に納れざりき。寺社等幕府に訴ふる所ありしかば義教は貢租を本主に還附すべきを命ぜしも奉ぜざりし爲めに義教の怒に觸れたり。されど准后滿濟は義教を諫め持頼剛勇能く伊勢を鎮せり、若し不平を起し辭職せば國に益なしと説き持頼を諭して僅に命を奉じ貢租を納れしめぬ。されど完了せざりしかば幕府の詰責に遇ひ終に

命に従へり。持頼は義教の恩少なきを怨み守護を辭せんとせるも滿濟に慰藉されて之に従ふと雖も深く義教に喜ばれざりき。その後四年三月義教が伊勢神宮に參詣したりしに持頼は臣屬を率ゐて之を道に迎へるも義教は持頼の多く壯士を養ふを見て深く之を忌めり。されば機會だにあらば之を誅せんとしたりしかば大和征伐の陣中に義貫・持頼を誅し、義貫の甥教親をして義貫の京都堀川第を圍みその子弟を殺さしめ、義貫の領地三河を持常に、若狭を信榮に、丹後・伊勢の持頼所領を教親に與へ、大和に赴きし諸將相踵いで凱旋せり。看聞日記・應仁略記・東寺執行日記・齋藤基恒日記。かく功臣共に誅せられしかば他の諸將義教の怒に觸れて誅せられんことを恐れ戰兢敢て意を安うする能はざりき。

第四 嘉吉の變

延暦寺の征討・大和征伐等に功を樹てし一色義貫及び延暦寺・伊勢征伐・大和征伐に復功績ありし土岐持頼は義教より夙に忌まれし事ありし爲めに誅せられたり。如何に功勞ある者と雖も一度義教の嫌忌に觸るれば誅せらるべしとの考は他の老臣・宿將に強き印象を與へて大いに戒飾する所あらしめたり。單に警戒するのみならず義教を深く畏怖するものありて却りて反感を醸成し義教を仇敵として考ふるに至り終に嘉吉の變を勃發せしめたり。今その勃發に至る徑路を次に説かんとす。

一、赤松滿祐の弒逆 赤松氏は則祐が尊氏に従ひ偉勳を樹てたればその子孫足利氏に於ては殊遇を蒙り宿將として常に重んぜられ一族中國に繁衍せり。惣領家は代々播磨守護たりしが明德の亂に義則功ありしかば又備前・美作守護を兼ね、因幡・但馬・播磨等にも多く所領を有せり。義則の長男は滿祐にして應永三十四年九月父歿すると共に相續いで播・備・作三ヶ國の守護たり。初め父の喪に服して京都東山龍徳寺にありしに滿祐の祖父則祐

の兄貞範の孫持貞が義持の寵あるを恃みて播磨守護たらんことを請ひ、義持も之を聽して使を滿祐に遣はし、諭して播磨を幕府の料國とし暫く持貞に預くべしと命ぜり。滿祐は使に就き代々の忠節に依り領せし國なることを説き哀訴したりしも義持肯せず、諭すこと三度、滿祐遂に命を奉じ龍徳寺を出で、その邸に歸りて之を焼き、財寶等を悉く難人等の取るに任せて丹波路より播磨に歸り反を謀れり。義持報を得て大いに驚きその短慮を怒りしも既に滿祐の態度決したれば備前をその一族滿貞に、美作を貞村に與へてその所領を處分し、山名時熙・一色義貫・細川持賢・同成之等をして播磨を征せしめ、持貞・滿貞も亦進發せしめぬ。かくして滿祐征伐の計畫を進めしに突然持貞が素行修らずして女犯三條を擧げて義持に訴狀を捧げし者あり。義持はその關係せる婦人に就き事實を確め持貞の犯行を明かにして大いに怒り、管領畠山滿家及び准后滿濟の救解にも耳を假さずして持貞をしてその第に自殺せしめ、従者も亦殉死せり。かく持貞が義持の怒に觸れて自殺せるに滿祐は滿家に書を致して歎願し、又起請文を義持に捧げて以前も不忠を存ぜず以後も不忠せずと誓ふ所ありしかば義持は滿祐に上洛を命ぜしに直ちに參洛したれば時熙・持賢等に進發を止むるの使を發し、やがて滿祐に謁見を許し播・備・作三國の守護に復して君臣和解せり。滿濟准后日記。

滿祐はその後幕府に對して忠勤を擯んで宿將として重きを爲し、常に機務に參じたりしかば義教も之を用ゐる内外機務の重要な事は必ず諮問せり。その事情は滿濟准后日記に詳かなり。然るに義教將軍となりて歳を経るに従ひ多く宿將の議を用ゐずして自己の意見に依りて政務を專斷せり。爲めに宿將之を喜ばざるに加へて譴責を蒙り所罰を受くる者多く怨嗟の聲内外に充てり。而して晩年に義教は赤松貞村の殊色を喜び寵愛すること甚し。貞村

は滿祐の祖父則祐の兄貞範の曾孫にして滿貞の子なり。先きに義持の寵愛せる持貞はその叔父にして庶流たりしを以て人皆服せざりしも貞村は嫡宗たれば之に宗家を嗣がしむるも誰か難するものあらんとし、義教は播磨・美作を滿祐に借りて與へんとすとの風説行はれぬ。或は又既に播磨・美作・備前三ヶ國を貞村に安堵せる義教の教書出でたりと噂せり。而して義教は既に滿祐の弟義雅の邑を奪ひ貞村及び細川持春に分與したる事實ありたれば貞村の宗家を嗣ぐべき噂も全然否定し難しと思惟せられたり。その結果やがて難は宗家たりし滿祐に及ばんと一般に信ぜられたり。滿祐はこれ等の風説に耳を假し且つ一色義貫・土岐持頼等の功臣も義教一朝の怨に依り誅せられし事を考へ、貞村の事より引いて禍の身に及ばんことを恐れ、義持と持貞の關係起りし際の事を回想して義教に對する憤懣抑止し難く、遲疑すれば却りて害の身に及ばんことを恐れ、寧ろ進んで義教を弑せんと決心し一族近臣と之を議せり。部下の士諫る者ありしも省せずしてその子教康と謀り、關東の鎮靜を賀すと稱して嘉吉元年六月二十四日義教及び權中納言三條實雅・管領細川持之・細川持春・畠山持永・山名親貴・大内持世・赤松貞村・同滿政等をその第に招きて宴を張れり。酒數行猿樂鶴の羽を演じ興方に酣なる時に當り、家臣等厩の繫馬を放ち庭中騒ぐに乗じ、之を抑止すると稱して惣門を閉ちて出入を禁じ、俄に伏兵三百人を發して義教を弑さしめぬ。實雅・持之・持春・持世・貞村等は僅に逃れしも諸將多く死せり。義教時に歳四十八。夜半藤涼軒季瓊は赤松第に到り義教の遺骸を請うて歸り、やがて等持寺に葬れり。而して諸將狼狽して滿祐に逼らざるに乗じ滿祐はその第を焼き一族家臣を率ゐて分國播磨に歸れり。香開日記・管見記・建内記・赤松記・東寺執行日記・嘉吉記。

二、播州征伐 幕府にては義教薨去に就き管領細川持之は時を移さずして使を禁中に遣はし、事變を叙し義教

の幼児三寅あれば天下安穩なり幸に叡慮を惱す勿れと奏聞せしめぬ。後花園天皇は事變を悲しまれ畏くも幼児を依頼したまふ旨御沙汰を下されたり。かくて持之は諸將を幕府に會して善後の處置を議し三寅を奉ずることとし、却りて將來に憂を残すべしと説きその議止み、持之は新に判奉行・賦奉行及び評定衆を定め、天下に令して幼主嗣立を告げて動搖することなからしめ、義教の爲めに譴責を蒙りし公家・諸將等を釋放して采地を復し人心を安定せしめたり。建内記・小山文書・赤松文書 而して山名持豊・同教清・同教之・細川頼久・同教春・同氏久・赤松貞村・同滿政・同元家等をして四國・中國・九州の諸將を率ゐて滿祐を征せしめぬ。看聞日記・建内記 先きに滿祐は一族を率ゐて歸國してその本據木山城に據り、弟則繁をして備中關原にありし足利義尊を迎へしめて主となし將軍と仰がんとし、備中守護細川氏久之を途に要したりしも及ばずして義尊は書寫山の南麓坂本城に入れり。義尊は尊氏の二男直冬の嫡孫なり。又滿祐は京都に在はせる小倉宮聖承の末子を迎へ奉らんとするの計畫もありしと傳へらる。建内記・喜吉記 されば滿祐は幕府に對抗する手段として大覺寺統の後胤を奉じ、幕府に反抗せる直冬の子孫を戴かんとしたりしなり。かくて滿祐は準備を整へて兵を但馬口・攝津界及び人丸塚明石城址に派して防禦の陣を張り進んで備前・美作をも侵せり。又書を持之に致して戰を挑めり。是に於て持之は征討軍の諸將に進發を命じ且つ諸將の命を用ゐざるを恐れて滿祐追討の論旨を請へり。廷議滿祐は朝敵にあらずとして決せざりしが萬里小路時房が滿祐は天下の大逆を犯すものにて正に朝敵たるべしと論じて議決し、天皇自ら筆を授りて論旨を刪定したまうて之を下されたり。尙三寅は滿祐追討の願文を伊勢・石清水・賀茂・春日・廣田・住吉・日吉・北野・水無瀬の九社に

納めて戰勝を祈れり。而して諸將攝津口及び但馬口より播磨に迫り、淡路守護細川持親は兵船を以て明石の鹽屋關を攻め海陸相應じて戰ひぬ。攝津口の戰況進展せざるに持豊の軍は早くも但馬口を破り進んで書寫山坂本城を陥れ木山城の前面に進み、教清は別に背後より逼り、滿祐之を禦ぐ能はずして一族と共に城を火き自殺せり。而して義尊は逃亡して之く所を知らざりき。滿祐の子教康は伊勢に、弟則繁は肥後に走りて菊池氏に寄り尋で朝鮮に入りて掠奪を事とせり。既に滿祐滅びたれば諸將凱旋し滿祐等の首は幕府に致され京都四條河原に梟せり。この役山名氏の功最も大なるを以て幕府は播磨を持豊に、美作を教清に、備前を教之に與へたり。建内記・大乗院日記・目録・喜吉記・東寺日記

第八章 北山時代文化

北山時代とは義滿が北山別業にありて豪奢を極め悠々自適せる時代を稱するものなれども、この時代は室町幕府の勢威頂點に達したる時なれば之を中心として、この以前及び以後義教の時代迄の文化を概括して説くを以て便利とすれば特にこの時代を擧げて他と區別せり。即ち尊氏以來蓄積せる勢力及び文化は義滿の時に一大發展をなして絶頂に達し爾來その影響を受けて開展し、やがて又東山時代に至りて更に新生面を出現したり。されば文化發達の上から云へば北山時代は東山時代に對しては實に因果關係を有するものなり。この時代に於ける大勢の推移、政治的變化は既に之を説きたれば更に文化の方面より考察をなし、この時代の説明を試みんとす。

第一節 文化概要

鎌倉時代に於ては京都に於ける公家文化と鎌倉を中心とせる武家文化と相對立せり。而して兩文化互に傳統的性質を有して發展したりしが、ひいては武家文化は形態に、武家文化は實質に偏重するの傾向を有し、前者は外色に、後者は内容に重きを置くの感ありき。此の如く兩文化には確乎たる區別存在したりしも時に又相互に影響する所多かりしなり。されども建武中興成りて政治の中心は全く鎌倉を離れ京都に歸一するに及び鎌倉は文化の中心たるべき勢力を喪失し、武家文化は京都に轉移して公家文化と融合混和せり。爲めに公家文化は武家文化

の感化を蒙りその影響を受け渾然として特殊の公家文化を形成せり。抑、建武中興の初めに於て兩文化が混和せんとするの狀態は建武年間記二條河原落書によりて能く説明し得らるべし。落書の説明に據れば中興成ると共に地方の武士多く公家と相交り、公武共に轡を駢べて參朝し相混同し、公家は吏務を執るの術を知らずして政務に興り、尸位に安んじて徒らに虚貌を文り、武家の風に倣はんとし、遽に騎射を講じ、弓を引き得ざるに笠懸・犬追物を試みて落馬し、その數は矢の數よりも多かりしと云ふ。又武家は儀禮を知らず冠帶指笏に慣れざるにも拘らず連りに朝儀に參ぜんとし、學ばざるに歌・連歌を試みて公家の班に入らんとし、却りて京童の嗤笑を招けり。これ落書に説く所の事實にして同様の事又太平記に記載しあり。これ等は世相の眞狀を寫せるものにして公武兩文化の混和せんとする有様を窺ふを得べし。これ實に兩文化の融和せんとするの端緒なり。これよりして足利氏は自己成立の要素たる武家としての本質を漸くに喪ひ、義滿に至りて絶對の公家化を策せる爲めに武家文化は影薄くなり行き公家文化に吸収せられ新に特殊の公家文化を形成せり。従ひて文化の性質より云へば實質偏重の傾向は時を経ると共に失はれて形態偏重の傾向に近づくに至れり。されどもその文化は必ずしも從來の公家文化の如きものにあらずして武家文化としての本質は毎にその實質を現して自ら特殊の公家文化を形成するに至れり。而してその文化として特に考ふるに足るべきものは五山文學の發達、田樂・猿樂・松囃・風流等の流行を促進せることなり。これ等が時代の文化として廣く一般の嗜好に適し時好に應じて發達せるに至れる所以を概説し、以てその文化の特色を次に説明せんとす。

第二節 五山文學の發達

五山文學とは京都・鎌倉に於ける五山禪僧の間に發達せる文學にして詩文經學等漢文學の進歩發展にして我が文化の上に確に一時期を劃せり。當時一般には教育普及せずして文學は衰微時代にありて五山文學の流布せし範圍は多く五山學僧の間に限られ甚だ狹隘なり。されどもその影響は廣く公武の間に及び、やがては後世に感化を與へ、江戸文化の源流をなせる點より考ふれば假令範圍は狹隘なりと雖も研鑽は頗る深刻なるものありたり。かく五山文學がこの時代に發達せるは、鎌倉時代以降禪僧が多く支那宋・元・明に遊學して高僧碩儒に師事して發明する所多かりしと、宋・元歸化僧の我が禪林を誘導する所ありし爲めなり。従ひてその文學は支那人の模倣にして徒らにその糟粕を嘗むるに過ぎざる如しと雖も中には學僧の才識が支那人をも敬服せしむるに足るべきものすらありたり。かく鎌倉幕府の北條時頼・時宗等専ら禪僧を保護し、室町幕府に至り足利氏歴代一層深く禪僧を保護しその信仰も厚かりし爲めに文學は禪林の間に急激に隆盛となり、更に異常の發達をなして公武の間に珍重せられ朝紳武家何れも之を會得せざるを恥とするに及び文學は上流に廣く流布せり。されば文學の發達を説かんとするには先づ五山の意義を説き、禪宗の發達を論じて順次に文學が公武の間に珍重せられるに至りし次第を述べざるべからず。

第一 五山の意義

平安時代の制度文物は支那隋・唐のそのの攝取に基くと同様に五山の設立及び意義共に又宋・元佛教制度に負

ふ所多かりしなり。されども我が國に於ては之を廣く佛教一般には適應する能はずして僅に當時新に勃興せる禪宗のみ適用し、時代を経るに及びその制限意義に自ら時代的變更をなせり。これ時代の必要に應じて斯く爲せるものと云ふべし。抑、鎌倉時代に設けられし五山及び十刹は全く宋のそれに倣ひしものにして、その基く所は印度の五精舎・十塔所にあり。而して五山と云ひ十刹と云ふも、これ他の禪宗寺院と區別せんが爲めに定めたるものに外ならざりき。初め北條時頼が鎌倉に於て往昔刑場たりし地を卜して歸化僧蘭溪道隆を請して建長寺を創め、その子時宗は無學祖元を請して圓覺寺を建立し、爾來禪刹多く建立せられたり。而して建長寺建立の時に之を宋の徑山に模して五山の首とせることは建長興國禪寺碑文に「始作大伽藍、擬中國之天下徑山、爲五岳之首」とあるに依りて知るべし。當時五山に該當せる禪刹は我が國には未だ存在せざれば、茲に五山と呼べるは單に禪刹と云ふの意味に解し五寺と云へるにはあらざりき。されば五山と云ふは徑山に比較して正に禪の專門道場たる官刹と云ふ資格を定むるの詞に過ぎざりしなるべし。その後圓覺・淨智の兩刹が五山に加へられて三禪刹となりしが未だ鎌倉以外の禪刹は之に加へられざりしなり。京都に於て龜山法皇の御建立に係る南禪寺の如きも徳治二年に後宇多法皇が北條貞時に宣して五山に准ぜしめられたり。これ鎌倉禪林の勢力が京都のそれに比して遙かに優越せるを示せるものなり。尋で建武中興成りて公家の勢力優に武家を壓したりしかば後醍醐天皇の歸依したまへる宗峰妙超^{大燈}の住せる大徳寺を新に五山に加へ、建武元年に南禪寺を五山の上に陞し、大徳寺をも亦之に准じて陞し、茲に建仁・東福・萬壽の京都三禪刹に加ふるに建長・圓覺の二禪刹を以てして五山とせり。これ迄は五山は數の意義を有せずして唯禪刹の資格たるに過ぎざりしが是に於て數を限定し禪刹の等級定まると共に鎌倉禪

林の勢力全く京都に移れるを見るべし。尋で尊氏勢力を得るに及びて曆應四年に五山の次第を改め、第一建長・南禪兩寺、第二圓覺・天龍兩寺、第三壽福寺、第四建仁寺、第五東福寺と定め、淨智寺を准五山とせり。従ひて五山は五寺を限定せるにあらずして唯五なる數を標準として禪寺の資格を定めしものとなれり。その後義滿が相國寺を建立するに及び、之を五山に加へんとし苦心の末義堂周信の説に聞きて至徳三年に南禪寺を五山の上とし、第一天龍寺・建長寺、第二相國寺・圓覺寺、第三建仁寺・壽福寺、第四東福寺・淨智寺、第五萬壽寺・淨妙寺とし、京都・鎌倉の五山を對立せしめて五山の座位を定むると共に初めて數に於ても資格に於ても一致せしめたり。この規定は爾來確保せられて永世動かす以て今日に至れり。されば五山とは初めは單に禪寺の資格を定むる詞なりしが尋で數と資格と一致し、やがて數を標準とせる禪寺の資格を定むるものとなりしが遂に京都・鎌倉と區別して相對立し、數に一致せる禪利の資格となるに至れり。されば五山の意義も時を経るに従ひて變更したりしも要するに唯禪利の官寺たるの資格を定むるに外ならざりしなり。南院國師行狀・碧山日錄・圓覺寺文書・空華日工集・扶桑五山記・五山文學小史。

又十利は曆應四年に尊氏が五山を規定すると共に定めたるに始まれり。扶桑五山記に依れば第一鎌倉淨妙寺、第二相模禪興寺、第三筑前聖福寺、第四京都萬壽寺、第五鎌倉東勝寺、第六鎌倉萬壽寺、第七上野長樂寺、第八京都眞如寺、第九京都安國寺、第十豐後萬壽寺なり。かく數と官寺たる資格とは一時に限定せられしと雖もこの後淨妙寺は暫く准五山となり、東勝寺は十利の外となりたり。尋で尊氏は康暦二年に准十利をも定め、數と資格との一致に努めしがその後他の諸山を多く十利の列に加へ、十利は數に於ては一致せざるものとなりて單に禪寺の資格となれり。されば十利は初めは數に制限せられし禪寺の資格なりしが後には數とは關係なき單なる禪利官

寺たるの資格となれり。扶桑五山記。

第二 禪宗の發達とその墮落

支那唐・宋の間に隆盛となりたる禪宗の内臨濟・曹洞の二派は鎌倉時代に東遷して我が國に流傳せり。即ち臨濟派は榮西に依りて先づ傳へられ、尋で蘭溪道隆・無學祖元・大休正念・一山一寧及び圓爾辨圓・南浦紹明・宗峰妙超等も亦之を鎌倉・京都に傳播せしめたり。而して曹洞派は道元希玄に依りて東傳し専ら北陸道に化縁したり。されば臨濟派の鎌倉・京都の如き繁華の都市に行はるゝに反し、曹洞派は遠く鄙遠の境域に擴まれり。従ひて禪宗と稱し五山と云ひ鎌倉時代以後室町時代に互り歴史上に取扱ふは主として臨濟派の事にして曹洞派には多く説き及ばざるものゝ如し。これ臨濟派は繁華なる都市即ち政治的中心地を舞臺として興りたれば終始政治に接觸し又結託して公武を感化すること多かりし爲めなり。而して臨濟派にありては入宋したる圓爾辨圓・南浦紹明及び元より渡來せる無學祖元の法系最も盛となりたり。圓爾は入宋して浙江徑山の無準師範に參じ、歸朝して九條道家の歸依を受け東福寺を創む。聖一國師これなり。門下に東山湛照・無爲昭元・南山士雲等二十餘納あり。東山の門下に元亨釋書の著書虎關師鍊あり。虎關の下に性海靈見ありて東福寺より天龍・南禪兩寺に住し、義滿の景仰する所となれり。又南浦は伏見上皇に請せられて京都萬壽寺に入り後に建長寺に移れり。示寂の後上皇圓通大應國師の號を賜ひ、門下に宗峰妙超あり、大徳寺の開山にして花園・後醍醐兩天皇の師たり。その法嗣に關山慧玄ありて妙心寺の開山たり。従ひて大徳・妙心兩寺の法系は皆この餘流を汲めり。この圓爾・南浦の兩流の法系は共に京都に於て發達せり。而して無學の法流は初め鎌倉に於て發達し、建武中興成るに及びて又京都に移

れり。無學は圓爾と同じく無準師範に嗣法して來朝し、北條時宗に請せられて建長寺に入りしが、やがて時宗の圓覺寺を創むるや之に住せしめぬ。時宗の歿後その子貞時の歸依を受けしが示寂するに及び後宇多天皇は佛光禪師の謚號を賜ひぬ。その高足に後嵯峨天皇の皇子高峰顯日ありて下野那須雲巖寺に住せり。その門下に夢窓疎石ありて後醍醐天皇の御歸依を蒙り南禪寺に住し、禁闕に入りて特に錦座を賜はれり。尋で臨川寺に開山となり、尊氏に請せられて天龍寺開山となり、公武の信仰厚く七朝の帝師と稱せられぬ。後に義滿が相國寺を創むるや又勸請開山とせり。その門下七十餘人ありて俊秀の名柄多し。就中最も著はれたるを無極志玄・春屋妙葩・龍湫周澤・義堂周信・默庵周倫・無求周仲・絶海中津・鐵舟德濟等とす。これ等の名柄京都・鎌倉五山及び十刹・諸山に相踵いで住持し、その法系の隆盛なること他に比すべきものなく、爲めに臨濟派は一時全盛を極めたり。

禪の本義は諸佛と一切衆生と唯一心にして別法あることなく、始無く終無く、佛と佛とに通ずる以心傳心の法門なり。されば昔より不立文字・教外別傳・直指人心・見性成佛を以てその教判とし佛祖の心印を單傳するにあり。從ひて之を佛心宗と稱し、又教外・頓教・了義等と呼べり。要するに言語文字に依らずして心性を悟得するにあり。この本義に基き曹洞派は默照禪を主とし、臨濟派は看話禪を専らにせり。かゝる法門なれども支那に流傳するに及び既に廣く流布せる儒・老・墨・翟等の思想上の影響を多く蒙れり。初め後漢の明帝の時代に佛敎の支那に入るや儒・老二敎の影響を受けしが大藏經。六朝時代梁の武帝の時に禪宗東傳して儒・老の影響を蒙ること益、甚だしく、儒・釋・老の三敎一致説、若しくは儒釋一致説提唱せられたり。かくて禪の本義漸く失はれんとしたりしかば唐の宣宗の時に斷際禪師希運の傳心法要出版せられ、一心を傳へて更に別法なく心體亦空にして萬

緣俱に寂するの義を發揮せり。傳心法要。されども儒・釋・老三敎の一致、儒・釋の一致は依然として説かれ、宋代諸儒又釋・老の感化に依りて性理學を樹立し宋學を大成せり。九經。この宋學の隆盛なる時に禪宗は我が國に東流して先づ鎌倉に傳はり、尋で京都に行はれたり。されば我が禪宗が著しく儒・老の影響を蒙るは勿論否む能はざる所なり。

我が國に流傳せる曹洞派・臨濟派共に儒・老の影響を蒙りしものなれども鎌倉時代より吉野時代に於ては尙禪の本義に添はんとして老衲高僧の努めし點頗る多かりき。臨濟派の夢窓の如きは鎌倉にある時に禪門參決に妨ありとして多年集録せる大冊小冊を併せて厨竈に投じ、寧一山に直指を請ひしに一山は禪に語句なく一法の傳ふる無しと答へぬ。これより夢窓は奥州に去りて深山幽谷に在りて坐禪し悟入する所ありて毎に門下に語言を以て至らず寂然を以て通ぜざるべからずと戒め、徒らに學功を積みて談柄に資するを斥け、古語を博覽して智光を發するを排せり。その所説は夢窓の逸話をその高足春屋妙葩の錄せる西山夜話に詳かなり。かくて夢窓は深く禪の本義を追隨せんとしその住寺臨川家訓に於ては弟子を三等に分てり。先づ猛烈に諸縁を放下して專一に禪を究明するものを上等とし、修行純ならずして駁雜學を好むものを中等とし、自ら心地を明かにせずして只佛祖の涎唾を嗜むものを下等とせり。尙外書に心酔して業を文筆に立つるものを剃頭の俗人と呼び、飽食、安眠、放逸、時を過すものをば緇流と云ふべけんや、古人喚んで衣架飯糞となせり、此の如きものは僧にあらずとし、その法流の弟子と稱して寺中塔頭に入るを許さずと説けり。以てその志とする所を見るべし。かく夢窓は專心禪の本義に從はんと志せしと雖も示寂後幾もなきにその志は却りて裏切られ禪林に百弊續出せり。禪に於ては俗相を省みざる

に各僧徒は専ら名位を念とし、官家に僥倖して競うて之を得んとし、濫擧暴推行はれて年紀一回ならずして東堂の列に入り、兩班の侍者にして單寮に居るものあり。空華日工集・建武以來追加。仍りて僧綱を掌れる僧録は俗擧を停止し、五山・十刹住持三年二夏を以て限となすの制を定めしと雖も亦俗界の壓抑に依りて永く之を實行し得ざりしなり。かくして叢林は日に墮落し、禪定を修せず心地を明かにせずして惟名利に走り外學に馳せ瑣屑の詞を以て能となし、夢窓の定めたる三弟子の中には入るべからざるものにして外典・詩頌・文辭の末技をのみ喜ぶもの多く登用せられたり。尙甚だしきは法系に依り朋黨を作り互に排斥を事とし、終には連判結黨して強請を重ね、動もすれば僧侶にして兵器を擁して白刃を揮ふに至り、佛典よりも寧ろ兵書を學ぶ者あるに至り、禪宗の墮落はその極に達するの懷あらしめたり。

第三 五山文學

一、宋學 五山文學の發達は一面に禪林の墮落を意味するにあり。叢林は儒佛一致説を説くと雖も儒書は外典にして高德は多く之を講ずるを喜ばざりき。されども儒書の中孔孟の書の如きは人天教の書として佛説を助くるものとし徒弟に播讀せしめたり。されば禪林に於ては坐禪看經の傍に之を讀誦せしめられたれば儒書は法門に對しては正に從たるの關係にありき。而も禪床三昧に入るを好まずして動もすれば禪徒の儒典にのみ耽るもの少なからざりき。仍りて義堂周信の如きは鎌倉にありし頃佛徒の儒典を讀むは邪見を起し、佛子を教懐するものとして末世佛法の魔として強く排斥し、徒弟をして之を讀まざらしめたることあり。空華日工集。かく儒書は斥けられしと雖も儒佛一致の思想は宋・元以來特に盛となりたればその影響を蒙り、その感化を受けし我が入明僧は歸朝と共にこ

の思想を唱導したりしを以て五山の間は儒典の研究盛に行はれたり。初め儒學は支那漢・唐三百餘年の間に孔安國・鄭玄・馬融・何晏・孔穎達・邢昺・孫奭等出で孔孟の説を訓詁註疏するに過ぎずして學統を僅に繼紹せり。その影響に依りて我が平安時代より學問は總べて漢註・唐疏を墨守して普・江二家の家學となせり。されど支那宋代となりて佛・老の感化を蒙りし宋學起り、周濂溪・程明道・程伊川・張橫渠・朱晦庵等出でて無極太極・五倫五常・居敬窮理及び性理の説を唱導するや天下靡然として之に嚮ひ、義例工程悉く一新し、註疏の學は東閣を致して省せられざりき。かくて明の成祖の時に五經四書大全成るに至れり。古今學變・宋元學案・日本宋學史。宋・明に於けるこの學風を受けて鎌倉時代日・宋の交通頻繁にして禪僧の歸化往來するもの多かりし爲めに宋學は日本に傳はりて播唱せられたり。而して南宋は歷代強元に壓せられて上下共に悲痛なる抗爭をなせる爲めに慷慨の氣宇、憤激の思想は自ら我が國に傳はりて大義名分論提唱せられ又建武中興成立の一原因となせり。即ち叡山の獨清軒玄慧は中興以前に既に後醍醐天皇に朱子の新註を講じ、朝家の風尙革まりしことは花園院宸記に詳かなり。爾來濂洛の學は廣く天下に行はれ普・江二家の古學は僅に形骸を留むるのみとなれり。而して主として濂洛の學を唱導せるは禪林の高德名納なり。即ち元亨釋書の著者虎關師鍊は周濂溪に推服してその所説は濟北集の中通衡にあり。又中巖圓月はその語録東海一瀛集の中中正子内編の一に性情論を説き性理説を述べたり。その學統を受けて義堂周信は義滿に朱子學を勸め古註を斥けたり。空華日工集・空華集。かくて宋學は叢林に盛に行はれしが岐陽方秀出づるに及んで特に普及せられたり。岐陽は四書大全の明より傳はれるを以て之を講じ和點を施し、從來傳習の謬を正し、叢林に禪を説くに便にし、且つ一般好學の士に資する所ありたり。その門に雲門一慶ありて又師説を祖述し宋學を大成せり。

家法和點・南浦。抑、禪と宋學とは類似せる點甚だ多ければ禪林の徒が學究となるに至るも亦止むを得ざるなり。文集・不二遺稿。禪は直指人心・不立文字・教外別傳にあれば悟入を宗とするにあり。而して宋儒は物理を窮盡して豁然を期するにあれども學者往々にして文字を擺脫して直ちに心性を求むる者多く、爲めに禪と選ぶなきに至れり。仍りて宋儒は之を矯めんとして學者をして事爲を考へ之を念慮に察し、之を講論文學の中に求め推究してその極に達せしめんとせり。古今學聖。又宋儒の説たる仁義禮智信の五常は釋教の五戒に該當すとし、釋教は宋儒の説を兼ねるも宋儒は釋教を兼ねる能はずとして兩者の關係を説けるものあり。空華日工集。されば禪と宋儒とはその所説甚だ類似し佛一致説行はれたりしがその所説を説明するものの中にも渡唐天神の如きはその一例たるを失はざるなり。渡唐天神は明德の頃花山院長親の書きし兩聖記に見ゆるを始めとするものにして之が説明をなせるものとしては瑞溪周鳳の臥雲夢語集及び太極正易の碧山日錄等あり。これ等に據れば聖一國師辨圓が宋より歸朝して筑前承天寺に在りし時に天神の神靈が辨圓に就きて參禪せんことを求めたりしに辨圓はその師たる無準師範の徑山寺にあるを説きて之に參禪を勧めたり。仍りて神靈は乃ち一夜にして入宋し、無準に參禪して法衣と小袋を受け歸來して辨圓に示せるを夢みたるものあり。之を形装に現はせしものを渡唐天神とす。これ元來夢を基礎としたる架空の妄談なれども我が學宗たる天神も亦參禪せりとの思想を表現せるものにして儒と禪との相關を強く説けるものなり。かくて儒佛一致の思想行はれしと雖も兩者自ら差あるは既に説きし如し。即ち兩者は等しく共に悟入を必要とすれども宋儒は必ずその對象を文學に求めて窮理せざるべからず。而して禪の悟入は甚だ困難にして捕捉し難きを以て往々宋儒の所説に近づくの傾向を生じ、禪林にその説宣傳せられて文學は益々盛となり、本末を顛倒し

て禪は日に墮落せざるべからざるに至れり。

二、詩文 鎌倉時代より以降宋・元の禪僧にして歸化せしもの多きと共に宋・元・明に遊びて研鑽を積みしものも亦甚だ多し。高僧と仰がれ名衲と稱せられ一代の儀表とされし名僧は宋・元・明に學びしものにあざれば歸化僧に於て多く之を見るべし。而して宋・元・明に學びしものは必ずやその禪風に化育せられて學風を傳承せり。宋・元・明の禪風には純粹なる禪を説くものあれども亦儒佛を併せ修め、寧ろ儒僧たる人多く且つ皆詩文に卓越せり。勿論宋・元・明の間に於ても古來宋詩近體にして元詩近體、明詩復古明詩別裁集序と説くが如く詩に於ても自ら時代に依り風尚を異にすと雖も概して詩文は廣く行はれて隆盛なりしなり。特に宋にありては明教大師鐔津契嵩が傳法正宗記并に輔教編三卷を撰成して仁宗の嘉納する所となり大藏經に收むるを得たり。丞相韓魏琦・參政歐陽修の如きもその博識にして訛謬無きに驚歎せり。釋氏稽古略。その詩文は禪林の愛誦する所にして我が國に於ても之に私淑し、之を理想とせる學僧多し。義堂周信の如きも之を欽仰せることはその日工集の記事に依りて明かなり。その他宋・元・明に遊べる禪僧は日常の必要よりして詩文に巧妙なるは當然の事なり。例令宋・元・明に遊ばざるも彼の地禪林の餘流を汲み高僧の警咳に接せんことを念慮とせる學僧が好んで詩文を唱誦するは必然の結果なりと云ふべし。されば五山學僧の間に詩文の傳誦及びその應酬盛に行はれて彼の地の學僧をも凌がんとし努力せるも亦止むを得ざるなり。かくて五山文學をして隆昌ならしめし所以は實に茲に存したりしなり。

甲、詩 禪の本義より論すれば禪林に於ける詩は全く餘技に屬すと雖も五山學僧の間に於て盛に行はるゝに至りし理由は既に之を説きたり。尙特に禪林に盛に行はるべき理由存せり。抑、禪林に於ては入寺入佛等各般の儀

式に頌偈を作るを必要とせり。頌偈は詩の體を假るを以て作詩の練習は禪徒の間に於ては必須の事にして決して忽せになし得られざりしなり。従ひて禪林の作詩には自ら定まれる形體存在し、三體詩法・東山外集等の講説は少しも疎畧にするを得ざりしなり。されども禪林の徒には作詩に關しその本來の意義を忘れて俗人の風尚に倣ひ秀才・花鳥・風月の詞藻を弄し、學士大夫の流俗を學びて全く世俗と選ぶなき者多かりき。これ禪徒としては詞藻の末に趨るものにして戒むべき事たりしなり。李華曰
工集。かく禪の本義より説けば作詩は嫌惡すべき事なりと雖も時代の風潮は多く禪徒を驅つて流俗の渦中に投入するの止むなきに至り、禪僧をして全く文學者たらしめしなり。而して一般には五山文學は寧ろ一山に始まるゝも一山は純然たる禪僧にして歸化僧なれば必ずしも我が文學を代表せりと云ふべからず、寧ろ文學を唱導し之が隆運を促進せしめたるものと云ふべし。されば我が文學を代表し一代の師表と仰ぐに足るべきものは之を雪村友梅とす。雪村は、後白鳥郷に生れ幼にして一山に従ひ之に侍せり。時に禪林の衲子競うて元に赴き智識に參じ大事を決せんとせるを以て雪村も亦この志ありて十八歳にして一錫漂然元に入り、名宿に參叩し楮紳先生と交り、講習琢磨して文學藉甚し、四方に遍歴して趙子昂等と應酬せり。子昂その筆勢を見て驚き八法を得ると稱せり。後道場山に登り叔平隆に執侍せり。時に元の仁宗我が國を征せんとし國人の間諜たるを疑へるもの多く雪村も亦嫌疑を受け湖州管川の獄に囚はれ鞠勘至り湯火條治せり。然れども從容として素れず徐に詩を賦せり。尋で刑吏白刃を加へんとしたれば嘗て無學が提唱せる偈を誦し、「乾坤無地卓孤筇、喜得人空法亦空、珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風」と高唱せり。心無き刑吏もその志に服し訴ふる所ありて許されしも尙獄にあること三年、尋で西蜀に貶竄せられて十年を経、大赦に遇うて長安に

居りしが三年にして歸朝せんとせり。文宗は特に請して長安南山翠微寺に住せしめ寶覺眞空禪師の號を授けたり。やがて歸朝せるが元に在ること實に二十三年なり。これより信濃慈雲寺・德雲寺、豐後の萬壽寺、播磨の法雲寺等に住せり。尊氏懇請して京都萬壽寺に住せしめしが朝廷更に建仁寺に居らしめぬ。爲めに宗風大いに振ひ朝臣多く歸敬し人物門下に幅濶せり。二年にして貞和二年十二月示寂せり。その詩文を録せるものを岷峨集と云ふ。雪村行
遺記。集中に詩頌最も多く各體を混有し風調毫も元人に劣るなく、元人も之を外國人の作にあらずとし、趙子昂の如きも老成雋秀と評し、古茂林も「萬人叢中獨穎拔」と賞揚せり。以てその詩の尋常のものにあらずして元人をして驚歎せしめしものありしを知るべし。室町時代
史研究。この後義堂周信・絶海中津又詩に於て秀でたり。義堂の詩は載せてその語録空華集にあり。明の學僧中の巨擘たる全室宗泐は空華集の序に於て之を評して、義堂禪文偈に熟し餘力を以て詩を學び、杜甫・東坡二集を熟讀して胸中に醗酵すること久しく、時に物に感じ興發して作り、雄壯健峻、幽遠古淡にして衆體具ると云へり。以てその學殖の深く詩の各體を得て共に秀拔なりしを見るべし。又空華外集を刻するの序に、空華集を携へて明に遊べるものありて天寧寺の楚石梵琦之を覽て歎じて曰く、「不意日本有此郎耶」と。又明人皆「疑是中華人、寓其國者作也」といへりと云ふ。即ちその詩我が國の流俗を脱し倭鼻を離れて全く明人の壘を磨せるものありしなるべし。義堂に續いて詩に於て卓越せるを絶海中津とす。その詩文集を蕉堅稿と云ふ。明の世祖の師たる僧録司道衍の序に、絶海は宗泐に従ひて參禪し暇あれば詩文を學べり、而して詩の體裁を得て清婉峭雅にして性情の正に出で、風雲月露の吟、華竹丘園の詠の如く光景に留連するにあらずして晉の湯休、唐の靈徹、宋の惠觀等と雖も之に過ぐる能はずと述べぬ。これ絶海の詩が晉・

唐・宋の名流をも凌駕するに足るべきを稱揚せるものにして我が僧としては稀に見るの金玉の璧たりしを知るに足るべし。この他詩に於て顯はれしものに天祥一麟あり。天龍寺の龍山徳見に嗣法したりしが明に遊び修法の傍に詩文を學べり。その詩傳ふべきもの多く、明人曹學佺は明詩選に之を收めたり。以てその詩の卓越せるを知るべし。日本詩史。歸朝の後建仁・南禪兩寺に陞座し、義堂・絶海等と唱和せり。その門下に江西龍派あり。初め千葉介常胤の六男頼胤が東氏を稱せしがその九世の後下總守師氏の子は即ち龍派なり。性質俊逸にして夙に出藍の譽あり。詩を以て法社の間に鳴り、詩集に續翠集・木蛇集あり。その東坡詩集を抄せるものを天馬玉津沫と云ひ、唐・宋・金・元の絶句千餘首を纂抄せるものを新選集と稱せり。尙詩に長ぜるもの心田清播・西胤俊承・鄂隱惠奄等輩出して吟詠を叢林に殘せり。

乙、文 詩と同じく文章も禪林に於ては餘技に屬せり。不立文字を教判とするを以て文章の精華を誇り字句の練達を崇ぶは又その墮落と云ふべし。されども宋・元・明に遊びし禪僧は文章に熟達し却りて文名を馳せしもの尠なからざりき。雪村友梅と時を同じくせる虎關師鍊の濟北集には詩の各體あると共に文章も亦多し。その文章には該博なる知識を綜合せるものありて編流は勿論學者を裨益する所尠なからざりき。之に續いては義堂周信の空華集にその詩と共に文章もありて唐・宋諸大家の餘流を汲み曲盡幽遠の妙を極めたり。特に空華日工集の終に附する夢窓國師の碑銘の草案は義堂が畢生の力を盡したる名文なり。貞和五年相模善福寺に住せし時に之を草し絶海中津の明に遊ばんとせる時に之に附し、翰林學士宋景濂に致して修正し銘詞を求めしめたり。絶海は之を勒無逸に囑し景濂に依頼する所ありたりしが碑銘共に成り、明の僧録司天界寺宗泐書し、家額は僧録司富春寺前住守

仁の書なり。この碑銘が未だ我が國に渡來せざるに義堂・絶海共に寂せしが、義堂が草案を贈りしより四十年を経て絶海に従ひて入明せる明室梵亮が之を獲て應永十二年に歸朝せり。空華日工集。景濂も義堂の草案が雄麗完備せるを賞歎して措く能はざりしといふ。義堂と併せ稱せらるゝ絶海の文章も亦蕉堅稿の中にあり。明天竺寺の如蘭跋を作りて之を激賞せり。即ちその疏語は北澗簡の體製に類しその文縝密簡淨にして最も一家の所傳を得、誠に海東の魁を爲し想その右に出づる者無し、況んやその自叙に、時に山水奇勝の處に逢うて衣を披き策を散し猿鳥雲樹の趣を陶冶し悠然物化の元に遊ぶが如し、皆これ道の至言なり、豈詩人の光景に留連し物を玩び志を喪ふと比擬すべけんやと評せり。又周麟は翰林葫蘆集八に旭岑詩并四六序を載せたりしが、その中に絶海の文章を評して「蕉堅大士壯歲南遊、入三空室々々其詩也、文也、筆蹟也、與二彼山川風物二爭二其壯麗、明人跋二其稿二曰、雖二吾中州之士老二於文學二者二不二是過、且無二日東語言氣習二而深得三空室之所傳一也、評二其書二則曰、得二措法於清遠、可レ謂二集而大成一矣、既而歸朝、吾徒之從事於此二者、競遊二其門二、刪レ詩定二四六之體二、變二書法之卑弱二、各得二其所二、至レ今叢林無二不レ被二其澤二者、可レ尙矣」と云へり。これ絶海の文章が優に明人を凌ぐものあるを示せるものにしてその文章の尤絶なるを知るべし。元來禪林の入寺開堂に當りては四六駢儷の疏を序するは宋より初まり元・明に傳はりしがその規準とする所は元の笑隱大訴の蒲室疏にあり。我が禪林に之を傳へしは絶海なり。絶海明にありて大訴の法孫季潭宗防に就きて之を傳へて歸朝し叢林に行はるに至れり。當時五山の間にて翰墨に遊ぶ者翕然として絶海の門下に集り蒲室疏を學べり。而して之を傳授せるは惟肖得巖・江西龍派の二者なり。二者之を村庵靈彦に傳へたり。村庵より正宗龍統・月舟壽桂に相承け仁如集堯に傳へたり。此の如く禪林の間に四六駢儷を一律となし隆

盛ならしめしは實に絶海の蒲室疏傳承にありしなり。以て絶海が五山文學に於て最も重きをなせるを知るべし。

東福寺宗鑑稿・百衲機談語廿五・臥
徳日件録康正二年九月廿八日の條

次に絶海と共に明に遊べる汝霖妙佐も亦文章に卓越せり。景濂亦その文稿に跋を書けり。その中に汝霖經史百家の學を修め博瞻なり、文辭能く舒徐して迫らず、豐腴にして雅に近し、これ明に遊び文章鉅公に遇へば悉く趨きて之に事へ、その指教を蒙り深く規矩準繩を知り、能く文字を使ひ職に従ひて難

本朝

通鑑

なからしむ、東歸すれば必ず文を以て國中に鳴るや疑なしと説けり。かく汝霖は文章に於て優秀なりしと

雖も今日傳ふるものなし。その後禪林の中文章に於て最も著はれしは絶海の流を汲める惟肖得巖とす。惟肖は備中に生れ建長寺に學び禪餘韓退之・柳宗元・黃庭堅・蘇東坡の詩文を究めてその蘊奥に達し、經史子集を修めて

碧山

日録

文章を以て一世に聞え義持の信任を得て相國寺の西堂に居り、後に天龍寺・南禪寺に陞座し、

南禪寺小林院の雙桂軒に居り、世人雙桂和尚とも呼べり。その文集に東海瓊華集あり。文章圓轉滑脫恰も玉を盤上に轉するが如く毫も滯滞を見ず。當時諸將の壽像贊・贈答文等多くその手に成れり。この他太白眞玄は四六駢

蔭涼軒
日録

體を以て著はれぬ。太白は建仁寺に住せしが深く寧一山の徳を慕ひその寮を墓山と稱せり。四六駢體に就

きては絶海の證明を受けて最も褒せられぬ。博覽強記にして學殖叢林の間に高し。惟肖その播磨法雲寺に住するの疏にその人物を評して「公篤行雄文、稱于江湖」也久、望陶治者頌以柄宗、後時爲對、於是知其有待焉」とあり。以て學徒多くその學殖に期待しその陶冶を望み晩るを以て懇とし競望することの深きを知るべし。

禪林にありては詩文は禪その者には全く必要無く却りて害なりしと雖もその志を表はす爲めに必要なりしなり。入寺の疏・頌・香語・散説等の語録には詩文の才を要したりし爲めに禪徒之を研鑽し怠らざりしかば學僧相

踵いで輩出せり。雪村・虎關・夢窓・義堂・絶海等は禪を本體とし詩文を附屬せる状態は明かに之を認め得らるると雖も、時代を経るに従ひて學僧多くは詩文にのみ志を馳せその本體を喪失するに至り本末を顛倒せり。されどこれに依り五山文學は反對に却りて隆昌となりて文化の一時期を劃せり。而して雪村・虎關・中巖・義堂・惟肖等は詩文共に自由にして各體を得たりしも絶海に至りて明かに詩の格調に重きを置けるの憾あり。又文章に於ても太白は四六駢體の形式に重きを置ける嫌あり。かく學僧の間に於てもその詩文達意自在の域を離れ自ら形式に拘泥するの弊を生じたりしが、就中文章に於ては惟肖、詩に於ては江西、駢體に於ては太白、講説に於ては心田が卓越したればこれを叢林の四絶と稱したり。かくして學僧は自らその望む所に従うて進展發達し各自門流を作り五山文學をして偉大なる發達をなさしめたり。本朝
通鑑

第四 五山學僧と政務

五山禪林の間に於て禪の本義は時代を経ると共に省みられずして多く文字の末に趨り五山文學全盛となれり。かく文學の隆盛となりしは支那明に於ける禪林の傾向に倣ひその影響を受けて我が學僧が文學に志すと共に幕府に重用せられて政務に參與する所多かりし爲めなり。由來門閥政治の弊として如何なる俊逸の士と雖も門地無ければ下層に沈淪して出世する能はず、而も編徒の間には門地なく出身の區別他と比して尠く、唯徳業・學識・才幹に従ひて地位を得たりしかば俊材逸足多く此に聚り幸に驥足を伸ばし得たりしなり。従ひて學僧は内外の典籍に通じ古今の學藝に深く、和漢の知識を有せし爲めに爲政者の顧問となり指導となるには便宜最も多かりき。特に四方に使ひし明と交際するには彼の事情に通ざるを以て幕府は之を使役するを得策としたりしなり。爲めに學

僧は多く擢んで登用せられ、幕府若しくは將軍の帷幄に參畫し關東・九州・中國等の諸大名に使者となり明への使聘となり頗る重用せられたり。その結果は禪林は物質的保護を多く受け幕府及び地方大名の保護を蒙り禪は却て衰へて墮落し宗門としては勢力を失ひたりしなり。今その概要を更に事實に就き説明せんとす。

尊氏・直義共に夢窓疎石に師事し深酷なる信仰を有したりしが夢窓に聽きて佛法王法同時に興ると共に元弘以來戰殺せる者を濟度する爲めに安國寺利生塔を六十六ヶ國に創立することを企畫し、後醍醐天皇の追福を祈り奉る爲めに山城嵯峨に天龍寺を建立し、尊氏は又一切經を書寫しその他多くの作善をなせり。夢窓録・夢中問答・一切經書。されば既に説きし如く夢窓の法流は足利氏歴代と特殊の關係を有し歴代信仰の中心勢力となれり。従ひて義詮は夢窓の法嗣春屋妙葩・默庵周諭に歸依し、普明國師行狀。義滿は義堂周信・絶海中津・空谷明應・大初永本等に師資の禮を執り、義持は大周周裔・嚴中周墨等に師事し、義教は竺雲等連・柏心周操等を師と仰げり。空華日工集・臨涼軒日録・京華集。これ等の宿徳名柄に依りて歴代誘掖せられたれば政務に裨益する所多かりしなり。されど歸依信賴の結果は禪徒權勢を得て他の武士に利用せられ往々政治上の問題を惹起するものも亦尠なからざりしなり。例へば直義が夢窓に天龍寺に參禪するに當り行路遠隔なるを以てその法嗣妙吉侍者を請して京都一條堀川に大休寺を建立して參禪せり。爲めに妙吉が勢力を得るに及び上杉重能・畠山直宗等之に就きて高師直を直義に讒し、直義も亦師直の專擅を怒りたれば直ちにその讒に従ひ、師直との衝突を來し一時師直の爲めに直義も窮地に陥り、延いて尊氏との争となり剃髮するの止むなきに至り政治上の重大事件となりて妙吉は殺され、重能・直宗は越前に流されて害せられ、やがて師直は族滅せられ直義も亦滅ばされたり。太平記・師直記・關大曆。又義滿の初政の頃に細川頼之執事たりしが延暦寺の

衆徒禪徒と軋慄し、延いて南禪寺山門を延暦寺の故地に建てたるを以て之を破毀せんとせり。頼之は之を不可とし、妙葩も亦南禪寺は皇室崇敬の道場にして禪家第一の伽藍なり、且つ足利氏の歸敬深重なれば斷乎として衆徒の嗾訴を斥くるにあらざれば管に禪宗の衰微のみならずして公武威福の失墜を招くべしと説き頼之も亦之に應じたりしも終に衆徒の嗾訴を抑止し得ずして山門は破毀の悲運に陥れり。是に於て妙葩等の禪徒袖を連ねて京都を去り各地に潛居せり。幕府はその後南禪寺を舊規に復せんとし妙葩等を諭して歸還せしめんとしたりしも應ぜざりしかば頼之は深く之を憤れり。師直記・愚管記・山門嗾訴記。尋で頼之と禪徒とは相納れずしてその執政中は皆山林に屏居したりしが頼之が諸將の排斥を受け讒駁に退くに及び妙葩等は幕府の命を受けて歸洛し禪徒亦京洛に蛸集せり。この事實は禪徒が法門擁護と宗社救護の爲めに幕府の政務に抗争せるものにして世外に立つべき禪徒としてはその行動必ずしも與みし難き事なり。即ち禪徒が全く政治的色彩を帯ぶるに至れるを以てなり。爾來禪徒は又深く公武の崇敬を受け義滿は厚く禪徒に信賴し義堂に就きて坐禪の要諦を聽き、工夫用心の法を授かりて屢々參禪し、中庸・孟子・論語等儒書の講義を聽き、圓覺經・楞嚴經・大惠錄等の講筵に列して啓發する所多く、禪徒は義滿を以て正に聖德太子の再來と稱せり。單に修養の上のみならずして義滿は政務の上に於ても亦禪徒に負ふ所多かりき。義堂が義滿に學問を奨め「君有_レ心_ニ於學問、必有_レ補_ニ政教」と説き、又「修_レ徳爲_レ文、止_レ戈爲_レ武、武之用在_レ安_ニ天下、不_ニ必事_ニ干戈」と述べて訓ゆる所ありき。空華日工集。尙義滿が相國寺を建つるや妙葩を以て住持とし、その大殿に虹梁牌を掲げしめ、妙葩をして「恭願、君臣道合、民歸_ニ父母之仁、文武才全、國服_ニ慈威之徳」と書かしめたり。萬山編年精要。以て義滿の相國寺建立の志は正に君臣道合し文武の才を全うするにありしを知るべし。

又晩年義滿が北山殿に在るや暇ある毎に禪林諸老を集めて道話したりしが、既に入道して圓顛方袍なりし爲めに孰れか義滿、孰れか僧侶たるやを辨ぜざりしと云ふ。翰林藪 かく義滿は禪徒と親しみて相輯睦して全く區別し難きに至りしがその間に自己の修養は勿論、政務の上に資する所決して尠なからざりしなるべし。又義持は義滿薨去と共に義滿の爲めに斥けられ土佐に隠れ去りし大周周裔を夢に托して徴し、相國寺に住せしめて師資の禮を執り。臥雲日件録寶徳二年二月の條 その後鄂隱惠養を引き相國寺住持として鹿苑院に居らしめ寵遇特に厚く大小の政務を之に諮詢して決せり。鄂隱の説く所聽かれざるなしと傳へられ、公卿諸將多く之と結託して要請を全うせり。後崇光院も亦伏見宮家領の事に關し鄂隱に就き義持に請はるゝことありき。鄂隱は絶海の法嗣にして天資聰敏楷書を善くし詞藻に富めり。嘗て明に遊び參修する所多かりしが歸朝の後土佐吸江庵に在り。南遊稿は當時の語録なり。その義持の寵を待みて請託を納れ且つ義嗣の變に與みするの嫌疑を受け懼れて土佐に奔り、爾來全く權勢を失へり。看聞日記 此れより義持は殿中周羅を擧げて相國寺に入れ専ら政務を諮詢せり。かく五山の中相國寺に住持たりしものは多く將軍の諮詢に膺り政治の顧問となり政務を補益する所多かりしなり。

康暦元年十月義滿が天下僧録司を置き南禪寺に住せる妙葩を之に任ぜり。當時天下禪林多くして各地に散在せり。官寺あり、私寺あり。相續より云へば十方利・徒弟院あり。各々外護に依りて法流に偏重し英衲名宿の隠れたる者尠なからざりき。幕府には禪律頭人、鎌倉には禪律奉行ありて官寺の公帖を掌りしと雖も未だ宗門の情誼に明かならざりき。依りて妙葩をして僧録司となし禪林紹隆の爲めに戒行道徳等卓越せる者あらば擢んでて法社を主らしめんとせり。爲めに山林岩穴の間と雖も探求して遺さず、人材林の如く集り、各地の叢社咸な廢を起し弊

を救ひ禪林の規制一新せり。讀王國文書 抑、僧録司の創設は支那明の制度に倣ひしものなり。初め唐の憲宗が宮廷内殿法事の儀を掌る爲めに端甫を起用し左右街の僧事を注録せしめ之を僧録と稱せり。爾來宋・元等にも僧録ありしが明に至り太祖宋の制度を稽て佛教を統轄する爲めに僧衙門を設け戒律を守り教法を明かならしめぬ。而して僧録司は天下僧教の事を掌るの職掌の概稱にして左右善世・左右開教・左右講教・左右覺義各々二人宛八人を置き、各府には僧綱司ありて都綱・副都綱を置き、各州に僧正司ありて僧正あり。又各縣に僧會司ありて僧會あり。釋氏譜 此の組織に依りて天下の僧徒は僧録司の管轄の下にありし制を模倣して義滿は妙葩を僧録司とせり。されども明にありては僧録司は左右善世以下八人を概轄せる廣き職名にして禪講教を管せしめしものなれども我が僧録司は管轄者にのみ附せる職名にして單に禪寺にのみ用ひたれば意義自ら相違せり。かく僧録司設けらるゝや禪刹管理の行政上の職にありし禪律頭人若しくは奉行は漸くその實權を失ひ、五山・十刹・諸山等住持任命の推舉・出世・管轄等一に之に移り、頭人若しくは奉行は單に公帖を發するのみとなり全く形式的の事務に當りしものゝ如し。既に妙葩が僧録司となりてより後は相國寺鹿苑院に住せるものを以て毎に之に任ずることとなり、大周周裔・大岳周崇・殿中周羅・古幢周勝等相尋でその選に當れり。京華集 義持は深く大周を信任せるは既に之を説けり。而して義持は理を窮め性を盡し人を無爲の化に導々にあれば兇惡の徒も之を純誠の域に遷らしめ得べし、從ひて親らその道を資し之を心に存し身に行ひ諸政に施せば天下を利導し得べしと確信し、幕府の東に一室を開きて潛鍊精修の所とせり。大岳はこの室を探玄と名づけ、大周は貫花と稱せり。懶室 かく義持も亦修禪參定を以て治國の要義としたりしなり。さればその修鍊の師たる大岳・大周等は厚く崇敬せらるゝと

共に禪林は偉大なる庇護を蒙れり。

僧録司の職掌とする所は既に定まりしと雖も禪林に關し將軍の記室を掌りし關係より明・朝鮮等外國に關する往復文書の起草及び外使來朝の際の接待をも兼ねて之を掌れり。鹿苑院殿仲が明及び朝鮮に對する復牒を起草せしこと善隣國寶記にあり。又初めは僧録司の事務は鹿苑院主之を掌りしも義持の頃より院中にある藤涼軒に住持せるもの之に副として關與することなれり。藤涼軒は仲芳藏主中正の創むる所たりしが、仲芳は遣明使に従ひて渡航せるに明主筆札に暢達したるを聞き、永樂通寶の四字を書せしめ之を銅錢に鑄造して之を行ひ、又その揮毫に係る相國承天禪寺の六字を法被に繙せしめて我が國に贈れり。仲芳は覺仲道芳及び絶海に師事し諸藝に通じ書法は當時第一と稱せられ、眞・草共に一家をなし之を需むるもの常に戶外に滿ちしと云ふ。かゝる偉材なるを以て義持・義教擢んで鹿苑院主に副たらしめたり。その關係よりして爾來藤涼軒主は鹿苑院主に副となり、京華集。後にはその權全く藤涼軒に移れり。又相國寺若しくは鹿苑院主は將軍若しくは幕府の命を奉じ、使節として四方に使し軍陣の間にも亦往來せり。應永の亂には絶海が大内義弘の堺陣に赴き勸降を試み、柏心周操は永享の末關東に使し、俊列星岩・瑞溪周鳳亦關東に赴けり。藤涼軒日録。かく禪林俊逸の偉材は幕府に重んぜられ將軍に寵遇を受けし結果は禪寺をして政務に與るの所たらしめ宗門としての本務は没却することとなり、爲めに僧侶は墮落し宗門は却りて衰ふるに至るの結果となれり。

結論

京都五山及び鎌倉五山共に足利氏の外護を蒙りて非常に隆盛となり、寺塔の建立相踵ぎ所領田園の寄附多く、物

質的援助を受くること實に夥しかりき。又各大名も足利氏に倣ひて臨濟禪を保護したれば當時各寺共に物資豊富にして輪奐の美、園池の結構多く他に比類すべきものなし。この間にありて發達せる五山文學は自ら特殊の色彩を有せり。由來禪は困苦缺乏の間に於てその本義に參得し眞髓に到達すべきものにして物資豊富而も宏壯なる殿宇の裡にありては多く悟了し得ざるなり。従ひて五山の間において足利氏若しくは諸大名の外護を多く蒙れる寺院は日に禪宗としての本義に遠ざかり徒らに文筆のみ事として詞藻の末に趨り、政務の要衝に當りて俗界の勢力を獲得し參究の暇を縱にするを得ざりき。爲めに禪としては全く退歩するに至れり。而して尊氏・直義が夢窓に歸依したればその法流に屬するもの多く足利氏歴代の崇敬を受け信賴を得たりしを以て法流としては皆勢力を有し名利に住し得たりしと雖も禪としては却りて墮落せり。その法流の高足多く相國・南禪・天龍等に住するの公帖を幕府より得し爲めにこれ等諸寺の墮落は事實として現はれたり。相國寺にありては應永二十三年六月にその僧と喝食との間に争鬭を生じ喝食のために金鞭を以て頭を打破せられぬ。仍りて義持は僧徒の兵器を藏するを取縮らんとし急に相國寺に詣り大衆をして大般若經を轉讀せしめ、大衆の悉く佛殿に參集せし留守に寺中寮々塔頭に就き侍所一色義貫をして仔細に檢知せしめ、兵器八十餘點を獲て所持の僧三十二人を捕捉せしめ、續いて又濫行をなし魚食を事とせる不儀の僧徒及び供行者等百四五十人を捕へたり。かくて是等の罪を定めて之を所罰せしめたり。看聞日記應永廿三年六月一日、廿日の條。又南禪寺にありては僧徒の間に殺傷行はれたりしかば義持は又侍所に命じ之を糾彈せしめ兵器を有する者を搜索し四十八人を捕へて又之を罪せり。看聞日記應永廿九年十二月十五日の條。又南禪寺に逆賊の行者ありしを以て義教所司代に命じて之を捕へしめ、寺内贖罪の爲めに米錢を徵發せしこともありたり。藤涼軒日録永享九年五月、六月の條。

かく禪家の寺院に於て既に不儀濫行ありし點より考ふればその墮落想ふべし。かく五山禪林は相續いて墮落の傾向を有せしと雖も中には禪僧としての高德尠なからざりき。夢窓門下にも絶海中津・空谷明應の如きものあり。絶海は天龍寺にあるや直言を以て義滿の旨に忤ひ攝津錢原に隠れ、尋で細川頼之に請せられて阿波の寶冠寺にありしが義滿悔悟して頼之をして法門の汗隆、邦家の安危はその出處にありとして再び等持寺に迎へしめたり。空谷明應は義滿の相國寺を創むるに當り義堂の推舉に依り入寺したりしが義滿が禪徒をして服を易へ天台の教門に入らしめんとしたりしを以て固く争ひ、喬木を下て幽谷に入るが如しと高唱して佛然去りて又省せざりき。常光國師語。又他の法流にありては東福寺の虎關師鍊に嗣法せる性海靈見及びその法嗣愚中周及の如き名衲あり。靈見は東福寺海藏庵にありて義滿に懇請せらるゝも出でず山林に頼晦せんとせり。仍りて義滿東福寺の法流の畿内往來を止めんとするの旨を告ぐるや止むなく出でて命に従ひ南禪寺に住せしが幾もなく退去し努めて權勢に遠ざかり、弊衣垢面、爪髪を剪らず鬚鬢長く丈夫の如し。應永元年相國寺火災に罹り高德の住持を求むるに當り絶海は切に靈見を薦めたり。仍りて義滿自ら東福寺退耕庵を扣きて之を請せり。出處に當りて「去其頂髮、猶富士峯頂無雪也」と贊し、頂髮その儘にて唯散髮弊衣入寺し、法要を説けり。嘗て義滿の請に依り共に西芳寺に遊び、前庭の池に舟遊するや靈見先づ乗り義滿續いてその履を執りて舟に納るも靈見之を見て自若たり。碧山日錄寛正元年九月廿三日の條。その權勢を見る恰も土芥の如し。以てその修養する所の深きを知るべし。又愚中周及は小早川則平に請せられて安藝佛通寺にありしが義持その道價を聞き之を召さんとし則平に命じて諭さしめぬ。則平は愚中の應ぜざるを察し義持の招請切なるを告げ、若し應ぜざれば自ら罪を獲べしと説けり。愚中止むなく應じて東上し山崎に至

りて使を義持に遣はし誓ふ所ありて京都に入る能はざれば洛外に於て會見すべきを請へり。義持乃ち之を伏見藏光庵に居らしめ赴き參ざるに愚中唯一禮して一問を述べずして去れり。仍りて那隱をして洛外の五寺を選び館せしめんとせしも應ぜずして自ら等證院に寓したりしに義持入參し教を受けたり。京洛の縉素も亦競ひ來りて謁を求めしも應ぜずして夜潛に逃れて紀伊に赴かんとして河内に至れり。義持は使を遣はして之を追ひ抑留せんとせるに「予本山林不羈之士也、然而至化難逃、枉應台命、古日一之謂甚、豈可再乎」と答へて紀伊に去り、次いで義持の懇請に依りて丹波天寧寺に入れり。大通禪師語錄。愚中も亦靈見と同じく俗界の勢力を蔑視して禪僧としての本義を全うしたりしなり。此等の如き名衲は多士林の如き間にありて恰も曉天の星の如く鮮なかりしなり。かくして五山文學隆盛なると共に一般に禪は叢林の間に衰微したりしも當時武家の間に多く省みられざりし大徳寺宗峯の法流のみは依然として禪の本義に則り、參得する所多かりしかば禪は却りてこの法流に於て盛に傳承せられたり。

第三節 藝能

北山時代に異常の發達をなせる藝能としては猿樂・松囃・風流等にして、田樂の如きは稍衰へ僅にその形骸を留むるに過ぎざりき。而して何故に猿樂・松囃・風流等が斯く異常の發達をなすに至れるかと云ふ理由に於ては各藝能につき仔細に之を研究して評論を試みんとす。概して言へばこれ等は武家の趣味に適當せる藝術なりし爲めなり。鎌倉時代にありては京都は平安文化の餘睡を嘗むるか、若しくは之を繰返すに過ぎずして舞樂・白拍

子・朗詠等行はれ新趣味と思はるゝものなし。又鎌倉にありては朗詠・白拍子・今様・田樂等武士の間に行はれたりしがこれ亦京措の餘技を傳ふるものにして別に武士の間に新藝術を樹立する程に趣味に對する餘裕なかりしなり。然るに室町時代となりては武家文化が公家文化の形式にのみ捉はれずして新趣味に基く藝術を要求し、猿樂・松囃等の興味ありて而も生氣に富むものを發達せしめたり。就中猿樂は觀世累代に名手鬼才現はれ足利氏歴代又之を喜びて時代の風尚に投ぜしめたるに依り異常の發達をなせり。さればこれ等は朝廷・幕府は勿論寺社等に行はれて一般に民衆的娛樂となり貴賤上下を和樂せしめたり。従ひて時代の產物として猿樂の如きは特徴を有し現今に及びても尙能くその形式を保有せり。

第一 猿樂

猿樂は古代より我が國に存在せり。その起源を神代の神樂に置くものあり、或は欽明天皇の朝に來朝せる秦河勝に歸するものあれども花傳未だ遽に信する能はざるなり。これ神樂と云ひ河勝の傳へし舞樂と云ひ共に藝能なれば遠く起源を求むれば或は兩者共に理由なきにあらずと雖も猿樂直接の起源はこれ等にあらずして正に散樂にありしなるべし。散樂とは正樂に對し支那古代より行はれたる民衆音樂、若しくは雜伎を稱せり。古代支那文物輸入と共に民衆音樂雜伎も我が國に輸入せられて廣く行はれしが、その中でも散樂はやがて猿樂と稱せらるゝに至りしなり。かくして年序を経るに従ひ我が國に發達せる雜伎をも加味して平安時代の末期後一條天皇の頃には新猿樂を形成せり。當時藤原明衡は新猿樂記を著して之を解説せり。而して咒師・侏儒舞・田樂・傀儡子・唐術・品玉・輪鼓・八玉・獨相撲・獨双六等をば新猿樂とせり。されば猿樂と云ふ意味は廣汎にして各種の民衆

的雜伎を概稱せるものとなれり。この意味は吉野時代は勿論室町時代に至りても毫も變更せざりき。即ち永享六年明使雷春等來朝せる時に伴へる伎樂の徒幕府に於て雜伎を演ぜしことあり。看聞日記には之を稱して猿樂と呼び准后滿濟はその日記に「唐人猿樂火曲以下藝能致之」と駭けり。滿濟准后日記 八月五日の條以て猿樂なる詞は明の俗樂にも適用せられしを知ると共に當時その意味の尙廣汎なりしを認むるを得べし。猿樂なる詞は斯く廣汎に用ゐられしと雖も既に吉野時代の末頃には猿樂が一の藝能としてその形式を固定せることは明かなり。その形式は延年舞・田樂・咒術・風流等の各雜樂を包容して幽玄なる舞樂を形成せるものなるべし。而してその藝能は遙かに他の舞樂に卓越して行はれ朝野の間に喧用せられたために之を稱して猿樂と呼び藝能若しくは能と呼ぶに至り、藝能は猿樂の專有となり猿樂と能と全く一致し、他の田樂・延年舞・咒術等は衰微して省みられざると共にその能とは自ら區別せらるゝに至れり。

猿樂は吉野時代の末より室町時代の初めに大成せられしものなれどもその由來する所に關し諸説あり。即ち延年舞に基けると説く學者あり。或は田樂より分るとし、或は咒術の發達せるものなりとする者あり。これ等はいづれも多少の理由あれども皆適切なりと爲す能はざるなり。抑、猿樂は藝能として大成せるものなることは既に説きし通りなれば延年舞・田樂・咒術等の藝能の長所を集め之を融和混合して大成せるものなり。敢て一藝一伎に基礎を有せしものにあらざるべし。従ひて諸家の見解は部分的に偏する嫌ありて未だ猿樂の由來を明かにせるものとは云ひ難し。又新井白石の俳優考及び荻生徂徠の南留別志の記事に基き猿樂は元曲の雜劇の輸入せられしものなりと爲す學者あり。されどこれ單に形式に於て類似せるより着想せるものにしてその根本成立の要素に於

て相違せるは津田左右吉氏の説東洋學報所載に依りて明かなれば又説明の要なし。従ひて猿樂は我が國に發達せる民衆藝能にして古代より發達せる雜伎をも集成して成功せるものと云ふべし。

猿樂は各地の大なる神社佛閣に附隨して世襲的に存在して特別の關係をなし各座を有せり。而して神社の神事、佛閣の會式には必ず藝能を演じたり。されば近江日吉神社の神事には山階・下坂・比叡の三座あり。之を近江猿樂と云ふ。伊勢大神宮には和屋・勝田・主司の三座あり。山城法勝寺の修正參勤には新座・本座・法成寺の三座あり。之を丹波猿樂と云ひ賀茂及び住吉の神事をも勤めたり。又大和春日神社には外山・結崎・坂戸・圓満井の四座ありて大和猿樂と云ふ。花傳書・輪林胡蘆集この他宇治猿樂等あれども座として成立せしや否や詳かならず。

かく猿樂は各地に散在して各、その關係せる神社佛寺の祭祀會式に藝能を演じて發達し來れり。而して大和猿樂は秦河勝の遠孫秦氏安の後と稱せり。初め村上天皇が河勝の聖德太子に傳へたりと云ふ猿樂延年記を叙覽ありて氏安に命じて再興せしめられしに、藝能六十六番は繁多にして一日に演じ難きを以て之を抽出して三番となせり。稻積翁・代繼翁・父丞これなりと云ふ。圓満井は實に氏安の子孫にして永く之を傳襲せり。輪林胡蘆集これ竹田座にして金春座とも云ふ。又別に東國の人松・竹と云ふ二人大和に上りて更に一座を聞く、之を坂戸座或は金剛座とも云ふ。この二座の外に古より大和に山田座ありしが之に小美濃大夫あり、伊賀服部氏を養うて子とし、三子あり、寶生・生一・觀世これなり。即ち寶生は長にして生一は仲、觀世は季なり。三子共に家業を繼ぎて各、一座をなし、寶生は山田座を襲ぎて外山座とも稱し、觀世は結崎と稱し又一座を創めぬ。生一も亦一座を興せしものゝ如し。大坂に生一座ありしと云ふ。かくして金春・金剛・寶生及び觀世の四座大和に於て發達せしが觀世座の觀阿彌は藝

能に關して卓越せる偉材なりしが好く藝能をして特殊の發達をなさしめ、之をその子世阿彌に傳へたり。世阿彌又斯道の鬼才を以て稱せられ義滿の殊寵を蒙り、各種の藝能を包容して能樂を更に大成し、之を子孫に傳へて斯道隆盛の基礎をなせり。世子十大部集尙觀阿彌・世阿彌の能樂に對する事蹟を研究し昔阿彌に至る徑路を説き以て能樂發達の次第を次に叙せんとす。

一、觀阿彌 猿樂・能樂若しくは謡曲に關する記録資料等世に傳ふるもの尠ならず。されども此等は皆觀世・金春等諸家の記録傳説を基礎として編纂説述せるものにして略、記述の系統を同じくし共に同一の誤謬に陥れり。これ能樂は終始技巧のみ遍して之を傳承し取て根本史料の研究に及ばざりし爲めなり。之を遺憾とし近時故吉田東伍博士根本史料の研究に着手し、故小杉温邨博士所藏の黒川春村翁の世子申樂談義を得て之を安田善之助氏所藏の同古寫本と對校して解説を附し、世阿彌十六部集として出版せり。これ觀阿彌の子世阿彌の能樂の沿革及びその大成するに至りし徑路を徵するに足るべきものにして能樂史研究の上には必須の史料たり。これに依り從來世に行はれたりし能樂に關する諸説は多く覆され始めて一條の新光を見出し得たりしなり。従ひて觀世・金春等諸家に傳へられし家傳は多く破壊され信憑し難きものとなれり。今十六部集に基き觀阿彌・世阿彌・昔阿彌の能樂に於ける業績を次に概説せんとす。

觀阿彌名は清次、大和猿樂の鬼才にして田樂能の聖とも仰がれし斯道の達人一忠をば「風林の師なり」として藝能の上に會得する所多かりき。その最も有名なりしは「靜が舞の能」、「嵯峨の大念佛の女ものくるいの物まね」なりきと世阿彌の花傳書に説けり。而して文學の才ありて謡曲二百十番の中その作に成れるもの十四あり。白

類・花篋・卷絹・自然居士・鶴・松尾・求塚等なり。元來謡曲は多く學僧・歌人・連歌師等の手に成りしものにして節付は猿樂役者なりとの説は古來より傳はりし説なりと雖も世阿彌の能作書・曲附書を讀まば確に觀阿彌等の手に謡曲は作成せられその節付をもなせしことを知るを得べし。又能作書の中に「古風には田樂の一忠、中比當流の先士觀世、日吉の大王、是は皆舞樂幽玄を本風として三體相應の達人也」とあり。三體相應とは老・女・軍の三體を云ふ。これに依り觀阿彌は舞曲に秀でたるのみならず文章に達したるを考ふるを得べし。かくて觀阿彌は多くの創作を有し且つ藝能に卓越したりしを知るを得べし。觀阿彌の孫即ち世阿彌の子たる元能の書きたる「世子六十以後申樂談義」に靜の舞の能、嵯峨大念佛の女物狂の能は絶妙と稱せられ幽玄無上の風體なりと説けり。さればその藝能は時好に投じ永和四年京都今熊野社に於て義滿が觀阿彌の藝能を觀て感悅せること申樂談義にあり。これよりして義滿と觀阿彌若しくは大和猿樂との間に深甚なる關係を生じ猿樂は非常な隆盛を來すに至れり。尙觀世家の世傳には觀阿彌は應永十三年に歿せりと説けども世阿彌の花傳書には觀阿彌は五十二歳の五月十九日に歿したるがその四日に駿河淺間社にて法樂したりとあり。而して常樂記には「至徳元年五月十九日、大和猿樂觀世大夫於駿河死去」とあれば觀阿彌は正に淺間神社の法樂を最終の藝能とし五十二歳を一期として至徳元年五月十九日に歿せしや明かなり。以て舊來の世傳を是正するに足るべし。

二、世阿彌 觀阿彌清次の子を元濤とす。幼名藤若、世阿彌これなり。義滿は資性舞曲を喜びしを以て永和四年今熊野社に於て觀阿彌の猿樂を觀し時は世阿彌僅に十二歳なり。申樂談義。その六月に義滿は祇園會の山録と見物せんとし加賀守護富樫滿春をして四條東洞院に役敷を設けしめ觀阿彌を召して藝能を演ぜしめぬ。その時の狀を

内大臣押小路公忠の後愚昧記に説きて、「大和猿樂兒童自去比大樹籠愛之、同席傳器、如此散樂者乞食所行也、而賞近仕之條世以傾奇之由、出財產與物於此兒之人、叶大樹所存、仍大名等競而賞賜之、費及三巨萬云々、比興之事也」とあり。これに依り義滿が特に世阿彌の殊色を愛し諸大名をして之に施與する所あらしめ散財せしめたるを知るべし。かくして世阿彌は義滿の寵愛を蒙りその藝能は義滿の庇護を受けて一層隆盛となり、觀阿彌歿後も盛運を來し義滿は屢々奈良に遊び世阿彌を近づけたり。抑、義滿の奈良に遊ぶは天下統一に資する所あらんとしたりしものなれども亦義滿が風流を喜び舞重を愛したりしが爲めなり。義滿が奈良に至る毎に延年舞行はれ舞重の妙伎を賞したり。官公事抄至徳二年七月廿九日の條。尙大乘院・一乘院にありては姿色優美なる舞兒を各末寺内にて選び義滿の冀望によりて上洛せしめ室町邸に於て舞樂を演ぜしめ義滿親ら笙を吹奏して興樂をなせり。皇代記卷三年六月十八日。かく義滿が舞重を愛し兒をして舞樂をなさしめしはその世阿彌を寵愛せると趣を同じくせるものなり。義滿のこの性格に伴ひ世阿彌は義滿に寵用せられて猿樂は武士の間に盛に行はれて明徳二年九月の春日社參には先規に違ふと雖も特に一乘院に於て猿樂を行はしめたり。爾來春日社參には猿樂を行ふ例となれり。而して世阿彌毎に之を演じたり。室町殿春日記參記。尙世阿彌は義持の時代にも屢々徵されて猿樂を演じたりしが義教の時に至り永享四年八月にその子元雅は伊勢阿濃津に於て歿せり。世阿彌は藝能の秘訣を元雅に傳授したりしに計らずも早世したりしかば一流の藝能を傳ふべきものなく悲歎に暮れたりしが、やがて又義教の怒に觸れて佐渡に配流せらるゝこととなり、永享六年五月四日京都を出で若狹を経て越後に到り佐渡に着したり。その後數年在嶋したりしが、尋で赦されて歸洛せり。金鶴集・六。その配流に至りし理由は明瞭ならざれども故吉田博士は世子十六部集の解

説の中に世阿彌は元雅の歿後志を金春氏信(善竹)に屬したりしに義教の命に依り甥音阿彌家を襲ぎたれば之を肯せずして攘奪の志ありしかば義教の怒に觸れたり、即ちその配流は音阿彌の相續に交渉する所あるものなりと説けり。別に文献の徴すべきものなしと雖も亦首肯せらるべき解説なり。されども尙深く景徐周麟の翰林葫蘆集所載の觀世小次郎畫像贊に就き考ふるに音阿彌の伎優秀なるものありしを以て義教は強ひて之をして觀世家を襲がしめし爲めに世阿彌は之を喜ばずして終に配流の運命に遭遇せらるると思はるゝも宜しく後の研究を俟つべし。又觀阿彌と同じく世阿彌の作に係る謡曲甚だ多し。即ち世阿彌がその子元能に傳へたる能作書に依れば能作には老・女・軍の三體ありて八幡・相老・養老・老松・鹽釜・蟻通は老體とし、箱崎・鶉羽・盲打・靜・松風・村雨・百萬・浮舟・檜垣女・小町を女體とし、通盛・薩摩守・實盛・頼政・清經・教盛を軍體として各風體の標準を示し後世之に依據せしめんとし、その能作は末代に及ぶも敢て劣るまじと説きし如きは謡曲作者としての抱負を窺ふを得べし。今日傳ふる所の謡曲の大部分は確に世阿彌の作に係れり。以て藝能以外に文章にも卓越したりしを知るに足るべし。實に室町時代文學の巨擘と云ふも敢て過當にあらざるべし。

三、音阿彌 世阿彌の弟を四郎大夫と云ふ。その子を元重とす、音阿彌これなり。音阿彌は義教に登用せられて觀世家の藝能大いに興れり。翰林葫蘆集に音阿彌の伎を評して「世阿之伎、至音阿二而大興、以故繼三世阿之後云」と説き、その伎の絶妙なるを述べて「音阿者、事三普廣・慈照兩公、尤見愛幸者也、伎究其妙、王侯之第、嘉賓之燕、登歌臺一分當三舞殿、擊神頭一分呈鬼面、或作武夫桓々之貌、或爲婦人啾啾之姿、於須臾之頃、千態萬狀、令觀者喜怒哀樂之情動蕩于其内、天下奇觀也」と云ふ。以てその伎藝の鬼才たるを知るを得べし。さ

れば義教も音阿彌の伎藝を評して第一と稱せしこと雪巢集に見え、大乘院寺社雜事記にも義教・義勝・義政三代共に寵を得て「希代上手、無双當道」と評せり。初め音阿彌の舞臺に上りしは永享五年四月祇園社塔婆供養勸進猿樂を糺河原に興行せる時にあり。義教公卿諸將と共に棧敷を構へて之を觀覽せり。前田家所藏文書・滿濟准后日記・看聞日記。恰も當時世阿彌は尙在京したりしが自ら音阿彌との間相協はざりしならん。而して世阿彌配流せらるゝに及び音阿彌の全盛時代となり、寛正五年四月の糺河原勸進猿樂は音阿彌六十七歳にして實に老後の寵光たりしなり。その逝去は觀世家の世傳には文明五年六月二十二日となせども雜事記には應仁元年正月二日となせり。世傳の誤なるは論無し。蔭涼軒日録に考ふるに晩年違和して衰老憔悴して専ら小歌小舞を演ぜり。その齡は八十四歳にて歿せしもの如し。

觀世座には觀阿彌・世阿彌・音阿彌の如き妙手鬼才相踵いで現はれたれば他の諸座に抜んで大和猿樂をして最も名を成さしめたりしと雖も他の諸座にも亦名手紛なからざりしなり。近江猿樂に大王阿彌あり、又道阿・増阿等ありて共に田樂の一忠に傳授したり。世阿彌も大王をば觀阿・一忠と共に舞歌幽玄を本風として老・女・軍の三體相應の達人と能作書に評せる程の名手なり。而してこれ等名手が廣く世に認められ武家に於てのみ専ら保護を受けたりしが尋で禁中にも行はるゝに至れり。初め義滿は世阿彌を深く寵愛せしと雖も未だ猿樂を禁中には行ふ能はざりしなり。禁中には先例先規ありて新しき遊藝は決して行ふ能はざりし爲めなり。されば義滿の勢を以てするも亦如何とも爲す能はざりしが仙洞御所には先例を嚴重に守るに及ばざりしかば應永九年六月義滿の執成にて後圓融院の仙洞御所にて猿樂藝能ありしこと兼宣公記に見ゆ。又猿樂を叙覽ありしことは十五年に後小松天

皇北山第に行幸ありし時に崇賢門院（後圓融院の御母）の許に幸せられ猿樂を觀覽ありしが、この時七番の藝能ありて大王・道阿と共に之を演じたり。觀阿彌も亦出演したりしならんも記録の傳ふるものなし。教言脚記、此申樂談義。これ猿樂を觀覽せらるゝの權輿となりしなり。又猿樂を禁中に行はるゝに至りしは三十四年正月に義持の執成にて清涼殿の東庭に丹波猿樂の新座榎並をば召して藝能を演ぜしめしに始まり。舞臺樂屋以下義持自身奉行せり。之を准后滿濟は評して「以外事共也、自昔於禁中猿樂其例更以不可在、無勿辨」と云へり。以て之が先例になき破天荒の事實たるを知るを得べし。義持は義滿と異なり榎並座を近づけしものゝ如し。かくて猿樂禁中に行はるゝに及びて漸次武家の手より公家の間にも移るに至り盛に公武の間に流行し室町時代に行はれし舞樂として一大特徴を有したりしなり。

第二 田 樂

田樂は初め田圃に用ゐし舞樂にして農事推獎の意義を有せり。されば地方田圃の間に發達せる舞樂なりしも平安時代の末には京措の間に盛に行はれしことは洛陽田樂記に依りて明瞭なる事實たり。元より田圃の間に發達せる舞樂なれば田圃を背景とせる各地方の神社の神事に用ゐられ神樂と同様に神前に演ぜられしなり。その最も著はれしは近江日吉神社・奈良春日神社等なり。一般に廣く流行せるは鎌倉時代にして北條高時が田樂に耽りしことは太平記に依りて人口に膾炙せり。その名残を受けて吉野時代にも尙流行し建武年間記にも「犬・田樂は關東の亡ぶるものと云ひながら田樂なほはやるなり」と口遊に説けり。以てその流行の狀を知るべし。而して田樂とは如何なるものなりやと云ふに本來の意義より云へば農事に關係ある舞樂なりしと雖も神事に用ゐられ京措の間

に行はるゝに及びて又一の藝能となりて猿樂と多く異なる事無きものゝ如し。これ田樂能の論に就きて考ふるも猿樂の論の如く幽玄の意義に乏しと雖も概略その仕組及び趣向を同じくせり。且つ世子十六部集・花傳書の中にも世阿彌の父觀阿彌は田樂の一忠をば我が風轉の師なりと説き申樂談義の中にも之を述べ「田樂の風體働ははたらし、音曲は音曲とする也」と云へり。又景徐周麟はその翰林胡蘆集に於て田樂を説きて「吾朝田樂、爲三王侯貴戚所幸者久矣、其當戲場也、改頭換面、作神作鬼、令視者致敬於其心、或爲壯夫貌、或變婦人形、亦令之恍惚悲泣、蓋伎之妙、一臻於此乎」と述べたり。これ等に依りて考ふれば田樂の能は猿樂のそれと大體に於て異なる點尠なりしものならんと信ず。特に嘉慶元年の春日社臨時祭には田樂の座席東に、猿樂の座席西に設けられ相續いて演舞せり。而して田樂ある場合に必ず猿樂を伴ふことも亦室町時代に多きを見れば田樂・猿樂は相互に特徴ありしならんもその藝能は大體に於て類似せるものならん。されど江戸時代となりて寶曆五年二月の和泉田樂松阿彌の田樂法師由來之事には「田樂の能と本能と相違有之候哉之事」の答に「只今世上に仕候本能とは一向別事にて御座候、論の番組も有之候得共通用之論にては無之候」とあるに徴して考ふれば田樂と猿樂とは最初は類似のものなりしも後世には全く別事の様に轉化し結成せるものなるべし。而して田樂には刀玉・理居笠・頻坐々羅・調拍子等を用ゆるも猿樂には之を見ざるなり。

田樂法師として最も堪能なりしは近江本座の一忠にして「近代に、この道の聖ともきこえし本座の一忠、ことに物敷をつくしける中にも鬼神の物まね、いかれるよそをひ、もれたる風轉なかりける」と世阿の花傳書に評せる程なれば斯道の鬼才なりしなるべし。此の如き鬼才出づればその藝能自ら世に珍重せられ流行を來すは自然の

勢なり。一忠の教を受けし増阿、又音曲に於て最も巧妙なる喜阿等相踵いで現はれて田樂能も亦一時隆盛なりき。應永二十八年十二月に祇園社御旅所にて増阿の田樂ありて義持之に臨めり。花營三義持が田樂を好み松阿の如きもその幸する所となれり。松阿舞伎の絶妙を以て稱せられたり。されども一忠以後猿樂の能に壓せられて本座は衰へ新座のみ稍、盛となりしが文安の頃には本座又勢を復し熾となれり。文安田樂記に依れば住心院實意が伏見宮貞常親王を請じ奉り菊阿の子福若丸は舞曲三番音曲數返を演じ御感に預り、尋で親王再び住心院にならせられ田樂中門口を舞ひ藝能十番を演ぜり。而して福若丸藝能容儀尋常に越えたりとて御前に召され御賞翫に預り多くの纏物を賜へり。その後聖護院門跡義觀(政知の弟)侍女等と共に復田樂を見物し一時又田樂大いに流行せり。これ福若丸の如き美男の兒舞曲をなしたるが爲めならん。かくして田樂も亦時代の藝能として特殊の發達をなせり。

第三 松 囃

松囃或は松拍とも書き松奏とも書けり。初め田舎にて行はれし地方的の踊なるべし。室町時代の初めに盛となりしは義滿が六歳の時に播磨に下向し守護赤松氏に身を寄せしがその臣僚これを慰むる爲めに松囃を演じ風流をなしたる例に従ひ赤松家にて毎年正月十三日に佳例として行ひ來れり。滿濟准后日記永享元年正月十三日の條と云ふ。看聞日記・滿濟准后日記等に徴すれば松囃の幕府及び禁中・諸家に行はれしこと必ずしも正月十三日に限らざれば赤松家にては正月十三日を以て佳例としたりしならんもその他にては初めは定例の日なく多く年頭に行はれしに考ふれば萬歳の如く年頭を祝せし踊なるべし。看聞日記應永廿七年正月に伏見宮家に推參せる松囃の記事あり。即ち十一日の

條に「松拍參犬若、猿樂如例」又「入_レ夜松拍參、地下殿原、種々風流九郎判官典、有_二其興_一」とあり。十五日の條に「地下村々松拍參、先石井風流車一兩カフ木ヲツム、以_二大持引鉢也、次山村、毛車全備、官人拜賀、儀儀難色以下整_二其儀、又布袋、大次舟津、ヤフサメノ鶴龜舞、種々風流例年ニ超過_一」とあり。又滿濟准后日記永享二年正月十一日の條に「室町殿所申樂、觀世松ハヤシ仕之、藝能三番在_レ之云々、先々聲聞松ハヤシ仕之處被_二停止_一、彼間爲_二御佳例_一申樂仕之云々」とあり。これ等に依りて考ふれば松囃は之を本業とせる聲聞唱ありて室町幕府の佳例として幕府にて正月に之を行へるものと、他に又素人にして正月の祝儀に假裝して之を行へるものとの二つあり。而して幕府にては聲聞は之を停止し觀世をして代りて松囃を演ぜしめしなり。その素人の松囃は伏見にては伏見宮家地下殿原・石井・山村の者共假裝して之を行へるなり。單にこれ等の人々のみならず幕府にても武士武將の之を演ぜしものもありき。赤松第の松囃は佳例にて家臣之を勤めしが滿濟准后日記に依れば永享二年正月十九日に一色義直が義教を請じて松囃五鼻、風流手を盡せり。又廿五日には畠山持之が又義教を請じて風流善美を盡し十一鼻を行はしめぬ。これ等を稱して大名松囃と云へり。かく松囃は幕府・大名・宮家等に行はれしが永享十二年二月に禁中に之を行はれたり。初め義教は禁中に行ふに就き正月十日に關白一條持基等に内意を質したるに元來が物眞似なれば差支なかるべしとのことにて勅許を得たれば早速準備に取掛り、幕府の近習・小番衆に沙汰して豫め習禮せしめ、管領細川持之・山名持豊・赤松滿祐・京極持清等もその子及び家人をして準備習禮する所あらしめ二月十三日禁中東庭に於て之を行はしめぬ。而して松囃の人々東庭に參候し終るや、後花園天皇は清涼殿に出御あらせられて御簾を垂れて觀覽あり、義教は關白以下と簾中に候し、宮女等も參仕し、他の公卿・廷臣・僧侶等宮中鬼間簾の子の邊に伺候して

見物せり。先づ幕府の人々より續いて諸大名の子息家人等松囃・風流各、術を盡し興を遣れり。建内記。尙堀川家筆記に依れば町人及び女の松囃も當時共に行はれしと云ふ。かくして素人松囃も禁中に行はるゝに至り後には恒例となれり。されば松囃は各地方に行はれし踊、即ち簡單なる藝能にして下賤の聲聞などの職としたるものなりしも義満が播磨に逃れし際に行はれし吉例と云ふに因縁して幕府に行はれ新年に於ける一の儀式となり、遂に猿樂の行ふべき式法となりたり。而して素人の松囃は各地共に趣向を凝らし之に伴ふに風流を以てし、各種の物真似をなし模擬の風装をなせり。従ひて松囃には多く風流を伴ふこととなり、風流をも併せて松囃と概稱せり。素より各地方に行はれしものなれども既に幕府にも行はれ又公卿・諸家・寺院・神社及び宮中にも行はるゝこととなり、時代の風尚に伴ひて隆盛となれり。

第二篇 衰微時代

第九章 時代概念

尊氏が創業せる幕府の後を承けてその子義詮は能く之を守り大なる失態なくして早く歿したりしが、義満に至り父祖の餘烈に依り天下統一を完成して大覺寺・持明院兩統の對立を歸一せしめ、統治系統を單一にして公家・武家の二元政治を一元ならしむる爲めに武家の公家化を策し、足利氏は武家なると同様に公家の棟梁たるに至り公武共にその下風に立たしめたり。かくして國運は偉大なる發達をなし隆盛その極に達せり。その子義持も亦義満の範に倣ひしと雖も資質劣りしを以て政治稍、弛廢したりしも尙情力に依りて全盛を支持せり。弟義教に至りては刷新政治を布き紀綱を緊縮し、下に臨むに強烈にして毫も假借する所なく、幕府内外に對し嚴肅なりしかば却りて權臣の怨を買ひその身を滅ぼすに至れり。されども尙能く全盛の勢を維持したりしも一朝にして斃るゝや、後繼者たるその子義勝・義政相嗣ぎしも共に幼なりしかば天下大小の政務一に管領細川持之・畠山持國等の手に移り、幕府の態度は常に因循姑息にして徒らに事なきを希ひ、嶄然たる政策を持つる能はざりき。爲めに足利氏の勢力は日に衰へて幕府の權威を失墜し衰微の形勢を馴致せり。中心勢力たるべき幕府の威權衰ふるや地方

に割據して大勢力を有せし諸大名は自らその勢に誇りて自己の實力權を擴大し、益々幕府をして衰運に導かしめ漸く足利氏は尸位に安んじて將軍の職にあるに過ぎざるの有様となり、幕府は日に實務と遠ざかり形式的に存在して地方の實力ある諸大名の利用に委せらるゝに至り、實際生活と遠ざかりて國民と隔離し、各自の別社會を創め終に群雄割據の形勢を作り、日本全國に互りて亂階を誘起し、新社會を形成するにあらざれば止まざるの勢を爲し戰國時代となれり。

第一節 形式政治

尊氏が武家として公家に對抗する必要に迫られ幕府を京都に設置せるより足利氏は武家としての素質を失ひしが義滿が特に公家化を策して之に成功せり。爾來足利氏は公家と多く選ぶなきに至り、源賴朝がその家人に對し廉恥節儉を尊重し之を格守せしめ盛に武藝を獎勵し卑劣文弱を戒めし如き武家としての根本的傾向は自ら消耗し藤原氏及び平氏と同様に足利氏の一門一族は全く大宮人となりて榮華に誇り、蓮府槐門に連なりて詩歌・猿樂・花見・香茶の遊戯に耽り、政治の實際に遠ざかり徒らに儀式先例にのみ捉はれ、經綸を施すに及ばずして唯目前の策にのみ執掌し他を顧みるの暇なかりき。爲めに幕府上下全く文化の弊に陥りて新生面を開拓するの雄志なし。而して政治は初め管領の手に歸したりしも細川氏・畠山氏と數年ならずして交替せる爲めに管領も亦實務に與かること尠なくなり、畠山持國の如きも管領として嘗て叙せられしこと無き正三位となり嘉吉三年十月。公家と同様になりて實力を消耗し、實際の政治は世襲的に政所執事たりし伊勢氏の手に歸するに至れり。伊勢氏は義滿の幼時之

を預りて養育せし關係に依り歴代足利氏の世子を養育したるを以て毎に幕府にて大父と稱せられて自ら勢力を有し且つ政所執事として幕府の財政を司り、直轄領の收納・民事裁判を掌りし爲めに權勢一家に集りて政務を左右せり。されば伊勢氏も貞親・貞宗は管領に代るの勢ありて貞親は關白の任命等にも容喙し、その勢力内外を壓したり。而してその勢力は又その下司として實務に當りし蟻川親當・同親元等に移れり。幕府に於て斯く政權下級に移りしと同様に諸家に於ても斯波氏は全く甲斐・朝倉・織田等の守護代に依りて僅に支持され、細川氏は池田・内藤・波多野・安富等の諸氏に、畠山氏は遊佐・神保兩氏に、山名氏は垣屋・大田垣等諸氏に、赤松氏は浦上・阿閉等諸氏に、上杉氏は長尾・大石・太田諸氏に勢力移れり。この状態は中央地方共に行はれ幕府は勿論諸大名に於ても政務下級に移りし爲めに新なる施設をなすを得ずして唯先規先例のみ墨守せり。従ひて政務は單に形式にのみ流れて形式政治一般に行はれたり。

形式政治は必ずしもこの時代にのみ限れりと云ふにはあらざれども特にこの時代に於て著大なるを見るを得べし。これこの時代の特徴として考ふる所以なり。即ちこれを公家武家社會一般の實際に就きて先づ考へん。公家にありては諸卿徒らに官位の昇進を争ひ儀式の末節に拘泥して論議を敢てし大局に通ぜざりき。文安二年十一月關白二條持基薨するや前攝政一條兼良之に代らんとせり。兼良は先きに攝政たりしが奏慶を行ふに及ばずして持基之に代れり。依りて深く之を憾とし關白となりて奏慶を行へば辭職せん、然らざれば世に立ち難し、將に自ら山谷の間に退かんと奏せり。而して近衛房嗣も關白たらんことを競望し管領畠山持國に依囑して之に任ぜられたり。而して兼良は太政大臣となり房嗣の上首に班し僅に慰められたり。されども爾來尙關白たらんとして競望す

る所切にして幕府の大奥に結び、義政の生母裏松氏に頼りて懇請し、終に房嗣を罷めしめて之に代れり。康寧記。その後奏慶を行ひて退くべき筈なれども毫も辭職の形勢なく三年を経たり。右大臣二條持通連りに之に代らんとしたりしに左大臣鷹司房平自己に超越せんとするを怒り傳奏中山定親に持通就任せば通世すべしとの意を通じ伊勢貞親にも志を述べぬ。仍りて後花園天皇は止むなく兩者をその儘とし兼良をして依然在職せしめたまへり。やがて持通は關白に任ぜられたり。右大臣にして關白となれること古來未曾有のことたり。而して一年ならずして罷め房平之に代れり。これより持通・房嗣及び兼良の子敦房等相副いで關白となり、持通三度、兼良二度之に任ぜられぬ。かく公家の攝關家は各、關白たることを競ふこと恰も平安時代の末に藤原一族が互に職を争ひしと同様の状態を呈せり。徒らに公家が官職の競望に没頭して國家の全局を考ふるに反ばざりし間に於て社會の實際は非常の變革を來したりしなり。又武家にありても義政は早く征夷大將軍として左大臣となり、氏の長者となりて公家と化し、儀禮凡て公家と選ぶことなく幕府に於て行はれし儀式の如きも全く形式のものとなれり。即ち將軍判始・吉書式・弓始等實際の意義とは自ら異なるものとなれり。又一般社會に於ても弓馬の術も單に儀式と化し實際實用とは自ら遠ざかれり。諸般の方式も儀式定まり床飾・遠棚・臺子の式・挿花・座敷飾・書院飾・三具足等の方式自ら定められて自然の配置を破り全く形式に捉はるゝに至り、斯道の専門家を必要とするに至り、傳授と稱し相傳と唱へて各門流をも分つに至れり。仙傳抄・御師記。君素親左右記。かくして公家・武家・社會一般に形式にのみ拘泥して之に倣はんと腐心し、流派の拘束を受けて闕達なる進展をなすを得ずして達意の伸暢をなす能はざりき。而も一般が形式の末技にのみ趨れる間に於て裏面には國民の間に實用の活躍起り地下地方の武士百姓にして有爲の

人物は全くこの拘束を脱却して新生面を拓き、自己の實力に依りて新社會を形成せんとし、充實したる生活を要求し戰國時代を形成するの止むなきに至れり。

第二節 公武及び寺社勢力の失墜

朝廷・幕府共に國民の實際生活と交渉なき儀式・禮式等に没頭し恒例の形式的遊戯に耽りて徒らに歲月を送りし爲めに朝廷・幕府は勿論廷臣寺社等の施設も全く意義を失ひて弊害續出し、地方よりは幕府に訴ふる所あるも満足すべき解決を得ざりしかば自ら動亂を誘致せり。地方に争亂勃發するに及び幕府はその地方の守護若しくは大名に教書を下して之が鎮定を命ぜり。而して幕府自身に於ては深く征戰に顧慮して戒飾する所毫もなし。既に義滿・義教が範を垂れし如く將軍親征の計畫なく僅に先例に鑑み義尙が六角定頼を近江に征し義材が畠山義豊を河内に征せしことあるのみなり。幕府は教書・内書の効力に信頼し之に依りて地方の紛亂を鎮定し、争闘反抗を壓伏し、守護大名を驅りて征伐に當らしめしと雖も、初めは多少効力ありしと思はれしも幕府に實力乏しく將軍も征戰の意志なきこと漸く判明するに及びては地方大名は幕府を恐れずして争闘を事とし、自己の與黨を引援して専恣事に従ひ幕府の命を用ひずして守護にも抗争し上下の秩序を紊亂せり。而して時勢は平安時代末期に地方に土着の勢力を養成し來れる武門武士の勃興せると同様な状態を呈し、地方にありて實力を有する大小名興起し自己の勢力のみを擴張し、牢乎として抜くべからざるの勢を有するに及び戰國時代を出現するの止むを得ざるに至れり。

既に地方大名の幕府の命を奉ぜずして上下の秩序を亂り自己の勢力を擴張するに及び最も利害の影響を蒙るは公家寺社なり。公家寺社は多く武力を有せずして本所若しくは領家として地方に莊園を有し、その租入に依りて安逸なる生活を維持し、各、詩歌管絃の遊樂に耽りしにその租入は地方大名の爲めに押領せられて收納の途絶絶するや、全く生活の方法を失ひ日に窮境に陥れり。之を實例に依りて考ふるに伊勢國衙領・美作國衙領の如き禁裏御料所も武士に押領せられて租入收まらず、近江山門領は六角氏に押領せられ日吉神輿は屢、祇園社に移座せり。建内記嘉吉元年の條。かくして公家は生活の基礎を失ひたりしも僅に朝廷に因縁して社會上の地位を保持し朝儀に參加せり。されども既に生活の基礎を失ひたれば安然として永く京都に駐る能はずして各、關係を有せる地方の莊園所在地に下向し、その莊園の所職たりし大名に哀訴強請して租入の途を得んとしたり。爲めに公家の地方に下向せるもの日に多數となれり。應仁の大亂以後特に著大となりしは窮迫の甚だしきを示せるなり。従ひて地方大名が比較的富裕なるを見るを得べし。これ全く租入を押領し莊園の私占、土地の兼併を敢てせるの結果なり。かくして地方大名は確に實力を有したりしを以て、やがて自衛の策を樹て各地に崛起するを得たりしなり。

第三節 莊園の解崩

上皇室を初めとして公家・武家は勿論下地方の小大名に至る迄勢力ある各階級を通じ生活の基礎は莊園を對象とせる所得にあり。莊園は所謂私領にしてその所得の關係は存立の關係と相關聯して本家・本所・領家等を戴き

てその下に各種の職ありて各自所得の分割に與かれり。もとよりこれは必要に基ける歴史的關係より存立せるものにして複雑なる組織の下に存在せり。従ひて各莊園を通じ統一せる説明は爲し得らるべきものにあらず。假令相互に同じき名目ありしとするも權利關係は歴史的に成立せるものなれば自ら相違せり。されば統一的説明は爲し難しと雖も各所職がその莊園に關し所得の分配に預りしものなることは同一にして明瞭なり。而して莊園をば管理の上より説明すれば本所・領家より直接に管理せるもの、即ち直務地とせるものと地方大名に托して管理せしむるもの、即ち所納を約して請負はせし請所地とせるものと二區分あり。直務地にありては時代の推移と共に直務の衝に當りし管理者自ら之を押領して私有するか若しくは管理者の配下にありて勢力を得しもの之を押領せる場合もあり。又請所地は最も押領の事實行はれ易くして時代を経るに従ひ請負者が水損旱害に托して之を私占し、本所・領家に貢租を輸せざるか若しくは請負者の下にある實務者の押領を擅にせる場合あり。かく押領私占の行はるゝは多く地方大名若しくは守護等を莊園の所職に有せる場合なり。これ地方大名若しくは守護等は自己存在の必要より多くの部下を養ひこれ等に所帯を有せしめざるべからざるを以て所得所帯を要せるが爲めなり。機談治要。かく管理に依りて區別すると共に又莊園をばその所有者の種類に依りて之を區別しその解崩に至れる順序を次に説明せん。即ち莊園の所有をば便宜公家・寺院・神社・武士の四に區分して説くこととす。

一、公家領 建武以來公家が資源とせる莊園は不知行の所多くなり、中には武士半濟と稱し、或は代官職競望に依りて漸くにその所得を減じたりしに近來又貢租を闕き不濟・未濟等多くして公家領は日に減少するのみとなれり。かゝる有様なれば公家は生活の資を喪ひて漸く朝廷の御用をも勤むる能はざるの恐ありき。されば赤松滿

祐の滅亡せし際の如きその分國たりし播磨・備前・美作にある公家及び寺社領はこの機會に武士の手より回復せんとし、萬里小路時房・三條實雅等相圖りて計畫する所ありき。即ち管領細川持之に説きて之に同意せしめ、未だ定まらざるに先だちて沙汰するか、若しくは勅裁を仰ぐ爲め内密に奏上し勅使を持之に下さるゝか等の策に出でんとし、傳奏中山定親に諮りて建議する所あらんとせり。當時實雅の如きもその莊園八十餘ヶ所に及び土貢一萬六七千貫にして公役は三ヶ國守護の所領に超えたりしが義教薨去以來半分は既に武家に押領せられしを以てこの議に賛し、定親内奏して從來の例に基き、三寶院門跡義賢をして持之に諭さしめたり。然るに幾もなく幕府にては播磨・備前・美作三國を山名氏の一族に分ち守護たらしめぬ。而して山名持豊・同教清等赤松氏の舊慣に従ひ各莊園をも領せんと請ひ幕府も強ひて之を拒む能はざりき。而して公家及び寺社領は舊の如く依然又山名氏に押領さるゝこととなるを以て義賢は時房等に聽きて持之に逼る所ありしかば持之は諸國守護更替の際は公家及び寺社領は直務と爲すべきを約して諸國守護に通牒せり。而して時房等の所領は直務地と爲したりしも山名氏は依然幕府に初め請ふ所ありしを理由として之に應ぜざりし爲めに公家領等はその押領の儘に委せられたり。建内吉元年九月、これ萬里小路家の所領を主として三條家等諸公家の所領をも併せ説きたれども列舉し來れば公家所領の守護及び武家に押領せらるゝもの他に多くして枚舉に暇あらず、何れも皆その占有に歸せり。仍りて幕府に訴へ尋で愁訴歎願に及びしと雖も亦恢復する能はずして公家領は日に武家に蠶食せられたり。武力なく抗争する力なき公家はその財産の基礎たる所領をその地方に土着せる武家に奪はるゝは中央にありて司令權を有せる幕府の勢力なき場合には止むを得ざるなり。特に應仁の大亂ありてよりは一層幕府の命行はれざりしかば地方は武家の

押領に委せられたり。之を播磨家たる一條家の所領に就きて考ふればその有様容易に首肯し得らるゝなり。一條家は山城小鹽莊・久世莊・播津福原莊・備後坪生莊・和泉大泉莊・土佐幡多郡・越前足羽御厨・安居保・清須名・東郷莊・京都屋敷地三ヶ所等を有したりしに應仁の大亂に依りて多く之を失へり。小鹽莊は一條家本家にして光明峯寺に早く寄進したりし地なりしに亂後寺家逃亡し寺僧一人も留まる無く闕所となりしに一條兼良が文明九年に歸洛したれば朝廷より更に兼良に宛行はれ僅に之を保ちたりしが、久世莊は春日神社供料所として奉行辰市氏之を押領し、福原莊は細川家の香川氏之を領して僅に土貢を收め、坪生は守護山名氏の被官平賀氏預りて土貢を進納せず、大泉莊は細川氏の被官吉志氏之を請地とし、幡多郡は冬良之に住して生命を支へ、足羽御厨は朝倉孝景之を押領し、安居保・清須名・東郷莊共に同一運命の下にあり、京都の屋敷地三ヶ所共に住民の居住する所となれり。されば一條家にて家領として有せるは兼良及びその子冬良の居住地と大泉莊とのみにて他は全く武家及びその他の押領する所となりしなり。桃華 藥業當時朝野の間に於て一代の耆宿元老として重んぜられ武家の間に於ても播磨の重臣にして博識なる明匠として崇ばれし兼良にして既に此の如し。その他の諸公家が全く所領を失ふに至れるは將に當然なりと云ふべし。かくして公家の所領は全く地方武士の押領する所となり、公家は生活の基礎を失ひ莊園としての從來の慣例制度は漸く解崩せらるゝに至れり。

二、寺院領 朝野の佛教信仰熾烈なりし結果寺院を建立し所領を寄進する所多かりし爲めに寺院は多くの領地を有したり。而して延暦寺・興福寺・東大寺・東寺・高野山等の諸大寺はその尤なるものにして寺領豊富にして勢力も亦優越なりき。されば延暦・興福・東大の諸大寺は南都・北嶺の衆徒として恐れられ神輿・神木の移座に

よりて毎に京精を威嚇したるは有名なる事實なり。かく衆徒が勢力を有せるは全く寺領の富裕なるに基けり。延暦寺に就きて考ふるにその寺領は廣大にして各國に散在せしが近江はその所在地なれば特に寺領多し。その寺領も門跡たる青蓮院・梶井・曼珠院等に分附せられしと雖も尙山門領と稱せられて延暦寺の管掌に屬せるもの多し。而して守護六角氏々之を押領し山門と六角氏との確執相續けり。特に應仁の大亂に乗じ守護六角高頼が山門領を屢々押領せること親長卿記・長興宿禰記に見えたり。亂後にも高頼が勢に乗じて山門領を押領し國中の他の寺社公家領をも押妨せり。仍りて文明十四年四月に山門衆徒神輿を奉じて根本中堂に籠りて幕府に應援を請へり。親長卿記。爾來高頼は毫も改めずして引續き押妨を恣にしたれば義尙の親征を蒙れり。藤原朝日錄文明十七年九月十一日の條。かく高頼が武力に依り力なき公家は勿論幕府近臣・寺社・山門領を押領したりしを以て豊富なりし山門領も日に喪失せらるるに至れり。延暦寺所在地なる近江にして此の如き形勢なれば他の諸國も亦同様の運命に陥れり。興福寺に於ては一乘院・大乘院兩門跡家之を管し寺領は多く兩門跡家に屬せり。而して寺領の大部分は大和にありて一乘院領は數百ヶ所に互り國內三分の二を有せり。これに比すれば大乘院領は僅小なり。されど大乘院は越前・加賀等に多くの所領を有せり。就中河口・坪江兩莊はその主なるものなり。河口莊は白河天皇の時に春日社毎日不返一切經轉讀の料所として寄進せられしものにして面積六百町ありしといふ。又坪江莊は後深草天皇の御子孫皇位御繼承の思召ありしに皇子たる伏見天皇御即位せられたればその勅願の寄進地たり。初めはその面積三百町を算するに至りしならんも室町時代には減じて六十餘町となれり。この兩莊に對して大乘院は本所として所領したりしが室町時代に於ける管理に就きては直務と請所との區別あり。河口莊は請所地として取扱はれ政所屋ありてその職

人に公文・政所の二つありて莊務を執行せり。その公文・政所等の職は地方の武士所定の額を約して請負ふ所にして長祿三年六月にはその兵庫郷を熊谷持直毎十一月に六十貫納むるを誓約して公文職となれり。かく所職とならんとする時は堅く誓約し任料を約して補任を競ひしと雖も一旦所職となるに及びては多く所約の定納を遲滞し未進未納をなせり。而して未進未納繼續せば大乘院に於ては之を直務せしむる場合もありき。又坪江莊は直務地となし代官職を請所地と同様にその地方有力の武士に所納を約さしめて之を任命せり。されば直務地と云ふも請所地と稱するも管理上初めは相違ありしも時代を経るに従ひては等しく所納を約して所職に補任せしむる爲めにその意義略々同様となれり。かくして兩莊共にその所職を所納の遲滞未進未納等に依りて幾度も變更したりしも時代の推移に従ひ、苦心するのみにして所納は漸次に減退したり。その計數は明確に示し難しと雖も各所職の誓約せる所納額の時代と共に減額せるは事實なり。特に應仁の大亂に朝倉敏景守護となり各莊の所職を兼併して所納を押領すること多かりき。且つ朝倉氏は豫て甲斐氏と勢力を争ひし爲めに越前の各地混亂したりしを以てこの機會に乗じて押領を恣にして兩莊を奪へり。仍りて文明十二年十一月幕府は朝倉氏に奉書を下して諭す所ありき。爲めに稍々命を奉ずる所ありしも勢を得るに従ひて幕府の命を奉ぜずして之を私擅押領したり。これ河口・坪江兩莊の例なれども他の大乘院領も多く同様の運命に陥れり。一乘院の如きは既に述べし如く大和に於て大部分の所領を有したりしが亦國中の國民等押領せる爲めに漸く之を失へり。されば永正三年の大乘院雜事記に「一乘院僧部上洛云々、國中御領共悉以違亂故也、門跡雜持云々」十一月五日の條。とあり。所納を失へる結果は門跡の體面維持を困難ならしめしなり。此の如くして興福寺領すら既に解崩するに至りし狀況なれば他の諸寺の所領たる莊

園の解崩も亦同一運命の下に行はれ終に寺院の莊園は多く解崩せり。大乗院寺社雜事記・經覺私要抄。

三、神社領 神社領も寺院領と同様に地方大名の蠶食を蒙れり。これ兩部神道の組織に依りて各社共に神宮寺の支配に歸し全く寺院領と異なる所なかりしを以てなり。中にも伊勢大神宮・賀茂上下社・石清水八幡宮・諏訪神社・香取・鹿島・熱田等の神宮の如き諸社は稍、その趣を異にして神宮領・神社領等存在して神宮寺領と區別しその貢租進納の組織も亦異なりしなり。されどこれ形式上の事にして實質に於ては等しくこれ莊園たりしなり。伊勢大神宮の御厨・御園、賀茂上下社の社職領・社領、八幡宮・諏訪神社等の神領も全く莊園と同様若しくは莊園たりしなり。唯前代以來の因襲的勢力に依り神祇は國家の重要な守護、祖先の靈を崇敬し加護を得されば福祉を得難しとの信念に基きて一般に神社に奉養せる時代思潮存在せしを以て神社は幕府又は守護より相應の被護を受けたりしを以て神領・社領も比較的安全なりしが各地大名が現實に生活に追はれ戰鬪に自家防禦の爲めに物資の供給を必要とせるに及びては全く目前の事態に捕はれて社領を冒し神領を押領するに至り、神社は荒廢し祭祀は陵遲に委せられて又之を顧みるの暇なかりしもの多かりしなり。權治要・文 爲めに伊勢大神宮を初めとして諸社の神人・氏人・社家等自衛の策を樹立して却りて自他に敵を作り自滅を早く招徠せるものもあり。又永く武家の不斷の壓迫に抗爭する能はずして没落するの止むなきの結果となりしものもあり。かくして神領・社領たる莊園は解崩して神社は窮迫の極に達せり。次にその狀況を國家の最も崇敬せる伊勢大神宮に就きて説明せんとなす。

伊勢大神宮は皇室の大祖を祭れる所にして歴代の御崇敬最も重く神領も多かりしなり。初めは伊勢の多氣・度

會・飯野三郡を神領とし神三郡と稱せしが鎌倉時代の初めに他の五郡を加へて神八郡と呼び、各郡に政所を置き貢租の收納及びその他の庶務を掌らしめぬ。而して別に各地に公家武家等の寄附に係れる御厨・御園ありて専ら神饌・御費を供せり。伴信友の解説に従へば朝廷に於ける御厨は魚鳥等を進むる所にして御園は雜菜を上る所なりと云ふ。併し神宮領にては田數及び租額を神風鈔等に記入するを見れば錢穀を進納するを定とし便宜に従ひ魚鳥雜菜を代用せるものなるべし。かくて御厨・御園等は全く莊園と性質を同じくするに至りしなり。而して御厨・御園等鎌倉時代において四十ヶ國に涉りしも吉野時代延元四年の注進には二十三ヶ國に減ぜり。尙室町時代には多く減じたりしも初めは神領として依然保持せられしその後相續いで減少し應仁の大亂頃より特に武家に蠶食せられて御厨・御園は僅に歴史的の名目となりて大神宮との關係は自ら斷絶して地方大名の私領となるもの多かりしなり。その例として二三の御厨・御園に就きて説明を試みんとす。即ち相模大庭御厨は鎌倉権五郎景正の私領を寄進せるものにして粗四十石、白布十三反、長紙五百帖を内宮上分として進納する定なり。之を出口室田知行して總上分十貫進納したりしが出口室田之を押領し、やがて扇・谷上杉氏に抗爭せる爲めに他國に逃亡せり。仍りて上杉氏代りて之を管したりしかば神宮禰宜荒木田氏經文明元年に上杉氏の執事太田資清・同持資に説いて再び寄進せしめんとしたりしことあり。されども實行に至らずして終に北條氏の手に歸したり。神風鈔・内宮引付。又下總相馬御厨は鎌倉時代の初めに下總權介千葉常重及びその子常胤の寄進せる所にして常胤の子孫代々下司職を勤め、神宮神主荒木田延明の子孫その口入を勤むるの定なりしがその後に至りて千葉氏衰微するに及び、代官・雜掌等を荒木田氏より任命して之に上分を請負はしむることとせり。御厨は神風鈔に依れば千町の地にして内宮

上分布五十段、口入百段、雜用百段、外宮上分布五十段、御幣紙三百六十帖にて神宮の進入としては左程多からざりしが室町時代應永の末には二十七郷半の地となり年貢として代官は之を貳拾貫文九月上納の約束にて請負へり。されども時代を経るに従ひ之を代官押領して定納を關し私領の有様となりて武士に占有せられ神宮との關係は全く斷絶せり。標木 又葛西御厨は下總江戸川以西隅田川以東の地なる葛飾郡内にありて面積百八十町、その外に新御厨も附屬せることは神鳳鈔に依りて明かなり。鎌倉時代の初めに葛西清重が莊園としてこの地方を領し、御厨の地を大神宮に寄進したりしが、葛西氏は奥州に本領を有するに及びてその神宮との關係は失はれ、占部氏代々領家として船橋大神宮にありて雜務を執り神宮の進納を掌り、やがては葛西三十三郷は凡て御厨の中にありしものゝ如し。然るに應永以後百姓等進納を怠りて神宮との關係を絶てり。これ當時御厨は香取神宮の神領となりし爲めに進納は香取神宮に致せし爲めならんか。應仁の大亂を経て關東も戰亂續きたれば既に永く伊勢神宮との關係は斷絶したりし後に北條氏この地方を占領し、毫もその由緒を知らずして全くその私領となりしが神宮よりは北條氏管内平安の祈禱を修せんとし、舊の如く進納を説きしことありしも應ぜざりき。これ等の事實は御厨が單に歴史的の名稱に過ぎざるに至りし所以を明かにせるものと云ふべし。標木 又伊勢岩田御園は大神宮に於て風日祈祭の神事を行ふの祈所たり。風日祈祭は毎年七月四日行へるものにして之を柏流神事とも稱し、幣帛及び御笠縫内人の作れる簀笠を上りて風雨の災害なからんことを祈る嚴重の神事なり。神宮に於てはこの神事祈所岩田御園六段の地に神稅上分の宿職を置き之を掌らしめしに應永の頃には伊勢の大名工藤氏御園に亂入して之を押領せり。仍りて神宮より訴ふる所ありしかば工藤氏は三石の上分の内一石を所納するを約して落着し、宿

職存在したりしが應仁の亂後宿職困難となり下地を他に估却し所納を怠れり。仍りて文龜元年に神宮より目安を國司北畠氏に捧げ訴ふる所ありき。されども恢復するに至らざりしが終に永正十八年に外宮禰宜等八貫五百文に之を購ひて神宮領となし毎年三俵を進納することを約し神事を行ふこととなれり。標木 文書。

これは御園も御厨と共に神宮領としての性質を喪へる狀況を説きし一例に過ぎざれども他の神宮領は皆多くこれ等の例に従ひて崩解せり。かくして神宮領は瓦解したりしかば神宮は漸くにして財政の基礎を奪はれたり。さればこれに代るものとして神宮の大麻頒布盛に行はるゝこととなり神宮領たりし地方の民衆と大神宮との連絡を僅に保持せり。大麻頒布は神宮御師の掌る所にしてその頒布と共に民衆より初穂を獲て之を收入としたり。大麻とは初めは麻を「ぬさ」に用ひたりしが後には之を紙に代用せる守札なり。この他大麻には玉串と巻敷との二つありて共に神符たりしなり。之を地方に頒布し民衆と神宮との關係直接となり、やがては御祓箱となり伊勢曆大麻曆をも附帯して配附し、収入の増加を圖りて全く神宮の民衆化を自然に出現するの結果となれり。

伊勢神宮と同様に賀茂神社・石清水八幡宮・諏訪神社・香取・鹿島神宮等各社領に對する關係は相違すと雖も略、同様の徑路をとりてその社領は何れも地方豪族に占領せられて收納の途を失へり。されども各神社も亦伊勢神宮と同様に一定の社領は一時喪失したりしも神符等の頒布に依りて民衆の信仰に依頼することとなりし爲め却りて民衆化し、有形の社領に代ふるに無形の信仰を保有するの結果となれり。されば戰亂の結果は神社としては社領を失ひ一時困難なる状態に陥りし如しと雖も實際の信仰には動搖を多く來さざりし爲めに神社は貴族化せる状態より脱却して民衆と直接の關係起り却りて多く民衆的となれり。

四、武家領 兵力を有せし武家は自家存立の上より將又その從屬せる部下若しくはその一族門葉を養ふ必要より所領を多く有せんとし所納を増大ならしめんとして無力なる寺社領・公家領等を冒占し、莊園としての分配を横領せり。これ統治機關たる幕府の無勢力なる場合に於ては武家としては止むを得ざる行動なりと云ふべし。寧ろ從來實力なく精神的にも社會的にも効果を有せざりし公家・寺社が徒らに世の崇敬若しくは信仰厚きに乗じて適當の物質的優遇を蒙り、自己の充實を圖らずして徒らに安逸に耽り、永く社會的地位を獨占せるが爲めなり。既に公家領・寺社領たりし莊園の崩解するに至りし場合を説明したればその反對に武家領の増加し、莊園が實際の制度の上に於て舊制を持續する能はざるに至る状態を二三の例に就き説明せん。

武家所領増加の例として毛利・山内・伊達の三氏に就き説明せん。毛利氏は大江廣元の後にして廣元の曾孫時親安藝吉田莊地頭職たり。仍りて子孫相承けて之を傳領し五世にして光房の時に至り吉田莊地頭職に加ふるに内部莊・豐嶋郷・竹原・麻原・坂郷・有富郷・入江保の領家職・預所職等を以てし、之をその子熙元に讓與せり。毛利文書永享二年二月の狀。就中入江保は主殿寮所領なりしを光房以來請所地とし、その子熙元も亦年貢每十一月所納四十貫文にて寮長官小槻晨照を領家職とし預所職として之に契約せり。而して熙元は又その儘之をその子豐元に讓りしが豐元は長祿以來京都の戰爭に参加せる爲めに所領をも加へ、その子弘元に文明七年讓與せる際には以前の八ヶ所に加ふるに保垣・上竹仁・佐々井・刈田・長屋・高屋・土司・西浦の八ヶ所を以てせり。弘元も大内政弘に從ひ九州に轉戦せる爲めに豐前津隈莊を預り、又備後守護山名俊豊に從ひ出陣せるにより備後數名郷・伊多岐・平野領等を給せられ戦功に依り安藝守護武田元信から多治比保三百貫の地を領せしめられたり。毛利文書。多治比保

は平安時代の末より内蔵寮所管の内侍所燈油料所に指定せられて安藝國役として二石二斗六月を進納せしが、鎌倉時代末より金納として二十貫を納め戰國時代に及べり。而して弘元は本領を長子興元に讓りて多治比保に隱居し、やがて之を次子元就に讓れり。實錄脚記。毛利文書。かくして所領は安藝のみならず備後・豐前等に於て増加したりしが、興元の時に安藝守護武田元繁を破りて山縣郡を略し、佐東郡を討ちて勢力を張り、多治比保より入りて宗家を嗣げる元就の時代に至りて之を根據として更に優勢となれり。毛利氏が各地の莊園を領するや初めは莊園としての所職の分配に留意したりしならんも、既に戰爭に於て獲たりし地に對しては勢從來の關係を無視して全く武功に依りて獲しものとし他の所納、即ち莊園所職の分配契約を破毀するに至りしは又止むを得ざるなり。かかる状態にて戰國時代となりその所領は更に増大せられたり。

山内首藤氏は初祖資通の姉が源義家の乳母たりし關係より源氏に從ひ相模鎌倉山内に住して之を氏となせり。その五世の孫通資が鎌倉時代の末に備後に下りて内郡千光寺領地毘本郷地頭職を領し、吉野時代にはその孫通繼が地毘本郷の外同莊多賀村一分・播津富嶋郷・信濃下平田郷等の地頭職となり、相模早河莊及び鎌倉に屋敷地を有せり。地毘本郷はその範圍甚だ廣くして七郷に分れ本郷・上原・下原・川北・伊豫・伊豫東・多賀となれり。而して永享十二年には通繼の曾孫時通はその領家職を有せり。この七郷に於ける莊園關係を考ふるに本郷及び上原・下原の本所は備後尾道千光寺にして時通は十五貫文の公用にて領家職を請負ひ、川北の本所は山城梅尾高山寺喜多坊にして備後因嶋村上氏之を管し、時通はその下請として公用十三貫文の年貢を納むべき筈なり。伊豫の本所は京都蓮華王院にして石泉院へ公用二十貫文にて時通之を請負ひ、伊豫東は又蓮華王院領にして妙法院

の管する所なり。公用五貫文。多賀は又蓮華王院領にして山城伏見法安寺之を管し公用二十貫文にて共に時通の請負ふ所たり。又延暦寺領備後西條四ヶ村は栢眞院の管する所なりしが院主にその代官職二百貫文に契約して請負へり。この他戦功の賞として守護山名持豊より播磨明石郡枝吉別府領家・節東郡恒富保小原・楫西郡桑原莊地頭職・備後信敷莊地頭職等を領せり。その孫豊成に至りて本領を相續し尙應仁の大亂の功に依り持豊より信敷東西・地毘莊津口領家職・岩成下村・伊豫半濟等を宛行はれたり。かくて豊成が文明十五年九月にその子幸松、即ち直通に譲り渡す時に於てはその本領は地毘莊本郷下原地頭領家・信敷東・同所増分・信敷東西段錢・伊豫本家東西・同所半濟・津口半濟・岩成下村・領家職小條分・河北等十一ヶ所となりて既に請所地たる性質を脱却して全然一圓の領地となり給分地としたり。又請地としては矢野郷梶田本郷(守護領公用九十貫文)・西條下村(栢眞院領公用四十貫文)・同三ヶ村(栢眞院領公用百貳拾貫文)・伊豫地頭(山名氏領公用五十貫文)・川北半濟(村上氏領公用二十貫文)・元藤加賀山(垣屋氏領公用百十貫文)の六ヶ所あり。預所としては河北領家(公用二十五貫文)・伊豫地頭分(山名氏領公用八十貫文)・伊豫本家(石泉院納公用二十貫文)・伊豫東(蓮華王院領公用五貫文)等にして應仁大亂後は河北領家・伊豫本家・同東等の公用は無沙汰して之を進納せず全く豊成押領して直通に傳へたり。これ等山内家の所領に就き考ふるに鎌倉時代に有せし所領に於て地毘莊本郷及び多賀は之を子孫に傳領せしめしと雖も他はその後全く之を失ひしが室町時代には地毘莊本郷・多賀の外に莊内五郷の領家職を併せ領したりしなり。その他に勳功の賞として信敷莊地頭職及び守護山名氏より播磨の各地を宛行はれたり。而して應仁大亂後には地毘莊本郷下原の二郷領家職・地頭職・川北伊豫東西本家役・信敷莊地頭職等は本家と絶縁して全く

山内氏の本領となし、請地に對しては公用を納れたりしも預地は公用を私して之を押領せり。されば往昔より本所若しくは本領として莊園の分配に預りし千光寺・高山寺喜多坊・蓮華王院・延暦寺栢眞院・等持院等は全くその所領を山内氏に奪はれし結果となり收納の途を失ひたりしなり。かくして山内氏は直通以後豊通・隆通の代に至る迄に備後に於ては内郡の大部分、備中・播磨等に多くの所領を押領して中國に於て有力なる大名として備後守護山名氏を壓して之に代るの勢力を有し、尼子氏に或は大内氏に従ひてその勢力を張れり。山内首藤文書。

伊達氏は奥州の舊家なり。初め常陸伊佐郡中村を領せし朝宗が源頼朝の奥州征伐に従ひて戦功を擢んで岩代伊達郡を領し子孫伊達氏を稱し赤館に住せり。その十代の孫持宗の時に伊達郡の外に西は信夫、東は磐城宇多、直理・名取、北は陸前柴田・刈田・宮城・志田・桃生の諸郡を領して羽前置賜郡をも併せて東奥の雄鎮となれり。當時この地方の人文未だ開けずして農桑の業進まさりしかば莊園制度行はれざりしを以てその所領せる版圖は非常に廣漠なりしと雖も實際の勢力は左程大なりしと云ふべからず、唯近傍をその範圍の中に入れしと云ふに過ぎざりしなり。持宗が文明元年に卒しその子成宗が家を嗣ぎ陸中磐井郡にも勢力を張れり。續いて尙宗を経て植宗に至りて羽後の最上氏と戦ひて村山郡を略し、南岩城・白河兩氏の兵と戦ひて各根據を衝きて所領を擴大せり。かく奥羽に於ては夙に之を統一すべき幕府の勢力毫も存せざりしを以て伊達氏はその勢力あるに任せて各地に軍を出し諸氏の所領を蠶食してその勢力を張れり。由來奥羽は未だ開けずして莊園の制初めより他の地方の如く完全に行はれざりしを以て唯武力に依りてのみその勢力を保持し得たりし形勢の下にありしを以て伊達氏は容易に各地を侵略して大名となり得たりしなり。伊達正統世次考。

要するに毛利氏・山内氏・伊達氏等の武家は自己の武力に基きて漸時に無力なりし寺院・公家等の本所・本家を壓してその所領を押領せり。而して莊園の根本義たる契約に基ける権利の分配を破壊して全く武力に依りて自己の占有に歸せしめたり。かくして莊園制度は時と云ふ大勢力に驅られて消失し、唯單に歴史的名目として存在し武家の併有に歸せり。かくて社會は自然的に強者の爲めに壓せられ強者の自由は武力に依りて出現せしめられたり。これ統一すべき勢力の微弱なる時代でありては時の古今、土地の東西に論なく必ず起るべき現象にして正に強者權力の自由を遺憾なく發揮し得たるものと云ふべし。

結論

莊園の瓦解に關し公家・寺院・神社等の諸領に就きて説明し武家が瓦解を促し、且つ之に伴うてその所領を擴大増加せる状態を説き莊園は崩解すると共に武家に轉移せる次第を述べたり。而して斯く莊園が公家・寺院等より斷絶して僅に歴史的名稱の如く爲りしは既に時代が變化して本所・本家若しくは領家等を上に載くを必要とせざりしが爲めなり。莊園成立の當初に於ては自己の所領をば權門勢家の名の下に置きて莊園所納の分配に預らしむること莊園保有の上に於て最も必要たりしなり、從ひて權門勢家を本所とし本家と仰ぎ領家と稱しその大勢力の蔭にありて他の侵寇を禦ぎ得たりしなり。されども中央に於ける本所・本家・領家等が勢力を失墜して莊園の下地管理者即ち實際の經營者に利益を與ふること尠きと共に空しくその利益を割くの不利に基きて經營者はその利益の分配を怠り、その分配を私占するに至り莊園制度は瓦解せざるべからざるの運命となれり。又次に莊園の利益分配は歴史的關係を基礎とせる契約に基きしがこの契約も歴史的關係を有する當事者の間には十分履行すべ

き義務を有したりしも既に莊園の分配が一の權利となり他の第三者に移譲せる場合には從來の歴史的觀念消失して義務をのみ負ふこととなり、やがてはその義務をも怠り私占するに至るは止むを得ざる過程と云ふべし。既に莊園が他の武力に依りて冒占せられし場合には冒占せるものは自己の力に依りて獲得したるものと考へてその莊園に關する從來の歴史的關係は毫も顧慮するに及ばずして權利關係は全く無視せられ莊園の下地は一圓に冒占者に歸して莊園としての成立の意義を全く失ひて瓦解するに至れり。かくして權利として取扱はれし莊園の利益分配は歴史的關係消失と共に失はるゝに至りて莊園制度は瓦解するに及べり。これ等は其の瓦解の主なる理由にして之を各莊園の瓦解せる状態に合せ考ふれば各自の歴史的關係に於て相違する所あるは勿論なるも仔細に史料を検討すれば自ら瓦解せざるべからざるに至る順序次第を明かに認め得べし。

第十章 反動的變亂

義教が綱紀を緊縮し政務を刷新して幕府の威權確立を策したりし爲めに頗る嚴肅なる政治を布き毫も假借する所なかりき。爲めに公家・武家の反感を買ひ終に中道にして斃るゝに至りしが後繼者たる義勝・義政共に幼なり。即ち義勝八歳にして將軍となり在職僅に二年、蒲柳の質たりしかば赤痢にかゝりて薨じ弟義成相續せり。世に三歳若君と號せり。かく共に幼少なれば政務は初め管領細川持之に依りて執行はれしも持之が義勝に先だちて卒し、畠山持國が宿將として之に代りしも偏頗なる處置多かりき。尋で持之の子勝元管領となれり。これ等諸氏孰れも偉材にあらざれば僅に先代以來の情力に依りて幕府を支持するに過ぎざりき。而して一面には義教の嚴肅なりし政治に對する反動として抑壓を蒙りし各方面の勢力幕府の微力にして人心毎に動搖せるに乗じて擡頭し來り幾多の事變續出せり。先きに緊縮と抑壓とが強烈なりしだけその反動も亦熾烈にして變亂の影響する所大なりしなり。その變亂の主なるものは南軍の復興、諸國に於ける下層民の蜂起等社會上の變革にして力なき幕府を驅りて一層衰運に赴かしめたり。

第一節 南軍の復興

第一 禁闕の變

幕府に於ては既に畠山滿家・斯波義淳・細川持之等の宿將相踵いで卒し畠山持國が管領となりしも義勝續いて薨じ、義成新に立ちしも上下疑懼の念を抱ける時、乘じ吉野朝廷の遺臣は機會至れりとなし、幕府と深き關係を有せる日野有光の亡命せるを迎へて勃興し違に起りて禁闕を侵せり。初め日野時光の子資康・資教あり。資教兄資康を合きて家督を相續し資康別に裏松家を削めぬ。その妹は義滿の夫人たり。資康の子重光は最も義滿に愛せられ權勢一世に冠たり。妹は即ち義滿の夫人にして北山院と稱し後小松天皇の准母たり。又その妹は義持の夫人にして義量の生母たり。又重光七男二女あり。長男義資家を嗣ぎ他は皆出家し、二妹は共に義教の夫人にして末妹重子は實に義勝・義成の生母なり。義資は嘗て義教の怒に觸れて蟄居せしが義勝の生るゝに及びて公卿僥倖多く義資を訪ひ之を賀せり。義教之を聞きて賀者の封邑を皆奪ひ之を蟄居せしめしことあり。資教の子有光は日野氏の宗たるを以て又義資を訪ひ賀したりし爲めにその邑を奪はれ出奔せり。備成記・日野一流系圖。時に大和・紀伊・河内等に潜在せる吉野朝廷の遺臣等有光を迎へ、萬壽寺の金藏王を擁して京都を犯せり。金藏主の系統明かならず。南方記傳には小倉宮聖承の子となせども詳かならず。金藏主還俗して源尊秀と稱し又尊秀王とも呼び九月二十三日夜禁闕を犯し清涼殿に迫りて火を放てり。事急卒に起りて廷臣騷擾するのみにして拒ぐ能はざりき。やがて亂賊刀を以て後花園天皇に肉迫し奉れり。左右に侍せし甘露寺親長・四辻季春僅に之を遮りて天皇難を免れた冠袍を脱し、女房の體にて季春を從へて唐門より裏辻持季の第に避け、轉じて近衛忠嗣の第に遁れさせたまへり。大納言典侍劍壁を奉じて難を逃れんとせるに直ちに亂賊に奪はれ、内侍所は内豎之を奉じ三條家の三井某擁護して運び出せり。變報幕府に達して武士馳せ參じ亂賊を擊退せるに賊は叡山に上りて根本中堂に籠り衆徒の援を得ん

とせり。仍りて朝廷輪旨を山門に賜ひ管領畠山持國詔を奉じて衆徒と共に賊軍を討ち尊秀・有光等自殺し賊軍走し、神劍は僧心月之を清水寺の傍に獲て奉還し神璽のみ賊手に歸せり。而して有光に連座してその子資親及び臣下は誅せられ伏見宮家東洞院第を假皇居と定めて警衛を嚴にし、餘黨の嫌疑者を所在に求め小倉宮の御子勸修寺權僧正教尊を捕へて自殺せしめ、尋でその關係者を搜索せり。慈尊院大僧正弘繼・報恩院權僧正隆寛等皆難を恐れて逃亡し、相國寺類藏主は捕へられて誅せられぬ。これ等が吉野朝廷との關係は明かならざれども連座せる點より考ふれば又關係を有せしものなるべし。かくして吉野朝廷たる大覺寺の御系統に關係あるものは皆滅ぼされたり。建内記・看聞日記・管見記・齋藤基恒日記・康富記。

第二 大和北山の亂

持明院・大覺寺兩統合一以前に於て後龜山天皇の皇太子と定まりたまひたる泰成親王後村上天の皇子は合一と共に後龜山天皇に従ひ嵯峨に在はし、やがて薨じたまひしがその御子は南城寺圓滿院に入りて圓胤と稱し大僧正となられたり。されど永享の頃に佛戒を犯され還俗せられぬ。古本帝王系圖・華頂要略所載諸門跡譜。或は之を泰成親王の御兄弟なる上野宮説成親王の御子とし、諸門跡譜。康富記は親王の御親類となし、親王の御子護正院世明王の部類となせどもこれ誤ならん。圓胤は還俗後の御行動は明かならざれども文安元年七月大和北山に於て南朝の餘黨に擁せられて兵を起されたり。吉野に在りし大覺寺統の餘黨も之に應じ、紀伊熊野三山の衆徒に檄を傳へて之を誘へり。三山の内本宮よりは之をその本寺檢校たる聖護院に注進し朝廷・幕府に傳へられたり。是に於て紀伊守護畠山持國は國人に命じて之を征伐せしめしが容易に降す能はず、終に四年十二月二十二日に之を降し圓胤を討ちて首を上洛せし

めたり。仍りて朝廷にては大判事坂上明世・大石維弘をして京都高辻堀川莊嚴寺に於て畠山氏より請取り責檢せしめて大路を渡すか若しくは獄門に懸けんことしたりしも皇族たるの故を以て一條兼良の議に因りて之を止めたり。康富記。かくして北山の亂は一時鎮靜せり。

第三 神璽奉還

禁闕の變に叡山に於て殺されし源尊秀に自天王・忠義王の二子あり。共に大和北山にありしが叡山敗殘の將士等神璽を奉じて歸りし後に自天王之を奉じて自ら天皇と稱して兵を擧げて小瀬に居れり。忠義王は小瀬より大山を隔てたる河野郷にありて自天王を扶け互に相擁護して與黨を聚め、享徳三年の頃より大和の竹原新兵衛、紀伊の湯淺七之丞、佐々木七郎左衛門等吉野朝廷に關係ありし人々に「不忘先皇之宿恩、任其成敗之旨、可有二出陣」との沙汰を出して之を招けり。南狩遺文。又紀伊色河郷へは「色河郷者、先皇由緒之地也、其龍孫鳳雛、曰幸大河内之行宮也、早參錦幡之下、可致三軍功」との令を下せり。清水文書。これ等の文にある先皇とは後醍醐天皇以來吉野朝廷の御歴代を稱せるものなるべし。而して忠義王は又紀伊熊野新宮に所願成就せば遷宮を行ひ社額を寄進し、毎年代官を参拜せしめ、劍・神馬をも寄附すべきの立願を籠めて成功を祈りたり。熊野夫須美神社文書。かくして忠義王は自天王を扶け、爲めに大和・紀伊の間に横たはれる大臺原山脈に散在せる僻遠の地にある吉野朝廷由緒の輩に援助を求めて兵を募り朝廷の恢復を策したり。而して世に自天王を一宮、忠義王を二宮と稱し、所在の諸氏之を奉じたりしが長祿元年十月に蜂起して吉野に侵入せり。金峰山の衆徒等之を禦ぎしも敗北して幕府に注進せり。幕府は早速興福寺衆徒をして防禦を策せしめ守護代遊佐國通を河内に下向せしめて備ふる所あらしめんと

したりしに大和の越知家榮之を討ち退けたりと注進したればその儘とし大和は僅に事無かりき。經覺私要抄・大乗院舊記。嘉吉の變以後赤松氏は所領を失ひその臣下は皆浪牢したりしが内大臣三條實量に就きて赤松氏の舊臣等北山の二宮を討ち神璽を奉還せばその功に依りて家門を再興せしむべしとの諭旨及び將軍の内旨を得たりしかば舊臣等相謀りて北山の奥に入り形勢を窺ひて自天王・忠義王に共に近づきて之に仕へ、長祿二年十二月深雪の夜急に起りて一方は自天王に、他方は忠義王に同時に迫れり。而して自天王は之を刺して神璽を奪ひしも途に又取返され、忠義王に迫りしものは之を殺したりしも亦多く討死して神璽は自天王の母に奉ぜられたり。依りて舊臣小寺藤兵衛入道の計畫に依りて大和の小川弘光・越知家榮等の力にて三年四月之を奪ふを得て幕府に注進せり。幕府は大和の衆徒・國民等をして之を警固して京都に奉還すべきを命ぜり。然るに弘光は之を抑止して自己及び赤松氏舊臣等の爲めに恩賞を要請せり。幕府は家榮をして之を慰撫せしめ又伊勢國司北畠教具をして説諭し神璽を奪進せしめぬ。教具は弘光に説き一萬貫を與ふるを保證して奉還に決し、杉の唐櫃に入れて注進を張り二百騎にて前後を警固して奈良に入り興福寺東北院に宿し、尋で山城醍醐寺三寶院天神堂に奉安し、やがて弘光等之を奉じて禁中に納めぬ。その渡御の儀は明德三年神器奉遷の例に従へり。嘉吉三年に神器を奪はれしより十六年を経て初めて復禁中に納むるを得たり。上月記・續神皇正統記・經覺私要抄。かく神器奉還ありしかば弘光の殊勳を賞して大和龍門莊を與へ經覺私要抄。舊臣の功を賞して赤松氏の一族政則に家を再興せしめ、富樫成春の跡加賀石川・河北二郡、備前新田莊、出雲宇賀莊、伊勢高宮保を領せしめぬ。政則は時に僅に五歳。政則は實に滿祐の弟義雅の孫なり。義雅は滿祐と共に木ノ山に自殺せし時に九歳なりし幼子性存、天隱龍澤に建仁寺に助けられて僅に存せり。性存の子は即ち政則なり。上月記・赤松系圖。

第二節 德政一揆

室町幕府の威權衰へたる時に當りて德政一揆の暴發せるは社會相の反映として最も注意すべきことたり。これ因襲的勢力と形式政治とに捉はれたる治者階級が國民の實際生活に遠ざかりしを以て之を現實的に爲んとして國民が暴力に依りてその羈絆を脱却し、若しくはその境遇を緩和せんとせるものにして社會的闘争を明確に會得せしむべきものなり。従ひてこの説明は國民の實際生活に對して緊要なる意義を有するものと云ふべし。その之を爲すに當りては先づ順序として德政の意義を説き、その變遷を叙して一揆暴發に至れる次第を事實に徴して之を述べて評説を試みんとす。

第一 德政の意義及びその變遷

德政とは仁政若しくは善政を意味するものにして古くより朝廷が民衆に施されたる政令なり。初めは未だ德政を政令として用ゐずして單に詞として使用したりしが、その文字の見えしは奈良時代元正天皇の靈龜元年五月朝日の勅に勤敬「德政」と朝集使に諭されたるにあり。續日本紀。又平安時代の初め桓武天皇の延暦十八年六月五日の詔に惟王經國德政爲先とあり。日本後紀。これ等は何れも仁政若しくは善政の意義に用ゐられたり。而してその後政令として用ゐられし場合は天災地妖を始めとし異變ありし時に租を蠲免刑を緩くし仁を施し徳を布くにありき。而して鎌倉時代中頃より政令としての意義漸く變更せられて土地賣買・質入等貸借免除の場合に適用せられた

り。爲めに債権者若しくは土地買主は債務者又は土地の賣主より徳政擔保の證書を請取り、又估却證文と讓狀とを提供して買主に致し徳政を免れんとせり。これ徳政に對する保證たりしなり。室町時代に至りては幕府は徳政に依りて債権者より一定額を納入せしむるを約して之を發令せり。即ち徳政を利用してその間幕府に不當の利益を收めんと圖るに至り一の暴令と化せり。されば幕府の租賃誅求行はるか、家人の負債過重にして困難甚だしきかの場合には幕府に徳政發布を下より要請せり。即ち一部分を利益せしむる爲めに國民多數の困難を來し、延いて亂階を作りて幕府の衰頹を一層急激ならしめたり。尙この他に幾多の弊害を併せて續出するに至りしを以て之を事實に徴して次に説明せん。

第二一 一揆の暴發

室町時代に徳政一揆の暴發せるは義教の治世の初め正長元年九月を以て始めとす。その暴發するに至れる端緒明かならざれども徳政の名義より考へて稱光天皇の崩御に依りて大赦行はれ徳政の令出でしならんか。建内記嘉吉元年九月三日の條に徴して時期に考ふれば幕府は家人及び窮民救済の意味にて貸借關係に於て利々倍々のものを破棄せしめんとせしなるべし。されど一度發令するやその影響する所大にして滔々として廣く且つ大に行はるゝに至れり。滿濟准后日記に據れば八月に近江に於て初め一揆起り傳播して山城に波及せり。薩戒記目錄及び建内記嘉吉元年九月三日の條の記事に従へば洛中にも一揆暴發せり。而して動亂は延いて播磨・攝津・河内・大和・伊賀・伊勢・丹波等に擴大し一天下徳政一揆暴行せりと云ふ。薩戒記・多田院古文書・大乗院日記目錄。一揆は所在に於て寺院・酒屋・土倉、即ち質屋等の富豪に逼りてその家屋を破壊し、雜物を掠奪し、債務若しくは憑支證券・質物を破棄し、或は之を燒却

して貸借關係を破らんとせり。地方によりては自ら斟酌せる所もあり。河内にては二十一年に互る田島賣買は本所有主に債務の證券を返附し、質物は一貫に二文の禮錢にて還附して債務を皆済にし、奈良にては本錢三分一を請取りて皆済せりと云ふ。興福寺大般若經後語・准后日記・薩戒記。而して大乗院日記目錄には之を稱して「凡亡國之基不可過之、日本開闢以來土民蜂起是初也」と説けり。これ等の一揆は管領畠山滿家及び各地方守護の兵力に依りて鎮壓せり。その後義教の嚴肅なる政治に依り又一揆暴發することなく、貸借賣買に關しては建武以來式目追加にある如く諸法令發布されて多少緩和したりしが義教薨去の後幕府の上下悲哀に沈めるに乗じて嘉吉元年九月に義教襲職の場合と同様に一揆暴發し、福利平均を唱へて黨を聚め火を放ち、典舖を毀ち債務を破棄し所在暴動をなして徳政の發布を幕府に強請せり。暴發は初め近江に起りて守護六角滿綱に要請して徳政令發布せられたり。即ち質物は一割にて返附し、借錢は返還し、年期ある借錢・憑支は破棄し、十五年以内の借地は半分、作毛も半分を返附し、伊勢・石清水・賀茂三社の物は制限外とせり。近江島村大嶋神社文書。六角氏にかゝる沙汰を出したればその影響を蒙りて近江は暴動却りて大となり、國內の延暦寺領はその影響を受けて損害大なりし爲めに山門衆徒・馬借等は京都六角東洞院の六角邸に逼り辨償を求むるに至れり。この波動を受けて坂本・三井寺・山城鳥羽・竹田・伏見・賀茂・白河等洛外に一揆起り、洛中は侍所京極持清に依りて僅に支へられしも、馬借等六角邸に逼りて之を火くに伴ひ、一揆洛中に入りて五條法華堂を燒き所在を放火し、洛中洛外の堂舍佛閣に立籠りて喊聲を發して各土倉を破壊し、且つ京都入口七道の通路を塞ぎて京中飢饉に及ぼんとせり。一揆の主張を建内記九月六日の條に評して「今所稱之徳政者、其名尤珍重、其實者只無理可破借書、無謂可返質物、蓋此儀也、甚以背徳政之

稱二者也、於三利々倍々者、可被破之、可謂德政、未及三有限之利、悉本利可破之條、不仁之至哉」と評けり。その暴逆の甚だしきを知るべし。事態急なるを以て幕府は土民に對してのみ德政を布かんとせるに、土民等は公武の人々と雖も借物・質物に異なること無く切迫困窮の狀を訴へしかば、幕府も止むなく一國平均に德政を布くの沙汰を出し制札を掲げぬ。而して次の德政條目を定めたり、即ち永領地も貸借後二十ヶ年を経過すれば債務者に歸し、未滿は本主に返附し、土倉以下流質は錢主に歸すべきも年紀法却地・質券地・債務は皆本主に返還し、將軍の御教書及び下知狀を帶ぶるの地、寺社への賣寄進地、祠堂錢はその儘として德政に觸れざらしめぬ。建内記。かくて德政行はれし結果は土倉・酒屋等は其の收入を失ひて幕府への納錢全く停止し、幕府の收入減じたれば幕府は洛中洛外の酒戸を検して酒税を徵收し、酒戸三百二十七戸に各戸二貫八百文を課して僅に之を補へり。齊藤基恒日記。爾來山城鳥羽の亂民嘉吉三年。西岡の亂民文安四年。奈良近郷寶徳三年。にも一揆暴發したりしが享徳元年には又京都南郊に一揆起り、幕府は德政の制札を東寺南大門に掲げたり。管見記。東寺執行日記。康尋で上下亂階を作り、三年には盜賊京都に横行して市廛を劫掠したりしかば土一揆蜂起し、斯波義淳の兵之を撃たんとしたりしに一揆の衆雲霞の如く押寄せ又如何ともする能はざりき。かくて土倉質物は之を掠奪して所在暴動を爲し、京都の秩序全く破壊せられたり。仍りて幕府は止むなく天下一般に德政令を布けり。その條目は集古文書に載す。これ嘉吉元年に發布せしものと條項は概略同様なり。齊藤基恒記。その後二年を経て康正二年に近江坂本に土一揆起りたれば幕府は延暦寺衆徒をして之を撃たしめしに一揆等は山内八王子社頭に籠りて社頭及び彼岸所を燒きたり。師地記。尋で翌長祿元年十月又土一揆京都に起りて德政と稱せり。管領畠山持國・一色義直・土岐成頼・山名教

之等は之を撃ちて僅に難を鎮めしも一揆の暴動は續いて奈良に波及せり。大乗院。爾來比年各地に一揆の暴發ありしが寛正三年九月に近畿に起りし土一揆は最も熾烈なりき。その首領を連田兵衛と稱し京都に亂入して土倉及び諸家を犯し掠奪を恣にし、諸大名の家人も往々之に加はりて勢猖獗となれり。而して京都七口を塞ぎて外界との通路を止め、上下困難せり。幕府諸將に命じて之を撃たしめ一揆を賀茂に逐うて之を鎮靜せしめぬ。大乗院雜。又同様の暴動その翌年即ち四年にも京都に起り同じく奈良にも波及せり。大乗院。かく德政一揆の起りしこと義政一代に十三ヶ度なりしと云ふ。應仁。既に土民蜂起して亂階日に激甚となり幕府の財政は紊亂して遂に應仁の大亂勃發するに至れり。

第三 評 說

嘉吉の初めに德政一揆起るや東福寺岩栖院に住せし翺之慧風は德政論一篇を作りて之を評論せり。その所論時勢を説くに適切なる點尠なからず。その中に「皇朝府公之權、與人民半、府公若有梁頽之變、則赦放罷市、於是細民之奸猾者、乘以爲不厭之需一矣、金谷之周於急者、土壤之鬻於人者、質躬成良家之隸早者、黨附氣應群呼而類和矣、一鄉干而萬鄉鳴矣、滔々皆是、富兒鼠走、貧男蝸呢、戈矛四攻、殆將結於山丘、謂之德政」と、德政の本義を説明して禍亂の波及するに至れる有様を詳細に説明せり。而して「天下之民、一富而十貧、十饑而一飽、衆勝於寡、少歸於多、古今之勢也」と説き、又「其下而犯上之兆、上而受制於下之漸也」と大勢の趨く所を説き、福利平均を次の如く論ぜり。即ち「富者之散財、如臨河波水、雖有失有餘、窮者得金、如涸鱗之遇於濕、飲小爲生、若能如彼之所乞、窮者可忘三年之患、富者涉於三年、儼亦能有

所レ復ニ於其舊ニ焉」と説けり。これ富者の散財の困難は貧者の艱難と比すべくもあらずして之を容易に恢復し得べし、而もその散財を得し貧者は半歳の患を忘るゝことを得ると論じて貧富平等を説き福利平均を述べしものなり。これ實に時世に適切なる所論なると共に論者は世外に超然たる繙流學徒なれば比較的公平なる所説と云ふを得べし。抑、徳政は仁政にして幕府に不幸あるか、若しくは凶荒相續く場合に於て幕府は之を發布して家人を救済したりしが、室町時代にも初めは利々倍々せる不當なる貸借を禁ぜしと雖も嘉吉以後にありては利は勿論本錢にも之を及ぼすに至れり。當時人心利己の念に驅られ「天下ハ破レハ破ヨ、世間ハ滅ハ滅ヨ、人ハトモアレ、我身サヘ富貴ナラハ他ヨリ一段榮耀様ニ振舞ント成行ケリ」徳仁と云ふ状態にありて他を救済するの志なく只管に自己富の蓄積にのみ専らなりし爲めに貧富の懸隔大となり、富者は驕奢に流れたり。その例は「近比民屋卑賤、市郷の商人までも、驕の姿ぞ過分に侍る、以ニ綾羅ニ爲身装、以ニ紅紫ニ爲腰服、上下差別なきに似たり」と續神皇正統記に説ける如く京都市民は奢侈を極め、幕府は遊興に耽り、又豪奢を事としたれば下民に貢租の誅求嚴なりしかば貧者は益々窮乏を訴へて終に奸猾なる徒と相結び、幕府の家人等も困阨之餘之に馳せて一揆に加擔しその勢力を増大ならしめたり。而も幕府の勢力衰へたれば之を鎮壓する能はずして一揆をして横暴を逞しうし幕府に徳政を強請して發布を逼り、社會の秩序を紊亂し、富者は貯蓄心を喪ひ、下民は生産力を失ひて正業に従ふ者はその意義を爲さざるの弊を生ぜり。而して亂民は益々亂を望み一揆の跳梁を激成し、下民は日に遊惰に流れたり。加ふるに天災地妖連りに至り、悪疫流行して生産能力減退日に加ふるに従ひ、公武寺社等の納租は一層急となり、段錢は屢々徴收せられて誅求過酷なり。その結果下民は自暴自棄して暴民の群に馳せて亂階を作り、後見り

發して社會を變革するにあらざれば之を救済し得ざるの窮境に陥り終に應仁の大亂を誘致するの止むなきに至れり。

第十一章 幕府の秕政

義政は幼冲にして台職に就き宿將等之を扶けたりしがその後漸く長ずるに及んで政務を親ら視るに至れり。されど性質優柔にして果斷に乏しく一切自然の成行に放置するに過ぎざるの趣ありてその間臺も勵精治を圖るの志ありしとも思はれざりき。既に義政の嚴肅なる政治の後を承け一般に反動的氣運澎湃として起り、變亂相踵ぎ禁廷の變、徳政の暴發等ありて上下人心動搖したるの際に處して餘りに放漫なる態度を持し周密なる思慮を闕き、左右寵嬖に聽きて行動を誤り、財政の窮乏に焦慮し民心の歸嚮を察せずして徒らに賦課を重くし、關門を設置して收入を増進せんと企てて倍々民衆の反抗を買ひ、幕府の命令は行はれずして朝令暮改の醜態を出現し、加ふるに天災地妖臻り、之を救治するの策を講ずる能はずして民心離反し、幕府の威力は地に委せられんとして亂陸を日に繁多ならしめたり。その結果は又應仁の大亂を誘致するの原因となれり。

第一節 寵 嬖

義政は勵精治を圖るの志無くしてその政務は多く寵嬖の容喙に任せ朝令暮改の跡跡なからざりき。既に牝鷄晨すれば必ず禍害を醸生するは古今の常規にして敢て説明を要せざる所なり。義政は泰平の間に生長して婦女に育成せられ、長ずるに及んで酒色に耽溺し、盛に女調を納れてその助成に俟つ所多かりき。初め斯波義健

幼名千代徳丸

の分國尾張守護代織田敏廣の一族に郷廣あり。尾張に居る能はずして京都に放浪し、義政の側室今參局大館氏に執り入り寶徳三年九月その執成を以て敏廣に代らんとせり。爲めに義政は義健及びその老臣にして遠江守護代たる甲斐常治を諭して郷廣を尾張守護たらしめぬ。義健・常治共に命を奉ぜざりしかば義政は之を強ひて却りて義健等を斥けんとせり。義政の生母高倉殿裏松重子は頻りに義政を諫め婦女の言に依りて政務を斷するの不可を説きしも納れられざりしかば重子は忿りて嵯峨に出奔せり。管領畠山持國は相伴衆細川勝元・細川成之・山名持豊等と共に又之を諫めしかば義政は諸將に強請せられて止むを得ず之に従ひ郷廣を義健に附し大館氏をして復政務に容喙すること無きを誓はしめぬ。是に於て始めて事件解決し郷廣は後に越前に赴きて自殺せり。康富か義政がその側室に動かされて政務を私せんとしたりしかば政治は公正を保つ能はずして依怙最負多く偏頗に流れたり。爾來大館氏の勢力は取て衰へずして依然内外を壓せり。されば奈良大乗院の經覺私要鈔にも「室町殿祇候女房號今參、此五六年天下萬事併在此身上、之由令謳歌之間、振權勢、傍若無人也。」長祿三年正月十六日の條。と説き、建仁寺の大極正易は碧山日録に鞍智高信の語を引き、「大相公之嬖妾某氏、會司三皇家之柄、其氣勢焰々不可近焉、其所爲殆如大臣之執事者、而貪戾而惱民、又多所妬忌。」長祿三年正月十八日の條。と評せり。以てその權勢の旺盛にして殆ど管領等と同等なりしを知るべし。その後康正元年八月義政が權大納言裏松勝光の妹富子を納れて夫人としたりしに長祿二年に妊娠せり。大館氏は之を嫉妬して胎兒の調伏を謀りて事覺はれ、義政の怒に觸れて侍所所司代京極持清をして之を近江沖嶋に配流せしめしが、やがて大館氏憤死せり。かくて大館氏は喪はれしと雖も尙權大納言烏丸責任は裏松氏の姻戚たる關係に依り、又赤松氏の一族有馬持家便嬖たるの故を以て義政に寵せられた

り。世人その政務に妨あるを忌み、三人の形を畫き之を路傍に建て三魔と稱せり。蓋し今參・烏丸・有馬共にマの音あるを以てなり。臥雲日 伴錄。而してこの三人は相前後して除かれしも續いて伊勢貞親幕府政所執事として義政の殊寵を受け權勢を専らにせり。かく寵愛相踵いで政務の要衝に當りしかば政務徹底せずして姑息の事のみ多く朝令暮改の弊續出して内外の政治を紊り亂階を作して應仁の大亂を誘導せり。

第二節 天災地妖

幕府の政治紊亂して潰弊相踵げるに加へて天災地妖比年續せり。即ち長祿三年春以來災妖頻りに見はれ九月には山城・大和暴風雨、鴨川は漲溢して民居を破壊し人畜死するもの多く穀價爲めに騰貴せり。その翌四年六月に寒冷急に至りて庶民疫に罹り多く死亡し、又霖雨洪水に依りて諸國の河堤決壊し橋梁の全きもの無く穀種を下すに由なし。加ふるに蝗害ありて饑饉甚だし。且つ河内・紀伊・越中・越前等諸國には戰亂起りし爲めに下民食を得る能はざりき。而も領主地頭等の課稅誅求苛酷にして假借する所なかりしかば多くその本貫地を逃亡して他に流浪し乞食となれり。その京都に入るもの最も多く洛中に充満せり。仍りて元號を改めて寛正とせり。かくて元年も不安の裡に暮れ翌二年春に至るもその狀況は倍、激甚となり、義政は正月の初めより施行を爲さしめしも資材及ばずして五六日にして之を止めぬ。爲めに餓死する者日に五六百人より七八百人の多きを見るに至り死屍所在に散亂し、或は鴨川に乗つるものもあり、爲めに又川流を壅塞せり。越中の僧願阿は京都に在りしが之を見るに忍びずして死屍を四條・五條等の橋下に埋め塚を築きて之を供養せり。その數八萬二千に及べりと云ふ。又願

阿は幕府に請うて饑饉に迫れる者の爲めに六角堂南に芟舎數十棟を設けて之を收容し、病者は竹輿に乗せて之を納れ粟粥を給して饑を凌がしめぬ。義政も亦資を出して之を助成し救済に努めしめたり。而して日に食を獲るもの八千餘人、仆れ死するもの五六百人より八九十人に達せりと云ふ。願阿の家世々漁業に従ひその殺生の報あるを虞れて願阿は出家得道し、父祖以來の罪障を消滅せしめんとし作善に努め、佛宇僧廬の廢絶せるものは之を修築し、五條橋もその勸進に依りて架設せり。此の如く社會的救済に任ずるものありて、この非常の際に漸く生民を助け得しと共に朝廷に於ては後花園天皇も痛く宸襟を惱ませられ、嵯峨天皇以來の例に従ひ、一字三禮般若心經を書寫して大覺寺に供養せしめ疫疾を禳ひ、飢饉を免れしめんとせられたり。幕府に於ても五山に命じて四條・五條等の橋下に於て施餓鬼を行ひ飢疫に死亡せる者を追薦せしめたり。碧山日錄・廣涼軒日錄・大乗院雜事記・經覺私要抄。かく諸國饑饉にして自己の生存の爲めに奮闘するもの多き時に當りて武將及びその子弟は富貴に誇り從騎數千を率ゐて花を賞し輿臺相從ひて豪遊を試み、醉歌放吟踴躍として花樹の下を逍遙せり。而して路上の窮民貧兒を傲視して之を蔑如し、或は詬罵して止まざりき。識者はこの甚だしき對照を見て世相の變轉を憶ひ、志あるものは潛かに將來禍機の蠢動するを考ふるの止むなきに至れり。碧山日錄。かゝる状態はやがて社會を惡化せしめて下級者若しくは貧民を驅りて富貴利録に飽くものに自ら迫らんとするの志を抱かしめ、亂階を一層繁多ならしめ終に應仁の大亂の勃發を餘儀なくせしめしなり。

第三節 土木

社會一般に奢侈に流るゝに係、ず地方の貢租本所・領家に收らずして濫費するもの多かりしかば公武の財政逼迫せり。而も公武共に經營すべき土木尠なからざりし爲めに上下内外共に困却せり。而してその土木の大なるものは禁裏の造營・幕府の修築及び伊勢大神宮の造營等なり。これ等は共に大土木にして多く經費を要したりしも幕府にはその資源とすべきもの無かりしを以て毎に臨時の課役として段錢を課して之を諸國に募り、諸將・寺社等に賦課して出資せしめ僅に用を辨じたり。これにても尙不足したりしかば幕府はその資を補ふ爲めに各種の彌縫策を講じ漸くにして之を完成するを得たり。この財政上の處理に際して彌縫補綴に努めし結果は稅政續出するの止むを得ざるに至れり。次にその事情の概要を述べんとす。

一、禁裏の造營 禁闕の變に諸門を殘す外禁中諸殿舎多く燒失したりしかば後花園天皇は東洞院伏見宮邸を一時皇居と定めて在はしたり。されどこれ單に假皇居なりしを以て幕府は新に土御門内裏の舊地に皇居を造營することとし、諸國に段錢を課して毎段百文とし、洛中には棟別錢每戸十匹を懸け各町に奉行を定めて之を收納せしめぬ。又諸大名には四方の築地を築かしたる。齊藤基經日記文安元年閏六月の條。尋で公卿以下洛中の寺院・民戸にも亦棟別錢每戸百文を課して二萬貫文を獲たり。御覽日記文安三年七月の條。これ等にも尙不足なりしかば琉球の商人兵庫に來りて貿易し、藥種及び錢千貫文を獻じたるを移して造營費に充て僅にその資を辨ぜしと雖も再び不足となりしかば洛中洛外に棟別錢每戸百文を懸け、近畿・東海・山陽・山陰・北陸・紀伊・美濃等諸國より段錢を進納し、三千五百五十四貫文を集めて始めて立柱上棟せり。康富記・基恒記康正二年。かくて漸く皇居成り康正二年七月天皇還御したまへり。管見。かく禁裏造營に關しても經費少なかりし爲めに着手せし時より十三年を経て之を完成するを得たりしなり。

り。その工事たるや四月十一日に立柱上棟して七月二十日に還御せられしに考ふれば左程の大工事と思はれざるに斯く遅延せるは幕府の威令行はれずして經費調達成らざりしに基けり。以て幕府衰運の狀態を察し得べし。

二、幕府の修築 義滿が豪華を極めし室町花御所は義教の時以來屢々怪異ありしに義教弑せられ義勝又天せるを以て世人怪異を傳へ不祥を唱へ義政その母裏松氏と共に之に入らずして藏人頭鳥丸責任の高倉第に在りて之を假に幕府とし、諸大名伺候して政務を執れり。看聞日記嘉吉三年七月の條。仍りて三年を期して新に北小路萬里小路に新第を築かんとし、諸國に段錢を課せり。且つ高倉第も亦之を修築せんとして諸國に國別百五十貫文を課せり。基恒日記五月の條。かく修築兩様なりし爲めに萬里小路第の新營は工事遷延し、漸く九年を経て僅に寢殿成り。康富記。尋で會所成りしもその他の諸殿舎は未だ容易に着手するに至らざりしが、皇居成りし時に便室等漸く成りしを以て義政は之に移りて室町幕府の新第始めて完成せり。管見。工事に着手せるより是に至る迄實に前後十四年を経たり。これ全く幕府財政の窮迫に基くものにして義政もその側室五伊局氏一色の出産に際して經費五百貫文を要せし爲めに政所執事二階堂政行をして甲冑十領を典せしめて之を得たり。基恒日記寶徳二年二月十七日の條。かく義政自身も財力窮したりしにも係らず毫も顧慮する所なくして長祿二年閏正月復花御所の舊址に新第を造營なさんとして山名持豊・畠山義忠に工事を董さしめ、洛中洛外の大樹を采めて之を伐りてその用材となさんとせり。爲めに諸寺の巨樹の伐採せらるゝもの多し。在盛記。碧山日録。且つ烏丸舊第をも移さしめて之を使用せしめぬ。かくして工事成りしも移轉の費用無かりし爲めに義政は二千貫文を五山に借りて之を辨じ、三年十一月に萬里小路第より又移れり。藤原日録。爾來盛に園池を作り佳樹奇石を諸國諸大名及び諸寺に徴し、泉殿を營み既舎を造り土木に忙しく、その母裏松重子の居りし高

倉第には贅を盡し腰障子一間の値二萬錢なりと云ふ。應仁記。かく諸將を役して土木にのみ耽りし際に諸國飢饉の爲めに百姓流浪し、死屍洛中に横たはり酸鼻を極めたり。後花園天皇も義政の行動を遺憾としたまひて御製の詩を賜ひて之を警められしことは人口に膾炙せり。是に於て義政自ら愧ちて一時土木を中止せり。長祿寬正記。此の如く義政が自己の享樂のみを目的として一般民衆と全く隔絶せるの態度に出で、天下擧つて困阨し饑餓に瀕して食を求むるの手段盡きたるにも係らず、自己の遊興にのみ耽りし結果は幕府の存在をして漸く意義無きものとなさしめ、幕府が民衆より孤立して自ら衰運を招徠するに至れるは、やがて幕府の實際的に滅亡すべきを雄辯に説明せるものなり。實に幕府の衰運は幕府が全く公家と成り済して自ら行動し民衆と隔離して存在せる爲めにして自己の導きし結果に外ならざるなり。

三、大神宮の造營 我が國家の宗祠として歴代尊崇せられし伊勢大神宮は二十年一度の式年の遷宮行はれしが義教が永享三年十二月に内宮、六年九月に外宮の遷宮を行ひしより式年となるも幕府財政窮乏せると兵革打續ける爲めに造營行はれずしてその儘となれり。抑、大神宮の造營は國役にして役夫工米を諸國に課するの例なり。齊藤基恒日記。既に幕府の威令衰へ諸儀式土木等に課役多かりし爲めに之に應ずる者少かりしかば美濃・出雲等に特使を派して督促し、又別に段錢を諸國に課したるも調納するものなかりき。基恒日記。かく費用調納せざりしを以て幕府は銳意その調達に努め、その手段として京都の七口、即ち東三條口・伏見口・鳥羽口・七條丹波口・長坂口・鞍馬口・大原口等并に伊勢山田に新關を設けてその稅錢を造營費に宛て、又五山は從來多く役夫工米を免除せられしと雖も特に地口錢を五山及び塔頭に課して費用を辨ぜんとして盛に督促せり。碧山日録・藤原日録。此の如く改々として

して請求に腐心して初め一萬六千貫を宛行ひしに不足せしかば三千貫を給せり。その後又不足して二千貫を出し造營の功を急がしめしに尙六千貫の不足を訴へたり。義政は之を喜ばざりし爲めに造營使祭主藤波有重を罷めて外宮の造營に當りし藤波秀忠をして之に代らしめ、御師職の貢租を擧げて之に委し、造營を急がしめ秀忠も私財を投じて漸く寬正二年十二月に成り正遷宮を行へり。氏經記・寬正記。永享三年より實に三十二年を経たり。外宮は永享六年より十八年を経て享徳元年十二月に假殿に遷せしより以來遷宮の儀無し。この後内宮は百二十四年を経て天正十三年、外宮は百三十年を経て永祿六年に至りて始めて正遷宮行はれたり。これ全く皇威の衰微と武家の勢力全く地に墜ちたりしが爲めなり。而して義政が室町幕府の最後の内宮造營を行ひしに考ふれば諸國擧つて幕府の命を奉ぜざりし爲めに課稅請求が尋常ならざりしなるべし。されど百方彌縫して僅に造營の功を遂げしと雖も外宮に對しては又如何とも爲し得ざりし爲めに遷宮の儀行はれざりしなり。かく財政困難の際に當りて幾多の彌縫策を講ぜし結果は稅政續出するに至るは止むを得ざりしなり。

第四節 結論

義政優柔不斷なるに左右寵嬖多くして毎に政務に容喙したれば賞罰嚴正ならず、畠山政長・同義就の如きも互に三度罰せられて復三度釋されたり。爲めに京童が「勘當ニ科ナク赦免ニ忠ナシ」と嘲笑せりと應仁記に評せり。以て政務の執行に錯誤多く賞罰明かならずして稅政續出せるを知るべし。されば長祿三年に天災地妖荐りに至りて米穀騰貴し人民困阨するや、建仁寺の僧大極正易は時事順應せざるもの五條を擧げてその所以を説明せり。

一は伊勢大神宮は開國の神・累朝の祖にして敬仰すべき所なるに柴線朽折して土階墮委し茅茨葺かず、神を招けり、二は一糸士ありて聖を罵り法を謗りて庶民を惑亂し、神靈去りて復國を護るものなし、三は關東に足利持氏の餘裔ありて容易に除かれずしてその妖正に善に勝てり、四は義政政治を行ふに當りて群小の徒近侍となり、曲を以て直とし、非を以て是と爲し、その視聽を潰し正理に戻れり。且つ小過を以て富民の産を沒收し怨慥日に起れり、五は貧者券貸をなし、富民の貨を奪ひ、大官にして共に争鬭をなしその虚に乗じて庶民起ちて富家を擄劫し券契及び質物を奪ひて徳政と號し、その變三五年に一度ありて良民安堵せずと論ぜり。雲山日録長祿三年九月十日の條。これ世外に超然たる縉徒の所論なれば公平なるものにして傾聽に値すべし。又義政の豪奢にして政治正しからざるを遺憾として近江鹽津の住人熊谷左衛門尉は諫言を綴りて目安を捧げたり。義政は之を見てその職にあらずしてその言を爲すを憤り之を放逐せり。應仁かく内外共に政治を非議する者あるは積弊大なるものありしが爲めなるべし。その禍害の影響する所甚大にして上下舉つて亂を憶ひ終に應仁の大亂を誘致するの結果となりしなり。

第十二章 諸家の相續争

武家に於ける相續とは惣領が家を嗣ぎ財産をも襲ふにあり。その相續をなせるものを嫡男と稱し、嫡男は必ずしも長男にのみ限るにあらず、長男以下の男子にても嫡男又は嫡子たるを得べし。抑、兄弟の順より云へば長子が嫡男たるべき筈なれども親の考によりてその子の中に就きて嫡男を選び得たりしなり。嫡男以外の者は之を庶子と稱して嫡男と區別せり。而して相續の男子無き場合には一族近親中より之を選び相續せしむ、これ血統を重んずるが爲めなり。相續は毎に財産の讓渡を伴ふは勿論なるもその讓渡は讓狀若しくは遺言狀に依りて効力を生ぜり。而も讓狀や遺言狀は最後に認めしもの効力を有するの定なり。而して諸大名及び幕府の配下の士にありては幕府の安堵狀を受けて之を有効とせり。又庶子の財産も讓狀若しくは遺言狀に依りて限定せらるゝものにして之を庶子分と稱せり。これ又幕府の安堵狀を必要とせる場合多し。かくて惣領となりしものは常に一家を代表して幕府の命令を庶子に傳へ、事ある際には一族庶子を率ゐて之に臨めり。従ひて惣領の地位は最も重く權威ありしかば何れも惣領たらんことを競望する場合多かりき。されば遺言狀無きか、男子無きかの如き場合には一族の間に於て惣領を争ふこと多く、幕府も亦之を有効ならしむる安堵狀を下す權能を有したりし爲めに惣領の人選にも干渉することありき。爲めに惣領の選擇は幕府との諒解又は連絡を必要とせるに依り幕府も亦惣領争の渦中に自ら引き入れらるゝこととなり、その争をして一層混亂ならしめたり。されども幕府の勢威確乎たる時代には諸

大名が能くその命を承服してその指揮に従ひ相續争も少なりしと雖も幕府の威權微弱となり寵嬖事を執るの時代、即ち義政の時代に至りては諸大名はその令に服せずして各、寵嬖と連絡し、相續を争ひて惣領たらんことを競ひその争議を激越ならしめ、延いて互に比周朋黨を作り戦亂を誘致せり。加ふるに幕府自身も自己の相續争を惹起して一層戦局を擴大ならしめ終に應仁の大亂を見るに至れり。

第一節 小笠原家の争

信濃守護小笠原長基に長將・長秀・政康の三子あり。長基は家を長秀に譲りて長將を別家せしめぬ。然るに長秀に子無かりし爲めに弟政康に家を譲りて讓狀を授け、政康にして若し子無くんば兄長將の子持長に家を譲らしむることとせり。されど政康に宗康・光康等の子有りしかば政康が嘉吉二年八月に卒するに及び家臣等は宗康を擁して惣領たらしめぬ。これに對して持長は尙惣領たらんことを競望し、屢々幕府に訴ふる所ありたり。幕府も長秀の讓狀に依り持長が他に長秀の讓狀ありと稱しながら敢て出帯せざるを責めて宗康の相續を認めたり。されど持長はその母が幕府の管領畠山持國の妾たりし關係より持國に恃み深く依頼する所ありたり。持國又持長を扶助し幕府をして惣領職の安堵狀を出さしめ相續争を激成せしめたり。これより持長と宗康と相闘ひ竟に宗康は戦死しその弟光康が家を嗣ぎ、小笠原氏分れて二家となり、持長は深志^{松本}に、光康は松尾に據りて連年争闘絶えざりき。後の豊前の小笠原氏は持長の後にして越前勝山の小笠原氏は光康の後なり。^{豊津小笠原家譜、勝山小笠原文書。}

第二節 富樫家の争

富樫氏は鎌倉時代より加賀を鎮したりしが室町時代に及びても代々その守護となれり。その十四代の主教家は義教に善からざりしが又その命を違背し罪を獲んことを恐れて亡命せり。幕府はその弟の醍醐三寶院の兒となれるを起し還俗せしめて家を襲がしめ、管領細川持之烏帽子親となり泰高と名づけぬ。^{建内記嘉吉元年六月十八日の條。}その後幾もなく義教薨去したれば教家も赦されて加賀に歸り國務を執らんとせり。時に泰高は京都にありしが三年二月管領畠山持國代官を遣はして教家を助け之を保護せんとせり。又加賀守護代山川八郎は持國の行動を憤りて京都の邸を火き騒擾せしめんと聲言せり。義教薨去後人心尙不安なるに加へて嵯峨に在はせし小倉宮聖承王が兵を起されんとすと訛傳せる時なれば人心洶々たり。仍りて幕府は泰高を征せんと議せるに八郎は之を遮りて泰高の毫も與り知らざるを辨じ、自ら死を以て罪を謝せんとして檢使を請へり、幕府即ち檢使を遣はし八郎父子共に自殺せり。時人深くその節義を稱す。^{看聞日記、管見記。}爾來教家と泰高とは加賀に於て對抗し相争ひしが、尋で教家卒しその子成春嗣ぎしも亦引續き泰高と争ひ、持國は成春を扶助し、管領細川勝元は又密かに泰高を援けぬ。是に於て兩者の争は惹いて持國・勝元の勢力争となりしかば終に幕府は加賀を兩分して兩者をして共にその半國守護とし、漸く落着せしめたり。^{康富記文安四年五月十七日の條、越登加三州志。}

第三節 斯波家の争

三管領家の首たる斯波氏は代々越前・尾張・遠江の守護たりしが義淳以來勢振はず、その子義建凡庸なりしが享徳元年九月卒するに及びて嗣なし。その一族持豊の子義敏入りて相續せり。家宰甲斐常治は義敏の他家より入りたるを侮り専横なり。義敏の長するに及びて之を斥けんとせるに、常治の弟近江及び安居修理等義敏を助けて兩黨分立して相排斥して譲らざりき。義敏は之を裁する能はずして幕府に訴へしに幕府に於ては相伴衆吉良・石橋・澁川三氏をして之を裁せしめぬ。當時伊勢貞親義政の寵を待みて専ら事を用ひしが貞親の妾は常治の妹なりしかば貞親は之に因縁して義敏を誘り、三氏亦貞親に壓せられて常治の議に賛せり。是に於て近江等服せずして兩黨の反目倍々甚だしくなれり。師郷記・碧山日録。義敏も幕府の處置を怒りて長祿三年八月に東山東光寺に入り屏居せり。仍りて細川勝元は義政を諫め斯波氏は幕府の宗臣なり、その内訌續けば果正に幕府に及ぶべし、早く常治を諭して和解せしむべしと説けり。義政之に従ひ義敏をも慰諭してその第に歸らしめたり。會々關東の騷亂日に激甚を加へ足利成氏勢を得て足利政知窮地に陥らんとしたりしかば之を好機とし、義政は義敏に命じて東征せしめぬ。然るに義敏は却りて之を好期として悪用し、兵を率ゐて京都を發し、近江に到り轉じて越前に向ひ常治を敦賀城に攻め、海岸よりも船にて攻めたりしに、大風起りて船は沈没し、義敏の軍大いに破れて八百餘人を喪へり。義政は之を聞きて義敏の更に命を奉ぜざるを怒り、近江・加賀・能登・越中の兵を出して常治を援けしめぬ。爲めに義敏は敗れて西走し、周防に赴きて大内教弘に倚れり。かくて幕府は義敏の子松王丸をして家を嗣がしめしに常治も亦この時病死し子政盛守護代となれり。碧山日録・大乗院雜事記。その後幕府は松王丸を廢し、一族澁川義鏡の子義康をして入りて斯波氏を嗣がしめ、政盛をして朝倉教景と共に之を輔けしめしが義政の生母裏松重子寛正四年八月に

歿したれば大赦を行ふに當り、勝元は義政に説きて義敏・松王丸を共に釋されんことを請へり。貞親は之を遮りて義敏を赦すも入京せざらしめ、松王丸をも赦して相國寺に入り喝食たらしめんとせり。これ義敏入京せば斯波家兩黨の争を再びするを慮りし爲めなり。その後義敏の妾の姉妹貞親の妾となりて寵せられしより義敏は周防より貞親に就き入京を請ひ、相國寺の喝食となりし松王丸は蔭涼軒眞葉の弟子たりし關係より貞親・眞葉共に義政を強ひて義敏の入京を許さしめ、やがて又義康を斥けて義敏をして斯波家の惣領たらしめぬ。後法興院記・蔭涼軒日録・大乗院雜事記。時人貞親の妻妾に動かされて毎に行動を二三にするを誘り義政の政令一途に出でざるを笑へり。これよりして斯波家亦兩分して互に與黨を作りて相反目し應仁の騷亂を更に大ならしめたり。

第四節 畠山家の争

紀伊・河内・山城・越中等の守護畠山持國は幕府の宿將として管領となり、一世の推重する所となりて威權内外を壓せり。持國老ゆるに及び相續者を定めんとせり。初め實子義夏ありしも八幡法師となさんとし、弟持富の子政長を養子として惣領職となさんとせり。されど急に志を變じ義夏を元服せしめ寶徳三年七月に惣領職を讓り幕府に請うて之を許され、やがて名を義就と改めぬ。康富記・經覺私要鈔。然るに持國に長臣神保越中守・遊佐國助・同長直等ありて専ら事を用ひ勢持國を凌ぎて威權を弄せり。義就の家督となるや勢力の推移を恐れて越中守・長直等義就を持國の實子にあらずと稱し、政長を擁立せんとし享徳三年四月に謀顯はれ、持國は國助等を遣はし越中守等とその邸に撃ちて之を殺さしめぬ。長直等逃れて山名持豊に頼り、政長は細川勝元の邸に匿れたり。仍りて持

國は義政の許可を得て政長を追討せり。是に於て一家兩分し各、與黨を作りて相軋り京都騒然たり。義政は諸大名をして幕府を守らしめしに政長の黨持國に逼り、持國は建仁寺西來院に通れ義就は河内に走れり。之を機として勝元は義政に政長を釋さんことを請ひ、義政は惣領職を政長に授けたり。やがて長直等は難の身に及ばんことを恐れ、一族畠山持純を西來院に赴かしめて持國を慰藉し之を迎へ歸らしめぬ。持國は怨を吞みて再舉を圖らんとしてその邸に歸り義政に謁せり。義政は慰諭して政長と和解せしめ義就をも招き還せり。康富記・簡庵記、かゝる状態にて義就と政長との關係は平靜に持續すべくもあらず、幾もなくして政長は河内に走り義就は之を討たんとして義政に請ふ所あり。義政は之を聽し諸將をして之を援けしめぬ。尋で持國薨じて一時征討を弛めしが康正元年六月に義就は能登守護畠山義統と共に政長を河内に討ち、大和の諸氏成身院光宣・筒井順永等の政長に應ぜるを征して大いに之を破れり。かくて大和に政長に黨せるものと義就に味方せるものとの兩派生じて相争へり。而して勝元は終始政長を庇護し頻りに義政に執成し、終に義政は政長の罪を宥して上洛せしめぬ。大乗院寺社雜事記長祿三年七月十八日の條。されば互に讐敵たりし兩畠山氏復共に京都にありしかばその關係圓滿ならず、早晚必ず争ふべき形勢なりしが會、義政が園池を修して樹木を諸大名に徴したりしに義就の獻ぜしもの枯れしかば之を喜ばざりき。且つ義就が幕府の禁を冒して狩獵したりしかば義政は之を怒り長祿四年八月に屏居を命じ、その義子義有をして家を相續せしめんとせり。仍りて義就は義政の處置を憤りその第を燒き兵を率ゐて河内に走れり。是に於て義政は政長をして惣領職を襲がしめ、紀伊・河内・越中守護として義就を征せしめ、興福寺及び長谷寺の衆徒をして之を援けしめぬ。かくて義就は若江城に據り進んで和泉堺及び攝津天王寺等を燒きて防備をなし大和の諸氏を招けり。

仍りて政長は奈良に入りて諸氏を率ゐ、尋で義就の河内嶽山城に入れるに迫れり。山名持豊・細川成之等も亦義就を攻め爾來大和・攝津・河内の間に戰鬪相續くこと四年、互に勝敗ありしが終に義就は敗れて高野山に入り、政長續いて之を攻めしに義就は又敗れて一旦岡城に入り、尋で吉野の奥北山に入れり。この地山深くして近づき難かりし爲めに政長は凱旋せり。是より政長は勢を得て益、勝元と援引し強大なる勢力を樹立せり。長祿實正記・大乗院雜事記・碧山日録・毛利文書。

第五節 足利家の争

義政は祖父義滿を理想とし一切の行實は之を模倣するを念としたりしに時勢は既に大いに轉化し、その器宇も亦義滿に比較すべくもあらずして甚だ劣れるを忘れて徒らにその形骸のみを追はんと努めたり。然るに就職以來幾んど三十餘年を経たりしに女子は五人ありしも相續の男子なし。而して政治は事毎に常に權臣に強要せられ且つ左右群小寵嬖に動かされて朝令暮改し政令交替する所多く政務を意の如く行ふ能はざりしかば自ら倦怠を來せり。仍りて政務をその弟淨土寺門跡義尋に譲らんとし之を諭せり。義尋は固辭したりしも義政が之を強ひ、他日男子出生するも襁褓の内より憎たらしめんと約し、義尋を還俗せしめて義視と稱せしめぬ。足利官位記、かくて義視は先づ迎へられて細川勝元第に入り尋で三條實雅の今出川舊邸に入れり。これより義視を世に今出川殿と云ふ。應仁記。これ義政が義滿の職をその子義持に譲れるに倣ひしものにして爾來義政は豪遊日も維れ足らざるの態度に出で大和に伊勢に大原花見に憂身を肖し「一天下見物、上下仰天、難及三言詞」大乗院雜事記寛正六年三月四日の條と世人をし

て歎息せしめながら一方には大小の政務に干與して義視を掣肘せり。然るに幾も無くして夫人日野富子妊娠して和泉半國守護細川常有邸に移りて男兒を分娩せり。例に依り伊勢貞親に托して之を養育せしめぬ。親元日記・大乗院雜事記。長するに及び富子はこの幼子をして足利家を相續せしめんとし、山名持豊の威權内外を壓するを憶ひ之を引きて援となさんとして依頼する所ありたり。既に持豊の威權強勢なるに加へて又この事ありしかば一層強烈となりて義視に對する諸大名の反感を激成し、足利家の相續争勃發し、之を中軸となして應仁の大亂を起さざるべからざるの氣運を醸成せり。應仁記。

第六節 権臣の政争

義政の幼稚にして政治を親ら決する能はざりし時に當りて畠山持國は幕府の管領として庶政を決し參畫する所多かりき。義政が長するに及び又之を輔けたりしが當時宿將相踵いで歿し、勢威内外を壓するもの少く而も持國に對比すべき者無し。僅に赤松氏を滅ぼし武勳赫々たる山名持豊あり、この外に細川勝元・同持賢・京極持清・一色教親等ありたり。而も孰も勢力持國に對比すべくもあらずして唯持國の專恣斷行に俟つの外なく小笠原家の繼嗣問題の如き失態を敢てするも幕府は如何ともなす能はざりき。されどかゝる勢威は決して永續すべきものにあらず時代と共に變轉すべきは世相の常態なり。されば持國に對比すべきものとして細川家の惣領たる勝元の勢力新に擡頭して登場せり。持國が嘉吉二年六月より文安二年四月迄四年、寶徳元年十月より享徳元年十月迄四年、前後八年管領と爲りしに對して勝元は文安二年四月より寶徳元年十月迄五年、又享徳元年十一月より寛正五年九

月迄十三年、前後十八年管領を勤めたり。即ち持國と勝元とは互に交替し勢力對比するの狀態にありて明かに兩者勢力の消長を認め得べき事相たり。尙勝元は開歷の上より云へば初め持國に對抗すべくもあらずしかば功績著大なる持豊と結託してその女婿となり、引きて外援となし事ある毎に私恩を諸大名に沽りその勢力を張るべき素地を作れり。彼の富樫家相續争に勝元が泰高を助け持國が成春を扶助せし如きは明かにこの事實を説明するに足るべし。而して持國は晩年その權臣の專横に強要せられて義就・政長の相續争を起せしが勝元は陰に政長を助けて持國に對抗し、終に持國も之に制せられて怨を含んで歿するの止むなきに至れり。爾來勝元は優勢となり、勝元・持國の對抗は變じて更に勝元・持豊の對抗となれり。

持豊は一介の武弁にして性質剛復暴戾なり、而も赤松氏の征討に偉勳を樹てしより頗る驕慢なり。義政も痛く之を忌み又讒者ありて頻りに之が排斥に努めたり、又管領細川勝元もその女婿たる關係より外形に現はさざるも内心深く之を嫌惡せり。この氣運を察し對抗の勢力を作らんとして勝元の一族細川成之讚岐守は赤松氏の遺臣と結びてその後繼者を舊領内に起さんとし、義政に請ひて嘉吉の變に與みせず、全く關係なき赤松祐之滿祐の弟の子則尙を召出して幕府に出仕せしめ、播磨・播磨津等に於て所領を與ふることせり。持豊は播磨守護たる關係より之を憤りて逆賊の徒何ぞ恩賜の地を奪ふを得んやと稱し一族の兵を集めぬ。仍りて義政は之を怒り諸將をして征討せしめんとし命する所ありしも諸大名容易に命を奉せずして勝元も亦持豊の冤罪を義政に説き宥免を請へり。是に於て義政は之を聽し持豊も罪を謝して漸く事無きを得たり。その後持豊は家その子教豊に譲りて但馬に隱居し入道して宗全と號せり。康富記・齋藤基恒日記・嘉吉記。この機會に乗じて則尙等は一族と播磨に入り故舊を聚めて擅特山に據り

しが宗全は但馬より出兵して之を追ひ則尙等は備前兒嶋に自殺せり。寶藤基恒日記。この事實は惹いて宗全と勝元との間を疎隔せしむるに至れり。宗全は勝元が細川氏の惣領として同族成之の赤松氏を援け之を庇護するを默認するは正に敵意を挟むものなりとしてその行動を怒り陰然確執を生ぜり。その後赤松氏の遺臣神器を禁中に奉還したりしかば幕府はその功を賞して赤松氏の再興を許し、赤松政則に加賀・備前等に所領を與へぬ。爲めに政則がその所領備前新田莊を收めんとしたりしに守護山名教之は之を拒みしに幕府は使を遣はして之を調停し政則に交付せしめぬ。かくて政則は義政に愛せられ深く勝元と結び宗全は極力之を排斥せんとし勝元との暗闘を一層強くせり。而して宗全は義政の命を奉じて畠山義就を河内に征し驍勇を以て聞え勇武他を壓せり、更に義政夫人富子の幼兒を托するに及び富子及びその兄日野勝光と結託して深く自ら恃む所ありき。會々義政が伊勢貞親及び藤涼軒眞業に聽きて斯波義敏の罪を赦して入京せしめ、斯波義廉の惣領職を俄に停めて義敏をして代らしめたり。然るに宗全がその女を義廉に嫁するの婚約ありしを以て義廉は事情を宗全に告げれば宗全は大いに怒り、國家の大事は將に將軍より管領に沙汰ありて宿將と議して決せらるべきに貞親等に聽きて三職家の進退を容易に決し、既に畠山家の相續争あり、今又斯波家に及び、やがては我が身にも及ぶべしとなし義廉を援けんとして兵を集めぬ。義廉も亦越前・尾張・遠江等に兵を徴し、勝元も亦兵を分國より呼び上せ、六角成頼・京極持清等も各、分國より兵を上せ、京都騒然たり。而して義政はこれ全く宗全の計畫に依るとし之を討たんとせり。經覺私要鈔文正八月十七日の條に「於室町殿者一向山名御退治御計略計云々、君臣之儀雖不可依強弱之事也、山名強勢越三等倫、雖有御退治以外大事敷」と説けり。以て宗全の勢力が如何に強盛にして義政の勢を以てしても容易に勝ち難

きを知るべし。されど一方には貞親等はこの騒動を起すは義親の義廉に黨せるが爲めなりと傳へ義政と義親との間を疎隔せり。仍りて宗全は諸大名と共に此の如き騒亂は一に貞親・眞業等が義政の寵を恃みて政道を紊るゝに依るとし、連署して勝元に訴へ、これ等を誅せんと請ひ、貞親は近江に、義敏は越前に、眞業・政則等も亦逃亡し、義親は勝元の第に走りぬ。義政は事態容易ならずとして日野勝光を遣はし、義親を諭して歸還せしめ、義廉を許してその守護職を復し僅に局面を彌縫せり。かく京都に騒亂起ると聞きて畠山義就は宗全に依頼せんとし、河内より上洛して千本北小路地藏堂に入れり。是に於て勝元は貞親を逐ひしも宗全の強剛は一層力を加へ新に之を敵とするに至り、政長・持清・義敏・政則等は勝元に依頼し、義就・義廉・成頼等は宗全に結びて二大勢力の對抗となれり。既に持國以來勝元・宗全及び貞親等相續いて權臣の勢力争は、やがて足利家及び諸家の相續争と關繫を保ち、鬭争を更に激成し、幕府の批政は打續き世運は一轉化を必惡とし更始一新をなさざれば止む能はざるの形勢と爲り、終に應仁の大亂は對抗せる二大勢力の衝突に依りてその幕を開けり。

第十三章 應仁の大亂

幕府の中心となるべき義政に確乎たる政綱無く部下を統御すべき威勢も無く僅に祖先以來傳承せる筋力に依りて幕府を支持するに過ぎざりき。政治の實權は左右寵嬖若しくは二三の權臣に移りて義政は毎にこれ等に動かされ、昨は右に與みし今は左に黨して政令交替するも毫も意に介せず、唯その日の風に連れて政治を處理するの狀態にあれば天下の民心を維ぐに足らずして上下嚮ふ所を知らざりき。而も權臣山名宗全・細川勝元等は私の因縁に依りて互に諸大名を援引して諸家の相續争に關係し、諸家の分立せるを互に利用して自家の與黨とし、相結託するに努めて諸大名を兩勢力の下に集中せしめ、比周朋黨を作りて共に庇護を事とせり。かくて諸大名が戰闘のみ日も維れ足らざるの有様にて互に對抗せる間に、義政の夫人日野富子は内閣にありながらその兄内大臣日野勝光と共に外閣の政治圖に手を展ばして思ふが儘に義政及び諸大名を操縦して實力を伸長し、宗全を頼みて幼子義尙の勢力を充實し、義政の弟義視を排除して天下の政治を左右せんとせり。幸に義尙長するに及び稍、政務に精勵し、伊勢貞宗等之を扶助して紛擾を極めし天下を鎮靜せしめんとし、諸大名も亦戰闘に倦み變亂に飽き、自ら戰局を戡定せしめて太平を導かんとしたり。されど一旦紀綱は崩れ社會の秩序も紊り、將軍が有せる情力も既にその本質を明かに暴露し、幕府の存立を疑ふに至りし爲めに天下は中心を喪ひ、中央勢力は全く認め得られずして各地方に諸大名が各自に中心勢力を形成するの止むなきに至れり。爲めに幾多の小中心勢力は各地に出現し、

共に特殊の發達をなせり。即ち中央の勢力は喪失せるも地方には多くの小中心勢力が大名として發達しその進展を競へり。而してその競争に敗れしものは自ら滅びて他に併合せられ、大なるものは分裂し、小は大となり、實力あるものは自ら大をなせり。従ひて競争激甚なりし爲めに大名は互に實力の充實を計りて日夜孜々として怠らざりき。されば之を廣く國力發展の上より考ふればその程度に於ては幕府を中心として集團せる場合には素より及ばざりしならんも各地方に大名としての新勢力發達せる爲めにその種類の變化多きと數量の總和とより云へば左程悲觀すべくもあらず、却りて戰闘に依りて國力を喪ひし割合には實力は消耗せざりしなるべし。従ひて戰亂は舊文明に代りて形態を異にせる新文明發達の搖籃となり、やがては幕府に代りて大名としての新勢力地方に勃興し、潑刺たる清新なる文明を出現せしむるの基礎を作れり。

第一節 中央の争亂

中央に於ける細川勝元・山名宗全の兩勢力對抗は應仁元年正月山名黨の畠山義就が幕府に出仕し、その敵たる細川黨の畠山政長が管領職を俄に罷められて失脚せるに發端し、兩黨互にその與黨の將士を集めて相闘はんとせり。義政はこの形勢を察して戰亂の擴大せんとするを虞れ、義就・政長の二人をして各、手兵を以て御靈林に戦はしめ、宗全・勝元等を嚴に戒めて戰局に加は、ざらしめぬ。而して義就・政長は共に戦ひしに宗全潛かに義就を援けて政長敗北し、宗全・義就等心驕りて日に猿樂・田樂を張行し宴遊せり。勝元は之を怒りてその與黨を集め、その分國丹波・攝津・土佐・讃岐の兵至り、一族成之は阿波・參河・備中、同成春は淡路、同政有は和泉、

政長は紀伊・河内・越中、斯波義隆は越前、京極持清は近江・出雲・飛騨、赤松政則は播磨、高樫政親は加賀、武田國信は安藝・若狭の兵を率ゐて之に應じ、宗全はその分國但馬・播磨・備後の兵を徴し、一族勝豐は因幡、同政清は石見・美作、義就は河内・大和、同義統は能登、斯波義隆は遠江・尾張・越前、一色義直は丹後・伊勢、土岐成頼は美濃、六角高頼は近江の兵を徴して之を援け、兩軍相對抗せり。勝元の第幕府の東にありたれば之を東軍と云ひ、宗全の軍西にありしを以て之を西軍と稱せり。されど實際の陣地に就き考ふれば東軍は幕府の北にありて京都北部の一角を有するに對し、西軍は南にありて南東の二方面を扼せり。而して西軍の陣地は實に今日の西陣の地なるべし。これより兩軍互に戦闘を開始し、最初西軍甚だ優勢にして東軍を壓したりしに、更に大内政弘が周防・長門・筑前・豊前等の兵を率ゐ、河野通春も亦伊豫の軍を率ゐて西軍に加はり、西軍益々優勢となりて京都七口の内鞍馬口のみ東軍の通路となり、他の六口は西軍に占有せられて東軍は外界との連絡を絶たれて糧食の補給に困難せり。經覺私要鈔應仁二年正月の條 されど東軍は能く困難に堪へしが二年の初めには東軍に屬せし幕府侍所の所司に従へる目附の頭目骨皮道賢がその徒を伏見稻荷山に集めて西軍の糧道を絶ち、又火を七條に縱つて西軍を脅かしたりしかば西軍の諸將之を稻荷山に攻めて道賢を斬れり。碧山日録 此れよりして戦争は京都に於てのみならず醍醐・山科等にも波及して東軍は外界との連絡を徐々として通するに努め、政則をして播磨の舊臣を催促せしめて西軍の糧食輸送を遮らしめ、應仁 朝倉孝景に諭して越前守護職に任ずるを約し義隆の配下を離れて幕府の直參たらしめ、北陸の通路開けて金穀を通じ糧食を輸送し、東軍は日々その勢力を恢復して西軍の交通を妨げしめその困阨を大ならしめぬ。天陰語錄 應仁記 かくて時を經るに及んで西軍の勢力は日に凋落し又往日の勢なく東軍

と全く反對の形勢となれり。而して兩軍の激戦に依りて洛中三分二は戰禍に罹れり。その燒失せるは伏見宮・木寺宮等の諸宮家の殿舎を始めとし、近衛・鷹司・一條・二條の諸家、西園寺・菊亭洞院等の諸第、仁和寺・大覺寺・三寶院・妙法院・青蓮院等の諸寺院等なり。その燒失の場所多かりしを評して大乘院尋尊大僧正記文明五年十二月二日の條 には「西山東山北山爲一所無燒殘所者也、希有天魔所行也」とあれば洛中洛外の名所多く烏有に歸せり。この中央の戦亂に關係せる地理的範圍は東遠江・加賀より以西九州の筑・豊地方迄に及び、その慘劇の影響せる範圍甚だ擴大し略、我が國內の大部分に影響を與へたり。應仁略記・應仁記・大乘院雜事 記・後法興院記・經覺私要鈔

一、争亂形態の變遷 大戦亂の勃發に至る徑路として義政が毫も確乎たる政策を持するなく徒らに祖父義滿の順に倣ひて全くその形骸を追ふことに腐心せるが爲めなり。實に義政は父祖以來の情力を過信して自己の命する所、沙汰する所は諸大名をして承引せしめ得べしと爲し、權臣に強要せられ若しくは寵嬖近臣等に動かされてその行動を二三にし、朝令暮改を敢てしたりしかば人心を不安ならしめ、その間に勝元・宗全の二權臣をして各、その勢力を強盛ならしめ、兩勢力の對抗となりて大亂を起すに至れり。されば尋尊大僧正記の如き以時勢を評して、「初所三題目子細更以無之、只當將軍准三后之近臣共以當坐之折禮物一毎々申沙汰故、我モ々々ト申沙汰故、昨日成敗ハ今日被改之、今朝御下知ハ今夕又相替故、諸人無安堵思云々。」と説けるに依りても大亂を誘致するに至れる大勢を察し得べし。而して大亂を起すに至れる當初は義就・政長の惣領争に端緒を發したれば大なる影響あるべしとも思はれざりしが勝元・宗全の對抗勢力をやがて激越ならしめて發露し、甚だしき大亂と爲りたり。さればこれ全く兩者の私闘に基くに外ならずと云ふべし。而して尋尊は時代の風潮を説きて、「爲三本私

意趣、不_レ存_二主君御面目_一之條、希代事也、但是風情へ當時之風儀也。」大乗院雜事記文明二年五月廿日の條。と評し、又「今度大亂へ併以_二私公事_一亡_二國家_一了」大乗院雜事記文明四年五月十四日の條。と論ぜり。これ戦亂を以て時代の思潮を具體化して説明せるものにして全く私闘とせるは好く戦亂の形態を説明せるものと云ふべし。かくこの戦闘が權臣の私闘を以てせるが故に終始毫も危害を朝廷及び幕府に加ふるが如きこと無かりしは能く戦闘の形態を表はすものと云ふべし。然るに戦闘始まりてより勝元は自己の勢力擁護の必要より幕府に據りて勢威を張りその力を藉らんとし、義政に逼りて牙旗を授けられんことを強要し、義政は夫人富子及び日野勝光等が志を暗に西軍に寄せる私闘なるが故に牙旗を授くるに及ばずと阻止せるにも係らず之を授け、義視をして宗全等の西軍を追討せしむるに至れり。爲めに義廉・高頼・成頼等西軍の諸將は一時去就に迷ひ東軍に降らんとして西軍の形勢稍衰へたり。これ諸將は勝元・宗全の私闘なるが故に宗全に與みし西軍となりしも義政を敵とするの志なかりしが爲めなり。されどやがて戦闘の本義に鑑みて又志を定め西軍に留まりて奮闘せり。尋で西軍が後土御門天皇及び後花園上皇を擁せんとするの形勢あるを察して勝元は天皇・上皇を室町第に奉迎し、又義視をも今出川第より幕府に迎へんとせり。これ義政の志時に西軍に存し、動もすれば之を授けんとするの形勢ありて不安なりし爲めなり。而して義視はこの形勢を察してその渦中に投ずるを避けて伊勢に走れり。これより時人東軍を官軍と稱し、西軍を賊軍と呼び戦亂の形態は私闘より聊か變化するの形勢となれり。之を形態の第一變となす。

先きに伊勢に走りし義視は國司北畠教具に倚りしが義政はその給與として伊勢國領の半濟を與へぬ。又山城・近江・伊勢寺社領の半濟をも授けたり。應仁略記・後法興院政家記。而して屢書を送りて歸還を勧めしが一年の後義視は義政

の使聖護院道興に迎へられて歸り、山城北岩倉に入りて諫書を義政に致し、近臣の姦邪なる者を斥けんことを請へり。さきに義政と義視との間を疎隔せんと企てし伊勢貞親は當時勝光に頼りて幕府に出仕し、勝光と共に政務を沙汰したりしかば義政は之を採用する能はざりき。かくて義視は止むなく東陣に入りしに貞親は富子等と之が排斥を企て又義政に中傷し、義政と義視とは再び不和と爲り、義視は一旦叡山に逃れ尋で宗全に迎へられて西陣に入り斯波義廉の第に館せり。是より西軍は義視の命を奉じて四方に號令し、東軍は既に義政の命を傳へたれば東西兩軍の對抗は義政・義視の對立と爲り、「二人の將軍帝都に並ぶ」應仁略記。の奇態なる現象を呈し、上皇は院宣を下して義視及び西軍に黨せる公卿四辻實仲・清水谷實久・正親町三條公躬等の官爵を削り、義視の追討を命ぜられ天下頗る之を怪しめり。公卿補任・大乗院雜事記應仁二年十二月十九日の條。而して義政の幼子義尙五歳にして家督と定められて東軍諸將は文明元年正月之に參賀し、西軍諸將は義視に參賀せり。翰林胡蘆集常徳院畫像贊。是に於て戦闘の形態は又變じ官賊兩軍に分るゝと共に義政・義視の對抗と爲れり。之を第二變とす。尙戦亂の根源たる富子・勝光等の義視を排斥して義尙を足利家の相續者と定むるの目的は終に達成せられ、最初に富子に依りて深く信頼を蒙りし宗全は却りて敵と爲り、義視を奉ずるの變態を出現するの結果となれり。

さきに禁闕の變以後大覺寺統の餘裔は紀伊・大和の奥、北山に餘喘を保ちて機會の到來するを待ちたりしに義就が幕府の討伐を蒙りて河内に敗れて北山に入るや、幕府はこれ等の餘黨と結託して禍亂を擴大ならしめんことを虞れて寛正二年正月大和の諸寺及び諸氏に追討を命ぜり。經覺私要鈔・大乗院雜事記。その後大覺寺統の皇胤は紀伊に兵を起し廻文を出して與黨を募り、藤白に陣して明應と改元せり。義視に屬せし人々は之に馳せ參じ、やがて大和壺坂

に移れり。この皇胤は小倉宮の王子十八なり。西軍諸將之を奉載せんとしたりしに義就は自己の根據地紀伊・河内なりし爲めに之をこれ等に奪はるゝを恐れて承引せざりしが、義視は之を諭して漸く同心せしめぬ。これより大和の西軍に屬せる諸氏は之を扶助し、尋で文明三年閏八月王子は京都に入り、西陣に迎へられ一時北野天滿宮松梅院に居り、後宗全の妹の住せる安山院アヤノに移れり。而して西軍諸將は之を奉載したれば戰鬪の形態又一變し東軍が天皇を擁し義政・義尙を奉ぜざるに對して西軍は小倉宮の王子を擁し義視を奉じたれば持明院・大覺寺兩統の争鬪を再現したるの有様となれり。之を第三變とす。大乘院。この後亂終りて諸將解散するに及び王子の所在に就きて妙法寺記には王とし、壬生晴富記には二ヶ所に書き出しありて一ヶ所には「出羽王ニ侍カ」とせり。この妙法寺記・晴富記の記事果して同一人のことを云へるものなるや否や不明なれども恐らくは同一人のことならん。これを同一人とすれば解散と共に王子は東海道を経て十年十一月甲斐に入り石和觀音寺に在せしが妙法寺記十一年七月に越後に赴き、越中を経て越前北莊に滞在し、やがて山城鞍馬麓なる市原野・二瀬を通過して八幡に暫く滞りて高野山に向はんとせる由を傳へたり。晴富記七月十九日同卅日の條。その後果して高野山に登りしやは傳ふるもの無ければ不明なれども妙法寺記に依れば王子がその後明應八年十一月に伊豆三嶋に着せしに伊勢宗瑞が之を諫めて相模に送りしものゝ如し。その後の行動に就きては何等傳ふるもの無し。

戰局は初め東軍が西軍に圍まれて不利なりしも漸次形勢を挽回して天皇を迎へ奉り、義政を奉じて四方に號令し、稍々優勢と爲りしに西軍は義視を奉載し、又大覺寺統の餘裔を擁して頽勢を恢復せんとして之に對抗せり。されど戰局は京都及び洛外・大和・攝津等に於ける小戰鬪のみ打續き大局に關するもの少なし。(一)これ戰鬪が私

鬪に始まり權臣の勢力を争ふに胚胎し、諸將は惣領職を争ふか若しくは領土の争奪に依りて與黨せるものなれば勝敗を決するにあらざれば存在を危くすると云ふが如き危機に瀕せしものあるにあらざれば自ら自己の地位を考慮して敢て激戰する者無し。又(二)寛正の頃より騷擾にのみ追はれ諸將奔命に疲れて聊か戰塵に飽き偷安姑息に流れんとしたりし爲めに死生を堵するが如き大戰爭を避けたり。唯僅に從來の感情に捉はれて東西に分れ對抗するの狀態にあれば戰局は毫も進展せざりき。特に東西の首領たる勝元・宗全共に戰意なくして徒らに時日を遷延したれば世上には勝元・宗全共に和睦せんとして議を進め、勝元誓を切り宗全は自殺せんとせりと傳へたり。即ち大乘院雜事記十四日の條。「自春夏比山名・細川令内談、可自他和興之趣、計略最中、細川右京大夫勝元ハ父子共ニ切ニ本鳥了、内者又十餘人切ニ本鳥了、子細不可思議、比興之事也云々、雖レ然不レ及ニ出家徳渡、以レ布卷頭云々、比興官領也、山名入道宗全ハ自身切腹之間、内者共取留之、既以可圓寂一處、種々致養性命延了、是又言語道斷比興無レ極次第也」とあり。かく勝元・宗全は或は和睦せんとせるも赤松政則の所領、畠山義就の身上に關してその議を妨げられしなり。親長卿記・大乘院雜事記。且つ宗全も當時既に疾に罹り身心自由ならざりしものあり。これ山内首藤文書文明二年六月以後の宗全の署名に木判を用ゐしに徴すれば聊かこの事實を明かにするを得べし。その疾に罹りし以後實際の動靜は判然せざれども宗全が當時自身に活躍し得ざりしは事實なり。かくて五年三月宗全七十歳にて卒去せり。宗全は驍勇一世を睥睨し、天下を禍亂に導きしと雖も亦雅懷ありて發句の傳ふべきもの藤涼軒日録文正元年正月廿四日の條にあり。又禪を好みて南禪寺の傍に栖眞軒を建て禪僧を請して道を問へり。東海壇華集。その相貌赤面偉大なりし爲めに鞍馬毘沙門の化身と稱せり。狂雲集。宗全の卒去後僅に二月にして勝元亦疫癘に罹り卒てせ

り。歳四十四。學に志し和歌を東常縁・正徹に、詩を江西龍派に學び續翠詩集且つ禪を修め、妙心寺の義天に參して安龍興二寺を開創し、雪江宗深に參禪して碧巖録を參究し、佛日眞照禪師錄繪畫をも好み達磨・應等の繪を畫けり、龍泉院文書天談語録・又政務の暇に和漢の醫書を涉獵して奥方秘説を分門類聚して靈蘭集を著せり。京華集かく兩首領相踵いで歿したれば權臣政争の中心を失ひ、東西兩軍の諸將を相互に統御する者無し。東軍にありては尙義政が石見の東軍諸將に内書を下して特に協力奮闘を命ぜしに徴すれば義政・義視依然兩軍を統率せるなるべし。益田家されど實際に兩首領逝きし後は戰鬪の目的を失へるを以て戰局に變化を生じ、東軍にありては政長・政則その主となり、西軍にありては義就・政弘等全く中心の勢力となりて僅に擬勢を支持せるに過ぎざりき。之を戰局の第四變とす。勝元卒去の後はその子政元が之を嗣ぎしも尙幼なり。一族政國之を輔け、宗全の後はその二男政豊が相續したりしが政元と政豊との間に和睦成りしも東軍にては政則同心せず、西軍にては義就この議に與らざりし爲めに和睦は二人の間に行はれしのみなり。即ち全く部分的なりしなり。されどこれより東西兩陣の間に通路開け、西陣を経て士民初めて北野神社へも參詣し得るの便宜を得たり。されど義視尙依然として西軍にありて義政と和睦すの意志なかりしに政弘等は飽迄義視と進退を共にすべき態度を支持したれば兩軍の對敵行動は依然繼續せり。されば和睦に關してこの後屢、訛傳行はれしが日野勝光の如きは勢力あるに任せ禮錢を收めて義就の爲めに東軍と和解せしめんと計畫せり。大乗院雜事記又義政は内書を政弘に下して和睦を謀らしめんとし、義視との間にも書信を往復して往年の成行を省せずして今後隔意なく相和融すべきを説き、内閣古文書延曆寺衆徒も事書を上りて和睦の必要を奏し、兩軍の間自ら接近して和解は一般の望む所となりしなり。この形勢を察して義就は九年九月兵を收

めて河内に下り、尋で義政は政弘を左京大夫とし周防・長門・豊前・筑前の守護とし、石見・安藝の所領を安堵して之を懐柔したりしかばやがて歸國し、成頼・義統等も亦歸國することとなり、發途に際し各陣所を燒きたりしに仙洞御所に類焼せり。而して義視も之を支持せる諸將退去したれば成頼に頼らんとして美濃に下り東大寺領茜部に居れり。親長記・實隆記・兼顯記・長興記・大乗院雜事記是に於て亂始りてより實に十一年を経て中央の争亂初めて平定せり。されどもこれより争亂は地方に移りて一層混亂を激成するに至れり。

二、亂中の皇室 後花園天皇は寛正五年に第一皇子成仁親王に御讓位あらせられ後土御門天皇踐祚したまへり。尋で即位の儀を行はせらるべきにその費用は幕府より進献すべき例なれば幕府は段錢を諸國に課して之を得て太政官廳にその儀行はれぬ。この以後明治維新に至る迄太政官廳の建設無かりしを以てこれを以て太政官廳舉式の最後とす。即位の儀は大極殿に行はるゝが舊慣なりしに後鳥羽天皇以來太政官廳に行はれしが今後又之を實行し得ざることとなり紫宸殿に行はるゝこととなれり。續史愚抄この後應仁の大亂と爲り兩畠山氏御靈林の戰に當りて宗全は政長の禁中に攻入らんことを虞れ、義政をして天皇及び上皇・伏見宮貞常親王を御同車にて室町第に迎へしめたり。而して政長追討の院宣は下されたり。公卿補任天皇・上皇・親王の御同車は古來嘗て例なきことなるが上に天皇が御乗車あらせられしことも亦異例なり。唯嘉吉禁闕の變ありし時の例に依れりと云ふ。後法興院而して戦終りし後還幸せられしが、やがて又勝元に迎へられて室町第に天皇・上皇行幸あらせられ、室町第の寢殿を御座所、泉殿を上皇の御居間と定めしが義政等も第内にあれば殿内狹隘にして御困窮の狀察し奉るに餘りあり。權大納言近衛政家はこの行幸を「天下滅亡不能左右云々、抑年中兩度臨幸之儀言語道斷、無二是非一」次

第也、悲歎之外無他」と説き、應仁略記には「八月以來院・内裏兩殿へ將軍ノ御所ニ押籠ラレテオハシマセハ天子ノ御號ヘ有トヤ申ヘキ御風情ナリ」と評せり。以て朝廷の衰運、公家の困難につれ上下驚駭と悲歎にくる、狀を察し得べし。而も上皇は既宣を下して兩軍に戰鬪を止めしめんとなせられ、醍醐三寶院義賢等は調停を謀りしも應ずべくもあらず、朝威の陵夷甚だしく戰亂何時終るべしとも覺えざりしかば上皇は痛く時勢の推移を歎かせられ、天皇の御代始めに大騒亂の勃發を深く恥辱と思召しこの上の變亂起らば一層老後の恥辱なりと考へたまうて人間としての交りを絶ち、出家遁世して全く世捨人となり身をその御故郷なる伏見に隠さんとしたまひ、御弟なる伏見宮貞常親王に便宜を計らはるゝ様に御依託あり、且つ親王がこの御志を抑止せられんことを虞れられ、宇多・花山兩帝の例を引きて之を説き、若し幕府に漏るゝこともあらば必ず妨げ奉るべきを以て隱密にせられんことを請はれたり。伏見宮家御記。かく切なる思召ありしかばやがて俄に落飾あらせられしが御近臣烏丸責任・萬里小路多房も亦共に剃髮せり。後法興院政家記。されど御志の如く室町第を去り他に隱遁したまふことは叶はせざりしが、幕府の束縛を脱せんと思召して延暦寺へ天皇と共に幸せられんとせられしに、衆徒御請申さざりし爲めに止められたりとの噂さへ傳はれり。後法興院政家記。かくて天皇・法皇共に永く禁籠せられたまへるが如き有様にて空しく東軍に擁せられて在はしたりしが、御爵積の餘りにや法皇は俄に中風に罹られ一日にして崩御せられぬ。時に文明二年十二月廿七日、寶算五十二。御所とても狭ければその夜板輿に乗せ參らせ御供する僧俗も誠に少人數にて聖壽寺に監み出し奉り、尋で悲田院に茶毗し、後に山陵を丹波山國常照寺に營み、御分骨を大原法華堂に納め、先きに後文德院と追號したりしが、やがて後花園院と謚し奉れり。親長卿記。かく陣中に大故ありし爲めに院宣を仰ぐの便宜を

失ひ東軍の意氣阻喪せり。特に天皇は世を傳く思召し位を遜かれて法體とならんとしたまひしが義政は貞常親王と共に切に止め奉れり。或は傳ふこれ天皇の近臣の輩餓死に及ばんとせる爲めなりと。大乗院雜事記。かく一旦遜位は思し止まられしも爾來政務は聖斷に依らず、前内大臣日野勝光一切を處理して叔慮に違ふこと多かりしかば六年七月急に遁世して山國に御隱遁せられんとせしが、宮中の女官等頻りに慰め奉りて僅に諫止せり。親長卿記。かく天皇の思し惱まるゝ時に貞常親王は病となられたり。親王も室町第の西端を御殿と定めて亂中窮屈なる御住居なりしかば又薨去せられぬ。此の如く皇室に於かせられては不祥事共打續きて恰も後醍醐天皇が尊氏に迎へられたまへる時の如き御困阨の御風情にして皇運の衰頹最も酷だしかりき。而して八年十一月に室町第は近傍よりの類焼に罹りて燒失し、天皇の御在所も危險となり、一旦義政の子義尙の小川第に入御し三種神器をも奉じたりしが狹隘なる爲めに更に義政夫人富子の生母日野苗子の住せる北小路第に移らせられたり。親長卿記。然るに戰亂中他は多く焦土と化したりしも幸に土御門内裏のみはその儘に残存したりしが多年廢墟となりし爲めに荒涼たり。戰爭終ると共に三條西實隆をして之を檢知せしめぬ。實隆はその日記に「所々荒廢過法、諷三黍離之篇、空傷吟心者也」と説けり。かゝる有様なりしかば朝廷は幕府に命じて修理せしめられしが、幕府には費用なく京都七口に新關を設けてその資に宛て、その他に財源を求めて僅に之を修理することなれり。既に戰亂を経て朝廷の貢租進入は減少し、幕府に連りに督促せらるゝも應ぜず、御窮乏日に加はりしかば年來の御素願に依り御讓位の思召を遂げられんとせり。特に皇妹眞乘寺宮景愛寺に入寺せられんとせしも費用無し。朝廷の御料所御督促ありて不足せば義政夫人日野富子助成せんと約せしも御料所未進の爲めに助成せずして富子とも御不和とな

れり。親長卿記。兼顯卿記。而して甘露寺親長が眞乘寺宮御入寺と御讓位と關聯せしむるの不利を説きし爲めに漸く思し止められぬ。されど御素志は變ぜざりしかば幾もなく又諸國武士の貢租を抑留せるをば逆鱗ありて復山國常照寺の近傍に黒木の庵室を造り急に之に移らんとしたまへり。されど山國御料所は幕府の沙汰せる所なればその指揮を俟たざるべからざれば實行に至らざりき。義政も叔慮の畏に恐懼して武家傳奏廣橋兼顯をして御料所並に未進の地を注進せしめて殿中に沙汰する所あり。一方に皇子勝仁親王及び前關白一條兼良も諫め奉りし爲めに僅にその事なかりき。兼顯卿記。これを尋尊は評して「是武家成敗毎事無三正弊」故云々、尤御儀也」とその日記に書けり。尊尊正記文明十年十月十七日の條。かく天皇は御不足御不滿の裏に世を過したまひしが十一月七月に行在所なる北小路第又類焼せり。而も土御門内裏の修理未だ成らざりしかば一時日野政資第に移り之を行在所と定められ、内裏の修理を幕府に急がさしめられて終に還幸せられたり。時に十一年十月なり。應仁元年に室町第に行幸ありしより實に十三年間室町第に假寓せられ、引續き北小路第・日野第等に遷られて狹隘なる所に御幽居の如き有様にて起居したまへり。されば禁中の儀式は勿論節會等の公事は毫も之を行ふ能はず、朝廷政務の一部は一時全く廢絶して憂き年月を空しく送らせられぬ。これ國家としては前古多く見ざる不祥事たりしなり。

三、公卿・廷臣の流離 戰亂勃發するに及び天皇・上皇は室町第に幸したまひたれば戰亂に直接關係無き朝廷の儀式・節會等行はるべくもあらざれば之に關係せる公家・廷臣等の百司は京都に在りても何等の用事も無く、月卿雲客は殿上の交りを捨てて測らざる田舎の裏に身を移し、九重の月を雲居の外に隔てて旅窓に眺むるの果敢なき運命を辿るの止むなきに至れり。應仁卿記。されば朝廷の最上司たる關白一條兼良は一條桃花坊の第宅兵燹に罹

り文庫藏書等數百合悉く烏有に歸したりしを痛恨してその子前關白教房・孫權大納言政房と共に奈良に走りて興福寺の門跡大乘院に赴き成就院に入れり。これ大乘院門跡尊尊は兼良の子なりしが爲めなり。又前内大臣九條政忠も血縁を頼りて奈良に下りて大乘院前門跡經覺に倚り、前關白鷹司政平・同近衛房嗣その子政家も奈良内侍原に下向し、他の廷臣及び京都の人々多く亂を逃れて奈良に滞れり。中にも往年興福寺維摩會の勅使として永く奈良に滞在せし權中納言勸修寺經茂の如きは戰亂の爲めに財を失ひ、乞食の風躰をなして再び興福寺に來り寄食せり。かく公卿・廷臣等多く興福寺に寄食したれば之を保護せざるべからず。元來興福寺は藤原氏の氏寺として最も隆盛にして富強なり。その所領地も多かりしが戰亂に依りて進納十分ならざりしと雖も尙他に比すれば富裕なりき。されど多くの廷臣を保護するには又財力を多く必要としたりしを以て大和に於ける寺領の各莊に米一石を課して切符を配り收納を計りて之を支辨せんとせり。既に臨時の反錢毎年多きにも係らず又新に課役したりし爲めに土民甚だ困阨せり。大乘院雜事記文明元年十月廿三日、二年三月十九日の條。この後戰亂繼續せる間は廷臣多く奈良に滞りしが教房は奈良より所領地土佐幡多郡の山田莊中村に下向して中坊に在住せり。その子孫は即ち土佐一條氏なり。その子政房はその所領攝津兵庫福原莊に赴き福嚴寺を住所と定めたりしが、兵庫は西軍の大内政弘の手に屬し、その糧食運輸の要地となりしに東軍の山名是豊・赤松政則等之を攻めて福嚴寺に逼り、政房を義視なりと誤り信じて之を殺せり。大乘院雜事記。この他前權大納言町廣資は伯耆に、前權中納言小倉實右は加賀に、參議大藏卿東坊城長清は伊勢六車莊に下りて共に薨せり。これ等は皆その所領地なるが故に斯く遠隔の地方に赴きて露命を維がんとしたりし爲めなり。公卿補任。かく攝家名家の輩京都に留まる能はずして生活の資を得んとして地方に走り全く田舎者と選ぶこ

となかりき。この有様を大乗院雜事記は評して「竹園瑣室名家諸大夫以下止住諸國一向如三田舎之民也、如レ今者元弘以來吉野帝方參候輩も同前歟」と説けり。されば公家の零落吉野朝廷衰運の場合と同様にして多く大和に集まりしなるべし。此の如くして公卿・廷臣四方に流離したりしが文明九年末に戦亂平定するに及び、皆相踵いで京都に歸り、再び舊態に復せんとしたりしも一旦大戦亂を経たりし後なれば所領地よりの進納は絶えて又多く復舊する能はず爾來衰運永く繼續せり。

四、日野家の隆盛 攝家・清華等の公卿・廷臣京都に駐る能はずして地方に赴き所領地若しくは小大名に身を寄せて憂き年月を送る間にありて日野勝光及びその一門のみは獨り京都に在りて榮華に誇れり。これ日野家が足利氏と常に外戚關係にあり、特に義政夫人日野富子は勝光の義妹たればなり。勝光は日野義資の二男なり。義資は義教の怒に觸れて暗殺せられしことは既に之を説けり。さればその子重政も難を恐れ、雍髮して一家繼絶し、その所領等も没收せられて日野家惣領職は一門なる兼郷に授けられたり。兼郷は本來勘解由小路家にして、この一流を廣橋と稱せし家にして義教の命に依り惣領職となりしもその後又罪を獲て近江に蟄居せり。その一門資親は日野を稱せんとして訴ふる所ありしも朝廷之を許されざりき。建内記。爾來日野氏毫も振はず義教の外戚たる關係より正親町三條實雅専ら勢力を有して内大臣となり朝廷の政務に當り日野家所領も多く之に歸したりしが實雅もやがて亦幕府の譴責を蒙りてその采邑を奪はれたり。而して勝光は重政の後を受け義政夫人となりし妹富子と内外相援けて實雅所領の中能登若山莊・尾張海原井を獲、尋で又實雅の所領三十ヶ所の中十三ヶ所を領して三條氏に代りて勢力を復せり。大乗院雜事記寛正二年十月、三年四月の條。元來日野家は朝廷の家格より云へば攝關・清華・大臣・羽林

の家に次ぐ名家にして低きものなり。攝關・清華以外のものにて人望名譽の甚量あるものあれば登庸せられ得るの家格にして文筆を主とし辨官を経て大中納言迄には昇るを得るも、それ以上には昇るを得ざるなり。然るに勝光は漸く登庸せられて權大納言と爲り日野家の惣領職となりて勢力を恢復し、寛正二年三月の叙目には他を凌ぎて執筆となれり。名家にして執筆となれるは之を始めとすと云ふ。大乗院雜事記三月廿一日の條。尋で内大臣となれり。これ天皇・上皇の室町第行幸に奔走せる功に依りしなり。日野家としては在世中に之に任ぜられし者は未だ嘗て無きことにして近衛政家は之を評して「抑彼任槐事、於三當家今度初也、家之眉目在此時乎」後法興院政家記應仁元年二月七日の條。と説けり。又大乗院日記目録には「凡近來有德無双仁也、如三大福長者、天下衆人號之押大臣」と評せるに考ふれば勝光勢力あるに任せ自ら大臣たらんとし、義政に依頼して強ひて勅許を得たりしなり。後法興院政家記。かく勝光が異數の登庸を得て押大臣たりしをば傍若無人の振舞とし、朝廷の威力陵遲を説くものすらありたり。經覽私要鈔。而して勢力あるに任せて僭越にも羽林家の出たる右近衛中將藤原雅國を家禮とせり。かくして勝光は専ら政務の衝に當り室町第に行幸中は朝廷の要務は勿論、幕府の執務にも關與して義政の代官と爲りて威權内外を壓し、專擅にて伊勢貞親を登庸し、相結託して義視を斥け、西軍に走らしめて義尙を奉じ應仁の大亂を一層激成せしめたり。その後内大臣を辭せしが二條政嗣の左大臣を罷むるや義政の推舉にて又之に任ぜられたり。清華以下の輩左大臣となりしこと無かりしがこの先例を打破したりしなり。長興宿禰記文明八年五月の條。勝光は此の如く思ひの儘に勢威を弄して朝廷・幕府の勢力を一身に集め、幕府の各頭人も勝光の許にありて政務の沙汰を執り、勅裁をも仰がずして專斷する事多かりしを以て後土御門天皇も強く之を逆鱗ありしことは既に之を説けり。而も勝光は毎に賄賂を強ひ賄賂

の多少に依りて政務を決せり。例へば奈良一乗院がその所領地大和西院莊の事に就き公事を起し幕府に訴ふるや、勝光は「以三現錢折紙可申沙汰、無其儀者一切不_レ及_レ沙汰云々」大乗院雜事記文明六年五月廿二日の條。と答へたり。又畠山義就の爲めに東西兩軍の和睦を計らんとし賄賂を強ひたりしに義就は之を拒絶せり。大乗院雜事記文明六年閏五月五日の條。これ等は賄賂に依りて勝光の私腹を肥せる事實を説明せるものにして諸公卿が生活に追はれて流離困厄し、中には乞食の如き状態に陥れるに反して獨り勝光のみ富貴に誇り榮耀を極めたりしなり。されどかゝる状態は永續すべきものにあらざればやがて中風に罹りて健康を損し、終に文明八年六月腫物出來て薨去せり。時に歳四十八。勝光は外戚の勢を以て威權赫灼内外及ぶもの無かりしが左大臣と爲りて僅に一ヶ月にして薨せり。幕府の官務壬生長興はその日記に「准后御臺様御兄也、此間室町殿御世務之儀、爲_二御代官_一被_二成敗_一、權威無類、和漢重寶如山岳被_二集置_一、可_レ惜事也」長興宿禰記六月十五日の條。と説けり。その勢威の隆昌なりしと富貴の程を知るべし。勝光薨去後その子政資幼なりしかば日野家の政治上に於ける勢力は全く失墜せり。されども尙富子ありて内外の政務に容喙したれば勢力は全く之に歸し、幕府の政治は義政の放縱なるにつれて益々紊亂せり。

第二節 地方の騷亂

中央に於ける東西兩軍對抗の状態は既に之を説きたりしがその影響を蒙りて各地方にも亦多く東西兩軍黨を分ちて抗争せり。従ひて戦争状態にある地方にては幕府の命行はるべくもあらず、又假令兩軍の抗争は無かりし地方にても幕府の命、將軍の下知には應ぜざりき。中には命を奉じ下知に應ずる者ありしとするも守護代以下之に

承服せざりしかば結局總べて幕府の命行はれざりしなり。今關東及び九州の南部を除き各國に就きて考ふるに幕府の命に比較的應ぜしと思はるゝは播磨・備前・美作赤松氏・備中細川氏・備後山名氏・伊勢北畠・土岐・伊賀仁木氏・淡路細川氏等にして全く幕府の命に應ぜざるは近江京極・六角・美濃土岐氏・尾張・遠江新波氏・參河細川氏・飛騨京極・小嶋・能登分國・加賀富樫氏・越前新波氏・大和大業院・一河内分國・畠山氏等なり。これ等諸國は幕府の命行はれざれば國科年貢等一切進納せざりき。されば幕府は僅に山城その他丹波・丹後・若狹等の新所より辛うじて進納せしめて僅にその命脈を支持し、朝廷も幕府に依頼せられて僅に又存在せる有様なり。而してこれ等諸國の内にて兩軍對抗の形勢を持続せる地方に就きその有様を略叙し以て中央の波紋が如何に強烈に影響を與へ、廣く民衆に動搖を與へしかを次に説き中央の争亂との關係を述べんとす。

一、近江 近江は江北・江南の二つに分れ江北は京極氏代々その守護と爲り、江南は六角氏又代々守護たり。而してその所領も亦兩氏及びその一族相分れて之を有し、その間に寺社・朝廷・京縉及び幕府近臣等の所領介在し、兩氏及びその一族亦多くこれ等所領の管理者たりき。京極氏にありては持清は老齡なりしと雖も幕府の宿老として重きを爲し、管領細川勝元とも親しく侍所所司とも爲り、その部下に多賀高忠ありて所司代とも爲りたり。されば應仁の大亂起ると共に勝元に従ひ東軍に屬せり。而して六角氏・京極氏と共に佐々木氏なれども室町幕府の初めより兩氏相闘きて争闘絶えざりき。六角氏は初め滿綱ありしがその子持綱・時綱・久頼の三人あり。持綱は家を相續せるに被官等之を喜ばずして時綱を奉じて滿綱及び持綱を弑せり。仍りて幕府は當時京都相國寺に入りて僧と爲りし久頼を起して惣領職とし、時綱を攻めて之を亡ぼさしめたり。されど久頼も永く家を保つ能はずし

て自殺し、その幼子高頼は惣領職となれり。かく内訌ありたれば持綱の子政信、時綱の子政亮、久頼の子高頼あれども各、利害を異にせり。爲めに應仁の大亂には高頼は西軍に屬したれば政信も亦その行動を初めに共にしたりしも政亮は却りて東軍に屬せり。此の如くして中央の争亂と同様に近江に於て與黨兩軍互に相争へり。東軍にありてはその支持の必要より西軍諸將の根據地を擾亂せしめて在京を困難ならしめんとし、之が計畫に努めし結果持清を近江全國の守護としたれば高頼の勢力大いに挫折せり。されど持清は幾もなく卒して京極氏もその子政光と政經との間に争を生じ多賀昌宗も一族の高忠と分れて相争ひ、政光・昌宗は西軍に屬して高頼を援け、六角氏も政亮戦死以後は政信は東軍に歸して戦局は一層混亂し、美濃の齋藤妙椿が高頼を援けし爲めに六角氏大いにその勢力を恢復せり。この形勢を憂へて幕府は延暦寺が所領を多く近江に有するを以て之を論して高頼を伐たしめて東軍を援けしめたり。かくして互に相争ふ間に中央の戦局は終りて東西兩軍京都に於て解散したりしも京極氏の内訌は相續きしが近江に於ては高頼の勢力日に加はりて京極氏と比すべくもあらざりき。長興記・大乗院寺社雜事記・東寺執行日記・江濃記。

二、美濃 土岐氏代々守護たりしが康正二年に持益の子持兼早世しその子龜壽丸僅に三歳なり。揖美・長江等の重臣は之を奉ぜんとしたりしに執事齋藤利永は之を斥けて一族一色義遠の子成頼を奉ぜり。是に於て他の諸家と同様に相續争起りしも利永の勢力優秀なりし爲めに之を鎮壓し得たり。これより齋藤氏全盛を極めしが利永没してその子妙椿家を續ぎ成頼を輔けて勢力を維持したり。やがて應仁の大亂となりて妙椿は西軍に與みし、成頼は京都に滞りて西軍に重きをなし、妙椿は美濃に在りて給與と援護とを全うせり。されど獨きに相續争に破れし

西濃の長江・富嶋等諸氏はこの機會を利用して勢力を恢復せんとし近江京極持清の援を得て東軍として起ち、齋藤氏を攻めし爲めに美濃も亦兩軍與黨の争亂を起せり。されど妙椿は克く衛りてその勢を支持したり。東軍にありては之を挫かんとし信濃小笠原家長・木曾義豊に命じて美濃に出兵し、富嶋氏等と相援けて東西より妙椿を挾撃せしめたり。かくして幕府は西軍の爲めに勢力を支持せる土岐氏の根據地を挫かんと努めしも妙椿之を禦ぎて安全ならしめたり。かくて東西兩軍散するに及び成頼は義親を奉じて美濃に還れり。義親の美濃に下りしは近畿に於ける西軍勢力の中に於て土岐氏最も勢力を有して安全なる分國なりしが爲めなるべし。仍りて幕府は之が追討を信濃の小笠原秀政及び家長等に命ぜしと雖も効なかりき。この後延徳元年迄十一年間義親は在國して徐に義政の行動を見送れり。大乗院雜事記・江濃記・小笠原文書・東寺執行日記。

三、伊勢 北畠氏は伊勢國司として多氣にあり。北伊勢には守護として一色義直あり。應仁の大亂起るに及び北畠教具は東軍に屬しその子政郷及び義直・長野政高等は西軍に歸せり。概して伊勢にては西軍優勢なりしかば東軍は之に對して往年大和陣に於て足利義教の忌憚に觸れて誅せられし土岐氏の一族世保持頼の遺孤政康が浪牢の身となりしを起して伊勢がその父の根據地たりし關係を辿りて亂入せしめ西軍の勢力を壓せしめぬ。政康は故舊を糾合して西軍に屬せる諸氏と戦ひしが、義親伊勢に下りその給養として伊勢半濟を與ふるに及び、政康は之を押領して輸せざりし爲めに幕府の命に違ひしかば幕府は教具をして之を征せしめたり。然るに教具は幾もなく卒し、政郷嗣ぎしが東軍はその中心を失ひ、政康・政高等は勢を得て南伊勢を侵し、伊勢神宮領をも多く押領せり。その後政康又幕府に誘はれて東軍と爲りしかば政高等は美濃土岐成頼の軍を招きて北伊勢の侵略を企てしめ

たり。成頼は齋藤妙椿の猶子利國をして伊勢に侵入せしめしが永く滞る能はずして引揚げたり。然るに幕府は郷に北伊勢を管するを命じ東軍として諸城を攻めしめしが、やがて又義直の子義春に之を管せしめぬ。是に於て政郷は「件之一事兩様御成敗之間、國司令ニ腹立ニ成ニ西方了。」大乗院雜事記文明九年七月八日の條とある如く幕府の反覆常なき態度を怒りて西軍に志を寄せたり。かくて伊勢は終始西軍優勢にして幕府は之に對する策を誤り一貫したる政策なく朝令暮改の破綻を又此に暴露し却りてその勢を失ひ、政郷をして西軍に屬せしめ幕府に反抗せしめたり。應仁略記・大乗院雜事記・經覺私要鈔・内宮引付。

四、越前 越前は足利氏の一門斯波氏の代々守護たりし國にして國務は家宰甲斐・朝倉兩氏主として之に當れり。斯波氏に相續争起るや甲斐氏主として之が解決に努めしが、やがてその勢朝倉教景に移り寛正二年十月に幕府より越前守護代を命ぜられて越中・越前に所領地七ヶ所を給せられたり。大乗院雜事記十月十七日の條。應仁の大亂起るに及び教景の子孝景は甲斐氏等と義康を佐けて西軍にあり、爲めに西軍は糧食の供給豊かにして勢優越なりしかば東軍に屬せし義敏は舊縁を辿りて越前に來り西軍の根據を亂さんとせり。仍りて義康は孝景を下國せしめてこれに當らしめぬ。これより孝景は義敏の兵と戦ひしが孝景驍勇にして篤敏、能く難局を處理せり。されば東軍はその勢力支持の必要より孝景を誘ひ降し、終にその希望に依りて越前守護職とし幕府の直參たらしめたり。その爲めに孝景の子氏は景は西陣にありしが急に細川成之の陣に入り父子既に東軍と爲りしかば越前の形勢一變し、東軍北陸の糧道は通じ行路も自由となれり。古證文・大乗院雜事記。孝景の向背が如何に戦局の大勢に影響せるかは大乗院雜事記に「天下之弓矢令ニ天變之間、無ニ每事法量。」文明三年二月廿九日の條とあるにても察し得らるゝなり。これより孝景は國

司と稱し立烏帽子狩衣にて殿上人の姿となり、得意の時代を出顯せり。雜事記文明三年八月五日の條。かくして孝景は西軍の甲斐氏・二宮氏等を撃ち、幕府も若狭の武田國信、近江の朽木貞綱等をして敦賀に出兵せしめて西軍に屬せるものを伐たしめしが、孝景は引續いて甲斐八郎と所在に戦へり。仍りて美濃の齋藤妙椿は越前に赴きて孝景・八郎を説き、和解せしめて八郎は遠江に下り、その守護代と爲りて義康を輔け、越前は全く孝景に歸し一乘谷に城池を營み之を根據として北陸に雄視せり。

五、備後 備後は山名氏の分國にして宗全が西軍の首領としてその根據地としたりしかば幕府は之を亂して西軍の勢力を殺がんと努め、土豪を煽動して反亂を起さしめんとせしに在國の重鎮たる甲山城主山内豊成は能く之を鎮壓せり。山内首藤文書。仍りて幕府は更に宗全の二男にして勝元の情誼に感じて一族を離れ東軍に屬したる山名是豊をして備後に下向せしめぬ。豊成は和知・宮・江田等在國の諸氏を聯合して之に抗せり。されば幕府は安藝沼田の小早川元平、新莊の吉川元經等をして是豊を援けしめて備後に轉戦せしめ、是豊は漸く勢力を得たり。これより是豊は更に西軍の京都に於ける勢力を挫く爲めに攝津兵庫に出でて大内政弘の勢力を中斷し本國との聯絡を絶たしめんとせり。大乗院雜事記文明元年十月十六日の條。この處に乗じて又豊成等蜂起したれば幕府は安藝吉田の毛利豊元及び元平の父小早川親平をして之を備へしめ是豊をして歸國せしめぬ。尋では是豊は諸城を攻めて備後平定を期したりしに豊元は政弘の勧誘に應じて西軍に與みし、その陣を引揚げたれば是豊の軍一時動搖せるも尙能く諸將を糾合して豊成等と戦へり。その後宗全は卒去し、子政豊は東軍に屬するに及びて備後は全く東軍に歸し又東西兩軍相争ふの慘禍を脱せり。山内首藤文書・小早川什書・萩藩閩閩録。

六、安藝 安藝は武田氏代々守護たりし國なりしが周防の大内政弘が中國及び北九州に於て勢力を有せし爲めにその指揮に従ふ者多かりき。されど守護武田元綱は若狹の武田信賢を惣領とすれば信賢と共に東軍に屬し、勝元に從ひて京都に戦へり。而して安藝の地に於ては政弘の勸誘に従ひて竹原の小早川弘景は西軍に與みせり。仍りて幕府はその所領を奪ひて之をその子弘平に與へたり。小早川氏は鎌倉時代の初めに土肥實平が安藝沼田莊を所領し高山に住せし以來子孫之を根據地とせり。實平の子雅平は惣領と爲り、弟政景は竹原に分家して一家兩分し一族門葉盛・備の間に繁榮せり。而して弘景は實に政景の後にして一家東西兩軍に分れ沼田の小早川熙平は幕府の命を奉じて弘景を敵として起てり。やがて又幕府は橋きに弘平に與へし地を更に熙平に授けたり。小早川什川系然るに元綱は中途志を變じて西軍に屬し、信賢より安藝に派遣したる郡司を殺し、政弘の宰陶弘護の援助を得て東軍所屬の諸氏を攻めれば安藝の地混亂し、幕府は深平及び内藤泰康・吉川元經等に命じて之を征せしめぬ。又初めより東軍に屬せし毛利豊元も亦政弘に誘はれて西軍に歸したれば幕府は毛利氏の一族麻原廣顯及び兒玉等に之が征討を命じ、毛利元家が豊元と離れて東軍に從へるを衰したり。されどこれより政弘の勢力次第に國內に加はり西軍日に勢を得て弘景・弘平等元平をその居城高山に攻め包圍すること三年、幕府は備後にありし山名是豊及び備中・備前の諸氏に應援を命じ、義視は弘景・豊元等に戦功を勵ましめ兩軍の對抗繼續したりしが京都に於て政弘が東軍に志を寄せたるに加へて備後の莊・宮田・宮等諸氏間に立ちて調停し、文明七年四月政景等は圍を解きて陣を撤せり。小早川什書・毛利文書・開闢錄即ち安藝は幕府の計畫に依り武田・小早川・毛利等諸氏をして一族を兩分せしめて政弘の勢力に對抗せしめんとしたりしもその計畫は多く成功せずして政弘の勢力優り、東軍の諸氏は

常に壓迫を受けて應仁の大亂は終局と爲れり。

七、西中國及び北九州 周防・長門・豊前・筑前の守護たりし大内政弘は周防山口に根據を置き之を中心として長門に守護代、豊前・筑前にも亦守護代を置いて西中國及び北九州を鎮せり。應仁の大亂起るに及び東上せんとするや東軍震駭して之を拒止せんとし、幕府は安藝小早川熙平をして防禦を計畫せしめしも政弘の破竹の勢に對しては又如何ともする能はざりき。小早川什書而して政弘が西軍に加はるや一層勢を得たりしかば幕府は九州に於て大内氏に對して反抗せしむる勢力を作らんとし、肥後の相良爲續、豊後の大友親繁、及び薩摩の島津秀久・立久等に沙汰して豊前・筑前に亂入せしめて征服せる所を所領として宛行ふを約し、相良文書・黒岡傳且つ多年大内氏と筑前を争ひ、先きに破れて對馬に逃れし小貳頼忠をして宗貞國と共に筑前に歸り舊領復舊を圖らしめぬ。肥後の菊池重朝は又幕府の命に従ひて之を援助し、頼忠等太宰府に入りて之を根據地とし、大内氏の筑前代官二保弘有も亦之に應ぜり。政弘に屬せる筑紫頼門・澁川教直・秋月種朝等は之を禦ぎしが親繁は豊・筑の諸城を陥れて戦功を樹てたれば義政は内書を與へて之を褒し、進んで長門・周防を略せしめんとせり。大友文書・大乗院雜事記・經覺私要鈔かくして幕府は政弘の分國に擾亂を起さしめてその勢力を挫かんと企てしが尙政弘の父教弘の兄教幸入道道頼の志を得ずして周防に在るを起し、内藤武盛・豊田元秀・杉重隆・二保盛安等に諭して兵を起さしめんとせり。武盛等道頼の子嘉々丸を奉じて之を政弘の養子となすと稱し、盛安等に誘はれて道頼は兵を長門下關に起して東軍に應じ、政弘に屬せる在京の諸氏を誘へり。陶弘護肖像贊爲めに政弘の陣營は動搖したりしも克く之を鎮し政弘は依然西軍の重鎮として京畿の間に重きをなせり。而して義政は内書を親繁及び石見の益田兼尙・周布兼仲等の下し

て道頓を援けしめぬ。大友文書・益田家。付書・萩藩開闢録。かくて道頓は長門・周防を風葬して備後に出兵して東軍を援けんとし安藝に向へるに乘じ、政弘の留守たりし陶弘護は兵を周防玖珂に起し道頓を撃ちて之を破れり。仍りて道頓は石見に走り吉見信頼に頼れり。信頼は之を助けて弘護と長門に戦ひ敗れ道頓は豊前に走り馬岳に入り圍まれて自殺せり。是より弘護は頼忠を太宰府に攻めて凱旋し、又信頼を石見に攻めて之を破り、大内氏の管内を平定し、豊前・筑前を平定し、肥前・筑後・豊後にその勢力を張りて勢威鎮西を壓し、幕府の威權衰ふるに及びこの方面に於ては恰も之に代るの勢を有せり。正任記。

第三節 結論

應仁の大亂は義就・政長の争に胚胎し、宗全・勝元の権力争に依りて争鬪を激成し、諸家の相續争を之に關聯せしめて大戦亂と爲りしが宗全・勝元兩首領斃れてより山名・細川兩家は相和せしも義政・義視の間に和解成らずして依然戦鬪状態を繼續したりしが元來兩首領の對抗に基ける私闘なれば諸將戦鬪に飽き且つ各分國に騷亂起りし爲めに解散するの止むなきに至り、永く繼續せる大戦亂も偉大なる結果を得る無く殆んど無意味に終ることとなりて結末を告げたり。唯この間にありて慘禍を蒙りしは公家・幕府及び京都地方の民衆たりしなり。公家の慘禍は既に之を説き、幕府の困難に陥れる状況も亦その間に之を述べたり。かくして幕府の料所は全く諸將の押領する所と爲りて收入を喪ひし爲めに義政は山城寺社及び諸公家・武士の所領五分一を徴してその費に宛てんとし

たりしが諸公家・寺社にありても京都の屋敷地は荒廢し、市内の地子錢を得べき住屋は破壊せられて收入の道を喪ひ、泉涌寺文書文明二年六月十日泉興寺屋敷事。地方にある所領地は武士の押領に委せられしを以て困窮せる有様は幕府よりも一層烈しかりし爲めに關白近衛政家等愁訴して之に應ぜざりき。武家傳奏廣橋兼顯は之を評して「凡寺社本所領五分一被_レ懸_二召_一之者、公家至此時_一太略滅_レ忘_レ之基也、政道已斷絶尤可_レ歎々々。」兼顯公記文明十年七月廿四日の條。と説けるに徴しても公家の困厄を考ふるを得べし。されば義政も之を強行するを得ずして中止するの止むなきに至れり。かく公家は困難を極め幕府も策の施すべきもの無き状態となりしに京都は戦亂の爲めに焦土と化し幕府の祐筆飯尾彦六左衛門が「汝やしる都は野邊の夕雲雀あかるをみても落るなみたは」と詠せるはその荒涼たる狀を察し得らるゝなり。地方も亦騷亂に依りて民衆は非常なる困難を極めしも尙京都の如く激甚にはあざりしなるべし。戦亂の慘禍は痛切に京都地方に深甚なる影響を與へたりしが義政はやがて土岐成頼の盡力に依りて義視と和解し、互に京都・美濃の間に使者を往來せしめて應仁の大亂はその表面の意義は容易に解決したりしも義就・政長は河内・紀伊に争ひ、京極氏の勢力は兩分し、政弘は九州に闘へるを以て地方の争亂は相繼續せり。而して諸氏は多く永く戦鬪に従へる爲めに自ら疲弊して舊勢力の衰耗を急速ならしめ之に代るべき新勢力の擡頭を促進して新陳代謝の理法に基き新社會を形成せざれば止まざるに至れり。

第十四章 政所政治

應仁の大亂以前より義政は政治意の如くならざりしを以て政務に熱心ならずして遊蕩なりし爲めに政治は内大臣日野勝光及び幕府政所執事伊勢貞親に依りて行はれしが貞親が義視と不和と爲りて一時近江に走りて勢力を失墜し、後京都に還り再び用ゐられしも戰亂中にて復勢力を得る能はずして卒し、勝光も亦續いて薨じ、政權は義政夫人日野富子及び貞親の子にして政所執事たりし貞宗の手に歸せり。而して戰亂終りて秩序追々に恢復せられ朝儀も日に復舊し、幕府の政令も稍々行はれんとせるに不幸にも火災ありて幕府焼失し、義政は小河邸に遷りしも狹隘なれば義尙と同居する能はず、仍りて義尙は出でて貞宗邸に居れり。されば貞宗は義尙を擁して幕府の政務を自己の邸に於て行ふことと爲り益々政權を握り、富子と内外相應じて幕政を左右せり。従ひて一時貞宗の全盛時代となり政權は政所に移れるの狀を呈し管領の如きは存在を必要とせざりき。畠山政長・細川政元の如き一時管領に任せられしことありしも、これ幕府儀式執行の爲めに之を要せしまでにして實際の政務には毫も關與せざりしなり。かくして政所政治が行はれしが義尙も漸く年長じて政務を親ら執らんとし、銳意之に當りて幕府勢力の恢復を計畫し、近江に六角氏を親征したりしも中道にして斃れたり。而して義政も相尋で薨じ幕府の勢力は衰へ將軍も亦京都に滞る能はずして地方に流浪するの悲運に陥りしも政治は隋力に依り僅に政所に於て行はれ統一を開き戰國時代を出現するの止むを得ざるに至れり。

第一節 閥門の勢力

歴代足利家の閥室たるべき日野家より入りて富子は義政夫人となり、義政が資性懶惰にして政務に熱心ならず、加ふるに淫佚にして酒色に耽溺せるに乗じて富子は兄勝光と結託して政所執事伊勢貞親を牽いて援と爲し、屢々政治に容喙して政局を紊れり。而も一般婦人の性格たる嫉妬の情も亦強烈なり。初め康正元年八月義政の夫人となりてより女子を三人相續いで分婉せるも男子無し。他に義政側室多かりしも皆女子のみ分婉して男子無かりしかば幕府の内外上下之を望むこと痛切なりき。而して義政は止むなく弟義視を繼嗣と定むるに至れり。足利系圖然るに寛正六年三月に義政の側室赤松伊豆守の女宮内卿局男子を分婉し上下之を喜びしに、富子はこれ近臣進士美濃守の子なりと唱へて擯出せり。大乗院雜事記廿九日の條その七月に富子は男子を分婉せり、これ義尙なり。先きに富子が宮内卿局の所出を斥けたるは或は自ら女子を分婉せんことを慮れし爲めなるべし。かく閥門の勢力に依りて自專する所多かりしが義尙生るゝに及び富子は一層力を得て義視排斥を企て貞親等と義政と義視との間を中傷して不和ならしめ、山名宗全を依頼して應仁の大亂を起すに至る一原因を作りたり。戰亂中後花園天皇・後土御門上皇は室町第に義政・義尙父子と御同居あらせられて窮阨したまひ恰も御籬居の如き時に當りて義政は依然遊蕩氣分を脱せず逸樂に耽りて酒色を縦にし、敢て世務を省せざるものゝ如し。この間にありて富子は勝光と共に政務に容喙して憚る所なかりき。されば大乗院雜事記はこの状態を評して「天下公事修り、女中御計、公方ハ大御酒、諸大名ハ犬笠懸、如三天下泰平時一也。」文明六年閏五月十五日の條と云へり。これに女中御計とあるは富子の政務に當れるを云

ふなり。かく富子は政務に容喙したれば勢内外を壓し、生父重政の佛事を營み懺法講を行へるに當りても天皇臨御したまひ、その生母苗子は從三位に叙せられたり。これ異數の寵遇と云ふべし。而して戦亂中朝廷の儀式節會は行はれずして公卿・廷臣の所領は武士に押領せられて供給杜絶し、各々落魄して地方に赴き恰も乞食の如き態度をなすものありて多くは儉安姑息唯その日を送るを念とし、一時の享樂にのみ専らにして他日の禍福を考慮するの餘裕なし。爲めに幕府奉公の者も着衣を典して酒を呼び一日の快を遣るの有様にて、やがては服装なく出仕し得ずして出奔する者もありたり。かゝる時に富子のみは勢に任せて巨萬の富を重ね、高利を約して諸將に米錢を貸與し、米倉を營みて蓄積を爲したり。即ち大乘院雜事記に「御臺一天御計之間、料足共不知其數御所持、陣ノ中大名小名以三利平一借三用之、只一天下之料足ハ此御方ニ有之様ニ見畢、近日又米倉事被仰三付之、可有御商由御支度、大儀之米共也云々、畠山左衛門佐先日千貫借用也。」文明九年七月廿九日の條。と評せるは富子の富裕なる状態を克く説明せるものにして畠山義就の如きも千貫文を借りしが如し。かくして富子は益々富裕と爲り義視の女をばその猶子として疊華院に入らしめ、皇妹眞乘寺宮をば最愛寺に入院せしめたり。これ等入院は皆費用を要したりしも義視は元より朝廷にても之を支辨し得ざりしかば富子出資して初めて行はれたり。されば富子のみ勢を有したりし爲めに武家傳奏廣橋兼顯の如きは義政・義尙のみならず毎に富子に政務を執達して許可を得ざれば朝廷に執進する能はざりし爲めに政局の中心幾多に分れ甚だ困却せるの狀はその日記に依りて明かに之を認められぬ。從ひて富子と義政との意見往々背馳することありし爲めにその關係も毎に圓滿ならずして不和なることもありたり。兼顯傳記。かくして牝雞晨を告げて大勢を誤らしむるの結果となるに至れり。

義尙は文明五年十二月征夷大將軍に任ぜられしと雖も僅に九歳の時なれば政務は専ら義政・富子及び貞宗の手に歸せり。而して十一年十一月義尙の判始・評定始を行ひ勝光の女はその夫人となりて義尙政治の局に當ることとなりしも一般の事務は依然貞宗之を行ひ、義政之に干渉し富子亦毎に之に容喙せり。爲めに義尙の意の如くならざりしかば先づ義政と不和と爲りしも貞宗は常に之を慰籍せり。而して富子の專擅は日に募り行きて底止する所を知らざりき。即ち幕府は禁裡修理の爲めに京都七口に新に關所を設け、課税して費用を辨せんとしたりしに幕府は窮乏之餘毎に之を流用して修理せず、その誅求日に加はりしかば士民蜂起して一揆を企て徳政と號し諸典舖を劫し、質屋に侵入して財貨を奪ひ京都騒擾せり。尋で一揆は所在に火を放ちて狼藉し、奈良を襲ひて興福寺十三重塔及び諸寺を焼けり。されば幕府は勿論諸將に命じて之が鎮壓をなさしめんとしたりしが富子も亦諸將に沙汰する所ありき。元來一揆暴發に至れるは多くの課税を各關に於て徴しながら禁裡の修理は爲さずして富子之を押領せるが爲めなりと傳へられ、既に破壊せられし關所を富子再び復舊せんとし一層亂民を激成せり。大乘院雜事記十二年九月十六日の條。かく富子が意の儘に計はんとするや義政は之を忌みて不和と爲り、小河第を去らんとしたりしが左右之を諫めて抑止せり。即ち中御門宣胤はその日記に當時の狀況を説いて「當時政道御臺沙汰也、諸社祭禮一向不レ及沙汰、先日節會以下年中公事悉不レ被レ行、朝家諸家作法言語道斷、神社佛閣爲レ弊歎而有餘、何有神明佛陀之加護乎、末代之至極、莫言々々」と評せるは富子が擅に政務を沙汰し、神社佛閣の祭禮、朝廷の節會等の行はれざるを憤慨せるが爲めなり。而して義政は一時は小河第退去を思ひ止まりしが諸國守護大亂中に寺社本所領等を押領し、亂後も返附せずしてその命毫も行はれざるを憤り世を厭ひ潛かに山城長谷の聖護院山莊に逃遁せり。

之を開き上下周章狼狽し、朝廷よりは勅使を遣はして歸還を促されしも肯ぜざりき。而して關白近衛政家は義政のこの行動は富子との不和に基くと説けり。長興宿禰記。後法興院記。爾來義政は再び小河第に遷ることなく富子のみ住せしが、やがて義尙は貞宗第より移りて共に住したり。既に義政去りて義尙漸く政務を視るに至りし爲めに富子の權勢日に衰へ復往日の如くならざりしも尙往々にして干涉する所ありしかば一年餘にして義尙と不和を生じて義尙は再び貞宗の第に去れり。大乘院雜事記この事を説きて「御臺御方へ御兩所不和之間、毎事不_レ弁御儀也、無_二御威勢_一云々。」文明十五年八月十五日の條。と云へり。これに據りて富子が既に勢力を失墜せるを知るべし。この後一年を経て兩者又和解し義尙は小河第に遷りて富子と同居し、それより富子は全く鋒鋦を收めて政務にも多く干涉することなかりしが後に義尙が六角高頼を近江に親征せる時に富子は近江にあるその所領に關して特に請ふ所ありしも應ぜざりしかば又不和と爲り岩倉金龍寺に通れぬ。されど又一年を経て和して小河第に歸り、尋で近江に下りて鈞の陣所に義尙を訪ひ母子交歡して又争ふことなかりき。後法興院記・親長卿記・大乘院日記目錄。されば富子は初めは兄勝光と結託し貞親を引きて援とし、義政が政務を省せざるに乘じて政務に深く干涉したりしが貞親歿し勝光薨せし後は一層激烈となりて専恣なること多く、盛に私利を營み義政とも不和と爲り義尙とも相協はざりき。而して幕府政治は爲めに紊亂したりしが義尙が長するに及び政務を親らするに及びて漸く干涉するを止め閥門政治の弊稍、革まるに至れり。されど富子が政務に干與せし結果は紊亂せる幕府政治を更に紛亂せしめて幕府を衰運に導けり。

第二節 義尙の刷新

懶惰なる義政の政治に依り戦亂に引續き上下窮迫せるに加へて富子の貪婪厭なく強慾なる行動を取てせる後を承け義尙は親ら政務に當りたりしが僅に伊勢貞宗に輔けられて執務せり。而して漸くにして事務に慣れ施政を改善して世態の救済に任ぜんと努めたりしかば近境僻遠の地にある諸大名も稍、望を囑してその徳を慕ひ、拜趨して命を奉じ紊亂極まりなかりし世態を一變せんとせり。されど義尙は元來淫逸にして頗る意志薄弱なる貴公子なり、その酒色に耽溺する點に於ては又父義政と同様なり。特に母富子自ら專擅を取て爲さんが爲めに酒色を以て之を誑惑したれば素行修まらざりき。従ひて往々にして狂態を演じ世の指彈を蒙れり。文明十二年五月義政と不和に爲り親ら鬻を切りて遁世せんとせり。貞宗は之を諫めて内書を義政に致して詰問せしめぬ。義政も亦手書を與へて之を宥め漸くにして事寤めり。かゝる變事ありしも義尙は豫て治國安民を志し、治國の要を當時第一の識者として令名天下に高く内外の推服する所たりし一條兼良に問ひしに兼良は權談治要一卷を著して之を贈れり。然るに大乘院尊尊の如きは之を評して「犬前説經不_レ立_レ用事也」文明十二年八月朔日の條。と云へり。これ義尙の行跡が餘りに亂服なれば之を犬に比したるものにして稍首肯すべき點あり。即ち義政には寵を蒙る侍女多かりしが特に前右大臣徳大寺公有の女寵を蒙りしに義尙亦密かに之と通じたり。又前大納言たりし三條公綱の女は義尙に愛せられしに義政之と關係したりしかば義尙は直ちに義政と不和と爲りて相聞ぎ、幽憤止まずして鬻を切り、十三年正月毎年の例の如く公家將士幕府に参賀したりしも義尙・義政共に面謁せずして共に籠居せり。而して後に公綱の女は富子の爲めに追はれその所領も没收せられたり。大乘院雜事記。長興宿禰記。義尙は尙准大臣萬里小路冬房の女の才媛なるを深く愛し夫人日野氏の醜惡なるを疎めり。爲めに日野氏は出奔し後に剃髮せり。又義尙は權大納言菊亭公

興の妹を愛したりしにやがて山名氏の族女を寵し妊娠せり。これより冬房の女及び公興の妹は共に薙髮せり。長親卿記・後法興院記。かく義尙は寵妾多く而も絶えず轉換せる爲めに閨門醜聞止まず、身心も自ら健全ならずして憂、大乗院雜事記。病氣となれり。典醫丹波重長之を診察して脹滿黃疸と爲し酒色に基くものと説けり。これ義尙の荒淫暴色に因るものと云ふべし。隆涼軒日録。

義尙行跡修まらず酒色に耽溺せしと雖も撥亂反正の志止まざりき。當時戦亂の後を承けて朝廷御料所を始め本所領・寺社領等皆地方武士の爲めに押領併吞せられ公卿窮乏して在京する能はず、多く地方の所領地に走りて武士に寄せ、幕府の近臣等も亦多く所領を奪はれて困阨せり。特に近江には幕府近臣及び京都寺社本所領多かりしに六角高頼は之を押領し、近臣四十六人之を幕府に訴へたり。義尙は嚴密にその還附を命じたりしも容易に命を奉ぜざりし爲めに長享元年に義尙は高頼を親征することとなりて風發卓勵大兵を諸國に集め、九月に進發して坂本に陣せり。高頼は支ふる能はずして甲賀山中に匿れぬ。續いて義尙は陣を鈎安養寺に進めて高頼の殘黨を征し、陣を眞法館に移し諸將をしてその近傍に陣せしめぬ。既に高頼去りしを以て御料所並に公卿近臣及び興福寺・薬師寺等の舊領を恢復したりしかば朝廷は勿論近臣痛く之を喜べり。その後引續いて義尙は滯陣したりしも陣中諸將相闘ぎ又戦陣に倦みて遊樂に従ふものもありき。細川政元の如きも義尙の命を奉ぜずして中比兵を引擧げて歸京せり。されど義尙はこの機會に高頼を滅ぼし、尙伊勢の北畠政卿が大神宮領を侵し、新關を設けて參宮者を妨げ宇治及び山田の人々互に争ひ政卿は宇治に味方して兵を遣はして火を山田に放ちしが、亂民之に乗じて外宮神殿に據りて自殺し、又火を放ちたれば外宮燒失せり。神宮の燒亡は國家として重大事なれば朝廷は廢朝を

仰せ出され天皇以下皆謹慎あらせられぬ。伊勢の有様此の如くなりしかば義尙はこの機會に之を征して刷新の政治を示さんとせり。長興宿願記・親長記・後法興院記・大乗院雜事記。

義尙が政を親らするに及び伊勢貞宗は政所執事として専ら政務を扶け、實權は全く之に歸して諸大名に下す汰等毎に貞宗の執達に係り諸大名の幕府に進達するも亦貞宗に依りたり。室町御内書案。從ひて從來管領の執りし事務は一に貞宗の手に移り、尋で貞宗は山城守護に任ぜられて京都及びその附近の政刑を掌ることとなれり。大乗院長享元年十一月の條。抑、山城守護は侍所所司若しくは管領之に任ぜらるゝの慣例なり、これ山城は政治の中心にして朝廷、公卿等貴戚權門の所領多く且つ禁中の警衛を司るの職なれば勢力威重併せ有する人を之に當らしめしも應仁の大亂後諸將多く領國に歸りて分國の争亂鎮壓に忙しかりしを以て貞宗勢力あるに鑑みてその守護となり、侍所所司の職をも兼ね行ひて管領と侍所所司とを併すに至り政所政治の形態を更に發揮せり。かくして庶政は貞宗に依りて決せられしを以て幕府には管領を置くの必要なく、畠山政長が初めに之に任ぜられしことありしも、やがて罷められたり。而して幕府に儀式行はるゝに當りては形式上管領を要せしを以て三管領家の内を以て之に補し、儀式を執行し終ると共に管領は罷められたり。これ全く從來の組織を無視し幕府政治を變更せるものなれども政所政治が實際の勢力を基本として成立せるものなれば又如何ともなし得ざりしなり。

貞宗は京都に於て政務を執り、義尙は近江に親征し既に三年を経たりしが義尙はその近臣結城政弘を愛し、陣中の政令その方寸に出でて偏頗なること多くその弟尙豊は又軍奉行として専横なり。尙近臣大館親綱・二階堂政行等も専恣なり。これ等近臣戰を好まざりしかば義尙を伴り高頼の兵が近きに歸陣せるに係らず高頼は遠く甲賀山

中に依然遁れしと稱して酒色に耽溺せしめ、終に延徳元年三月義尙は陣中に薨するに至る。中御門宣胤はその日記にその病狀を説きて「平生一向無御食事、只水酒御淫亂事也」と云へり。以て薨すに由を明かに考ふるを得べし。義尙の病重しと聞き、富子は馳せて行營に赴きて看護し、幕府は諸寺諸社に祈禱を行はしめしめその効なく、義尙は夙に政治の刷新を志し健氣に親征したりしも不幸中道にして薨れ幕府は益々衰運に赴けり。

義尙は資性穎邁にして學を好み文章和歌禪學等に造詣深かりき。官務小槻雅久に論語の講義を聴き、卜部兼俱に神書・國書を、連歌師飯尾宗祇に伊勢物語・源氏物語等を學び、鉤の陣中にも孝經及び春秋左傳等を相國寺蔭涼軒の龜泉集澄に就きて學べり。その歌は暢達せる所ありて攝津多田院廟前に五十首和歌を献じ文藝武技の上達を祈り、新に百人一首を撰せしめしがその歌合・歌集等の現存せるもの多きに徴してもその堪能なりしを知るべし。斯く文武の才に優れ有爲の材を有するものを淫逸なりし爲めに夭折せしめしは最も惜しむべきことにしてこれに依り足利氏の衰運を早からしめしめ亦止を得ざりしなり。

第十五章 關東の騷亂

擱きに義教が計畫せる天下統一策の犠牲と爲りて鎌倉府は滅亡し、久しく主帥を闕きしが越後の上杉房定は扇谷の上杉持朝を起たしめ、山内上杉家の宰長尾景仲入道昌賢等と共に幕府の命を奉じて關東の政務を行へり。而して結城戰場にありて擒となりし持氏の遺孤永壽王はその兄安王丸・春王丸が美濃守護土岐持益の爲めに殺されし後に美濃に着し、その處分未だ決せざるに嘉吉の變ありて義教は薨れ京都混亂せり。依りて管領細川持之は永壽王をして上洛せしめ持益邸に駐まらしめて徐に關東の策を決せんとせり。これより持之は伊豆に隱居せる上杉憲實を強要して出陣せしめ、永壽王をば關東に下して主とし之を輔翼せしめんとしたりしも憲實肯ぜざりき。尋で義成が將軍となるに及び房定等は關東の諸大名と議して切に請ふ所ありしかば寶徳元年正月幕府は永壽王をば關東に下すこととなり、房定に迎へられて上野に入り九月鎌倉に還りて關東の主帥となれり。かくて永壽王は元服して義成の一字を得て成氏と云ふ。又憲實の幼子憲忠は伊豆山中より景仲等に迎へられて管領となれり。既に永享十一年に鎌倉府滅亡せるより十一年を経て漸く再興したれば持朝は入道して道朝と稱し武藏河越に隱居し、その子顯房家を嗣げり。されど尙幼なりしかば家宰太田資清等之を輔けて鎌倉府は全く新人物に依りて組織せられ關東は一時靜謐に歸せり。鎌倉大草紙・喜連川判鑑・上杉系圖大概。

第一節 足利成氏と兩上杉氏

成氏が鎌倉府を再興するや持氏に隨從せる故舊若しくはその遺族等は之を喜び多く歸來して之に仕へ、成氏も亦舊好を念ひ昵近衆として厚く之を遇せり。その主なる人々は里見義實・結城成朝・千葉實胤・築田持助・小山持政・小田持家・宇都宮等綱等なり。就中義實の父家基、成朝の父氏朝及びその一族は結城籠城中に戦死し、持助・持政等は共に持氏に従ひたりし爲めに自殺以後は不遇なりき。而して持氏を自殺せしめ、結城城を陥れし主將は山内上杉憲實・扇谷上杉道朝なりしかばこれ等の人は兩上杉氏とは不惧戴天の仇敵關係にありしにも係らず、今や兩上杉氏及び當時戰場に馳驅せる長尾景仲・太田資清等と共に袖を聯らねて鎌倉府に出仕するは自ら忍びざる所ありしなり。その爲めにこれ等成氏昵近の人々と憲忠・顯房等との間は日に疎隔し、やがて相互に軋轢を生ぜり。かくして形勢日に非ならんとするや景仲・資清等は先づ發してその兵を聚め成氏を襲ひて昵近の輩を追はんとせり。之を察して成氏は江嶋に走り次いで安房・上總方面に逃れんとせり。仍りて景仲等は江嶋に攻め入らんとしたりしが憲實の弟重方入道道悦が急に出でて之を調停し、相互に和解せしめて一旦圓滿に事局を收めたり。かくて表面は鎮靜せるもこの事件に關聯して景仲等に與みせる諸氏の中に本領を沒收せられしものありて成氏は容易に返附せざりき。爲めに憲忠等が請ふ所ありしも聽されざるのみならず、これ等の本領はやがて昵近の人々に分與せられしかば景仲等は之を憤り、景仲は上野白井に、資清は道朝と共に河越の各根據地に據りて成氏に抗せり。かゝる形勢となりたれば成氏は先づ兩上杉氏を中心となれる憲忠の景仲等の計畫に與みせずして鎌

倉にありしを襲うて之を斃し、茲に關東紛亂の端緒を開けり。大草紙・永享後記・康富記。

憲忠既に斃れたれば景仲等はその弟顯房を擁して道朝・資清等と成氏に抗して相模島河原に戦うて破れ、更に關東に兵を募り、越後の上杉房定に檄しその子定昌は援軍を率ゐて來り、武藏分倍河原に戦うて敗北し、道朝の子顯房は傷を負うて戰場を逃れ夜瀨に至りて死せり。かく全軍崩れたれば景仲・資清等は常陸に走り、山内上杉氏と特に關係深かりし小栗氏に寄りて小栗城に籠れり。而して成氏は之を攻むる爲めに結城に陣し、持家・持助等をして進撃せしめて之を陥れ景仲等は下野に走れり。然るに先きに越後より應援として來りし定昌は武藏・上野の兵を聚めて景仲を援け下野天命只木山に據れり。成氏は破竹の勢を以て之を圍みその糧道を絶ちたれば定昌・景仲等は支ふる能はずして武藏騎西城に走れり。之を追うて成氏は下總古河城に陣せり。而して持助を關宿城に、野田持忠を野田城に據らしめて景仲等に當らしめたり。大草紙。

先きに憲忠が斃るゝや成氏は幕府に注進して憲忠の背叛を説き之を害するは止むを得ざるに出づるを辯じ、毫も幕府に抗争するの意志無く關東にある幕府領は寸地も侵さず、足利莊の如きは速に代官を派せられんことを請へり。又道朝等も幕府に訴へて成氏の討伐を願へり。かく相互に訴ふる所ありしかば幕府は之を裁し、成氏が私意を挟んで憲忠を害し關東の亂階を作るものとして之を討伐するに決し、駿河の今川範忠、信濃の小笠原光康等をして急に兵を發して兩上杉氏を援けて關東平定を策せしめ、義政は朝廷に請うて成氏征討の勅を仰ぎ征旗を賜はりしかば之を範忠に授け、旗下の將士をして出發せしめぬ。成氏は之を聞き使を幕府に遣はして憲忠を害せしを謝し、その師を罷められんことを請ひしも聽されずして範忠等は鎌倉に侵入せり。成氏は古河の陣中より引班

し、兵を遣はして鎌倉を救はしめしも直ちに破られ、七郷の神社・佛閣・將士の邸宅等は焼拂はれ、尊氏より成氏まで六代の間鎮せし關東中心地の財寶什器多く烏有に歸して全く廢墟と爲り、成氏は古河に走りて之に據れり。時に康正元年六月なり。兩來鎌倉は全く忘れられて瀕海の村落と化し、草莽徒らに舊りて塚石空しく横たはり唯歴史的名勝地とのみなれり。

第二節 關東諸家の勃興

持氏滅亡後に關東には久しく主帥を闕き兩上杉氏が勢力を有したりしも全體に統一せる政治を行ふには未だ十分ならずき。而して成氏が新に迎へられて主帥となり兩上杉氏と抗争するに及び風雲に乗すべき機會を窺へる各地の大名は自ら崛起してその勢力を張らんとし蠶食を企てたり。且つ成氏・兩上杉氏共に與黨を作らんとして諸氏を誘ひ、或は諸氏を分立せしめて對抗せしめし爲めに混亂一層熾烈となり、益々大名をして勢を爲さしむるの便宜と爲り、勃興を容易ならしめたり。今各地に互り勃興するに至りし諸氏の狀態を次に説かんとす。

一、安房の里見氏 結城戰場にて戦死せし里見家基の子義實は相模三浦郡に逃れて安房に渡れり。安房には神餘景貞・丸信朝・安西景春及び東條常政の四氏ありて割據したりしが景貞の配下たりし山下定兼はその主を弑して之に代れり。信朝・景春共に之を惡みて定兼を斃し、互にその領地を争ひて相攻めたり。時に義實來りて身を景春に寄せ策を樹てて信朝を滅ぼせり。これより景春は丸・神餘兩氏の所領を併せたり。やがて義實は又常政を撃ちて之を滅ぼし景春安房を統一せり。これ全く義實の畫策に基けるを以て景春等その功を謝し白濱に築きて之

に居らしめぬ。然るに景春は義實の勢力日に加はるを恐れ之を除かんとしたりしに却りて義實に襲はれて之に降れり。是に於て義實は安房を統一するを得て新政を施し人心の歸嚮を圖れり。これより義實は出でて成氏を援けて兩上杉氏と武・相の間に争ひしが成氏の敗るゝに及びて安房に歸り、その根據を固め上總に侵入してその勢力を張れり。里見九代記・北條五代記・房總志料・大草紙。

二、上總の武田氏 甲斐に守護たりし武田信重はその弟信長と結城戰場に参加して功あり。幕府は之を賞し信長に武藏に領地曾比千津嶋を興へしが成氏が鎌倉に下向するに及び之に仕へて昵近衆と爲り信任せられたり。成氏の兩上杉氏と争ふや之を佐けて戦功ありしが成氏の古河に走るに及びて上總に赴けり。上總は大懸上杉氏の分國なりしもその滅亡以來山内上杉氏之を管せしことありしも憲實の身を退きし以來之を統ぶるものなく所在の大名崛起せり。信長この機に乗じて上總に入り廳南及び鞠谷に城き父子相分れて之に居りその近傍の大名を下して之を統一せり。これより武田氏世々上總に勢力を有して戰國時代に至れり。大草紙・房總志料。

三、下總・武藏の千葉氏 鎌倉時代より下總守護たりし千葉氏は千葉城に鎮し室町時代に於ても東方の雄藩たりしが、成氏が兩上杉氏と抗争するに及び千葉胤直をその與黨に誘致せんとせり。胤直の一族に原胤房・同胤茂及び園城寺尙任ありて共に勢力あり。而して成氏は胤房等に依頼して胤直を動かさんと努め、尙任は兩上杉氏に誘はれて又胤直を説くに勉めたり。然るに胤直は弟賢胤と共に尙任に聽き志を決して兩上杉氏を援けぬ。依りて胤房は成氏の援を得て急に千葉城を襲ひしに胤直等支ふる能はずして尙任の據れる多胡・島二城に走りて之を守り援を兩上杉氏に請へり。されど兩上杉氏の軍も成氏に壓せられし際なれば援助すべくもあらず。加ふるに胤直の

父兼胤の弟馬加康胤はその子胤持と共に成氏に應じて多胡城に、胤房等は島城に向ひて之を攻め陥れ、胤直兄弟は島城に自殺して千葉氏の本宗絶え、康胤は千葉城に移りて惣領家となれり。その後兩上杉氏は成氏の古河に没落して勢力を恢復するに及び、賢胤の遺子實胤・自胤を庇護して市川城に籠らしめぬ。これより千葉氏は兩家に別れて相闘けり。この争闘の注進幕府に達したりしかば幕府は義政の近臣なる東常縁を下總に派遣して實胤等を援けしめぬ。常縁は千葉常胤の子東胤頼より出で、歌人にして幕府に仕へたりしが義政は之に命じて下向せしめぬ。かくて常縁は幕府の命を國人に傳へしかば國分・大須賀、相馬等の諸氏馳せ參じ、之を率ゐて馬加城に胤房を攻めて之を陥れ、胤房は千葉城に走り康胤・胤房の軍所在に破られて稍、勢衰へしも成氏は機を逸せず築田持助等を派し市川城を攻めしめて之を下せり。而して實胤等は武藏に去りて石濱に赴き赤塚に移れり。これを武藏の千葉氏とす。大草紙・房總志料・本土寺過去帳。

四、常陸の多賀谷氏 鎌倉時代に金子氏の一族武藏埼玉郡多賀郷にありしかばその郷名を氏として幕府に仕へぬ。政朝の時に至りて女子のみにて男子なかりしかば下總結城滿廣の子光義を迎へて女子に配し家を嗣がしめぬ。その子氏は家は結城氏と血縁の關係あるを以て結城城中に移り住して結城氏に従ひ、結城落城に際して結城氏朝の末子を擁して常陸に逃れ佐竹氏に頼れり。その後結城に歸りしが成氏は鎌倉に還るに及び氏朝の孤忠を念ひ遺孤を鎌倉に徴し成朝と稱せしめ近侍とし結城氏を再興し、氏家をして扶けしめぬ。而して成氏が兩上杉氏と争ひ憲忠を誅せんとせる時、氏家等とその邸に遣はせり。かくて氏家等は憲忠を誅せしかばその功を賞し常陸下妻莊三十三郷を領せしめぬ。これより氏家は下妻の舊址を修築して居城と爲し、古河の成氏に應じてこの方面の重

鎮と爲り子孫相承けて戦國時代に及べり。多賀谷舊記・寺舊記・常陸國誌。

五、相模の三浦氏 三浦氏は鎌倉時代よりの舊家にして世々三浦郡に住して之を氏とせり。時高の時に上杉憲實に屬して持氏に抗し鎌倉を襲へり。爾來兩上杉氏と結び扇谷上杉持朝の子高救を養子として成氏に抗せり。高救は後に扇谷家に復歸したればその子義同を迎へて養へり。成氏の鎌倉を去るに及び時高は三浦氏の故城岡崎城相模大住郡を修めて近傍を略し、新勢力を樹立して兩上杉氏の股肱となれり。大草紙・相模風土記・三浦系圖傳。

六、相模の大森氏 大森氏は鎌倉時代より駿河大森に住したりしが禪秀の亂に持氏が鎌倉を逃れて之に寄り尋で今川氏に走れり。その功として持氏は禪秀に従へる土肥・土屋等の領せる小田原を關所地として之を宛行へり。爾來竹下に住して小田原を領したりしが頼春の時に當り兩上杉氏に與みして成氏に抗し、小田原城を修築して之に居り、近郷を押領して相模西部に於ける一勢力となれり。大草紙・相模風土記。

成氏及び兩上杉氏抗争し互に與黨を作るに努めし結果各地に大名勃興したりしが之を兩勢力に分ちて地理的區分を爲せば能く兩勢力發展の形勢を詳かにするを得べし。相模・上野には兩上杉氏の勢力熾盛にして武藏の西南北部も亦その根據地たりしなり。唯武藏の東部、下野の西南部、下總の大部分、上總・安房等には成氏勢力を有せり。されば成氏の勢力は利根河流域に主として存在し、併せて上總・安房にありたり。この兩勢力の對抗が果して永續し得べきや否やは關東の騷亂續くや否やを示すものにして甚だ興味ある問題なり。次に徐々とその形勢の變化を述べて順次にこの問題を解決せんとなす。

第三節 古河公方と堀越御所

關東の騒亂多年打續きて鎮靜すべくもあらず、而も成氏の勢力は日に加はるのみなれば幕府は九州と同様に探題を下して兩上杉氏及び關東諸氏を指揮せしめて鎮靜を期せんとせり。仍りて幕府にありては門地勢望高き者を選ばんとし足利氏の一族たりし澁川義鏡を擢んで探題とし武藏藤原に下らしめたり。澁川氏は尊氏の曾祖父頼氏の兄義顯に出でその五代の孫義行は室町時代の初めに武藏守護と爲り藤原に城きて之に居れり。その子滿頼は九州探題と爲りその子義俊も亦探題と爲りしが義鏡はその子なり。左衛門佐と爲り長祿元年六月關東に下り、上杉房顯・上杉持朝等を配下として成氏に抗争せり。爲めに藤原を中心として持朝は河越に、その部下の太田資清は岩槻に、同持資は江戸に鎮せり。されど關東にては基氏以來累世鎌倉府の恩顧を蒙れる者多くしてその後裔たる成氏はその背景の下に立ちたれば義鏡等が一時勢を負うて下向せるも決して成氏に敵すべくもあざりき。且つ成氏も亦能く諸將を信賴して之に任じ、能く慰撫して恩賞を宛行ひ情誼を盡したれば急に諸將は志を變すべくもあらず、却りて小山持政・岩松持國・結城成朝等は益々志を堅固にして抗争せんとしたれば成氏の勢力は増加するのみなりき。是に於て義鏡等は策を定めて新に足利氏の一族を戴かんとし、義政の兄弟の中に就きて一人を選び關東に下向せしめんことを請へり。則ち義政はその弟山城天龍寺香嚴院主たりしものを還俗せしめて政知と稱せしめ、東征の錦旗を授けて元年十二月に出發せしめぬ。大草紙・正文文書・小山文書。かく幕府に於て政知を關東に下向せしめしは義教存生中よりの遺策を實行せるに過ぎざりしなり。初め義教は天下統一を計畫し水享の亂に乗じて持氏を滅

ぼし、その子の中より選びて關東の主帥を定めんとしたりしも上杉憲實等關東故舊の宿將之を肯せざりし爲めに敢行する能はざりき。而して時機を待ちて早晚この志を遂げ實現を期せんとしたりしに嘉吉の變ありて斃れたり。その後管領細川持之・畠山持國等は唯當面の靜穩を願ひ關東諸將の懇願せるに委せて成氏を下向せしめて再び鎌倉の主たらしめしかば兩上杉氏との間に衝突を生じて再び關東に騒亂を惹起せしめたり。この事實に鑑みて義教の遺志に添はんとして管領細川勝元等は義政と議して政知を下向せしめしなり。されど政知の下向が義教の存生中なりせば或は効力多かりしならんも既に幕府の威力衰へ、一方に成氏の勢力半平として抜くべからざるもある時に窮餘の策として實行したりしかば偉大なる成功を收むる能はざりしなり。政知は京都を出でて一時近江園城寺に滞在し諸般の準備を整へ、上杉禪秀の遺孤教朝等を従へて下り伊豆三嶋明神に元服し、鎌倉に根據地を置かんとしたりしも要害無く、且つ永く廢墟となりしかば之を棄てて伊豆堀越に居館を定めたり。その居館は往昔北條時政の舊邸の跡なりと云ふ。これを世に堀越御所と稱す。かく政知が下向したれば義政は關東・奥羽の諸大名に内書を下して出兵を促し、政知に従うて成氏討伐に努めしめんとし、義鏡は政知の命を奉じて關東の諸大名を誘ひ降して與黨を作り、勢力の擴張を圖りて一舉に成氏を討滅せんとせり。爲めに岩松持國はその子成兼と共に政知に歸し、他にも政知に従ふもの尠なからざりき。加之義政は速りに内書を下して諸大名を誘ひたれば越後にては上杉房定・毛利重廣・色部昌長・本莊時長・長尾頼景・三浦帶刀・和田長資等、上野にては上杉房顯・長尾忠景惣・同景春白・同房景・同大類・後閑等、武藏にては上杉憲信父子・大石・中山・豐嶋・高埔等、下野の小山・芳賀等その他相模・下總の諸大名關東に出兵して兩上杉氏を援け、成氏の軍と長祿三年十月武藏太田莊

に戦ひ、尋で上野海老瀬・羽織原等に戦ひて之を破れり。その戦争の詳細は明かならざれども關東に於ける戦争としては關係せる範圍も廣く影響も大なれば可成りの大戦争なりと云ふべし。足利家御内書案この戦争に關係せる諸大名に對して義政は直接にその戦功を褒し、尙忠節を勸まされしめしが成氏も亦與黨を廣く集めて之に抗し、その勢力衰へざりしかば政知は使を遣はして幕府の援助を請へり。仍りて義政は奥羽の結城直朝・伊達持宗・小峯直親・葦名盛詮・大寶寺成秀・鹽松・二本松・相馬・二階堂・安積・國分・石川・信夫・岩城・大崎・檜原・標原・田村・葛西等諸氏、關東にては宇都宮明綱・小山持政・那須資政・同氏資・武田信長・佐竹實定・芳賀・佐野等に内書を下して成氏を征せしめぬ。これ等諸氏の中には成氏と特殊の關係を有して背く能はざる者及び奥羽にありて關東に出兵し得ざるものありしも義政は廣く之を誘へり。されど諸氏は多くその命に従ふに及ばざりき。かくして義政はその社會上の地位を利用し内書に依りてのみ諸大名を誘はんとしたりしも時勢は既に變じ、内書は實際に効力尠なく之に耳を傾くるよりは寧ろ實利を得んと冀望する者多かりし爲めに却りて内書は反古同様となり、政知の勢力は兩上杉氏と共に一時振ひしのみにして毫も關東を統一するが如き力を有するに至らずして空しく成氏と對抗せり。この後兩上杉氏は相率ゐて成氏の北上を扼さんとして武藏五十子に陣せり。五十子の地は三町餘の小丘陵にして東に向ひて立ち東より身馬川、南より小山川流れ來りて共にその麓を廻り丘陵の東端にて兩川相合せり。從ひて兩川は丘陵に對して自然の隙を爲し形勝の地を形成せり。かゝる要害の地なれば兩上杉氏はその根據地上野白井及び武藏河越を出でて陣を布けり。これに對して成氏は古河を根據として關宿・野田二城を羽翼とし、武藏葛蒲・羽生・忍を扼して連絡地點とし五十子の東西に陣を布けり。時に文正元年正月なり。これより

兩勢力は相續いで衝突したりしが、上杉房顯は陣中に病歿し、越後守護上杉房定の二男顯定入りて山内家を相續し、上杉持朝も亦河越城中に卒して兩上杉氏に大打撃を與へたり。爾來兩上杉氏は永く五十子に陣したりしも大なる功を收むる能はざりしが成氏も之に對陣せるもやがて退却せり。之を五十子陣と云ふ。爾來成氏は益々その勢力を張らんと努め、兩上杉氏は主將共に若かりしも山内家には長尾景賢、扇谷家には太田持資の如き老臣ありて能くその勢力を支持して政知を扶助し敢て關東を混亂に陥らしめざりき。大草

第四節 江戸築城

成氏が下總古河に根據を定め關宿・野田と聯絡して兩上杉氏に對抗したりしかば兩上杉氏にても扇谷上杉持朝は河越を根據とし、山内上杉房顯は白井を中心として勢を張り、江戸・岩槻・蕨・深谷等に築城して之に當れり。就中江戸は今日の首都なれば特にその築城に至れる次第及びその後の形勢等を詳説せん。

一、江戸の起源 江戸の名の史籍に見えしは吾妻鏡治承四年八月二十六日の條に江戸太郎重長の名見え、九月三日の條に江戸の地名見ゆるを以て初めとす。江戸氏は桓武平氏高望王の第五子良文が武藏守と爲りしよりその孫將常が秩父氏を稱し、その四世の孫重繼が江戸を領せしに生まれり。重繼の子は即ち重長なり。その江戸と稱せし地名の由來に關してはアイヌ語に基づくと説く者あれども他の秩父平氏の諸家畠山・河肥・豊島等が皆地勢に關する名稱なるに考ふれば強ひてアイヌ語と解するは妥當ならず。往昔利根河は武藏を貫流して武藏・下總の境を流れて海に注げる一大巨流なるに考へ及べば正に江の津たりしを以て江所と稱し、更に江戸に轉化せるものな

るべし。されば僧無住の弘安二年に書きし沙石集にも江所と書き、南留別志・南向亭茶話等はこの地を江に臨める戸の意味に説けるも亦故ありと云ふべし。而して重繼がこの地を領せしかば地名に因りて江戸を氏として稱せり。されど重繼の江戸を領したりしを新井白石は新安手簡に於て江戸をば莊名として説けども圓覺寺文書建武四年七月十日足利直義の寄進狀には武藏國江戸郷内前嶋地頭職とあれば郷名たることは明かなり。重繼の子重長は父に襲いで江戸郷を領して源頼朝に仕へしが、子孫代々本領地としてこの地に住せり。その館址明かならざれども地勢より考ふれば今の宮城の地なるべしと云ふ。武藏風土記、古今要覽。

二、築城 關東に於ける上杉氏の長老たりし持朝が河越に退きしを以て家宰太田資清及びその子持資は持朝の子顯房を輔け、長尾景仲等は顯房を奉じて成氏に對抗せるに顯房は先きに分陪河原の戰爭より引いて斃れ、その幼子政眞家を嗣ぎしかば資清父子の輔翼の任一層深甚と爲れり。而も成氏の勢力は日に加はるのみにて下總・下野・武藏に於てその與黨勢を有し、相聲援して兩上杉氏に抗せり。仍りて之に對抗する計畫として武藏廳鼻和の上杉憲信入道、その子房憲は深谷に、資清は岩槻に城を築けり。而して持資は品河に居館を有し之に在りて策應したりしが康正二年に江戸城を築き、翌長祿元年四月八日に成りて移れり。これより江戸・蕨・岩槻・深谷は相聯絡して成氏及びその勢力に對抗し徐々として古河に逼り、成氏の羽翼を殺ぎ肉薄せんとせり。されば江戸築城は當時にありては最も意義ありしものと云ふべし。その所在に就きては新井白石は新安手簡に於て後の江戸城西の丸の地となせども持資の築きし城を一に平河城と稱し、平河神社が舊城地にありしを外に移せしに考ふれば正に後の江戸城本丸の地なるは議論の餘地なき所なり。大草紙・武藏風土記・府内備考、江戸古蹟圖考・東京市史稿。

三、城池の結構 城池の結構に就きては持資が五山の學僧たる建仁寺の正宗龍統に書かしめたる靜勝軒記、鎌倉建長寺の得公及び萬里集九の靜勝軒銘は共にその目撃せる所を基として書けるものなれば能くその狀勢を知るを得べし。これ等に據りてその結構を概説せんとする。

城は子城・中城・外城の三より成り城壘の高さ十餘丈にして懸崖に峭立し、周らずに數里の垣を以てし、外に巨溝浚塹ありて自然の水流を引きて之に注ぎ、架するに巨材を以てして之を橋とし出入に備へり。石門二十五ありて城中に通ぜり。正門のみは鐵門にして墻は石を疊み、左折右曲して城壘に達せり。城壘は三重の樓をなし、井水五六ヶ所穿たれ大旱にも涸るゝこと無く、戊樓保障の設、庫庖廩廠の屬舍備はれり。城中に持資の居館ありて南に靜勝軒、北に筑波山亭、東に泊船亭、西に含雪齋あり、その他富士見亭・香月亭等あり。これ持資が四時の風趣を愛して雅懷を披瀝せる所なり。又持資は城の鎮守として日吉山王權現・天滿宮を勸請せり。これ後の赤坂山王社及び平河天神なり。當時に存在せる城池にして遺跡の現存せるもの多しと雖も此の如くその結構を詳かにし樓舍軒亭の狀を明かにし鎮守の存在をも説明するに足るべきもの他にある無し。單にこの點より考ふるも持資が尋常一様の武弁にあらずして文雅の才を有し、詞藻の精華を味はふに足るべき趣味豐富なる偉材たりしを知るを得べし。

四、江戸宿 地勢に考ふるに江戸郷の地は初め洪積層の部分を概稱したりしものなれども後に之に聯絡せる沖積層にも擴大せるものなるべし。洪積層としては麴町の平河台より牛込及び神田に續きたる地方にして之に連絡せる沖積層は神田の一部、丸の内及び芝烏森邊をも稱せしなるべし。この沖積層は利根河の河口にありて平川・

關口川及び小石川の溪谷を流れし諸流ありて平川・關口川は共に城を廻りて濠隄となり日比谷の入江に注げり。従ひて城は南東に海水を湛へたる入江を控へ、北東は平川及び平川と關口川の合流を廻らしたりしなり。而して江戸宿は平川及び平川・關口川を越えし砂洲に建設せられ南北に長く互りしなり。平川・關口川の合流せる巨流には高橋架けられ市店と連絡せり。高橋の下には商船漁舟蟬集して安房の米、常陸の茶、信濃の銅、越後の竹箭、相模の武器、和泉堺の珠戸・異香・染料・藥種等を移入して之を販げり。この高橋の所在は今の大手橋なるべし。然れば今の丸の内の一部より神田の一部に連なりて市店ありしと考へらるべし。市店は南北に續き白堊紅樓その間にあり。これ寺塔堂廟なるべし。實に東武の一都會にして揚一益二と稱せられたり。而して東には利根の巨川渺々として流れ、長堤遠く碧田長く連なり、南は飯倉・品川等浩々たる原野廣く横たはり、一望千里、中に日比谷の入江に連なり江戸灣の海水翠を湛へたり。かく四圍形勝に富むの地なればやがて宿は繁榮に赴きたりしなり。

五、宿驛としての要素 武藏國府は多摩の府中に存在し國務を行へる時代即ち平安時代・鎌倉時代の初めにありて府中を中心として國道設けられたれば江戸は多く重要な地點にあらざりしなり。されども鎌倉が武家政治の中心として發達し來れるに伴ひて下總街道并に奥州街道の一驛として江戸は稍、重要な地點と認められその要衝に當れり。之を歴史事實に徴して考ふるに下總街道に關しては源賴朝が治承四年に下總より隅田宿を経て鎌倉に向へり。又光俊集には光俊が常陸鹿嶋に下るに當り途に芝浦を過ぎしことあり。その後聖護院道與准後の廻國雜記に常陸筑波より下總印旛沼に出で武藏岩槻・淺草・忍岡・小石川・芝浦・新井・駒林を経て鎌倉に入りしことあり。されば望海每談にも「古來上方より關東へノ道筋當國へ入テハ小机ヨリ神奈河へ通り、六郷ノ河上ヲ渡

り、世田谷ヨリ葦谷へ通り二本榎ヨリ赤坂一ツ木、溜池ノ東岸ヲ北へ行」とあり。これ等に依りて考ふれば確に鎌倉より下總に通ずるには江戸を通過したりしは事實なるべし。又奥州街道として鎌倉より下野に通ずる事實に關しては吾妻鏡康元年六月二日の條に鎌倉幕府より盜賊蜂起に關して奥州街道路次の地頭に警固を命ぜしことあり。その地頭の中に平間江(橋樹郡)・伊古宇(南足立郡)等あり。而して後世のものなれども參考落穂集に「凡御入國已前奥州本往還ト申へ相模馬入川ノ上方ヨリ稻毛池上ヲ通り、今ノ西丸下ニ出デ本町通りニカ、リ、旅籠町ヲ北ニ折レテ小傳馬町ヲ通り、淺草觀音堂ノ門前ヲ通り」とあれば江戸は又奥州街道に沿ひし所なるべし。既に下總街道・奥州街道に當れる地點なりし爲めに宿驛として發達したりしなるべし。この要衝の地たりしを以て持資は之に築城し、古河の成氏及びこれに與みせる下總の千葉氏に備へんとしたりしなり。而して築城はやがて宿驛としての發達を促すの要素となり、下總・下野の各地を連絡する物資集散の地となり、市街地として發達すべき素因を形成したりしなり。爾來江戸城は持資より扇谷上杉氏に傳はり、後北條氏に歸し徳川家康の天正十八年八月の關東入國に依りて覇府となり異常の發達をなしたり。

第五節 長尾景春と太田持資

政知下向以來幕府は教書を義政は内書を關東は勿論駿河・伊豆・甲斐・信濃・越後・奥羽等諸大名に下して銳意その出兵を促し應援をなさしめしが、成氏も亦與黨を結束して之に抗せんとして相争ひ、文明三年三月には與黨の諸大名は箱根を越えて三嶋を襲ひ政知を攻めんとせり。政知は駿河の今川義忠に援を請ひて之を禦ぎしも敗

續せり。兩上杉氏も新に援軍を出し政知の兵と共に成氏與黨の諸氏を破り、尋でその歸路を要撃したりしかば諸氏は又破られたり。かくして成氏の軍沮喪せるに乗じて之を窮追せんとし、顯定の老臣長尾景信、政眞の將太田資忠持資の弟は共に下野に出兵し、景信等は赤見・樺崎二城を、資忠は佐野城を下せり。而して景信・資忠等は共に進んで館林城を攻めぬ。館林城は高師久之に據り古河城と唇齒輔車の形勢にありて成氏にとり最も大切な地點なれば師久に命じて之を堅固に防禦せしめぬ。やがて景信・資忠等は之に逼りて落城せしめ騎虎の勢にて古河に肉迫せり。成氏も終に支ふる能はずして城を棄てて千葉城に走りて千葉孝胤に倚れり。かくて成氏の勢力一旦挫折し、兩上杉氏の勢一時大いに揚りしかばこの機に乗じて關東統一を策せしめんとせり。爲めに兩上杉氏は五十子に陣を張りて下野・下總・武藏の成氏に屬せる諸城を一舉に降さんとせり。而して下總結城氏廣は關東の雄族にして他の諸氏と異なり専心成氏の爲めに孤忠を守りしかば義政は之を滅ぼさしめんとし、白河結城直朝に命じて關東に出兵して氏廣に代り惣領家たらしめんとし、政知にも小山下野守と調議して急速畫策する所あらしめ、奥羽の諸大名にも内書を下してその出兵を促せり。之に對して成氏は千葉城にありて野田・關宿・騎西の諸城と連絡して弟の鶴岡八幡宮別當なる弘尊を先づ進發せしめて古河恢復を謀らしめ、一方に那須一族をして宇都宮に出でて氏廣の急を救ひ兩上杉氏を制せしめ、更に直朝にも應援せんことを懇請せり。かく直朝は義政及び成氏の双方より依頼されしかばその態度を決するに至らざりしに成氏は弘尊の計畫進捗と共に進發して、やがて古河城を復せり。これより成氏も勢力を恢復して又兩上杉氏と對抗するに至れり。白河文書・大草紙・室町御内書案。

初め兩上杉氏は一時勢を得て成氏を追ひしが成氏が漸次勢力を復し既に五十子に對陣したりしに文明五年に兩

上杉氏には不測の事變起れり。これより關東の騷亂を一層紛糾ならしめたり。即ち山内上杉氏の老臣長尾景信は卒し、續いて扇谷上杉政眞も五十子陣中に戰死せることはなり。景信は景仲の嫡子にして初めより功績偉大なりしかばその卒去は影響する所大なりき。その子景春あるにも係らず顯定は景信の弟忠景をして家を相續せしめぬ。景春は痛く之を喜ばざりき。又政眞の卒去も對陣中のことなれば兩上杉氏としては打擊を蒙ること尠なからざりしが持資等議して政眞の弟定正を迎へて主と仰げり。尙幼なれば持資等之を輔佐せり。かく不祥事相續けるに八年に駿河の今川義忠部下の横地・勝間田等は遠江狩野氏の故城に據りて亂を謀り尾張斯波氏と通ぜり。仍りて二月に義忠は之を撃ちて歸路鹽見坂に於てその殘黨に襲はれて戰死し、その子氏親尙幼なりしかば家臣等黨を樹てて相争へり。仍りて政知は執事上杉政憲に持資を従はしめて駿河に入り之を調停せしめぬ。持資の駿河に赴けるを窺ひて豫て相續に就きて顯定に對して不満を抱ける景春は鉢形に赴き、故城を修築して顯定に反抗し五十子陣を襲へり。是に於て兩上杉氏は成氏を當面の敵とし背後に景春をも敵となさざるべからざるに至り、關東の混亂を一層激成せり。初め景春は密かに叛逆を謀らんとして持資を誘ひしに、持資切に之を忠告したりしも應ぜざりしかば持資は事態を憂慮して忠景に景春討伐を勧めしも亦用ゐざりき。然るに急に景春が叛形を顯はして五十子に逼りしかば兩上杉氏は支ふる能はずして上野に走り那波莊に據れり。是に於て兩上杉氏に對して不平なる諸氏は相率ゐて武・相の各地に起り景春に應ぜり。即ち豊嶋泰經・同泰明は武藏石神井・練馬に籠りて江戸・河越の連絡を絶ち、金子掃部助は相模小澤に據り、その他小磯・溝呂木諸城を執立てたり。當時持資は駿河より歸りて江戸城にありしが形勢の非なるを察して兵を遣はし、溝呂木・小磯兩城を降して進んで小澤城を攻めしめ、自ら出

でて泰經等と江古田原に戦うて之を破り、石神井・練馬・小澤等の諸城を陥れ、武・相の地稍々靜穩となりしを以て持資は兩上杉氏を上野に迎へて、景春を鉢形城外用土原に破り城に通らんとせり。仍りて景春は援を成氏に請ひ、成氏出陣したれば持資はその勢を避けて兩上杉氏と共に一旦上野に退き白井に入れり。是に於て景春は又勢を復し越後長尾爲景の援を得て成氏の勢力を背景として兩上杉氏に對抗せる爲めに持資等は大きい苦戦したりしが能く支へ、やがて景春の軍を退け成氏と和して頽勢を挽回し、定正は河越に持資は江戸に還り、續いて持資等は豊嶋泰經を平塚に破り、その黨の丸子・小机に據りしを陥れ、鉢形城を降して景春を追ひて之を長井に走らしめ、顯定之に代りて鉢形城に入れり。爾來この地は上杉氏の根據地となり武藏・上野を鎮せり。この間に持資は千葉孝胤が景春を援けしを以て下總を征して之を略し、關東初めて平定し景春の亂鎮まれり。これ全く持資の畫策する所多かりしを以て功に誇りて自ら隱僧となれり。太田道灌狀・鎌倉大草紙。

第六節 幕府と古河公方との和睦

關東に於て兩上杉氏を敵として起てる成氏は幕府を敵とするは初めよりその本意とせざりし所なり。されば屢々使を遣はして幕府に諒解を請ひ和睦を願ひしと雖も幕府が當初より信賴せる兩上杉氏を敵としたりしが爲めに容易に之を聽さざるのみならず、却りて關東の諸將は勿論駿河・信濃・越後・奥羽の諸大名をして急に出兵して關東平定を策せしめんとし、又成氏に對抗する爲めに澁川義鏡・東常縁等を下向せしめて鎮壓を計畫し、やがて又政知をも伊豆に赴かしめて兩上杉氏を聲援し戦局を大ならざらしめんとせり。されども幕府の威力は既に衰へ各

地の諸大名も命を能く奉ぜざりし爲めに徒らに争亂を大ならしめたり。この間にありても成氏は自己の使命に鑑み幕府と争ふの利益にあらざるを考へて幕府と和睦し兩上杉氏とも和解せんとせり。されば應仁二年閏十月成氏がその與黨たる那須資持に幕府との和睦成立せんとするの状況を報じて特に戦功を勵まされしが如きは能く成氏の態度を説明するに足るべし。那須文書。かく成氏は和睦を熱望せるにも係らず幕府は深く之に耳を假さざりき。

而して却りて幕府は從來の態度を改めずして依然成氏追討を策せり。然るに兩上杉氏は不幸相續き且つ長尾景春の叛ありて關東混亂し、成氏は兩上杉氏を敵とせる關係より景春を援けしかば景春が勢を得て一時兩上杉氏を武藏より逐ひて上野に屏息せしめたり。尋で兩上杉氏は成氏と和睦することとなり景春をのみ敵とするに決せり、これ實に文明十年正月なり。これより成氏は武藏成田に退き古河に歸れり。是に於て多年結んで解けざりし成氏と兩上杉氏との間は漸く和平せり。太田道灌狀・大草紙。これ關東に於ける成氏と政知との和睦の端緒となり、やがて又幕府と古河公方と和解するに至れり。

既に兩上杉氏と成氏との和睦成りしかば顯定・定正及び持資は専ら景春を攻めてその與黨を漸次に破り、景春を逃亡せしむるに至れり。この間に成氏は顯定・定正に説き幕府との和解に就きその進速を請ひ素志を貫徹せんとしたりしも顯定等は之を執進せざりき。又景春の未だ全く勢力を失はざりし間は成氏は復之に就き幕府に請はんとしたりしも幕府は應ぜざりき。引續いて景春は幕府の細川政元・小笠原等に就き成氏の志を通じ、關東に下りし山城大徳寺の長老以浩に説き、政知の執事上杉政憲に請ふ所ありて百方和睦に盡力せり。かくて成氏は景春とも親しく且つ顯定とも血族的關係ある越後の上杉房定に更に斡旋を依頼せり。房定は兩上杉氏の間にも重きを

なし又幕府もその勢力の優越なるを知れるを以て幹旋者としては最も適當なりしなり。仍りて房定は越後圓通寺岳英西堂及び徳林西堂を上洛せしめて成氏の誓書を政元及び細川政國に致して切に請ふ所ありたり。建仁寺文書、古文書、御内書。これよりして幕府と成氏との和睦は漸く成立することなれり。而してその條件としては初めは成氏より政知に料所を進入し給養には毫も不足なるべきことを申し出し、政知は伊豆をば自占せずして成氏に致し、關東分國としての實を擧げしむるを約せり。爾來政知は全く成氏被護の下に立つこととなり堀越御所はその存在を多く必要とせざるに至れり。この條件に幕府も同意して和睦は容易に成立せり。その結果成氏は關東の舊分國たりし甲斐・伊豆・相模・武藏・兩野・兩總・安房及び常陸の十ヶ國の内甲斐既に分離したれば殘餘の九ヶ國を管することとなりしも世態は既に變轉したれば實際にはその勢力九ヶ國に及ぶべくもあらざりしなり。されど多年關東に於て結んで解けざりし兩上杉氏と成氏との和解先づ成り、續いて成氏と政知との間に諒解成立し、房定の幹旋に依りて幕府と成氏との和睦を定め、政知は成氏勢力の下に包容せらるることとなりて僅に結末を告げたり。

第七節 太田道灌の死と兩上杉氏

兩上杉氏は成氏をば共同の敵となしたりし爲めに銳意之に當りしが、やがて景春の反逆せるに依り兩上杉氏の敵は却りて強大となれり。爲めに一族の結束を堅くして成氏と和睦し景春を追へり。爾來兩上杉氏としては敵なく關東平穩なりしに兩上杉氏を結束せしめし敵去ると共にその連繫は緩み兩上杉氏はやがて互に猜疑して争闘することとなり、持資はその犠牲として葬り去られたり。初め山内上杉家は本宗にして分國も多く一族門葉滋繁し

て容易に二十萬騎の軍を聚め得べしと稱せり。之に引き替へて扇谷上杉家は微力にして僅に百餘騎を擁するに過ぎざりき。その宰太田資清及びその子持資能く努めて之を助け、漸次に勢力を加へて關東の將士多くその旗下に集まれり。特に山内家の長尾昌賢歿せし以來棟梁の臣なく山内家は日に悲運に向へるに反して扇谷家には幸に持資の如き偉材ありて家門を維持し、山内家を援けてその勢を支持せしめたり。而して成氏及び景春等を敵とせる際には兩上杉氏は持資の經營を必要としたりしも既にこれ等の敵を見ざるに至るや又持資を必要とせず、兩上杉氏の協力をも要せざりしかば顯定は往昔の勢力を恢復せんとして持資を除かんことを計れり。持資はこの形勢を察し、その居城江戸・河越を修築し、暗に之に備ふるの計畫を樹てしも、扇谷家の今日の如く隆運を保つは自己父子の功績に基くとして稍、驕傲の態度を持し定正に疎んぜられぬ。顯定は之を察し時機到來せりと爲し、定正の近臣に依りて持資を讒せり。即ち江戸・河越兩城の修築は顯定に抗する準備にして持資のあるは兩家の和睦を害するものなりと説けり。定正は容易に之を信じ、使を遣はして持資を諭せしも應ぜざりき。これより定正は深く持資を疎んじて之を殺さんとしたりしも恩顧の士多く、且つ持資は武略に長じたれば容易に攻め難しとなし、之を暗殺せんと企てて相模糟谷の邸に召し、浴室に入るを候ひて之を殺せり。持資は扇谷家滅亡を最後の一言として斃れたり。その墓は現に糟谷村秋山洞昌院にあり。持資早くより薙髮して道灌と云ひ、文武の才ありて五山の學僧を招き、歌道の宗匠を召して江戸城中に詩歌の雅會を催せることは人口に膾炙して多くの文献にその跡を留めたり。實に戰國の間稀に見る達識の偉材たりしなり。上杉定正長狀・大森寄栖庵書狀・太田道灌狀・太田資武狀。道灌の殺さるゝや定正は之を顯定に報じたりしに顯定は機會至れりとなし直ちに武藏高見原に出兵して道灌の

子源六郎資康を保護し、定正と戦ひて比年兩上杉氏の争闘は相續し、定正も遂に陣歿するの止むなきに至り、爾來兩上杉氏の勢力は關東に於て日に衰へたり。この形勢を察し伊勢宗瑞は伊豆に崛起して兩上杉氏を抑制し以て關東平定の策を樹立せり。

第十六章 東山時代文化

東山時代とは概して義政の時代を稱して之を呼べり。義政は嘉吉三年七月に兄義勝薨去の後を承け、幼にして家を嗣ぎ應仁の大亂を経て延徳二年正月薨去したれば四十七年の間幕府の首惱となれり。この間に於て義政が世務を避けて京都東山に別業を營み鷹奢を極め數寄を凝らしたりしを以て文化は異常の發達進歩をなせり。その發達進歩は確に他の時代と區別し得るを以て世にこの時代を東山時代と稱せり。茲にこの時代に發達せる文化を説明して各方面より之を評論せんとなす。

第一節 文化概要

北山文化は東山文化に對して確にその先容をなせるものにして兩文化は明かに因果關係を有せるものなり。吉野時代戰亂打續きし間に足利氏の勢力絶頂に達し、やがて天下又敵なき時に當りて北山文化は發達したるものなれば形態粗野にして自ら整備せざる所あり、外觀鄙俗にして充實せざる所あるをその特徴とせり。然れどもその内容は激烈として雄健の風あり、又自然の趨向に従ひて確乎たる發達をなせるの趣ありて次いで起るべき文化の根柢を爲し基礎と爲るに足るべき偉力を有せり。而して之を根柢とし基礎として東山文化は新に形成せられたり。されども既に足利氏の勢力は衰へ統一を闕き僅に先代の餘烈と情勢とに依りて幕府は支持せられ、政治は徒

らに形式のみ趨せたりしを以てその影響を蒙りて東山文化はその形骸は遙かに絢爛眼を奪ひ外観世を驚かすに足るべきものありしと雖もその内容に至りては空疎にして實力を喪へり。即ちその文化は多くは枝葉末節に趨りて中心の力を失ひ、外容は周備整然たりしと雖も内容は毫も充實せずして頽廢し、所謂一種の墮落せる文化を形式せるものと云ふべし。従ひて北山文化は東山文化に依りて完成せらるゝもの如く一般には信ぜられしと雖もこれ形式の上より考へられ外観より考察せる皮相の見解にして實際より云へば北山文化は東山文化に依りて墮落し衰耗して自らその偉大なる力を喪失せるものと云ふべし。

元來北山文化は古來より發達し來れる公家文化の既に形式にのみ趨りて墮落せるものに對して新に發生せる武家文化の生氣に富めるものを加へて兩文化を融和混成せるものにして形式内容共に新となりし觀ありて一新生面を開きしものなれども、東山文化はこの新生面を有せしものを再び公家文化と同様ならしめ、漸くにその生氣を喪はしめて墮落せしめしものなり。由來京都の地は東西北の三面山近く唯南の一方のみ攝津平野に連なり分内廣からずして文化の偉大なる發達をなすべき地にあらず之を萎縮退嬰せしむるには最も適當せる所なり。一般の氣風は安逸を貪り遊惰に流れ易きを以て藤原氏の如く平家の如き皆この影響を蒙れり。されば北山文化が時代の推移に依りて東山文化として現はれ、土地の影響・氣風の感化を蒙りて全く生氣を喪失し偉大なる力を消耗し、徒らに遊蕩的のものに化育せらるゝに至れるは又止むを得ざるの結果なり。東山文化が北山文化に比して内容充實せず偉大なる力を開き徒らに形式に趨り枝葉末節にのみ重きをなせるは公家文化に化育せられたるに依るべしと雖も亦この文化を形成せる中心人物たる義政の性格に負ふ所多かりしなり。初め義滿は國運未だ隆昌ならずして

國歩艱難の間に身を起して南征北伐・拮据經營・畫策縱横にして天下統一を完成せるに反し、義政は初めより畠山持國・細川勝元・山名持豐・伊勢貞親等の權臣に擁せられてその掣肘を受け、又寵嬖に委して政治を決し、三院及び日野富子に動かされて朝令暮改を取てして幕府の權威を失墜し、既に衰運に傾ける幕府の運命を一層衰頹せしめたり。これ義政は順境に成長したる貴公子なれば自ら他を制御するの技倆無く器宇小にして大才を有せず、大局高所に處するの略なく徒らに小器用にして街氣に富み儀禮を重んじて風雅を喜べり。その風雅も唯外観にのみ捉はれ内容の進達に効力を有せざりき。されば外観の美なる形式の具備せるにも係らず内容は甚だ貧弱なり。又人物を見るの明無かりし爲めに毎に權臣寵嬖及び妻妾近臣に躡弄せられてその日を送るにのみ専念し、武將の首班にありながら浮草生活を送らざるべからざるの止むなきに至れり。義政の性格既に此の如くして毫も幕府の根本政策樹立の如き大策を樹つるに至らざりし爲めにその指導と誘掖とに依りて起れる東山文化は自ら同様の傾向を有して根柢甚だ薄弱にして基礎と爲るべき力乏しく、浮華輕佻にして枝葉の發達と進展とをなすに至れり。

形式に於ては多少異なる點ありと雖も概括すれば東山文化は北山文化の模倣に過ぎざるなり。義滿が世務を義持に譲りて北山に隱居し猿樂を愛し、參禪して五山學僧と交遊し、四方に豪遊を屢、試みしと同様の行動は復之を義政に於ても觀るを得べし。義政も亦早く職を義尚に譲りて東山に退隱し、猿樂を張行して藝能を保護し、五山學僧を召し又屢、五山に遊びて詩歌の雅遊を開き、伊勢に赴き奈良に遊び花見の盛宴を張りて上下酒に酔ひ花に戯れたり。斯く仔細に兩者を比較對照すれば義政は全く範を義滿に採りし跡歷々として指摘し得らるれば義政

は終始義滿の行動を模倣せるものと云ふべし。抑、模倣には多少の創意を加へ形式に於て相違せるの點あれども決してその範圍を多く脱却し得べきものにあらず、必ずや相互の比較に於てその形跡を認めて模倣たるの關係を明かに爲し得べし。従ひて東山文化を北山のそれと精細に比較せば自らその關係を明かにし義政が義滿の行動に範を採りし點を多く詳かに爲すを得べし。

元來義滿は幕府興隆の氣運に乗じたればその企畫せる規模壯大にして創意に基ける行動多く内外をして驚歎せしむるに足るものありしと雖も、義政は衰運に當り而も人物雄大ならざればその計畫せる所毎に小規模にして細細なり。従ひて東山文化はその影響を蒙りて宏壯なる企畫に乏しく多く繊細なり。所謂規模四疊半式にして小器用に振舞ひ、終始作法法に捉はれて暢達せるもの無く甚だ貧弱なり。されど特色としては清淡にして閑雅幽玄なる趣ありて寂と詭との點に於て僅に優れるものあるを見るべし。これ義政が窮迫せる境地に立ち止むを得ずして東山文化を創るの行動に出でし爲めなるべし。

東山文化發達の時代に就きて考ふるに應仁の大亂により洛中は多く焦土と化して荒廢し、飯尾彦六左衛門をして「汝ヤシル都ハ野邊ノ夕雲雀アガルヲ見テモ落ルナミダハ」と詠せしめし程の慘狀を呈し、洛外は勿論地方にありても騒動波及し、人心不安なるに加へて土一揆の暴發など頻々と起り一般に不安疑懼の念に驅られたり。かかる世相の間に東山文化は發達せり。元來世相が不安なる場合には一方に自己を省みて反對に一身の安泰を考慮するは人情の自然の傾向なり。されば應仁記に「天下ハ破レハ破ヨ、世間ハ滅ハ滅ヨ、人ハトモアレ、我身サハ富貴ナラハ他ヨリ一段榮様ニ振舞ント成行ケリ」と説きし如く、自己一身の安定をのみ志すは世の常態なり。支

那宋代に於て北狄遼・金・西夏等に侵され都を南方に移すの止むなきに至りながら却りて文化はその間に發達せり。これと同様の現象は東山時代に於ても亦求め得べし。即ち世相の不安なる状態に驅られて義政を主としてその他の者も自己の安定を得て別に慰藉を求むべき境地を見出さんとし、却りて文化を發達せしむるに至れり。騒亂と文化は兩極端の對照の如く外觀には考へらるれども兩者の間に自ら關聯するものあるは古今東西の歴史に於て往々見得べきことたり。されば義政は政務意の如く行はれず、毎に權臣に壓せられ寵嬖に動かされ上下命を奉ぜず、夫妻父子の間に於てすら背反すること多かりしかば世務に飽きて早く俗塵を脱し、風流を事として世外に超然たらんとし、専ら自己の好む所を恣にして安定の境地を見出さんとし、數寄に専らにして思ひの儘に世を樂しまんとしたりしなり。さればその東山に退隱せしよりは茶事を樂しみて三昧に入り、古畫古器を蒐集して之を鑑賞し、自ら新意を凝らして諸般の用器を創製しその體裁技巧を弄せり。世にこれ等の名器名幅を東山御物と稱し、その名幅の目錄は君臺觀左右記に收められたり。かくして文化は大いに發達し東山時代として優に他と區別し得るに至れり。此の如く義政は風流に耽りしと雖も幕府は既に衰運に傾きて威令行はれず、その財政も夙に窮迫して公武共に定例の儀式を行ふを得ず、頻りに民衆に誅求を累ね諸大名に徴して進納を逼り、幕府の料所には屢、督促して僅に用途を辨じたりしかば經費不足して義政の安定せる境地、放縱なる奢侈、逸脱せる數寄を恣になさしむる能はずして自ら掣肘せられたり。されば東山時代の文化は性格に於て自棄の氣運に胚胎し頹廢的氣分を帯び高邁なる發達を遂ぐる能はざりしと雖も尙清雅幽玄なる點は認め得べし。既に東山時代の概要を論じたればこの性格の下にこの時代に發達せる建築・園藝・藝能・香道・茶道及び文學に就きて細説し以て順次に之を評

論せんとす。

第二節 建築

東山時代に建築せられし新第はその數少なからず。即ち幕府は長祿二年室町花御所舊地に新第を經始し、又義政の母裏松重子の爲めに高倉第を造營せり。この後應仁の大亂ありて花御所燒失したれば幕府は之が造立を爲し、又義政は夫人日野富子の爲めに小河第を營めり。これ幕府として直接に造營を爲せしものなれどもこの外内裏の修築及び神社佛閣の建立を爲せしもの多し。既に國費闕乏せるにも係らず義政は斯く多くの造營を爲し、曠奢なる裝飾をなし、上下内外困憊せるを省みずして京都東山に山莊を建設せり。この時に於ける幕府の建立に係れる諸建築はその後皆失はれその規模を明かにし難しと雖も東山山莊のみはその規模の一部が依然として現存すれば之をこの時代建築の模型として説くを得べし。仍りて次にこの模型的標本たる建築に就き評論し以てその文化を説かんとす。

一、建築の由來 義政は政務に飽き世務を義尙に譲りて退隱せんとし、祖父義滿の囑に倣ひて山莊を建立せんとして寛正六年八月東山惠雲院の地を一旦選定し之に造營せんとし、近衛政治家に家門殿之指圖を借り之に則らんとせしことありしも應仁の大亂に依りて中止し、その後更に洛外に地を索めんとして岩倉・嵯峨等各地に就きて地を相したりしも適當の所無く、遂に再び先の惠雲院跡の地を卜して山莊を營むこととなれり。この地は足利義勝薨去するに及びて影塔慶雲院を新に設けし所たり。足利氏歴代の影塔は皆相國寺中に在る例なりしも慶雲院の

みは東山に在り、而も忌日七月二十一日は炎暑なるに義政は拜塔するの不便を避けんとし、之を相國寺に移し寺内の壽徳院を改めて慶雲院とせり。而して慶雲院の舊地を元の如く惠雲院とせり。この惠雲院の地をば更に山莊となさんとして義政は之を他に移轉せしめ新に坊舎を建立することとなれり。藤原日録・大乗院雜事記・萬山綱年精要。

二、造營の經過 東山の地に山莊を設けんとせる義政は文明十四年二月四日に造立始めを行ひ、山城一圓の公家・武家・寺社領等より人夫を徴して土功に當らしめ、義政親ら之に臨んで按檢し、その費用は又山城の寺社領、近江の六角高頼、美濃の土岐成頼、尾張の織田敏定、越前の朝倉氏景、若狹の武田持明、播磨の赤松政則等幕府の命を奉ずべき諸大名に課して之を進納せしめぬ。當時屢、段錢を課したりし爲めに土民困窮して之に應ぜざりしかば幕府は更に名目を新にして之を徵收せしむるか、若しくは他の手段に依りても進納せしむることとし督促嚴重なりき。爲めに各、一旦幕府の命に従ひしも共に少額を納むるに過ぎざりき。又造營の材木は美濃遠山氏に命じて木曾山中に之を採らしめて木曾川を下し、鶴沼・墨股より之を陸送し美濃・近江の各驛より相續いて輸送せしめたり。かくて工事を急ぎ山莊料所として美濃三井村・羽丹生郷・近江小幡郷・朝妻・江邊・富波・淺小井等を選定し、幕府の近臣をこれ等の代官として確實に貢租を進ませしめて經費に宛てたり。かく幾多の困難を排して義政は造營に努めしかば一年四ヶ月餘を経て十五年六月工事略、成りて長谷山莊より移住し、近臣及び數寄の同朋吉阿彌・能阿彌等之に従へり。これより義政はこの山莊を永住の地と爲せり。公家諸大名はその移住を賀し義滿が金閣に移り北山殿と呼ばれし例に倣ひ、勅して義政を東山殿、義尙を室町殿と稱せしめられたり。かく義政は移轉したりしも工事完成せるにあらざれば爾來材木は連りに美濃より徴し、費用は寺社等の諸役免除地に

も嚴重に課し、相踵いで之を督促し數年續いて經營する所ありたり。されども完了すること能はずして書院・御會所等追々建築せられぬ。義政の薨去に先立つ三年即ち長享二年に各坊舎の額面を調ふる事實に考ふればこの頃に至りて漸く之を完成するを得たりしなるべし。従ひて造營は文明十四年に始まりしと雖も之を完成するに至りしは遙かに七年の後にありしなり。かく遅引せるは經費十分ならざりし爲めならん。古文書・藤涼軒日録・大乗院雜事記・長興齋圖記。

三、その結構 義政は文明十五年に東山山莊に移住したりしもその以後に於て工事に努めしめられたれば義政の移住當時に於ける山莊の結構は之を詳かにするを得ざるなり。又その後完成せる建築に就きても之を説きしもの無し。唯僅に東山慈照寺銀閣仕様寸法付之帳・雍州府志・山州名跡志・山城名勝志等に依りてその結構を推察し、之を現存の慈照寺と對照して概要を考ふるの外手段無し。憶ふに現存の建築にては義政の山莊を想像するに餘りに貧弱なればその完成せる際には規模今少し大なりしなるべし。藤涼軒日録 長享二年正月廿六日の條。に僧仲璋が書きし山莊亭舎の名あり。即ち西指庵・東求堂・同仁齋・超然亭・大還關・弄清亭・吟月・集芳・洗心・隔簾・漱蘇等十一ヶ所あり。さればこれ等十一ヶ所は確に當時存在せしものなるべし。之を現存の建築に對照して考ふるに僅に東求堂・同仁齋の二つを存しこの外に銀閣あるのみ。又山州名跡志に徵するに御會所・西指庵(書院)・吟月(大書院)・集芳(渡廊下)・清弄(泉殿)・超然亭(支關)・洗心(浴室)・夜泊船(船舎)・龍背橋(橋亭)の十一ヶ所ありしも既に失へりとあり。又義政が畫匠狩野大炊助祐清をして瀟湘八景を障子に畫かしめ五山の學僧たる横川景三・蘭坡景菴等をして各一詩を賦じてその上に題せしめしもの如き有名なるものはその跡を留めず。又かかる障子のあるべしと思はるゝ所現存せざるに考ふればこの建築も亦喪はれしものなるべし。山城名跡志・補鹿京華別集・跋雲橋。

されば現存のものは確に往昔の規模の一部分に過ぎざるべし。かく考へ來れば現存のものに就きて山莊の規模を説くは誤謬に陥り易き虞あれども現存の東求堂・銀閣の如きものは實に山莊の主要部なれば、これ等に依りてその規模結構の概要を説明するは強ちに誤となるべしと思はれざるなり。

甲、東求堂 義政の持佛堂なる東求堂は棟梁三郎次郎の手に成り、梁行三間半、桁行三間半、屋根柿葺、惣檜造なり。義政の移りし時には尙半作なりしは「御持佛堂雖半作、先可令見于獵野介。」藤涼軒日録文明十八年正月十七日の條。とあるに基き東求堂と呼び、その額を掲げ南面に隔簾の額を掲げたり。その正面の佛壇には佛生「西方」藤涼軒日録。とあるに基き東求堂と呼び、その額を掲げ南面に隔簾の額を掲げたり。その正面の佛壇には佛師覺城の作に成る彌陀三尊を中央とし、足利氏歴代の位牌及び我が諸神の神位、七祖師の位牌を左右に安置することとしたりしが義政は七祖師の中に開山夢窓國師の位牌ありしを撤せしめ、後醍醐天皇の御靈牌に代へたり。天皇の御靈牌安置に就きては義政は初め持明院統の祖先たる光明院か、若しくは後醍醐天皇の御靈牌かの孰れかに爲さんとして之を神道の吉田兼俱に諮らしめぬ。兼俱は「後醍醐天皇於當家一專御弔之事、可爲簡要」藤涼軒日録長享二年三月十四日・廿三日の條。と答へて之を安置することとなれり。蓋しこれ尊氏・直義が嵯峨に天龍寺を創立せると同様の意義を有するものにして後醍醐天皇の怨靈を畏怖せし結果とも考へ得らるゝものにして足利氏歴代自ら怨靈の祟を恐れしを知るを得べし。而して現今は彌陀三尊の中觀世音を存して本尊とし他を失ひ、後醍醐天皇の御靈牌の存せざるは世の知る所たり。

東求堂の東北部に同仁齋あり。これ長享二年三月景三が「一視同仁」の句に基きて名づけしものにして上下同

じく清遊するの意を表はせしものなるべし。四疊半にして所謂茶室なり。之を我が茶席の産駒とす。次の六疊の間は茶室に對する控席にして所謂待合なるべし。之を鎖の間と稱せり。

乙、銀閣 東求堂の庭の一隅にありて十四五間を隔てり。棟梁は東求堂と同じく三郎次郎なるべし。二重閣柿葺、寶形造、腰屋根あり。高さ三丈五尺、桁行四間二寸、梁行三間一寸五分、下閣は臺石より高さ一丈五寸、五室に分ち格天井、上閣八尺七寸五分、二室に分ち格天井にして凡て禪宗様式の建築なり。初め義政の之を建築せんとしたるは東求堂の建築成りし長享元年六月にして金閣に摸して造營を爲さんとし、鹿苑寺に赴き金閣に上りて仔細にその建築を視察せり。されば藤涼軒日録に義政の鹿苑寺に至れるを評して「或人云、於東山可被立立金閣爲下見御成云々」六月五日の條と説けり。而して觀世音を祀り二重閣と爲すこととし、西芳寺の瑠璃殿に摸して下閣を義政の座禪床とし潮音閣と名づけ、尋で上閣を心空殿と名づくることとし、翌延徳元年二月二十三日この觀音殿・二重閣の上棟式を行へり。山州名跡志には工事成ると共に義政が金閣に擬して銀箔を鏤せんとしたりしも果さずして薨じたればその志に従ひ世に之を銀閣と云ふと説けり。現存の建築に銀箔を留めし形跡なきに考ふればこの説恐らくは事實ならん。藤涼軒日録されば銀閣は實に義政最後の建築と云ふを得べし。即ち建築として東山時代の最後を物語るものなり。

丙、庭園 東求堂・銀閣に配するに庭園を以てし庭園には泉石の美を盡せり。泉石は義政親らその工事を督せり。その仙洞御所跡の庭松を移すに當りて藤涼軒日録に「朝倉引仙洞松、蓋朝倉衆也、凡人數三千人許在之、白河河原警固之衆具中賈、五六百人在之」長享二年二月廿三日の條とあり。かく多人數を徵用して大袈裟なる工事をなせるを

知るべし。此の如くして仙洞御所址の庭樹は勿論諸寺諸家の奇石怪樹を集めて庭園を結構せり。されば東南に瀧ありて泉水あり。之に龍背橋・仙袖橋を架し、落照岡には躑躅を植えて夕陽を止め、向胎・銀沙灘には白沙を鋪きて落月を惜しみ、四季の眺を一園に集めたり。この他細川石・山名石・畠山石・龍蟠石・臥牛石等各泉石に名を附して園池の規模を後世に残せり。都名所圖繪この庭園の結構は果して何人の意匠に成るやは深く考を要すべきことなり。一般にはこれ義政の同朋相阿彌の作と爲し、庭内の瀧をば相阿彌瀧と稱せり。されど當時の記録は勿論藤涼軒日録等の日乘に就きて考ふるに相阿彌は單に義政の道具幅物を預りし同朋にして斯ることを結構すべき材能を有せし人物とは決して思はれざるなり。さればこの林泉の如きは必ずや當時作庭に就き特殊の技能を有せしものありしなるべし。思ふに義政は多藝多能なればその意匠に基き作庭の妙手と稱せられし河原者善阿彌の如きものをして計畫せしめしものなるべし。河原者が作庭に就き奈良に赴き諸寺に至りて庭樹を求めしこと大乘院寺社雜事記にあればこれ等が初めより作庭に關係せるなり。尙東山時代の諸藝術に就き毎に相阿彌の關係せるものとして従來學者が何れも説明し來り、龍安寺の庭園の如きもその手に成れりと説くは全く根據なきことにして恐らくは單に想像に過ぎざるべし。従ひて餘り信用するに足らざることたるべし。

四、結論 支那宋元時代文化の影響を蒙りて鎌倉時代より我が建築も自ら趣を異にして禪宗の法堂・山門等とその面影を留めしがその趣味一般に行互りて従來の和様・天竺様にこの禪宗様式即ち唐様を加へて折衷したる住宅建築起れり。之を金閣の建築とす。これに依りて北山文化の著しき傾向を示したり。金閣の建築は和様の寢殿造を基として之に唐様の禪宗様式をも適當に採り入れたる。換言すれば金閣の下閣・中閣は共に寢殿造なるに上

閣のみは禪宗様式なり。かく異なる様式を適當に配合せる爲めに毫も不鈞合を生ぜざる所に特徴を有せり。これを模擬したる銀閣は同様の様式なるべき筈なれどもその基礎に於ては寢殿造にあらずして書院造なり。書院造は我が住宅建築の基をなせるものにして初め臨濟禪の開祖英西が宋の建築法を傳へて書院の様式を寫し、之を寺院建築に用ひる武士の參禪する者多きに連れて武家建築に應用せられたり。その特徴は幾多の建物を適當に接続せること、その主要なる室には床・欄・書院床・玄關等ありて一建物の中を數室に分ち、各室は襖障子にて隔て外には明障子・葎戸を設け、天井は多く格天井を用ひたり。而して銀閣の上閣は金閣の上閣と同様に禪宗様式なれども書院造の窓・天井あり。下閣は全く書院造にしてその特徴を能く現はせり。されば銀閣は金閣よりも一層住宅建築としての意義を發揮せるものにして巧に禪宗様式を採り入れし點にその特色を示せり。又東求堂に於ては純然たる住宅建築にして正にその古代の標本として考へ得らるべき程の價值を有せり。されども之を金閣と比較せばその意匠手法等甚だ拙劣にして著しく貧弱なりとの感起り、金閣のそれと復同様に論ずべきものとも思はれざるなり。これ自ら時代相を表現したるものなることは多くの説明を要せずして明瞭なるべし。

第三節 園藝

建築の進歩するに伴ひ之が背景となり之を美化するには園藝に依らざるべからず、これ園藝の發達を促す所以なり。園藝とは近代の詞なれども古くは之を作庭若しくは庭造と稱せり。元來作庭は限られたる範圍にありて之に幾多の景趣を加ふるものにして、主として自然の風致を尊び、多く山川勝地の景色を巧に變化してその地形に

適用し建築との調和を保つにあり。されば古來より我が國に發達したりしもその結構意匠は全く支那漢・唐の文藝に基けり。作庭の書としては古く後京極良經の作と傳へらるゝ作庭記あり。これ良經の自筆本を寫せるものなることはその奥書に據りて知らるれども果して之が良經の作りしものなるやは研究を要すべきことたり。その内容に就きて考ふれば古來より傳はりし作庭の記を良經に假託して作りしものなるべし。而してその製作の年代も恐らくは室町時代のものならんか。これ文正の奥書ある山水并野形圖と稱、類似せる點多ければこれ等と相前後して作られしものならんか。かく作庭の方法を傳ふるものは古くより存在せりとも思はれされども古來よりの記録に就き考ふるに作庭は飛鳥時代に既に朝鮮半島渡來の橐駝師に依りて行はれ路子工と呼べりと傳へられたり。爾來宮殿建築行はるゝに連れて發達し、平安朝時代寢殿造行はるゝに及びてその建築に相應して深く意匠を凝らされしものなることは明かなり。されば古來より作庭の法は我が國に行はれしが之をして熾ならしめしは正に鎌倉時代禪宗の傳來にありしなるべし。禪宗傳來して各種の藝術發達し文化を促進したりしが禪の本義は自然の形趣を尊び之と融和し一致するにあり。されば禪林にありても「鬱々黄花是即眞如、青青翠竹無非眞如」又「溪聲即是廣長舌、山色豈非清淨身」と説けるが如きは確に禪の宗風と自然の形趣が一致せることを示すものにして、これやがて禪の隆盛と共に作庭造園を發達せしむるに至りしなり。而して作庭として傳へらるべきものは山城松尾谷西芳寺の林泉なり。西芳寺は夢窓國師の建立せる所にしてその林泉は國師の築造に係れり。池水は心字形をなし黄金と名づけたり。水は清澄にして淨土八功德水と稱せられその山水の景勝は天下に冠たり。無縫塔ありて閣上に佛舍利を納め、閣下を瑠璃殿と稱して禪觀の道場とし、國師その廊壁の間に偈を題して「仁人自是愛三山

静、智者天然樂、水清、莫、怪愚、戀、愛、山水、只、圖、繪、此、碼、清、明」とし、池水を隔てて山頂に縮遠亭あり。その入所の門を向上關と云ひ、岸の筧を曹源の一滴と呼び、蘿を攀ち柴を採りて登る道四十九廻あるを通霄路と稱せり。その間苔滑に雲粘し萬叢綠樹の間に座禪堂ありて指東庵と名付けぬ。國師この綠樹の狀を「かくせたゞ道を柴の落葉にて我すむ宿と人に知らすな」と詠ぜり。これ等は明かに國師が林泉に志を寄せたりしことを知るに足るべし。足利氏歴代この林泉を愛して之に遊び船を池水に浮べて清遊せしこと屢、當時の日乘に見る所なり。この林泉の外に天龍寺・臨川寺等作庭の模範とするに足るべきものは皆國師の經始に成れり。従ひて室町時代五山の隆盛になると共に林泉の築造せらるゝもの甚だ多し。而して林泉のその面影を現在に残せるものは金閣・銀閣及び龍安寺等なり。金閣・銀閣の園池に就きては既に説きたれば又説明するの要無し。されどこれ等は多、西芳寺を標準とせるなり。即ち銀閣の如きは藤涼軒日録に「於東山被移西方之境界」長享元年八月二日の條とあり、又京華集慈照院殿逆修散説に「准三后相、收東山、大開、新府、研、青山、導、白水、五步一樓、十步一閣、絶頂構、亭、山畔築、庵、皆象、於、西、芳、舊、製」とあれば義政が西芳寺の林泉を象りて築けるものなること明かなり。勿論山容水池の形に依り各自景趣を異にすれども大體の結構自、類似せるは止むを得ざるなり。されども更に進んで仔細に各自を比較すれば孰れも亦特色を有せり。これ築造に關して各自獨特の意匠を凝らせるが爲めなり。即ち金閣は寢殿造なれば純粹の禪宗式の林泉をその儘用ふべからざるを以て稍、趣を異にせり。而して銀閣は禪宗式の書院造なれば禪宗の興隆と共に發達せる林泉を築くに最も適應せるなり。この外現存せざる林泉にして東山時代に作られしものには室町花御所・高倉御所及び龍安寺の庭等あり。花御所の泉石に就きては相國寺中勝定寺の白蓮、永安院の

梅樹及びその他諸寺の樹木花卉を徴し、山名持豐をして泉石を運ばしめ、芬陀利院の樹石をも召寄せたり。藤涼軒日録

寛正元年二月廿七日、四月一日・三日、五月九日、閏九月十六日・十七日の條。而してその結構は詳かならざれども藤涼軒日録に「東面梅花且開、池上水肥、欄畔松老、絶景溢、目」文正元年正月廿五日の條とあり、又「白藤紅躑躅花之御庭、南面障子被、開、之、衆皆爲、快也、

白藤翠葉覆、黒木亭子爲、蓋、如、葺、人、屋、尤爲、奇、其、左右安、小床、以、黒木、造、之、其、椽、作、不、美、乎、其、前、栽、紅、躑、躅、想、花、之、時、可、乎、即、今、翠、葉、繁、茂、與、藤、葉、相、接、而、其、翠、如、積」五月十六日の條とあり、又碧山日録に「自、南、面、一、見、三、所、

築山水之境、置、華、亭、於、青、松、之、場、繫、畫、於、白、沙、之、洲、奇、花、珍、品、鳧、雁、鷺、鷺、遊、目、之、資、不、可、以、數」應仁二年十一月六日の條と

あるに考ふれば泉水あり、梅・白藤・花躑躅及び青松翠葉の植込等ありて景趣佳絶なるを明かにすべし。又高倉御所は藤涼軒日録に「彼御所庭間被、移、西、芳、精、舍、之、勝、概」寛正三年七月十七日の條とあれば西芳寺の園池を模範とせるもの

なり。その林泉の絶妙なることは又藤涼軒日録にあり。次に龍安寺の林泉は徳大寺實能の有せし宏壯なる山莊にしてその内に徳大寺を建てて以て家名としたりし地なるを細川勝元が請ひ受け、寶徳二年に妙心寺五世義天を請して龍安寺を開創せり。その林泉は有名なるものなれども形態は後に變更せられたれば詳かに知り難し。現今の林泉を東山時代に相阿彌に依りて作られしと説くものあれどもその誤なるはこの林泉を説きし當時の記録と一致せず、又相阿彌は作庭に技能ありしとは信ぜられざるは既に説明せる所に依りて明かなり。此の如く東山時代に築造せられし林泉は多かりしと雖も銀閣を除くの外は現存せるものなし。

この時代に斯く多くの林泉が築造せられしは義政の多趣味なるに加へて林泉を愛好するの雅懐深かりし爲めに基因するは勿論なり。且つその被護の下に作庭の妙手善阿彌の在りしことを記憶せざるべからず。善阿彌は義政

同朋の一人にして實に河原者なりしなり。河原者とは屠者にして當時最も賤業として卑しめられしものなり。社會的に階級制度門閥制の嚴重なる時に當りて義政がその技能を愛して之を拔擢登用せる雅趣は深く之を認めざるべからず。善阿彌の技倆に就きて藤原軒日録は泉石妙手と評し、又「以此上命下知之、想以三丘壑經營之妙手、而慈愛彼、尤過三分甚爲厚也。」寛正四年六月十四日の條。とありて義政が善阿彌の疾に罹れるを憐み庭園經營の妙手たるを愛して特に醫者を遣はせる懇情を説けり。又「前夕往于睡隱、見築小丘山、善阿彌築、其遠近峯岡、尤爲奇絶也、對之不飽、忽然而忘歸路也。」文正元年三月十六日の條。又「善阿彌自公方之所預置之盆山尤奇絶、而來見之、即歎美刻移、彼者築山引水妙手無此倫、仍賞心倍于他手、愈保三重之鎮護之。」文正元年四月十九日の條。又鹿苑日録に「爲山植梅排石、天下第一云爾」長享三年五月廿日の條。とありて善阿彌の作庭の妙技時流に卓越して天下第一と稱せられ義政の殊寵を蒙れるを知るべし。九十七歳にて歿し嫡孫又四郎祖父の業を襲ぎ作庭の法を等持寺景徐周麟に説くこと藤原軒日録及び鹿苑日録にあり。これ等に依りて東山時代隆盛となりし作庭は義政の愛好癖と天下第一と稱せられし善阿彌の奇才ありて天稟の妙技を揮ひしが爲めなり。この餘を承けて又四郎亦斯道の造詣深かりしかばその手に成りし作庭多かりしなり。かく神材鬼才相踵いで出でし爲めに作庭の術大いに流行しその手法傳授等世に現はれ作庭法構成せられたりしなり。従ひて作庭隆盛なりし影響を受けて妙心寺の法弟市隱般若坊鐵船が美濃鶴沼にありて假山水を造りてその譜を撰せり。續群書類從。かくして作庭の法益、盛となり、時代の特色を發揮せり。されど作庭の法若しくは傳授等起ると共にその本質は時を経るに従ひて没却せられて技術の末節にのみ拘泥し形式的傳統に捉へらるゝに至り、作庭も時代を経るに従ひ無意義の經營を爲し自ら衰微するの止むなき状態となれり。

第四節 香道

香道は薰物合タキモノアヘセと稱して延喜・天曆の昔より我が國にも行はれし雅遊にして薰物即ち香を聞き分くるにあり。之を香合かうあはせとも呼べり。それは會者を左右の組に分ちて香を焼きそれに用ひし合劑の多少種別に依りて香名を聞き分けしめ、判者點を採りてその優劣を定め勝敗を決するにあり。而してその香の要素となれるものは普通には梅花・荷葉・菊花・落葉・侍従及び黒方くろかたの六種にして、何れも沈香を基とし他の合劑に依りて作られ各薰趣を異にせり。例へば梅花は春、荷葉は夏、菊花は秋、落葉は冬、侍従・黒方は霜雪の頃なるが如く各薰趣を有せり。これ等六種を能く聞き分くるを斯道の優者として稱揚せり。文明十一年の五月雨日記に依れば古式にては左右座上に香疊を香盆に載せ、左座上の人火取に香を焼き、右の座上の人に出し座末迄之を聞かして又同様にして右座上の人火取に香を焼き、左の座上の人に出し座末迄之を聞き、左は右に右は左に香名を問ひ判者之に依りて優劣を定むるにあり。されども室町時代にては斯る法式も略せられ、直ちに左右交互に香の優劣を判じ、香名を詩歌・物語・催馬樂・管絃の譜等に關係ある名を付したりしがその名の良否も亦勝負に影響せり。之をば名香合と稱せり。この他に組香なるものあり。幾種の香を打續きて聞きこれ等の異同を辨別するにあり。之に十柱香・六種香・七種香等の稱あり。これ香の種類にあらずして香疊の數を云ふなり。かゝる雅遊は鎌倉時代より盛となり室町時代に至りて一層隆盛となれり。勿論義政が特に之を隆盛ならしめしにはあらざるも他の茶道・花道等と同様に東山時代に廣く行はれたるもの、如し。近衛政家の日記なる後法興院記及び三條西實隆の實隆公記等に屢

開香の行はれし記事あるに徴しても當時の様を考ふるを得べし。されども後世に所謂開香の作法儀式の如きものは尙この時代に存在せりと信ぜられざるなり。この時代以後に三條西實隆が最も開香に堪能にして精通し、子孫三世相承けて之を傳へて家道となしより之を御家流と稱し、作法・儀式等新に設定せられ之に對して他の諸流起れり。從ひて東山時代には未だ作法儀式を定むるには至らざりしなり。世に義政が數寄の餘開香の儀式を創むと説くものあるは何等の根據もなく全く誤れるなり。

第五節 茶 道

茶は王朝時代の昔より我が國に植ゑられ近江・丹波・攝津等よりは年々朝廷に進貢せしめられたり。而して煎じて之を服用せることは類聚國史^{三十}に嵯峨天皇が弘仁六年四月近江唐崎に行幸ありし際に崇福寺に過ぎられしに住持永忠が「手自煎茶奉御」とあればその用法明かにして全く藥草と同様に考へられしなるべし。これ都良香の都氏文集^三銚子廻文銘に「多煮茶若く飲來如何、和調體内散悶除病」とあるに依りて知らるゝなり。かく煎茶は藥法として用ゐらるゝと共に宮中の季御讀經に僧衆に施行せられたりしが廣く世に行はれざりし爲めに茶園も廢れて顧みられざりき。^{西宮記}。されば一般には茶の效能を知らざりしが建仁寺の榮西が支那に赴き宋の各高僧に就き求法參禪して歸國するに當り茶種を將來せり。然るに鎌倉幕府の將軍源實朝が建保二年四月宿醉の爲めに病惱に冒されし時偶々榮西加持に候したりしが之を開きて茶一盞を進め茶徳一卷を進めぬ。^{吾妻鏡}。この茶徳一卷は即ち喫茶養生記なるべし。^{群書類從}。その説明に従へば方寸匙二三匙を熱湯にて服すれば食を消し、渴を止め

て養生の仙藥・延命の妙術なりと云ふ。さればこれ抹茶なるべし。從ひて往昔は煎茶なりしも鎌倉時代より抹茶を用ゐしものなるべし。而して榮西の將來せる茶種をば明惠上人山城梅尾に植ゑたりしが之を第一として本茶と稱し、仁和寺・醍醐・宇治・葉室・般若寺等のものは之に次ぎ本茶に對して非茶と云ふ。これ等本非の茶を様々に按排して所謂十種茶・六色茶・四種十服・二種四服等の名起れり。これ茶味を本非異同を別ちて鑑別するものにして香道と趣を同じくせるものなり。^{異制庭訓往來}。この鑑別の巧なるを茶飲みと稱し、茶飲みを極めて勝負を争ひ賭物を出すこと吉野時代の頃流行せり。彼の花園院宸記に「資名卿・實定卿已下々々近臣等祇候、有飲茶勝負、被_レ出_二賭物、知_二茶之同異_一也。」^{元弘二年六月五日の條}。とあるは能く當時の状況を説明せるものなり。從ひて茶會は全く遊興の會なりしこと明かなり。尙太平記^{六十}に佐々木道譽がその宿所に七ヶ所を粧ひて七番茶を調へ、七百種の課物を積みて七十服の本非の茶を飲むと説きたるに考ふれば茶會は一種の盛宴にして鬪争を競ふの會となり毫も數寄の意味を有せざりしなり。その後室町時代に入りて茶會も多少趣を異にし單に盛宴とはならずして一の遊興となれり。これ建内記に「向_二淨花院_一、依_二招引_一也、飾_二方丈_一有_二點心_一、有_二回茶_一、出_二珍物_一、取_二孔子_一、其體盡_二風流_一、其興盡_二風味_一。」^{文安四年四月廿五日の條}。とあるに依りて知らるゝなり。この風流と云ふは後世のそれと意義を異にし遊興と解すべきものなり。又風味を盡すとあれば遊興の具として用ゐられ未だ數寄の意を有せざるは勿論なり。而して經覺私要集に「於_二部屋_一若輩等爲_レ瓶_二喝食_一、十種茶張行。」^{文明四年正月廿一日の條}。とあれば茶會も各種の遊興に利用せられて極めて鄙俗のものたりしなるべし。かくして茶會は遊興として各種の意義を有したりしが義政は東山に幽棲するに及び同仁齋に茶會を催せり。その茶會に關する記事は記録に見ゆるもの無しと雖も室町邸にありし際に用ゐし諸

道具の内に茶入・茶壺等ありしに考ふれば茶會を催せしことは想像し得らるゝなり。而して義政は自ら茶を點じて近臣に振舞ひしものならん。されど世に傳ふる如き茶式及び作法・典禮等當時に初まりしものにはあらざるべし。貞丈唯義政は茶道をば單なる遊興より之を數寄、若しくは侘に導かしめし點はありしなるべし。從ひて眞に數寄の意義を有するに至りしは全くこの後の事なり。二水記に「午時參三青蓮院、萬里小路河野少將・高倉少納言等同道、於三池中嶋有御茶種々儀尤有興、當時數寄宗祇祇候、下京地下入道也、數寄上手也。」大永六年八月廿三日の條。とあれば茶會が數寄の意義を有するに至りしは大永の頃即ち東山時代以後のことに屬せり。かく説明し來れば從來茶人世譜・茶人大系圖・茶道之系等に東山時代を茶道の隆盛なりし時と解し、同朋は皆斯道の宗匠なるが如く説くは毫も根據なき所説にして義政を斯道の發案者となす如きも信するに足らざるものなり。思ふに茶道は義政が之を遊興より數寄に導きたるに加へて一方禪林の間に行はれし煎茶・點茶の式の行はれしを更に轉用して後に數寄の道を定めて茶式なるもの創められしものならん。

第六節 文學

東山時代の文化として文學の情勢を考ふるに一般には決して進展發達せりとは爲すべからず、寧ろ退歩墮落せるものも尠なからざりき。これ文化が概ね雄大ならずして纖弱劣悪なると共に文學も多く細末の形式にのみ趨りて細節末葉にのみ偏重し、高邁悠遠なる思想に關する所あるものゝ如し。これ全く時代の影響を蒙りて斯る程を有せしものなり。時代の初めに於ては前代の情性に依りて天下靜謐なりしと雖もその後諸家の鬭爭戰亂相踵いで

起れり。戰亂勃發するに及び五山學僧は勿論京籍も京都に住する能はずして難を地方に避け僅に生活せり。されど五山學僧及び京籍の學者がこの厄難を蒙りし爲めに却りて研鑽を重ね文學を後代に貽せしものあることは忘るべからず。應仁の初めに京都戰亂の衝となるや僧瑞溪周鳳・綿谷周慶・一休宗純・桃源瑞仙・横川景三・景徐周麟等相踵いで地方に赴き、一條兼良・飛鳥井雅康・姉小路基綱・連歌師心敬・專順等も亦京都を去れり。これより京都は文化の中心たるべき實質を失ひて地方に文化は廣く傳播せられたり。五山學僧の中瑞仙・景三・周麟等は近江に赴きて山上の水源寺に寓せり。佐々木氏の一族小倉實澄は此等學僧を迎へて厚く保護し、水源寺の側に識蘆庵を營みて屢、詩會を催し旅情を慰めたり。その事歴は景三の東遊集に詳かなり。實澄の如きは稀に見る篤志の士にして五山文學の隆盛とその維持には偉大なる功勞ありしものと云ふべし。この他周鳳・周慶は山城北岩倉に、宗純は薪圃恩庵に遁れしが大和・河内・美濃・丹波・越前等所縁に従うて學僧は各、一身の安定を圖れり、兼良等は奈良に、雅康・基綱等は近江坂本に、心敬は關東に赴けり。かく文學の巨匠學僧が一時に京都を去りしかば文化も隨にその影響を受けて健全なる發達を遂ぐる能はずして一大打擊を蒙り、益々萎微衰頹するに至り雄大高遠なる思想は之を索むべくもあらずして徒らに詩句の末を究め僅に註疏にのみ專念せざるべからざるに至れり。これ東山時代の文學が衰微するに至れる主なる理由の一と考へ得らるべし。今その文學を更に五山文學・京籍の學及び歌道等に分ちて之を概説して文化の趨向を説明せんとなす。

第一 五山文學

五山叢林の間に於てはその本義たる修禪參道は日に衰頹し、繙徒は多く文字に馳せて詩頌・聯句・文章に没頭

し、儒學・宋學に志を寄せ、史學を發揮して外典にのみ耽り復内典を顧みるもの尠なりき。従ひて文學としては北山時代のそれと異なるの趣を呈し、自ら東山時代としての特色を有せり。勿論詩頌・文章としても明人のそれと比較して毫も遜色無きものありと雖も一般には衰微せるの觀あり。而して文字章句の末節にのみ捉はれ註疏に専念せるもの多し。されば註疏の隆盛なるは恐らくは多く他の時代に比倫を見るを得ざるべし。彼の瑞溪周鳳の陸説、大岳周崇の翰苑遺芳、桃源瑞仙の史記抄、江西龍派の東坡詩抄、膝桶萬里の坡詩を抄せし天下白、黃山谷の詩を抄せし帳中香等は正にこの時代を代表すべき註疏なり。されば學者はこの時代を稱して註疏時代と稱するも亦故ありと云ふべし。かく註疏のみ隆盛となるに及び思想的の研索は廢れ精神的の基礎を樹立し得ざるを以て一般に指導の中心たるを得ざりき。是に於て世相の不安に驅られて廣く思想的指導・人心の安定を要望するの氣運を更に促進することとなり、淨土教の流布弘通を餘儀なくせしむるに至れる一原因となりしなるべし。今この時代の文學を便宜註疏・宋學・詩文及び史學に分ちて之を次に説明せん。

甲、註疏 東山時代に於ける五山文學として最も隆盛なりしは註疏なり。註疏は先賢の述作に係れる文章に註を加へてその意味を解説し、更に疏に依りて之を説明せるものにして實に講學の指針たりしなり。五山學僧の間に之を盛ならしめしは講學の風隆盛となりし氣運を徵するに足るべきものなり。而して先づ註疏に着手せるは義滿に歸依せられたる南禪寺の大岳周崇にして蘇東坡の詩を録抄し翰苑遺芳を著はせるに始まれるならん。周崇は初め關東に遊び金澤文庫に就きて學び深く漢籍を修め、京都に來るに及びて屢、之を講ぜり、彼の竺雲等連が漢書に精通し漢書連と世に呼ばれしは全く周崇に師事してその垂示を蒙りしに依れり。尙等連は相國寺の桃源瑞仙

に就きて漢書を學び應仁の大亂前後に於て屢、講説し聽講する者多かりき。後にその所説を録して月舟壽桂が漢水餘波を編せり。幻雲文集、碧山日錄。既に周崇が東坡の詩を抄録したる後を承けて建仁寺の江西龍派の如きも東坡の詩抄たる天馬玉津沫を編せり。而して瑞溪周鳳は少より東坡の詩を愛し殿中周璽・惟肖得巖等も亦之を好み、禪林の間に盛に愛唱せられしかば周鳳はこれ等に就きて見聞せる所を録して陸説を著し、毎句諸説を列舉して末にその優劣を判せり。蓋しこれ師古の漢書を註せるの法に倣ひしものなり。而して古人の未だ註し及ばざる所は苟も左證あれば則ち之を探り、仍りて之を陸説と名づけしなり。抑、周鳳は禪林の長老にして東山時代第一の學僧にして叢林には之を師宗として景慕せるもの甚だ多し。而もその學風は寧ろ儒者の趣ありて純粹の禪徒にあらざるに徴すれば五山の間にこの思想廣く提唱せられしなり。これやがて禪風衰頹し儒學に偏するの傾向を示せるものと云ふべし。周鳳の教を受けし者に桃源瑞仙あり。坡詩を抄して蕉雨餘滴と云ふ。この他易を抄して百衲襖と稱し、史記并に三體詩をも抄せり。百衲襖二十五冊各卷の末には多くその所志を述べたり。往々卓見明達の語あり。其五に「(文明五)文午小春念四之夜、三更抄此篇一畢矣、余之貧與寒俱徹骨也、勝去年焚無膏油、猶分延丈之燈焉」とあり。又十卷の終に「余也、此年爲三山風瘴氣所侵、而衰病相加、爲廢人久焉、雖不以文字一業之、動如故疾復發二耳」と書ける如きは克く困苦缺乏に耐へ勵精抄書に努めし狀を察し得らるべし。瑞仙と併せ稱せられしものに萬里周九あり。初め相國寺玉龍庵に入りしが尋で還俗せり。その註疏に天下白あり。これ坡詩を抄せるものにして芳陞翠翰苑遺芳、の三部に未だ錄せざるものを擧げて之を載せ異説を掲げしものなり。その天下白の名は夢中に東坡が來りて告ぐる所の語に従うて名づけしと云ふ。この他黃山谷の詩を抄せし帳中香及び三體

詩を抄せし曉風集あり。此の如く叢林の間に於て註疏盛に行はれ杜甫・東坡等の唐詩を傳唱するもの甚だ多く時代の風尚を爲せるを知るべし。かくして註疏のみ行はるゝと共に先人の糟粕をのみ嘗めて敢て新學風の樹立を考ふるの餘裕無くして學問は徒らに末節にのみ馳せて又暢達する所無く禪風は漸く衰微するに至れり。

乙、詩文 五山禪林の間に於て詩文の作甚だ盛にして傳ふるに足るべき雄篇名吟詩なからざりしが既に説きし如く詩に於ては江西龍派、文に於ては惟肖得巖、駢體に於ては太白眞文、講説に於ては心田清播が卓絶して叢林の四絶と稱せられしがこの餘流を汲んで名を當代に顯はせしもの多し。江西の門流には瑞巖龍惺・九淵龍暉・慕哲龍攀・正宗龍統・常庵龍崇等あり。これ等の中龍惺・龍統最も著はれぬ。龍惺は初め龍章と稱し仲遠と號せり、和泉石津の人にして明德の亂に薨れし山名氏清の甥なり。氏清の義滿に誅せらるゝや逃れて山名時熙に頼り後に建仁寺に入りて勤學倦ます年を経るに従ひて博識詩文を善くし、江西・基督に従ひ學び、尋で南禪寺に赴きて惟肖に就き、文を學びて學道大いに揚り、後山名宗全の推舉に依りて南禪寺に住し寛正元年閏九月寂せり。江西・惟肖以後に於て詩文を以て鳴るもの龍惺に及ぶもの無し。その行歴の詳細は龍統の瑞岩禪師行道記にあり。秀尾長柄帶。又龍統は正宗と呼び蕭菴と號し、江西の甥なり。幼より詩文に暢達して名聲叢林の間に高し。江西は慎重容易に門下に許さざりしも龍統の才を知り深く之を敬賞してその詩の扇上に「斯文付賢姪、全趙一相如」と書せり、以て當時異數の贊詞となせり。その兄龍朝は寶徳四年入明使允澎に従ひ龍暉と共に明に赴きし時龍統の詩文を携へて北京に到り、大興隆寺金盞質庵の室に投じて之を示せり。質庵その字畫道美・句法清新なるを見て明の作者も遠く之に過ぐる能はずとして次の一絶を書せり、「齋居幽爽絕塵氣、華室扁書蕭子雲、最愛高僧才氣美、

天葩落筆吐奇分」と。これ切に龍統の才器を宣揚せるものなり。尋で龍朝等は南京に到りて四明に遊び、才徳兼備を以て令名ありし衛時用に交りしに又正宗の風を聞きて一律を録せり。即ち「青年德望冠時髦、志氣凌雲萬丈高、海外共誇駢駢足、斗南爭覩鳳凰毛、詩才李杜聲名匹、文勢歐蘇氣象豪、幾度相思欲相見、烟波渺々夢魂勞」と賦せり。これ等は明人の徒らに稱讚せるものなりと考へられざるにあらざれども他に復この類の評語を受けしもの多からざれば又以て龍統の詩才溢美なりしを察するを得べし。これ等の外に東福寺にありし颯之慧風、南禪寺にありし村庵靈彦等は又詩才に名あり。慧風は初め岐陽方秀に従ひ外典にのみ心を専らにして出世せず。永享の初めに入明して蘇杭の間に遊び、やがて歸朝して東福寺岩栖院に居れり。その文章を集めしものに竹居清事あり。明人守墨の跋語跋文あり。その跋語に「他日禪林修語錄、百年文藝勳二法桑」の結語あり。寛正五年十一月義政は承勳西堂を伊豫に遣はすに當りて勝元は慧風を副使として之に従はしめ周防大内教弘を訪はしむ。この行憲風はその作る所の詩文を編して西遊集と云ふ。靈彦・龍暉共に序跋を作れり。一條兼良は之を一讀して「五十年來不有此作矣、天之未喪斯文」と評せり。以て詩文に於て群納を壓せるを知るべし。竹居清事、西遊集。靈彦は初め南禪寺善住庵に投じ、六歳にして學に就き讀む所の書を再びせず、目に過ぐる所必ず誦し、聞く所忘る無く且つ詩に巧なり。惟肖之を奇とし、細川滿元深く之を愛し義持亦愛撫し後小松上皇に謁せしむ。時に八歳なり。上皇制試せらるゝに及び直ちに「不意青雲上、揮毫賦野詩」と書けり。上皇は此の如きの小童古に聞きて今に見すと大いに賞せられぬ。依りて惟肖は希世と名づく、蓋し希世の才なりと云ふにあり。尋で江西に就きて詩の評削を請ひて學道の日に進み、天下の書讀まさる無く古人の疑義を決する破竹の如し。その才識當時比儔

する者無かりしも一生出世せずして唯侍者たるに止まり南禪寺聽松院に居れり。されど徳齒並び貴きを以て毎に五山長老の上において將相貴紳咸な轅を扶けて羅迎し世の尊敬を蒙ること大なりき。壽八十六、長享二年に寂す、その文集を村庵稿・雪巢集と云ふ。禿尾長柄

五山の詩文は義堂周信を首とし絶海・太白・惟肖・惺隱・江西・心田・瑞岩・瑞溪・九淵等を経て村庵を以て最尾とするものゝ如し。建仁寺の文學が禪林絶唱各十首を義堂以下二十人に就き集め二百首とし花上集と號せり。村庵示寂後に月翁・蘭坡・天隱・正宗・了庵・桂林・景徐の七僧詩に於て名あり。これ等の詩を集めしものを北斗集と稱せり。されども花上集に及ばざる遠し。従ひて叢林の詩文は村庵以後は衰へたりと云ふべし。讀本朝通

丙、宋學 禪は宋儒の説と一致する所多かりしかば五山叢林の間に於て宋儒の學説行はれしが東福寺の岐陽方秀は程朱の新註を得て常に之を叢社の間に説き斯學を隆盛ならしめしことは北山時代文化に於て既に之を説けり。岐陽受業の徒に雲章一慶あり、九條關白經嗣の子なり。名門に生れて夙に朝紳の榮を厭ひて禪門に入り岐陽に就きて程朱の學を受け大いに啓發する所あり。岐陽が東福寺に住するに及び輪藏を掌りて群書を閱讀し、岐陽と共に碧巖集を評論して之を歎賞せしめたり。その後東福・南禪兩寺に相次いで住したりしが叢林衰微し流弊日に多きを歎じ衆の爲めに百丈清規を講じ諸家の説を集めて清規要綱を編し、五燈錄の異同あるを正して五燈一覽を作り後學討究の資とせり。又程朱の學を流布せしむる爲めに理氣性情圖及び一性五性例儒圖の著あり。この二著は共に宋儒の説を敷衍せるものなり。又岐陽の門に建仁寺の惟正明貞、東福寺の景召瑞業あり。共に博學多聞

にして世に傳稱せられ師道を繼ぎて程朱の學に精通せり。この二僧の教を受けしものに桂菴玄樹あり。玄樹は周防山口の人にして早く京都に上りて惟正等に就きて能く新註を會得し深く之に習熟したりしが岐陽の四書及び詩經等の和訓が果して朱子の正説を傳ふるや否やを疑ひ、明に赴きて更にその蘊奥を究めんとせり。時に幕府遺明使天與清啓に従ふ者を選ばんとし知名の柄子八十餘人を南禪寺に聚めて題大梅々子を與へて磬一聲各、詩を賦せしめその材を闢はしめぬ。時に桂菴は響に應じて直ちに詩を賦せり。仍りて披擲せられて應仁元年清啓に従うて明に赴き憲宗に謁し歸途蘇杭の間に遊び、學徒に就きて朱子學を修め、曹端の四書詳説その他註釋の精粹を究め、巨儒碩學に就き更に深く審義研究して居ること七年、文明五年に歸朝して京都に如かんとしたりしも戰亂の爲めに巨利多く焼失し、學僧四散すと聞きて長門より石見に入り、やがて豊・筑・肥に遊べり。到る所老師宿儒咸な崇敬措くなし。肥後菊池に於て菊池重朝が聖廟に釋奠を行ふや桂菴之に與れり。而して源基盛は桂菴に就きて學が四書本文を寫し和點を施せり。尋で文明九年十二月島津武久に請せられて薩摩に赴き寵遇を受け鹿兒嶋の海岸桂樹菴に居り、之を又島陰寺と稱せり。これ鹿兒嶋灣内向島の島陰に在るを以てなり。武久は寺田を給して厚く之を保護せり。而して桂菴も亦深くその知遇に感じて講學に勉め、國宰伊地知重貞と謀りて大學章句を刊行せり。これを我が國に於ける新註開版の初めとす。是に於て程朱新註廣く世に行はれたり。初め我が儒學は菅・江二家の世傳となり古註のみ行はれて多く新註あるを知らざりしが、玄樹の鹿兒嶋に講學せるより士庶その門に遊ぶもの多く、他の地方の者も亦盛名を聞きて來り學び、朝野好學の士靡然としてその門に馳せ宋學非常に隆盛となり、桂菴は家法和點を編してその門下に教授せり。かくて宋學隆盛の餘澤は遠く後世に及びて江戸時代宋學隆

運の基をなせり。鳥陰集・漢學紀源・破
牧義・桂菴法和點。これ薩南に於ける宋學の發達せし徑路概要なれども京都に於ては桂菴の如き中心人物なければ宋學は盛なりしとは云ふ能はざるも五山叢林の間に於て儒佛一致説は宋學と共に尙強く力説せられたり。彼の瑞溪周鳳は「曰釋曰儒、假也、妄也、不二境中何異有之哉。」翰林胡文獻集・興
宗明教誨師行狀と説き瑞仙桃源の百衲襖に震下坤上を解して「乾坤二卦以降此卦可言者多矣、程朱二先生於象辭二有許多說可謂盡矣」と論じ、乾下兌上を解して「此卦九五象下傳曰、人心一有所欲、則離道矣、朱氏附錄曰、這是說那微茫間有此二箇意、思斷未得、釋氏所謂流注生嗚乎、儒佛不爲二也尙矣」と説けり。これ等は程朱の易の新註が瑞仙に依りて讀まれしことを知ると共に儒佛一致説が學僧の間に傳唱せられしことを明かにすべし。この他五山の間に儒佛一致の説を唱導せるもの多くして宋學流布するに従ひ益々、その説盛に行はれたり。されば東山時代に於ては北山時代の餘流を受けて宋學性理説は五山の間に提唱せられ特に薩南に於ては桂菴の如き人材出でたれば宋學甚だ隆盛となれり。

丁、史學 吉野時代に北畠親房が僧玄惠に就きて資治通鑑を學びたることは尺素往來に之を説けり。されば親房が通鑑に精通せる爲めにその立論の基礎たる名分論は深く研究せられ神皇正統記・職原抄の述作も亦之を論ぜしものに外ならざるなり。これ實に當時に於ける史學の研究と云ふべし。その後室町時代となりて大岳周崇が關東に遊びて漢書を學び、歸洛して屢々五山の間に之を講ぜり。竺雲等連は周崇に就きて之を學べり。竺雲は博く内外の典籍に通じ暗誦せるもの多かりしが特に漢書に精通して能く漢史を講説せり。東西の禪徒皆その講筵に列せり。而して未だ刊本あらざりしかば皆之を筆寫して句點を施せり。綿谷周時の如きも本文及び劉宋の新註を寫

したり。瑞仙桃源も亦竺雲及び綿谷に従ひて之を學び大いに會得する所あり。尙深く史學を修め遼固の書を喜びて史記抄を編せり。この竺雲・瑞仙の教を受けたる月舟壽桂更に漢書・史記を合せて一書を成せり。之を漢水餘波と稱せり。碧山日錄・
幻雲文集。かく支那の史學は叢林の間に盛に研究せられしが建仁寺の桂林徳昌又史學に精しく童蒙の爲めに史學提要抄を撰せり。その書傳はらされども妙心寺塔頭雜華院の一宙東默の自書に多く引用せる所に依れば支那の史籍を抄出せるものにして日本の攝家・清華等の説明をも加へたり。これ等に依りて考ふるに東山時代に於ては支那史の研究と共に國史も亦多少研究せられたるものゝ如し。即ち東山時代に於ては叢林の間に於て史學の研究盛となりしがこれ主として支那史の研究にありしも國史も亦多少討究せらるゝの氣運に向へり。